

阿賀町地域防災計画

(風水害等対策編)

令和8年2月修正

阿賀町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨等	1
第2節 町民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 阿賀町の自然条件	11
第4節 阿賀町の社会的条件	12
第5節 阿賀町の災害の特性	15
第2章 災害予防計画	21
第2章－1 自主防災意識の向上	21
第1節 防災教育・訓練計画	21
第2節 自主防災組織育成計画	27
第2章－2 防災まちづくり	31
第3節 災害に強いまちづくり計画	31
第4節 集落孤立対策計画	36
第2章－3 施設等の災害予防計画	39
第5節 建築物等の災害予防計画	39
第6節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	41
第7節 鉄道事業者の災害予防計画	45
第8節 土砂災害予防計画	47
第9節 河川の災害予防計画	52
第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画	54
第11節 防災通信施設の整備と風水害対策	56
第12節 電気通信事業者の風水害対策	58
第13節 電力供給事業者の風水害対策	61
第14節 ガス事業者の風水害対策	63
第15節 上水道施設の風水害対策	64
第16節 下水道施設の風水害対策	69
第17節 危険物等施設の風水害対策	73
第18節 火災予防計画	77
第19節 水防活動の体制整備	82
第20節 廃棄物処理体制の整備	84
第2章－4 避難・救援・救護体制の整備	87
第21節 救急・救助体制の整備	87
第22節 医療救護体制の整備	90
第23節 避難体制の整備	93
第24節 要配慮者の安全確保計画	102
第25節 食料・生活必需品等の確保計画	109

第26節	学校・文教施設における災害予防計画	112
第27節	ボランティアの受入れ体制の整備	117
第28節	事業者等の業務継続	119
第29節	町の業務継続計画	121
第3章	災害応急対策計画	123
	災害応急対策タイムスケジュール	123
第3章-1	災害応急体制	131
第1節	災害対策本部等の組織・運営計画	131
第2節	職員の配備・招集	140
第3節	防災関係機関の相互協力体制	143
第3章-2	情報の収集・伝達・広報	147
第4節	気象情報等伝達計画	147
第5節	洪水予報・水防警報伝達計画	155
第6節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	164
第7節	災害時の通信確保	166
第8節	被災状況等収集伝達計画	169
第9節	広報計画	172
第3章-3	避難・救援・救護	180
第10節	町民等避難計画	180
第11節	避難所運営計画	186
第12節	避難所外避難者の支援計画	192
第13節	孤立集落対策計画	194
第14節	自衛隊の災害派遣計画	197
第15節	輸送計画	204
第16節	警備・保安及び交通規制計画	208
第17節	消火活動計画	217
第18節	水防活動計画	221
第19節	救急・救助活動計画	223
第20節	医療救護活動計画	226
第21節	防疫及び保健衛生計画	229
第22節	こころのケア対策計画	233
第23節	トイレ対策計画	235
第24節	入浴対策計画	237
第25節	廃棄物の処理計画	239
第26節	食料・生活必需品等供給計画	241
第27節	要配慮者の応急対策	245
第28節	学校・文教施設における災害応急対策	248
第29節	障害物の処理対策	253
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	256

第31節	愛玩動物の保護対策	259
第3章－4	施設応急対策	261
第32節	公衆通信施設応急対策	261
第33節	電力供給施設応急対策	264
第34節	ガスの安全、供給対策	267
第35節	給水・上水道施設応急対策	269
第36節	下水道等施設応急対策	276
第37節	危険物等施設応急対策	279
第38節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	284
第39節	鉄道施設の応急対策	287
第40節	土砂災害・斜面災害の応急対策	291
第41節	河川施設の応急対策	293
第42節	農地・農業用施設等の応急対策	296
第43節	農林業の応急対策	298
第44節	商工業の応急対策	301
第45節	応急住宅対策	302
第3章－5	援助等の受入れ	307
第46節	ボランティア受入れ計画	307
第47節	義援金・義援物資の受入れ・配分計画	309
第48節	災害救助法による救助	311
第4章	災害復旧計画	317
第1節	民生安定化対策	317
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	323
第3節	公共施設等の災害復旧対策	325
第4節	災害復興対策	331

作成 平成19年 3月30日

修正 平成25年 3月31日

修正 令和 8年 2月26日

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害に対処するため、町、県、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき「阿賀町防災会議」が策定するものであり、本町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、本編の「風水害等対策編」と「震災対策編」、「個別災害対策編」並びに「資料編」で構成する。

このうち本編「風水害等対策編」の構成は次のとおりである。

第1章 総 則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

3 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める「防災基本計画」、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「新潟県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

4 計画の修正

この計画は、防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るものとするが、法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに法第42条第4項により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

町及び防災関係機関等は、平時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、特に必要と認める事項については、町民及び事業所等にも周知徹底を図る。

6 複合災害への対応

(1) 複合災害への備えの充実

町及び防災関係機関等は、複合災害の発生の可能性を認識し、災害対策への備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

町及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

町及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

7 用語の定義

主な用語の定義は、次のとおりである。

用 語	定 義
自主防災組織	町民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(災害対策基本法第2条の2関係)
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第8条第2項関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(災害対策基本法第49条の10関係)
避難場所	災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を、避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。(災害対策基本法第90条の2関係)
被災者台帳	被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳をいう。(災害対策基本法第90条の3関係)

第2節 町民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

(1) 町民・地域・行政（町、県及び防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、町民、地域、行政（防災関係機関）がそれぞれの責任と役割を果たすことを前提に、各主体の機能又は能力の不足する部分を外部からの支援と相互の連携により補うことにより、災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるような体制構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い阿賀町」を実現していく。

ア 町民及び事業所等（以下、「町民等」という。）に求められる役割

- (ア) 町民等は、災害又は災害につながるような事象への関心を高め、町民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 町民等は、自らの責任において、災害から自身及びその保護すべき者の安全を確保し、自らの社会的責務を果たすよう努めなければならない。
- (ウ) 町民等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町の防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。
- (エ) 町及び県は、町民等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 町民等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 町民は、その居住地域における安全確保のために相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 事業所等は、その立地地域において、町民等の行う防災活動への協力に努める。
- (エ) 町及び県は、町民等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 防災関係機関等（町、県及び防災関係機関）に求められる役割

- (ア) 防災関係機関等は、災害時の町民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟

第1章 総 則

- d 町の研修制度の充実、大学等の防災に関する連携により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
- e ハザードマップによる避難指示等、判断基準等の明確化
- f 災害対応業務のプログラム化、標準化
- g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築
- h 緊急避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

- (イ) 防災関係機関等は、平時から町民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実に努める。
- (ウ) 防災関係機関等は、町民等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 防災関係機関等は、災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 防災関係機関等は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実に努める。
- (カ) 町及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 町は、阿賀町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、阿賀町地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 支援と協力による補完体制の整備

防災関係機関等は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の自治体からの支援や、NPO、ボランティア、事業所・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。
- イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害等に集約されるが、豪雪地帯である町の自然条件にかんがみ、雪害対策計画として「個別対策計画編」の第2章において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

防災関係機関等は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 町全体の防災力の向上

消防団の組織力向上を図るとともに、自主防災組織の組織力の向上（レベルアップ）に努める。また女性の参加はもとより、地域のみならず雇用主等にも参画を働きかけ、町が一丸となつての地域防災力の向上を図る。

2 防災関係機関及び町民の責務

(1) 阿賀町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の区域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、平時及び災害時における女性の視点についての理解が促進されるよう防災担当部局と男女共同参画担当部局の連携に努める。

(2) 新潟県

県は市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関を援助し、かつその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害からその地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保

第1章 総 則

護するため指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県、国、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民

「自らの身の安全は自分で守る（自助）。自分たちの地域の安全は自分たちで守る（共助）」ことが防災の基本である。町民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

町民は、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、県、国、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

また、町民は、電気、ガス、水道等のライフライン及び物資流通の麻痺などが想定される3日分相当の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

(7) 企業等

企業等は、災害時に企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、企業等は、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるとともに、町その他の行政機関が実施する災害対策事業及び町民が協働して行う地域の振興に関する活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

町、県並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
阿 賀 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 阿賀町防災会議に関する事。 2 管内における公共的団体及び町民の自主防災組織の育成指導に関する事。 3 災害予警報等情報伝達に関する事。 4 被災状況に関する情報収集に関する事。 5 災害広報に関する事。 6 高齢者等避難、避難指示の発令等に関する事。 7 被災者の救助に関する事。 8 県知事の委任を受けて行う災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 9 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。 10 消防活動及び浸水対策活動に関する事。 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事。 12 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事。 14 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置に関する事。 15 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務及び施設、設備の整備に関する事。 16 上下水道等公営事業の災害対策に関する事。 17 他市町村に対する応援要請に関する事。
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事。 2 町、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事。 3 災害予警報等情報伝達に関する事。 4 被災状況に関する情報収集に関する事。 5 災害広報に関する事。 6 避難指示等に関する事。 7 町の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事。 8 町の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。 11 町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事。 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事。 13 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事。 15 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置に関する事。 16 緊急通行車両の確保に関する事。 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務及び施設、設備の整備に関する事。 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事。
新潟県警察本部 (津川警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、被災者の救出、その他人命保護に関する事。 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事。 3 行方不明者の調査及び死体の検視に関する事。 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止、その他秩序の維持に必要な措置に関する事。

第1章 総 則

指定地方 行政機関	北陸地方整備局 (阿賀野川河川事務所、 新潟国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 阿賀野川下流の洪水予報業務及び水防警報に関すること。 2 阿賀野川下流における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。 3 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること。 4 阿賀野川流域の砂防の実施及び災害復旧に関すること。 5 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕に関すること。 6 一般国道指定区間の除雪及び災害復旧工事に関すること。 7 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
	北陸農政局(新潟県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業の緊急査定に関すること。 3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	関東森林管理局(下越森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 3 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
	信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信・放送の確保に関すること。 2 災害時における非常通信に関すること。 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること。 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
	東京管区气象台(新潟地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
	新潟労働局 新津労働基準監督署	災害時における産業安全確保に関すること。
	陸上自衛隊 航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 2 災害発生時の町の情報収集活動への協力に関すること。 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。
指 定 公共機関	J R 東日本 新潟支社 J R 貨物 新潟支店	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	日本通運(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。

	NTT東日本(株)新潟支店 株NTTドコモ 株KDDI ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること。 4 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること。 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること。
	日本放送協会	1 気象警報等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動に関すること。
	東北電力ネットワーク(株) 新津電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 2 災害時における電力の供給の確保に関すること。
	日本郵便(株) ①津川郵便局 ②鹿瀬郵便局 ③日出谷郵便局 ④豊実郵便局 ⑤上川郵便局 ⑥三川郵便局 ⑦新谷郵便局 ⑧五十島郵便局 ⑨東下条郵便局	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
	東日本高速道路(株)新潟支社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること。 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること。 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
指定地方 公共機関	阿賀町津川土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。
	一般社団法人 新潟県LPガス協会	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
	新潟運輸(株)五泉支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟	1 気象警報等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動に関すること。
	(株)新潟日報社 新発田総局	災害時における広報活動に関すること。
	一般社団法人 五泉市東蒲原郡医師会 新潟県医師会	災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	阿賀町商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。

第1章 総 則

その他の公 共的団体及 び防災上重 要な施設の 管理者	新潟かがやき農業協同組 合 阿賀支店 東蒲原郡森林組合 東蒲原郡漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 新潟県農業共済組合 新 潟支所(東蒲NOSAI連絡 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること。 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
	新潟県立津川病院・一般 診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること。
	一般建設事業者 (一社)新潟県建設業協会 津川支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧の協力に関すること。 2 災害時における応急対策用資材の確保に関すること。
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
	阿賀町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時のボランティア活動に関する調整に関すること。 2 ボランティアの登録・受付等及びその受入れ体制の確保に関すること。
	阿賀町地域区長会連絡協 議会 各地域区長会	災害時における連絡調整、災害時における避難行動要支援者の把握、その他町が行う応急対策についての協力に関すること。

第3節 阿賀町の自然条件

1 地理的概要

町は、新潟県の中央東部、福島県との県境に位置している。北は新発田市に、西側は阿賀野市、五泉市及び三条市に接しているが、県都新潟市の都心部から南東へ約53km（町中心部まで）の位置にあり、磐越自動車道で約40分、一般国道49号では約60分で到達できる距離にある。

位 置	東経139度27分43秒 北緯37度40分21秒（役場）
面 積	952.89km ²
人 口	9,212人（令和6年3月31日現在）
世帯数	4,202世帯（令和6年3月31日現在）

2 地形と地質

町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸に形成された段丘を中心に開けた山間地域である。中心部には比較的平坦な地形が分布しているが、周辺は急峻な山岳地で囲まれ、それらの嶺々が周辺市や福島県との境界を形成している。

北には大きく飯豊連峰の山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っている。

3 気象状況

(1) 気象の概要

町の気候は、新潟県内陸部の典型的な特性を示している。夏期は、高温多湿で降水量も多く、冬季は厳寒であり降雪量が多い。積雪は、山間部では2.5m内外に達する。根雪期間は12月下旬～3月上旬の長期に渡り、特別豪雪地帯として指定されている。

●阿賀町の気象データ（平年値：統計期間1991年～2020年）

	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	最深積雪 (cm)
1月	279.3	0.2	3.4	-2.7	1.1	40.6	91
2月	188.3	0.3	4.4	-3.2	1.2	55.6	104
3月	169.5	3.1	8.5	-1.4	1.2	104.1	72
4月	126.0	9.2	16.2	2.9	1.3	162.9	9
5月	110.4	15.2	22.3	8.9	1.3	197.9	0
6月	160.3	19.5	25.4	14.6	1.1	168.5	0
7月	304.8	23.3	28.5	19.5	1.0	151.3	0
8月	209.3	24.5	30.3	20.3	1.0	194.6	0
9月	155.9	20.2	25.8	16.3	1.0	140.1	0
10月	185.2	13.7	19.3	9.6	0.9	112.7	0
11月	260.5	7.4	12.6	3.5	0.8	80.0	3
12月	324.8	2.4	6.1	-0.5	1.0	46.3	42
年	2487.6	11.6	16.9	7.3	1.1	—	109

観測地点：阿賀町津川

第4節 阿賀町の社会的条件

1 人 口

令和2国勢調査による本町の人口は9,965人（世帯数4,061世帯）で、人口密度では1km²当たり10.4人である。人口は年々減少の傾向を示し、平成12年からの20年間で、37%の減少となっている。また、少子高齢化の傾向も著しく、令和2年の高齢者比率は49.6%にも達している。すでに人口のほぼ2人に1人が高齢者ということになる。

●総人口と世帯数

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口（人）	15,813	14,703	13,303	11,680	9,965
増加率（%）	-5.8	-7.0	-9.5	-12.2	-14.7
世帯数（世帯）	5,329	5,087	4,870	4,482	4,061
世帯あたり人員（人）	3.0	2.9	2.7	2.6	2.5

資料：国勢調査、平成12年のデータは旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の合計による

●年齢階層別人口

（単位：人）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	1,858 (11.7)	1,607 (10.9)	1,311 (9.9)	965 (8.3)	673 (6.8)
15～64歳	8,522 (53.9)	7,342 (50.0)	6,471 (48.6)	5,422 (46.4)	4,346 (43.6)
65歳以上	5,433 (34.4)	5,754 (39.1)	5,521 (41.5)	5,290 (45.3)	4,944 (49.6)
計	15,813	14,703	13,303	11,677	9,963

資料：国勢調査、平成12年のデータは旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の合計による。

（ ）内：構成比（%）

2 土地利用

山地・丘陵地が広い面積を占め、平坦地は阿賀野川及びその支川沿いに帯状ないし分散的に分布するという地形条件に対応し、町域の広い範囲が山林となっている。一方、密集地や農地は、阿賀野川沿いの平坦地に集中して分布し、また、主な谷筋には、集落が分散的に分布している。

中心住宅密集地は、津川地域の中心地に形成されているが、鹿瀬地域、上川地域、三川地域の中心地にも拠点的な集落が形成されている。

農地は水田が主体となっているが、面積は狭い。

3 産 業

就業者数から見ると、第一次産業が平成7年からの20年で当時の25%（1,398人→356人）にまで減少し、第二次産業についても同じ20年で平成7年当時の36%（3,902人→1,415人）に減少している。

産業別就業者数の構成比から見ても同じ20年間で、平成7年当時（第1次15.4%、第2次42.8%、第3次41.8%）の状況から令和2年の第1次8.0%、第2次31.7%、第3次59.9%へと産業割合においても大きな変化が生じている。

●産業別就業人口

（単位：人）

年次 産業別	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	1,398 (15.4)	724 (9.8)	869 (13.0)	464 (8.5)	456 (8.9)	356 (8.0)
第二次産業	3,902 (42.8)	2,974 (40.4)	2,232 (33.5)	1,767 (32.4)	1,640 (32.0)	1,415 (31.7)
第三次産業	3,814 (41.8)	3,672 (49.8)	3,558 (53.4)	3,208 (58.7)	3,014 (58.8)	2,675 (59.9)
分類不能	6 (0.0)	2 (0.0)	7 (0.1)	23 (0.4)	12 (0.2)	23 (0.5)
計	9,120	7,372	6,666	5,462	5,122	4,469

資料：国勢調査、平成12年以前のデータは旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の合計による。

（ ）内：構成比（%）

4 交 通

本町は、福島県側と新潟市を結ぶ交通の要衝にあり、磐越自動車道及び一般国道49号が広域幹線道路として町内を東西に横断している。

町内には、磐越自動車道の津川IC及び三川ICが設置されており、町内の高速道路利用の利便性を高めている。

国道は、上記一般国道49号のほか、一般国道459号が本町中心部で津川IC及び一般国道49号にアクセスし、阿賀野川上流沿いに福島県まで延びている。

このほか、常浪川沿いには県道室谷津川線が整備されているなど、主な河川の谷沿いに県道や幹線町道が通り、谷沿いの集落を結んでいる。

鉄道は、福島県郡山～新潟県新津間を結ぶJR磐越西線が阿賀野川沿いに延び、町域を東西に横断している。町内には豊実、日出谷、鹿瀬、津川、三川、五十島、東下条の7駅がある。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- (1) 山地、丘陵地が広いという地形的制約から、集落が主な谷筋に分散的に分布をしており、災害発生時における孤立集落対策などが主要な課題となる。

また、阿賀野川沿いの平坦地には住宅密集地が集中していることから、豪雨時等の水害対策も重要である。

これらの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、防災に配慮した土地利用の誘導、ハザードマップの利活用の推進等の対策を進める必要があ

第1章 総 則

る。

(2) 高齢者（65歳以上）の人口が49.6%（令和2年国勢調査）を占めるなど、高齢化の進捗が著しく、これらに伴い、避難行動要支援者の急激な増加が見られている。このことから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救護対策等防災の様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめの細かな対策を他の福祉施策との整合を図りながら行う必要がある。また、災害時要支援者関連の施設の安全性の向上、地域における相互扶助の推進なども重要である。

(3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通機関等への依存度が極めて高く、これらの災害による被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことが懸念される。

このため、これらの施設の災害に対する強化を図るとともに、補完的機能の充実が必要である。

(4) 町民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの町民参加による定期的な防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。

(5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 阿賀町の災害の特性

1 過去の主な災害

(1) 台風による災害

近年において本町に最も大きな被害をもたらした台風は、令和元年10月台風第19号であり、災害の概要は次のとおりである。

ア 降水量

10月12日午前3時頃から降り始め、10月13日午前11時頃まで断続的に降り続き、総降水量（室谷観測所）は147.5ミリであった。

●観測所別の降水量（令和元年10月速報値）（単位：ミリ）

区 分	津川観測所	室谷観測所
日降水量	100.5	114.5
1時間降水量	14.5	16.0
連続降水量	113.0	147.5
総降水量	113.0	147.5

イ ダム流入量

ダムへの流入量は、10月12日午後7時頃から増え始め、13日午前3時には豊実ダムが5,300

m³/s、鹿瀬ダムが5,400m³/s、揚川ダムが5,300m³/sに到達した。

さらに、福島県側での豪雨により流入量は増え続け、同日午前7時には豊実ダムが6,800m³/s、午前8時には鹿瀬ダムが7,100m³/s、午前9時には揚川ダムが7,500m³/sの平成23年の水害に迫る最大流入量となり、特に、流入時間が長時間となったことが、甚大な被害をもたらした。

●ダム別の最大流入量（令和元年10月速報値）（単位：m³/s）

区 分	台風19号	H23水害
新郷ダム（喜多方市）	約5,900	6,000
豊実ダム（鹿瀬地域）	約6,800	7,500
鹿瀬ダム（鹿瀬地域）	約7,100	7,600
揚川ダム（三川地域）	約7,500	8,100

ウ 被害概況

台風第19号による主な被害は、以下のとおり。

(ア) 建物被害

区 分	全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
一般住宅	2	7	3	7	16	35
公共施設			3			3

第1章 総 則

その他（小屋等）		4	2	3	54	63
計	2	11	8	10	70	101

※10月16日～11月3日 罹災証明書発行のための住家の被害認定調査実施

(イ) 道路被害

直轄国道2か所、県管轄国道6か所、県道9か所（内被災2か所） 町道38か所（内被災1か所）	冠水による 通行止
--	-----------

(ウ) その他被害

その他の土木施設、水道施設、下水施設、農林業施設、新潟県立津川漕艇場等においても多くの被害をもたらした。

(2) 集中豪雨による災害

ア 平成23年7月新潟・福島豪雨

平成23年7月27日から30日にかけて、新潟県と福島県会津地方を中心に前線がほぼ同じ場所に停滞したことで観測史上最大の豪雨となり、阿賀野川の流量も過去最大を記録した。町においては阿賀野川流域を中心として、一般住宅329棟が浸水被害を受け、140箇所の農地が浸水する等の甚大な被害となった。

イ 降水量

7月27日午後9時頃から降り始め、7月30日午後5時頃まで断続的に降り続き、この期間に室谷観測所では総降水量が381.5ミリ、津川観測所では1時間降水量68.5ミリ、総降水量が362.5ミリに達するなど観測史上最大であった。

また、阿賀野川の上流域の福島県只見町只見では期間の降水量が711.5ミリとなるなど、7月の月降水量平年値の2倍以上であった。

●アメダス観測所別の降水量

(単位：ミリ)

区 分	津川観測所		室谷観測所	
	平成23年 7月豪雨	平成16年 7月豪雨	平成23年 7月豪雨	平成16年 7月豪雨
日降水量	209.5	232.0	152.0	294.0
最大1時間降水量	68.5	41.0	43.5	59.0
総降水量	362.5 ※1	243.0 ※2	381.5 ※1	305.0 ※2

※1：7月27日12時から30日24時までの総降水量

※2：7月12日18時から13日24時までの総降水量

ウ ダム流入量

町内及び阿賀野川上流域の豪雨によるダムへの流入量は徐々に増え、7月29日午後7時頃から増え始め、楊川ダムでは8,100m³/sにまで達し、当ダムでの過去最大流入量6,840m³/s（平成16年7月新潟・福島豪雨）を1,260m³/sを上回る流入量を記録した。

●ダム別の最大流入量 (単位：m³/s)

区 分	平成23年7月豪雨	平成16年7月豪雨
新郷ダム（喜多方市）	7,120	4,850
豊実ダム（鹿瀬地域）	7,540	5,271
鹿瀬ダム（鹿瀬地域）	7,570	5,727
揚川ダム（三川地域）	8,100	6,840

エ 被害概況

平成23年新潟・福島県豪雨による主な被害は、以下のとおり。

(ア) 建物被害

区 分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
一般住宅	8	54	147	0	21	99	329
その他（小屋等）	17	5	49	1	49	177	298
計	25	59	196	1	70	276	627

(イ) 道路被害

町道：津川地域10箇所、鹿瀬地域10箇所、上川地域42箇所、三川地域3箇所、合計65箇所	路肩決壊等
--	-------

(ウ) 農林施設被害

区 分	被害状況
農 地	○冠水面積 48.3ha（田 39.1ha、畑 9.2ha）140か所 ○土砂堆積面積等 65.3ha、594か所
農業用施設	598か所
林道施設	46路線、175か所、被害延長 19,991m

(エ) その他被害

その他の土木施設（河川）、水道施設、商工業施設等においても多くの被害をもたらした。

オ その他の集中豪雨

本町においては、季節的には6月～7月にかけての集中豪雨による水害等の被害が最も多く、特に梅雨前線によりもたらされる豪雨やが大きな被害をもたらしている。主な災害は以下のとおりである。

昭和31年 7月	豪雨災害
昭和42年 8月	羽越水害
昭和53年 6月	梅雨前線豪雨災害
昭和56年 6月	梅雨前線水害
平成16年 7月	新潟福島豪雨水害（7.13水害）
平成23年 7月	新潟福島豪雨水害
令和4年 8月	令和4年8月3日からの大雨

(3) 大雪による被害

令和4年12月18日から19日にかけて降雪約100cmにより、津川、上川、三川地域を中心に倒木による大規模停電が発生した。主な被害状況は次のとおりである。

被害地域	被害世帯数	停電期間
津川地域	65世帯	4日間（18日～21日）
上川地域	288世帯	7日間（16日～22日）
三川地域	61世帯	3日間（19日～21日）

2 災害の発生傾向とその対応

(1) 豪雪による災害

本町は山間・丘陵部に位置し、豪雪地域にも指定されている。特に、豪雪時には山間部に孤立集落が発生しやすい。機動力と人員の確保及び応援体制など総合的なきめ細かい豪雪対策計画の整備が必要である。

また、大雪による大規模停電の発生を未然に防止するため、定期的な伐採（倒木処理等）が必要である。

(2) 大雨・台風による洪水災害

本町においては、梅雨前線豪雨等による水害が多発している。地形的な制約も大きいこともあるが、今後とも計画的な対応を進めていくことが重要である。

(3) 台風による暴風災害

町保有の施設を堅牢化することによって、町民の安全を確保する必要がある。あわせて、町民や各機関への気象通報や避難命令が周知できる体制づくりが必要である。

(4) 密集地の不燃化

本町の中心部は道路が狭く、木造建築物が密集している。特に春の乾燥期、秋の台風襲来期には大火となる危険性が高い。このため、長期的展望に立った都市計画を作成し、密集地の不燃化及び整備を進めていく必要がある。

(5) 危険物の爆発による災害

本町には石油コンビナートや化学薬品などの工場はないが、危険物を取り扱う事業所がある。

また、高速道路が町を通過しているため、交通事故による油や化学薬品の漏えいによる災害に対処しなければならない。それには各給油所、事業所の安全性に関し、細部にわたり防

災対策を検討する必要がある。

第2章 災害予防計画

第2章－1 自主防災意識の向上

第1節 防災教育・訓練計画

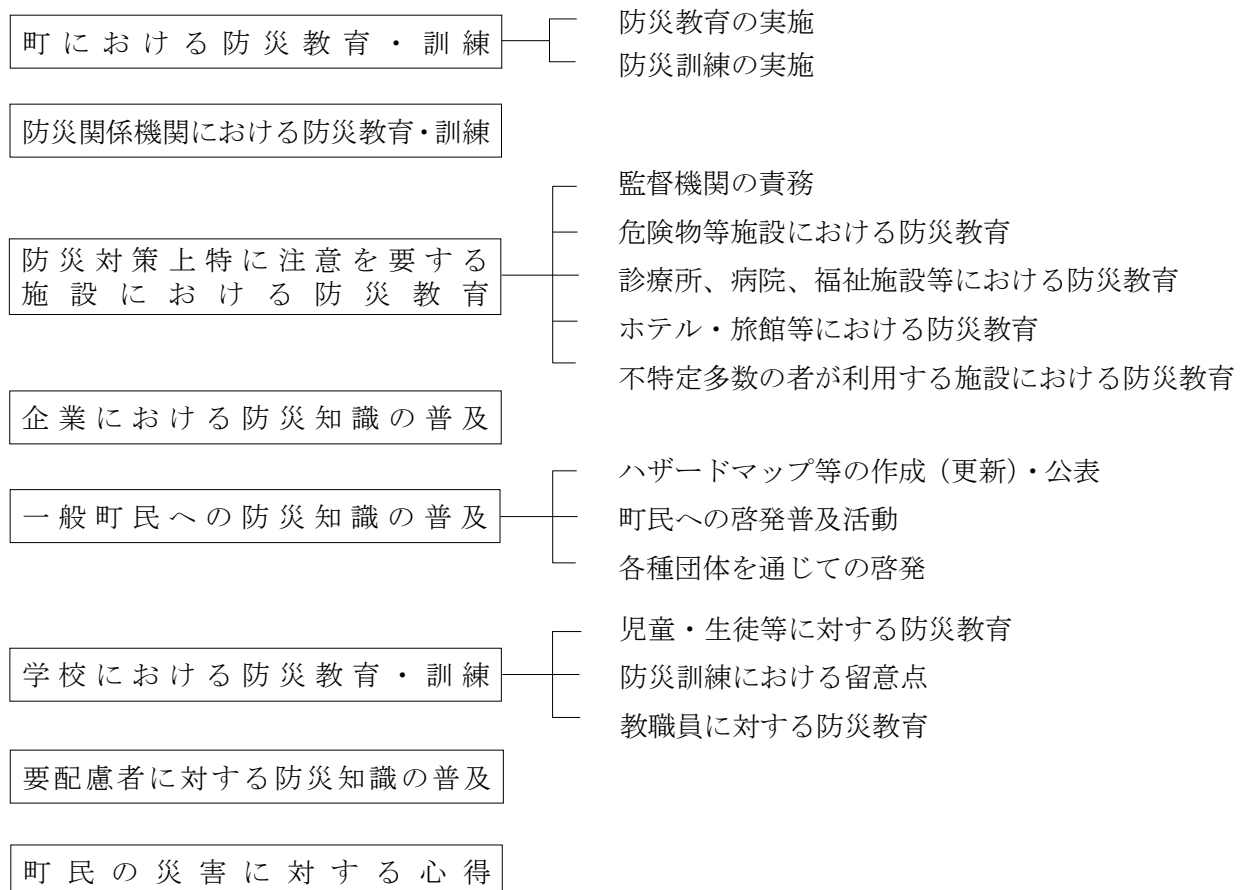
【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

町は、防災教育については、学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる町民・企業による、自らの安全を確保するための取り組み及び安全を確保するための地域における取り組みを促進する。また、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

防災訓練については、災害発生時において、町、県、防災関係機関、町民等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から実施する。また、訓練実施に当たっては、各防災関係機関と町民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練とするとともに、課題を発見するための訓練の実施にもなるよう努める。さらに、地域、町民等による、自らの安全を確保するための取り組みについても支援する。

2 計画の体系



積 雪 期 の 対 応

3 町における防災教育・訓練

災害発生時においては、災害及び防災に関する知識と適切な判断力が要求されることから、以下のような防災教育や防災訓練を行う。

(1) 防災教育の実施

職員に対しては、次のような方法によって防災教育を行う。

- ア 各種法律、条例、規則、本防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務についての教育
- イ 行動マニュアル等の作成
- ウ 国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催

(2) 防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、町民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は原則として、防災関係機関（警察・消防等）と協力して実施する。また、自主防災組織をはじめとする町民の参加に重点を置くとともに、避難行動要支援者への参加の働きかけも積極的に進め、地域特性を十分考慮する。

- (ア) 実施時期：原則として、毎年1回、適時実施する。
- (イ) 実施場所：小中学校の校庭等を利用して行う。
- (ウ) 訓練参加機関：町、防災関係機関、町民等
- (エ) 主な訓練項目：情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練

等

- (オ) 訓練の方法：メイン会場の展示型訓練と各地域での実働型訓練を並行して実施する。

イ 災害対策本部設置運営訓練

職員に対しては、災害発生時における迅速かつ的確な初動体制を確保するため、災害対策本部を設置運営するための訓練を実施する。

ウ 災害対策防災訓練の検証

防災訓練については、実施した訓練の実効性について検証し見直し等を図る。

4 防災関係機関における防災教育・訓練

(1) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応などの教育に努める。

(2) 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて防災教育・訓練を実施する。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

第2章 災害予防計画

防災対策上、特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上特に、注意を要する施設の管理者に対し、避難経路や避難場所を網羅したハザードマップを活用する等により防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災パンフレット等の配布及び現地指導等により行う。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近の町民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特徴を町ホームページ、チラシ等により町民に周知し、災害発生時に備える。

(3) 診療所、病院、福祉施設等における防災教育

診療所、病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、ハザードマップの危険区域範囲内にある施設管理者は、避難確保計画の策定に努めるとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近の町民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路等災害時の対応方法を明示する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行う。

6 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、町民への貢献）を十分に認識し、各企業においてハザードマップ等の防災情報を熟読の上で、災害時行動マニュアルを作成し、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災対策の推進に努める。

7 一般町民への防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、町民が自ら「自分の身の安全は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず、町民

が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、町は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行う。

また、町民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

(1) ハザードマップ等の作成（更新）・公表

町は、災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績を図示した浸水実績図、洪水氾濫により浸水する可能性がある区域とその程度を図示した洪水氾濫危険区域図、土砂災害警戒図、及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難所、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成（更新）し、町民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。また、ハード面の整備（河川改修、道路改良など）が行われた場合や、避難施設の増設など、状況の変化により、既存のハザードマップの見直しを図り、改めて公表する。

(2) 町民への啓発普及活動

ア 啓発内容

- (ア) 災害に備えた普段の心得
- (イ) 災害発生時の心得
- (ウ) 住宅の安全度判断
- (エ) 自動車運転時の心得
- (オ) 災害発生時の危険箇所の周知
- (カ) 避難場所・避難路の周知
- (キ) 災害時の応急救護
- (ク) 災害時の備え（備蓄）
- (ケ) 災害時の情報収集方法の周知

イ 啓発方法

町は、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報誌、テレビ・ラジオ・新聞等を活用し防災知識の啓発活動を行う。

(3) 各種団体を通じた啓発

町は、女性団体、PTA、青少年団体、文化財の保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に則した防災知識の普及を図るよう指導する。

8 学校における防災教育・訓練

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童・生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、町は、保育園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校など児童・生徒等の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

(2) 防災訓練における留意点

防災訓練に当たっては、学校生活のさまざまな場面（授業中、昼休みの時間帯など）を想

第2章 災害予防計画

定し実施するとともに、連絡通報体制や放送設備、消防用設備等の点検も含め実施する。

(3) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がなされるよう情報伝達、児童・生徒等の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

また、町は教職員向けの防災教育研修会を実施することに努める。

9 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時には町民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、町は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行・活用により防災知識の普及に努める。また、介護者・保護者や町民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報等により啓発普及活動を行う。

10 町民の災害に対する心得

災害時には、まず自らの安全を確保するために必要とされる取り組みを、町民一人一人が冷静な判断の下に実践していくことが重要となる。そのため、町民は、普段から次の事を実施し、風水害等の災害時における対応方法をあらかじめ把握しておく。

(1) 町の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

(2) 町、地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練や防災に関する講演会、学習会等への積極的な参加

(3) 各家庭での、いざというときの連絡先や避難場所等に関する話し合い

さらに、風水害等の災害に対する被害を最小限に留められるよう、普段から次のことに心掛ける。

ア 概ね3日分の食料・飲料水の備蓄

イ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

ウ 家庭での予防・安全対策

エ 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

オ 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

カ 災害時の情報収集

キ ひとり暮らしの高齢者等への呼びかけなど

11 積雪期の対応

冬期間においては積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も積雪時では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮するとともに、防災訓練においても、積雪期を想定した内容を盛り込んで実施する。

第2節 自主防災組織育成計画

【主な関係課名等】総務課、消防本部、各支所

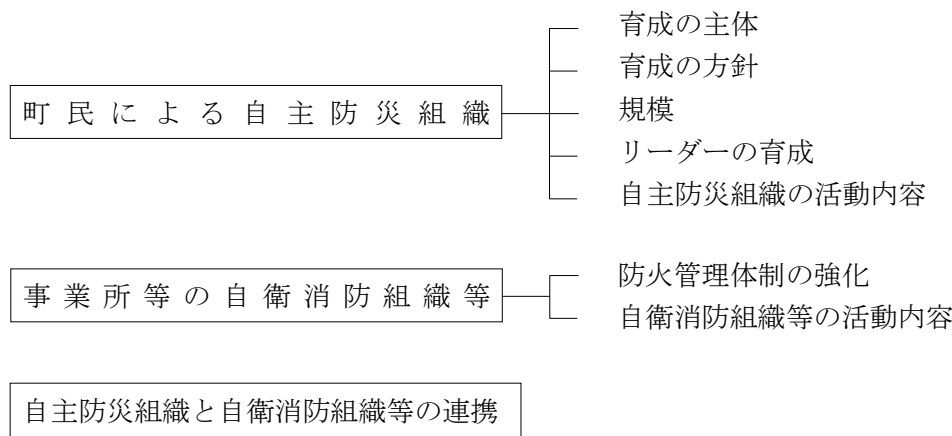
1 計画の方針

災害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、町民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため町は、町民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、小売店舗等における自衛消防組織等の整備育成に努める。

2 計画の体系

本節においては、自主防災組織、自衛消防組織等の位置付け及び責務、並びにその整備育成における町及び町民の果たすべき役割等について定める。



3 町民による自主防災組織

(1) 育成の主体

町は、法第5条の規定により、町が自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町は、行政区等に対する指導、助言を積極的に行い、組織力の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

(2) 育成の方針

全町的な自主防災組織の育成のため、既存の行政区等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

- ア 行政区の活動に防災活動を組み入れる。
- イ 各種団体（防火、防犯等）の活動に防災活動を組み入れる。
- ウ 女性団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる。
- エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図る。
 - (ア) 木造家屋の集中している市街地等
 - (イ) 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒（特別）区域
 - (ウ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
 - (エ) 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

第2章 災害予防計画

オ 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

町民に対して自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、県の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

カ 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して町民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図る。

ア 市街地における商店街単位、住宅地における行政区単位、あるいは農村部における集落単位等、町民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等、町民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) リーダーの育成

町民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの意識や熱意に依存するところが大きいことから、町は、研修会の開催や先進の取組事例の紹介を通して、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成に努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意する。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避ける。

イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成する。

ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮に入れ、その職務を代行し得る者を育成する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
ア 情報の収集伝達体制の確立	ア 初期消火の実施
イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施	イ 地域内の被害状況等の情報収集
ウ 火気使用設備器具の点検	ウ 救出救護の実施及び協力
エ 防災用資機材等の備蓄及び管理	エ 町民に対する高齢者等避難、避難指示の情報伝達
オ 危険箇所の点検・把握	オ 町民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
カ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	カ 避難行動要支援者の避難支援
キ 人材の確保・育成	キ 給食・給水及び救助物資等の配分

4 事業所等の自衛消防組織等

(1) 防火管理体制の強化

多数の者が勤務し又は出入りする施設（学校、病院、スーパーマーケット等）については、消防計画を作成し自衛消防組織を設置することが、消防法（昭和23年法律第186号）により義務付けられている。

これらの施設については、法令に基づき防火管理者を選任し、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織等の設置を推進し、関係機関はその指導に努める。

(2) 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災要員の配備	ア 消火活動
イ 消防用設備等の維持管理	イ 通報連絡及び避難誘導
ウ 防災訓練	ウ 救出、救護
エ 救出、救援訓練	

5 自主防災組織と自衛消防組織等の連携

事業所等の自衛消防組織等は、町の実施する防災訓練の参加、地元の自主防災組織への協力等に努める。

町は、地域における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織等の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努める。

第2章－2 防災まちづくり

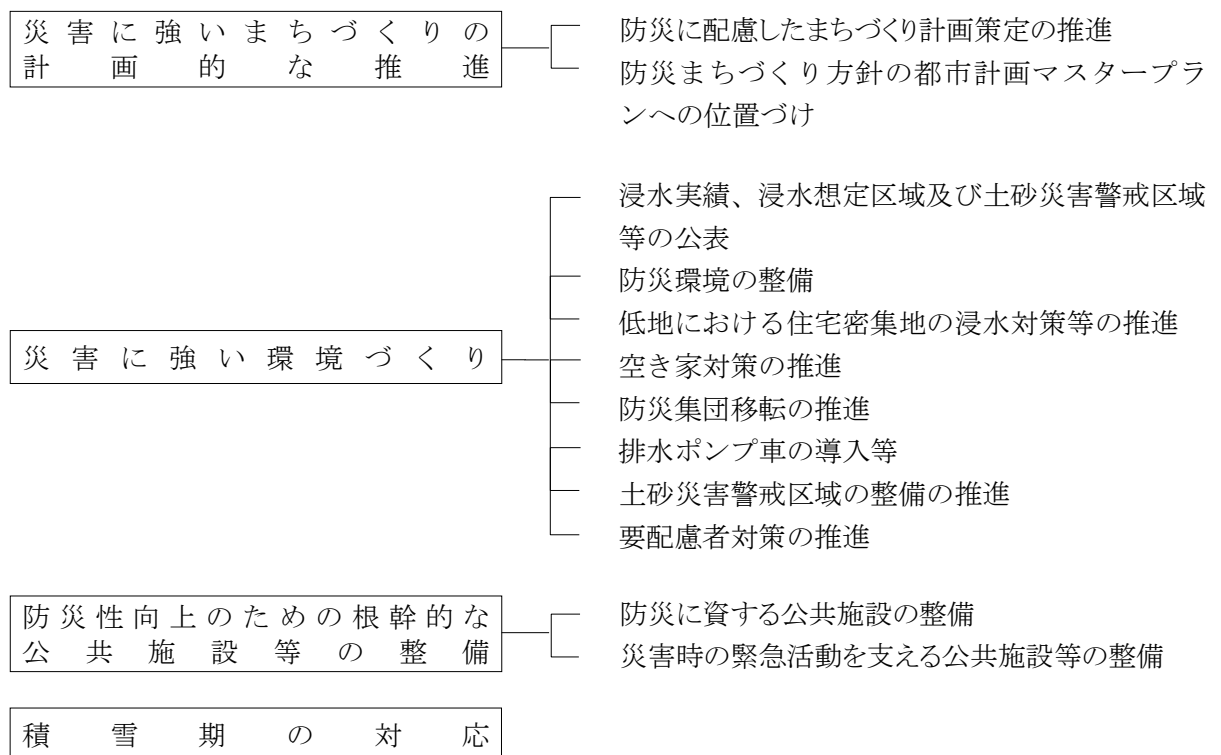
第3節 災害に強いまちづくり計画

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

災害に強いまちづくりを推進するため、町は、国、県等のまちづくりに関係する各種機関と協力して、幹線道路、河川など骨格的な公共施設の整備を行う。また、住宅、業務、教育、福祉・医療等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な住宅密集地の解消などの総合的なまちづくりの施策を展開する。

2 計画の体系



3 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくり計画策定の推進

町は、災害発生時における町民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災まちづくり方針の都市計画マスタープランへの位置づけ

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

このため、町は、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランの中に明確に位置づけ

第2章 災害予防計画

ることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

4 災害に強い環境づくり

災害に強いまちづくりを推進するため、町の地形、地質的特徴を町民に公表、周知し、気象情報等災害に関する情報の観測、伝達体制の整備と防災に資する各種公共施設の総合的、一体的整備により、災害に強い環境づくりが重要である。

(1) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表

ア 河川管理者等が公表した浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等をもとに、町はハザードマップ等を作成し公表する。あわせて、これら災害の発生のおそれのある土地の区域については、都市的土地利用を誘導しないものとし、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化への誘導を図る。

イ 町は、浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を十分考慮して、避難路及び避難所・避難場所の整備に努める。

(2) 防災環境の整備

木造率の高い地区では、不燃化を促進するとともに、延焼防止のための緑地、空地等の体系的な整備を進める。

(3) 低地における住宅密集地の浸水対策等の推進

町及び民間の開発事業者は、その開発に当たって、必要な防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、低地における住宅密集地の浸水対策を推進する。

(4) 空き家対策の推進

ア 空き家の現状

人口減少に伴い空き家等が年々増加傾向にあり、管理されていない空き家（居住実態なしと判断した「推定空家」）は、町全体で944件に上る。

イ 空き家の災害リスク

(ア) 台風による被害のリスク

空き家は、日常的な清掃や手入れがなされないことから、建物の老朽化や劣化が進んでいるため、強風や大雨を伴う台風が直撃すると、屋根や壁の破損や窓ガラスが割れるリスクが高くなる。

(イ) 土砂災害による被害のリスク

管理されていない空き家は、豪雨や地震により土砂崩れや地滑りが発生すると、倒壊するリスクが高く、空き家の周囲の地盤が不安定な場合には、土砂災害のリスクはさらに増加する。

また、空き家が土砂で埋もれたり押し流されたりすると、その周囲の建物やインフラにも大きな被害をもたらす可能性があり、土砂災害が発生した場合に被害の規模や範囲が広がり、復旧作業において多大な時間と費用がかかることが懸念される。

(ウ) 水害による被害のリスク

空き家は、定期的なメンテナンスが行われていないため、建物の防水性能が低下しやすく、雨水の浸入や浸水のリスクが高いことから、豪雨や台風による河川の氾濫や内水

氾濫が発生すると、簡単に浸水し構造的な損傷を受けやすくなる。

また、管理されていないため、空き家の周囲に堆積したゴミや落ち葉が排水溝を塞ぐことが多く、水はけが悪くなり浸水リスクがさらに増加する。

(エ) 火災による被害のリスク

火災が発生すると空き家は人が住んでいないため、延焼が拡大する大きな要因となる。

ウ 空き家対策

町は、関係機関や町民との連携体制の構築及び危険空き家等の除却支援を進めるとともに、空き家発生の抑制や利活用の促進に努め、所有者に対し適切な管理について周知する。

(ア) 適切な管理

a 屋根や外壁の補強

空き家の屋根や外壁に亀裂やズレ、ひび割れがあると、台風による気圧の変化で雨漏りが発生する可能性があることから、屋根や外壁を点検し必要な補強を行うことで、これらのリスク（建物の内部に水が浸入し、さらなる劣化やカビの発生が促進する）を軽減する。

b 外部周辺の清掃

ベランダの排水溝や雨樋に葉や枝が詰まっていると、排水がうまくできず、雨漏りの原因になることから、定期的に点検し清掃を行う。

c 窓の修理

緩んだ窓や雨戸は、強風や豪雨の際に雨水や風が侵入し、建物内部に被害をもたらす可能性があることから、点検の際に緩みや不具合が見つかった場合は、窓枠や雨戸の取り付け部分に補強材を取り付けるなど、しっかりと固定することで窓の安定性を確保し、必要に応じて早急に修理や交換を行う。

(イ) 除却、再活用

a 除却

空き家の老朽化や損傷が進む前に、積極的に除却することで災害リスクを回避し、地域の安全を確保する。

b 再活用

空き家を改修し売却や賃貸などの目的での再活用、空き家バンクの活用等を促進することで災害リスクを回避する。

(5) 防災集団移転の推進

町は、土砂災害や河川氾濫などの自然災害リスクが高い地域から安全性の高い地域へ住宅や生活拠点を移転することにより、町民の居住環境を根本的に改善し将来の災害リスクを大幅に低減することを目的として、対象地域に居住する町民の意見を十分に尊重しつつ、防災集団移転促進事業等により、集団的な移転を推進する。

(6) 排水ポンプ車の導入等

豪雨時には、往々にして内水氾濫が発生し、これにより町の多くの地域で家屋浸水が生じる状況となる。

このような状況に対応するため、町は、地域を移動しながら排水対応が可能な排水ポンプ

第2章 災害予防計画

車の導入及び排水機場の設置について検討する。

(7) 土砂災害警戒区域の整備の推進

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止施設の整備等の推進を関係機関に働きかけるとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進する。

(8) 要配慮者対策の推進

町は、各種施策の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努める。

ア 災害関係情報の迅速で分かりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、災害時における要配慮者の安全確保に努める。

イ 避難所・避難場所、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、災害時の要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。

ウ 災害発生時に、町民だけでなく観光客や外国人に対しても迅速に避難できるよう、避難場所標識板の設置に努める。

エ 災害時における要配慮者等の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の社会福祉施設の配置を推進する。

5 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

(1) 防災に資する公共施設の整備

ア 河川・水路の整備

町を含む河川・水路管理者は、河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備・建設、内水（河川に排水できずに氾濫した水）排除施設の整備に努める。

イ 土砂災害防止施設の整備

国及び県は、保安林の指定及びその整備並びに土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所における施設整備に努める。

(2) 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

町は、国及び県と協力し災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（役場、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

イ 避難路ネットワークの整備

町は、浸水想定区域、洪水ハザードマップ等を十分考慮して、災害時の町民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的な整備を進める。

ウ 避難場所等の整備

町は、県の協力を得て、災害時における町民の安全で円滑な避難を確保するための公共施設を整備する。なお、整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

町は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園（防災公園）を、借地方式や面的整備事業の活用により、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

オ 市街地のオープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

カ 防災情報共有化プラットフォームの構築

本庁及び支所は、災害及び防災情報を共有し迅速な対応を支援する情報共有システムの構築を進める。

6 積雪期の対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

第4節 集落孤立対策計画

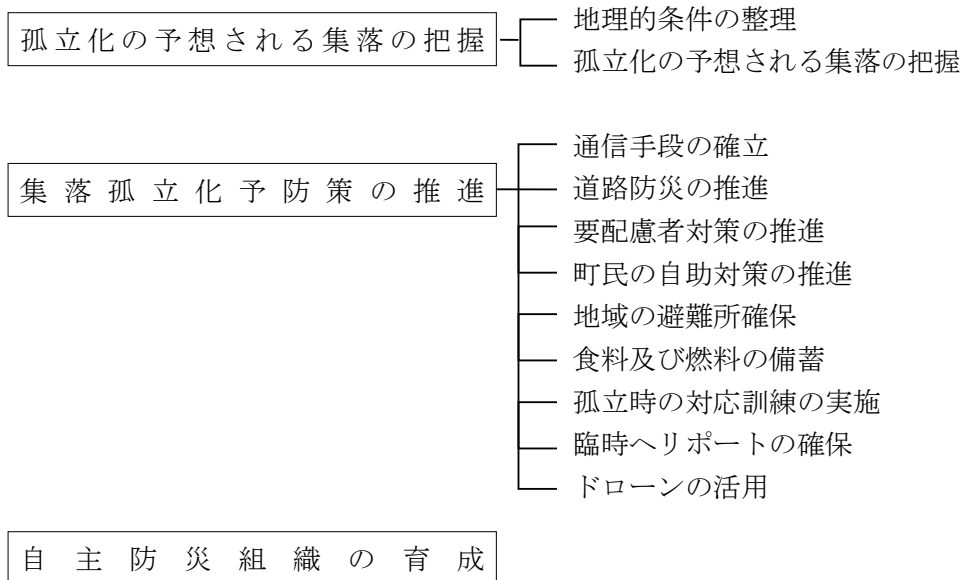
【主な関係課名等】総務課、建設課、消防本部、福祉介護課、各支所

1 計画の方針

本町では、山地・丘陵地が町域を広く占めているという地形的な制約から多くの集落が主な谷筋に分散的に分布している。そして、これらを結ぶ道路網は山間部や谷間を縫うように整備されている。このような土地条件下にあることから、災害等には常に孤立地域の発生が懸念される。さらに、これらは地域の高齢化とあいまって、その対策が重要になっており、その対策を推進する。

2 計画の体系

災害時に孤立化が予想される集落をあらかじめ整理・把握し、その対策を推進する。



3 孤立化の予想される集落の把握

(1) 地理的条件の整理

ア 自然的条件の整理

地すべり危険区域・急傾斜地崩壊危険区域・土石流危険渓流区域・雪崩危険箇所等、地形災害の危険箇所の分布状況、地形的な狭あい部、さらに地域別積雪深の分布等、各集落の自然的条件を整理把握する。

イ 社会的条件の整理

各集落のアクセス道路の整備状況、迂回路の有無等の道路条件を整理するとともに、各集落の人口や避難行動要支援者の人数などを把握する。

(2) 孤立化の予想される集落の把握

(1)の経緯をもとに、町内において災害時に孤立化する危険性の高い集落を把握する。あわせて、その集落の社会的条件を整理し、災害対策のための基礎資料とする。

4 集落孤立化予防策の推進

(1) 通信手段の確立

災害時の孤立地域を予測し、町民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない多様な通信手段の確立に努める。

(2) 道路防災の推進

孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(3) 要配慮者対策の推進

孤立時に優先して救護すべき避難行動要支援者や観光客などを含む要配慮者の状況、実態について平時から把握しておき、災害時の避難優先度の確立などの対策を考慮しておく。

(4) 町民の自助対策の推進

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、普段から地域の町民の間での連絡体制、互助体制などの準備を進める。

(5) 地域の避難所確保

孤立が予想される地域での避難所の確保に努める。

(6) 食料及び燃料の備蓄

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

(7) 孤立時の対応訓練の実施

孤立時の自律活動の予備訓練の開催

(8) 臨時ヘリポートの確保

新潟県消防航空隊、新潟県警察航空隊及び航空自衛隊新潟救難隊用のヘリポートを確保する。

(9) ドローンの活用

災害時においては、集落の孤立状況を把握し、個々の孤立集落への諸々の対応が急務となる。これらを効果的に実施するためにもドローンの活用は重要であることから、町は、ドローンの配備に努める。

5 自主防災組織の育成

孤立が予想される地域での災害発生時は、防災関係機関等の到着に時間を要する事態が予想され、特に町民による自主防災活動が重要となるため、「第2章 第2節 自主防災組織育成計画」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

第2章－3 施設等の災害予防計画

第5節 建築物等の災害予防計画

【主な関係課名等】建設課、総務課、消防本部

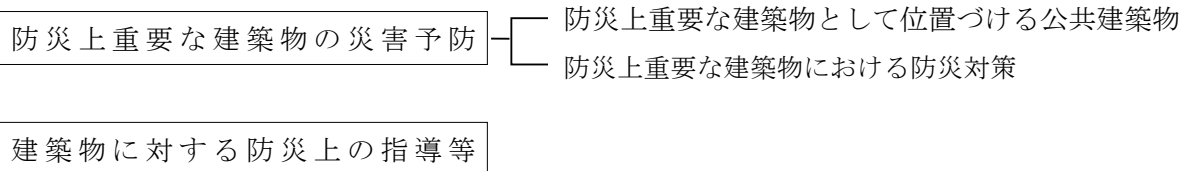
1 計画の方針

施設管理者等は、災害に対する建築物の安全性を高めることにより、災害発生時の被害の拡大を防止する。

また、防災活動の拠点となる主要建築物の安全性・不燃性を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図る。

2 計画の体系

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。



3 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（役場（本庁、支所等））
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点施設（消防署、警察署、町の出先庁舎等）
- エ 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、文化施設、公民館等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

(2) 防災上重要な建築物における防災対策

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物及び構造物の安全確保

施設管理者は、法令で定める技術基準を順守し、災害に強い施設づくりに努める。

なお、公共建築物の新築又は改築する場合には、「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、施設出入口や施設内の段差解消、階段等への手すり設置、車いす使用者用トイレの設置など、要配慮者に配慮した整備を推進する。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保

第2章 災害予防計画

- (ウ) 配管・管設備類の固定強化
 - (エ) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
 - (オ) バリアフリー化（段差部のスロープ等）するなど、要配慮者に配慮した施設、設備の整備
 - (カ) 防災設備の充実等
- ウ 施設の維持管理
- 施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。
- (ア) 法令に基づく点検等の台帳
 - (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
 - (ウ) 施設の維持管理の手引き

4 建築物に対する防災上の指導等

町は県と連携し、建築物等の安全を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

区分	災害留意事項	指導等の内容
建築物	不特定多数の者が使用する建築物の安全確保	必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言
	空き家等の著しく劣化している建築物の安全確保	防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性の啓発
	落下物等による災害防止（空き家を含む）	建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発
	水害常襲地の建築物における浸水防止化	床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導
敷地	がけ地等における安全立地	建築基準法等の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転の促進

第6節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

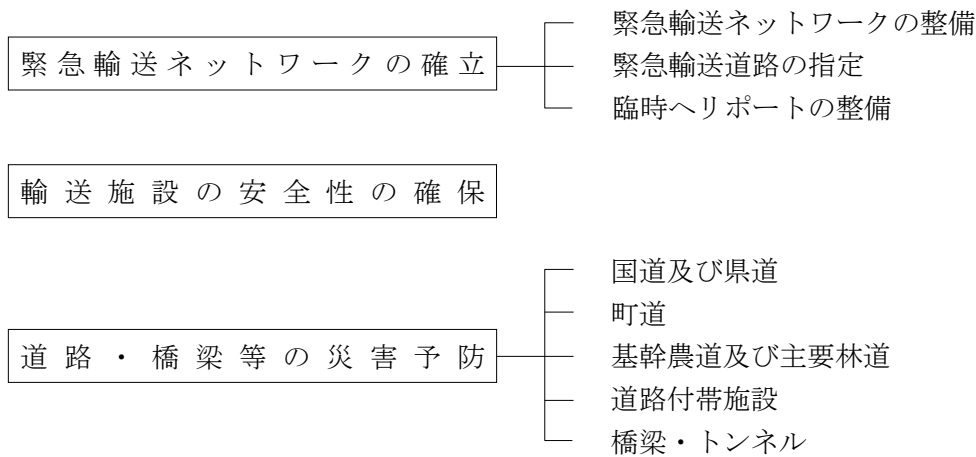
【主な関係課名等】建設課、農林課

1 計画の方針

風水害等の発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対応、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送のため、また町民の生活道路として極めて重要である。

したがって、道路を管理する関係機関や団体（以下、本節において「道路管理者」という。）は、災害時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制、情報・連絡系統を確立するとともに、周辺の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 計画の体系



3 緊急輸送ネットワークの確立

町は、国及び県と協力し、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（町役場、消防署、警察署等）、備蓄拠点等を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておく。

●緊急輸送ネットワークに指定する道路の基準

1次緊急輸送道路	広域的な輸送に必要な主要幹線道路 (県庁所在地、地方中心都市、重要港湾及び空港等を連絡する道路)
2次緊急輸送道路	1次緊急輸送道路と市町村役場等の主要な防災拠点を連絡する道路 (行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)
3次緊急輸送道路	1次、2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路

(1) 緊急輸送ネットワークの整備

町は、国及び県と協力し災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重

第2章 災害予防計画

化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（役場、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておく。

(2) 緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成する。

ア 高速自動車国道を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ国道・県道・町道で構成される道路網

イ 病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

●緊急輸送道路

指定区分	道路名	区間
第1次緊急輸送道路	磐越自動車道 一般国道49号	町内全区間
	一般国道459号	町内一部区間
第2次緊急輸送道路	一般県道 三川インター線	全区間
	一般県道 津川インター線	
	主要地方道 新発田津川線	町内一部区間
	主要地方道 新潟村松三川線	
	一般県道 室谷津川線	
	古四王下西山道線	全区間
芦沢工業団地線		

資料：新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和6年3月28日）

(3) 臨時ヘリポートの整備

町は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の事項に留意して指定する。

ア 離着陸に必要な面積(概ね500㎡以上)があること。

イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。

エ 避難場所との重複指定は極力さけること。

オ 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

カ 第1次緊急輸送道路へのアクセスが良好であること

4 輸送施設の安全性の確保

輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図るとともに、災害時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、平素から情報交換を行うとともに、相互の連携体制についても整えておく。

5 道路・橋梁等の災害予防

(1) 国・県道

一般国道については、災害時における道路機能確保のため、危険箇所の調査の実施、防災補修工事の必要な箇所の指定、工法決定のための測量、地質調査、設計等、及び対策工事の実施を各施設管理者が努める。

(2) 町道

ア 現状

町道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間が多く、災害による被害は多岐にわたることが予想される。

●阿賀町の道路の現況

令和7年3月31日現在

管理者別	道路種別	実延長 (km)	改良・未改良別		種 類 別		舗装率 %
			改良済 (km)	未改良 (km)	道 路 (km)	橋・トンネル (km)	
阿賀町	一級町道	46.49	38.73	7.76	45.88	0.61	89.6
	二級町道	91.68	60.21	31.47	90.54	1.14	76.4
	その他 町道	299.56	189.18	110.38	296.90	2.66	68.9
	基幹農道	8.81	8.81	0	8.20	0.61	100.0
	林道	333.35	240.56	92.79	331.76	1.59	72.2
	計	779.89	537.49	242.40	773.28	6.61	72.8
新潟県	国県道	135.24	106.03	29.20	128.26	6.97	100
国	国道	33.37	33.37	—	27.49	5.88	100
東日本 高速道路(株)	高速道路	31.70	31.70	—	17.73	13.97	100
合 計		973.52	700.41	273.11	940.08	33.44	78.2

イ 計画

幹線町道の重要な路線を最優先として、国・県道に準じた点検調査を早急に実施し、必要な対策を実施する。

(3) 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び重要度の高い林道については、地域の生活道路としても使用されており、災害発生時には施設の被災も予想される。

町が管理する農道・林道について、災害による被害防止を図るため、整備や維持管理を実施し、施設の安全性を高める。

(4) 道路付帯施設

災害の発生により交通安全施設（信号、道路案内標識、照明、ガードレール等）の倒壊、

第2章 災害予防計画

損傷が予想されるため、老朽施設については、各管理者において計画的に更新、補強等を実施する。

また、主要交差点信号機の減灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源装置の設置促進に努める。

(5) 橋梁・トンネル

所管する各管理者は、日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を講じる。

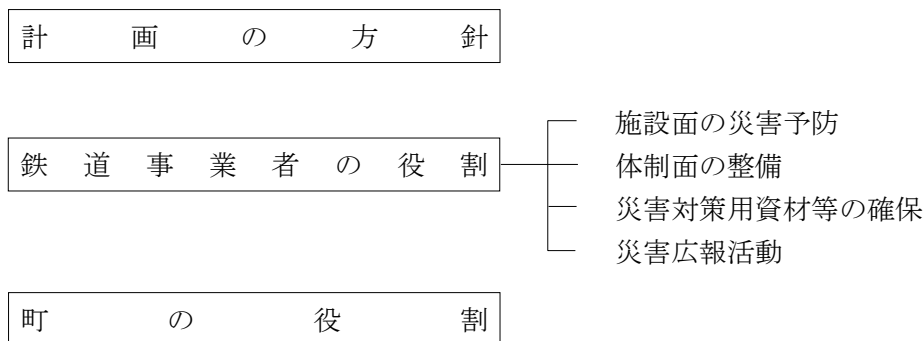
第7節 鉄道事業者の災害予防計画

【主な関係課名等】総務課、鉄道事業者

1 計画の方針

鉄道事業者（JR東日本、JR貨物）は、風水害等が発生した場合において、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 計画の体系



3 鉄道事業者の役割

(1) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、近接する施設の関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(2) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 町や防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ア) 災害発生時の旅客の案内

(イ) 避難誘導等混乱防止対策

第2章 災害予防計画

- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (3) 災害対策用資材等の確保
 - 早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。
 - ア 建設機材の現況把握及び運用
 - 復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。
 - イ 技術者の現況把握及び活用
 - 復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。
 - ウ 災害時における資材の供給等
 - 災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等、迅速な供給体制を確立するための方策をあらかじめ定めておく。
- (4) 防災広報活動
 - 運行の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 町の役割

町は、あらかじめ鉄道事業者に対する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第8節 土砂災害予防計画

【主な関係課名等】建設課、農林課、総務課、各支所

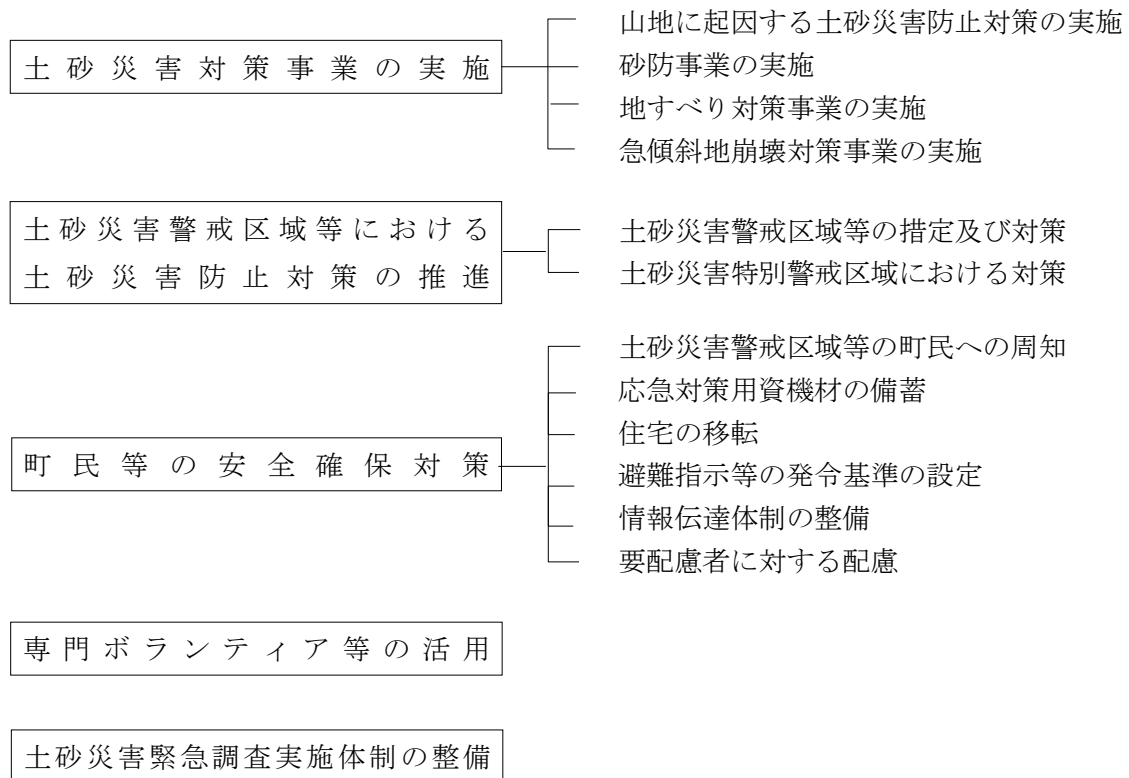
1 計画の方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流、大規模土地造成地の土砂災害）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本町には、山間地や急傾斜地周辺にも集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれがある。

県は、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、危険性・緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに、土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

町は、これら情報に基づき、町民へ土砂災害警戒区域等を周知し、土砂災害警戒情報などの伝達体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

2 計画の体系



3 土砂災害対策事業の実施

県及び国は、関係法令に基づき、定期的に土砂災害警戒区域等の調査を行い、危険性、緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに土砂災害警戒区域等の情報を町に提供する。

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、山地災害防止機能等の確保に必

第2章 災害予防計画

要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

町内の保安林の指定状況については、次表のとおりである。

●町内の保安林の種類及び面積 (令和7年3月現在 単位：ha)

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
水源かん養保安林	44,332	土砂流出防備保安林	8,146
土砂崩壊防備保安林	67	なだれ防止保安林	350
落石防止保安林	0.1	干害防備保安林	104
風致保安林	40	保健保安林	211
		計	53,251

※兼種保安林は事務処理規程の上位の保安林種として計上

イ 治山事業の実施

国及び県は、災害発生の危険性の高い地区については、町からの情報提供により保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山地災害危険地区や既設治山施設の点検を実施し、点検結果に基づき地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

なお、国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。既存施設については、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

町は、県営治山事業の採択要件に満たないものについて行う。(小規模補助治山事業)

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

町は、平素の巡視、関係機関及び町等からの情報等により砂防設備の整備が必要と考えられる場合には、国及び県に対し調査を要請する。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりの発生している区域又は発生のおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分に従って主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連担部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的実施し、必要に応じて修繕等を行う。

本町には、地すべり危険箇所が多数あることから、町は、地すべりによる災害を未然に防止するため、未指定の地すべり危険箇所について、関係する町民の理解と協力を得ながら県に対して指定の促進を図っていく。また、地すべり危険箇所に関する警戒避難体制についての確立に努めるとともに、町民に対し周知を図る。対策工事が完了した地区についても巡視を行うとともに、必要に応じて修繕を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域においては、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

町は、がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係する町民の理解と協力を得ながら県に対して指定の促進を図るとともに、事前措置として平素から危険箇所の把握と防災パトロール等を強化し、次の事項等について実施する。

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象注意報・警報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 警戒避難体制の確立を図るとともに、町民への周知を図る。また、急傾斜地崩壊危険箇所についても周知を図る。

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難指示を行えるように土砂災害警戒情報を活用した基準及び伝達方法等について、避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ町民に周知する。

4 土砂災害警戒区域等に関する対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定及び対策

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、集中豪雨等に起因する土砂災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について土砂災害警戒区域等に指定するとともに、町と連携して土砂災害警戒区域等を示す看板等の設置を進める。

町は、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を町民に周知するよう努める。

町内における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現状は次のとおりであり、その詳細については、資料編に一覧表で示す。

●土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

（令和8年1月30日現在）

地すべり		急傾斜		土石流	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
48	0	129	96	174	103

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、町長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講じる。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可制限
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の指示
- エ 指示に伴う移転者への融資、資金の確保

5 町民等の安全確保対策

町は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律」の施行に伴い実施する基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定に基づき、町民の安全確保対策の見直しを図るとともに、次により町民等の安全確保対策を実施する。

(1) 土砂災害警戒区域等の町民への周知

土砂災害警戒区域等を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成・配布の上、町民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても町民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転

人命、財産等を土砂災害から保護する必要のある住宅が認められた場合には、県の指導を受け各種制度を活用して、当該住宅の移転を進める。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町内をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(5) 情報伝達体制の整備

ア 町民が避難するための情報伝達体制を整備する。

イ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示の判断に当たり活用するよう努める。

(6) 要配慮者に対する配慮

要配慮者については、平時から居住実態を把握しておくとともに、避難時の移動の困難を考慮し、ハザードマップ等により地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

6 専門ボランティア等の活用

県は、山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地の状況に詳しく、治山関係の基礎知識のある地元に住居する町民等に技術講習等を行い、「治山防災ヘルパー」として認定し対応している。

また、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、土砂災害防止に資するため、これら団体の活動を支援するとともに円滑な情報交換を行う。

町は、町民に対して、これら専門ボランティア等の情報について広報誌等を通して周知を図るとともに、関係組織との連絡体制を確立し山地災害の未然防止等に努める。

7 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにするための調査を実施する体制及びこの調査で得られた情報（土砂災害緊急情報）を速やかに町に提供できる体制を整備する。

第9節 河川の災害予防計画

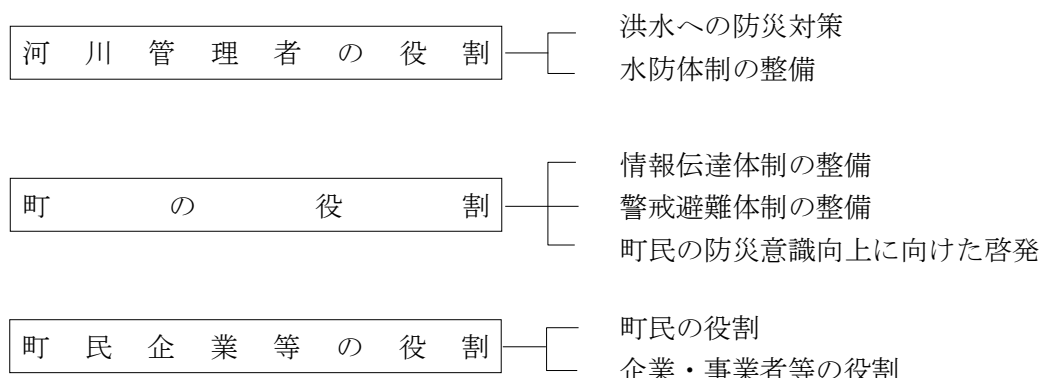
【主な関係課名等】建設課、総務課、農林課、消防本部、上下水道課、各支所

1 計画の方針

河川において洪水が発生した場合、洪水による被害を未然に防止する、又は被害を軽減するということが地域にとって重要なことである。そのため県及び国は、防止・軽減に向けて計画的に河川整備を推進する。

また、町でも洪水被害を軽減するための地域としての備えに取り組むとともに、国、県、関係市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働して「流域治水」の取組みを推進する。

2 計画の体系



3 河川管理者の役割

(1) 洪水への防災対策

施設の点検要領に基づき、各河川管理施設及び災害危険個所の点検・調査を行い必要な補修等を計画的に実施する。また、必要に応じて施設等の整備を計画的に推進する。

(2) 水防体制の整備

河川管理者は水防計画を策定し、町、消防団を含めた地域の水防組織を整備する。

4 町の役割

(1) 情報伝達体制の整備

ア 町は、洪水のおそれがある場合や避難判断水位（特別警戒水位）に達したときに受ける国・県からの通知については、速やかに町民に周知できる情報伝達体制を整える。

イ 要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者が洪水時において円滑かつ迅速に避難できるよう、TV電話による広報、自主防災組織、消防団等による伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報等に関する適切かつ確実な伝達方法を定めておく。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても、定期的に確認するよう努める。

(2) 警戒避難体制の整備

洪水ハザードマップ等により避難所や避難路を町民に周知するとともに、町民が避難するための連絡体制を確保するなど、必要な警戒避難体制を構築する。

(3) 町民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報や洪水ハザードマップを有効に活用して、町民の防災意識の向上を図る。

5 町民・企業等の役割

(1) 町民の役割

町民は、平時から洪水ハザードマップ等に基づき、洪水を想定した避難路や避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる地域での間柄の形成に努めるとともに、洪水を想定した避難訓練等の実施に努める。

(2) 企業・事業所等の役割

災害発生時において応急対策活動を円滑に行うため、平時から応急復旧資材の備蓄に努める。

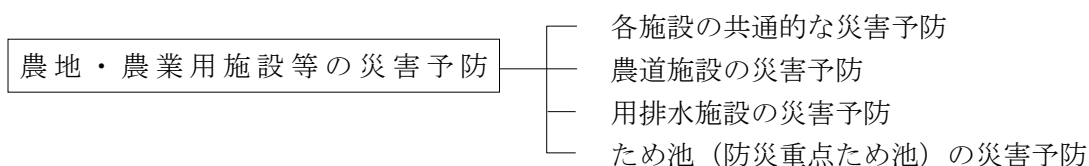
第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【主な関係課名等】農林課

1 計画の方針

町は、農地や農道、頭首工、揚水機、その他取水施設、用排水施設、ため池（防災重点ため池）等の農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、阿賀町農業農村整備事業管理計画等における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

2 計画の体系



3 農地・農業用施設等の災害予防

(1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意する。

ア 管理体制等の整備

農業用施設である頭首工、揚水機、その他取水施設等の管理については、風水害発生時においても一貫した管理体制を整えるように措置するとともに、管理者主体で施設の維持管理計画等を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など体制整備を図り、その適切な維持管理に努める。

イ 施設の点検

施設の管理者は、常に気象予報に注意し、応急措置を施すことができるよう点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等を作成し、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施するとともに、異常な兆候の早期発見、危険箇所の補修や整備等に努める。

また、出水時及び異常時には、安全が確認された段階で点検を行う。

ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、ため池（防災重点ため池）、頭首工等の農業用施設等に影響する雨量、水位等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入を検討する。

(2) 農道施設の災害予防

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐風設計等を行い、橋梁については落橋防止措置を図る。

(3) 用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事

業など、被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工等農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進する。

(4) ため池施設の災害予防

農業用ため池の大多数は、築造後かなりの年数が経過し、堤体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに計画的な施設の整備に努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池（防災重点ため池）については、ハザードマップの作成・周知等により、適切な情報提供を図るとともに、計画的な施設整備に努める。

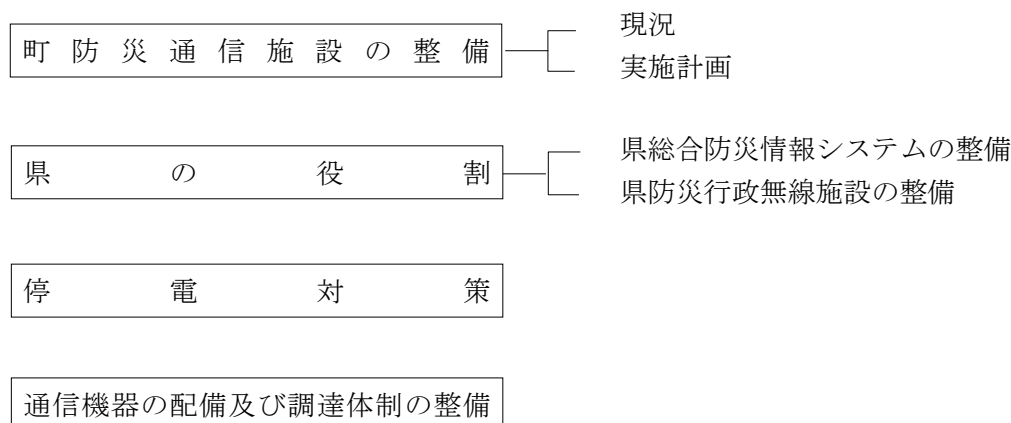
第11節 防災通信施設の整備と風水害対策

【主な関係課名等】総務課、消防本部、各支所

1 計画方針

災害時の応急活動実施のためには、通信の確保が特に重要である。このため町は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散等の防災対策の整備・推進に努める。

2 計画の体系



3 町防災通信施設の整備

(1) 現況

災害時に被害の軽減を図るためには、町と災害現場、町民、さらに地域の防災関係機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集が必要である。現在の通信施設はTV電話である。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERTといい、以下「J-ALERT」という。）を導入しており、土砂災害など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報に対してTV電話が自動起動することにより、町民に緊急情報を速やかに伝達することが可能である。

(2) 実施計画

将来災害時における迅速かつ的確な情報伝達及び収集を行うため、今後、防災行政無線デジタル化、阿賀町アプリ「しらせあい」の活用など通信施設の充実を図る。

4 県の役割

(1) 県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握、提供して、災害発生時における県災害対策本部や町・防災機関の意思決定を支援するため、新潟県総合防災情報システムの整備を行う。

(2) 県防災行政無線施設の整備

災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時において防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系・衛星系による新潟県防災行政無線の整備を行う。

5 停電対策

商用電源停電時においても通信施設に支障がないよう、自動起動、自動切替えの非常用発電設備、直流電源設備等の整備を促進する。また、町でも公共施設への太陽光パネルの設置を推進する。

6 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

第12節 電気通信事業者の風水害対策

【主な関係課名等】 総務課、各支所、電気通信事業者

1 計画の方針

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

災害時においても、重要通信を確保できるよう平時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置を図るとともに、直接被害を受けなかった集落相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の防風水対策及び防火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理・点検を実施し、補強を計画的に進めて行く。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ体制の整備

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を、さらに促進する。

- ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
- イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。
- ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点等に以下のような災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧光ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ安全に防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 支援本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県・町が実施する防災訓練へ積極的に参加し、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点へ配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターによる輸送を行う。

(3) 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、町に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ 阿賀町アプリ「しらせあい」や町ホームページによる広報

ウ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

エ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

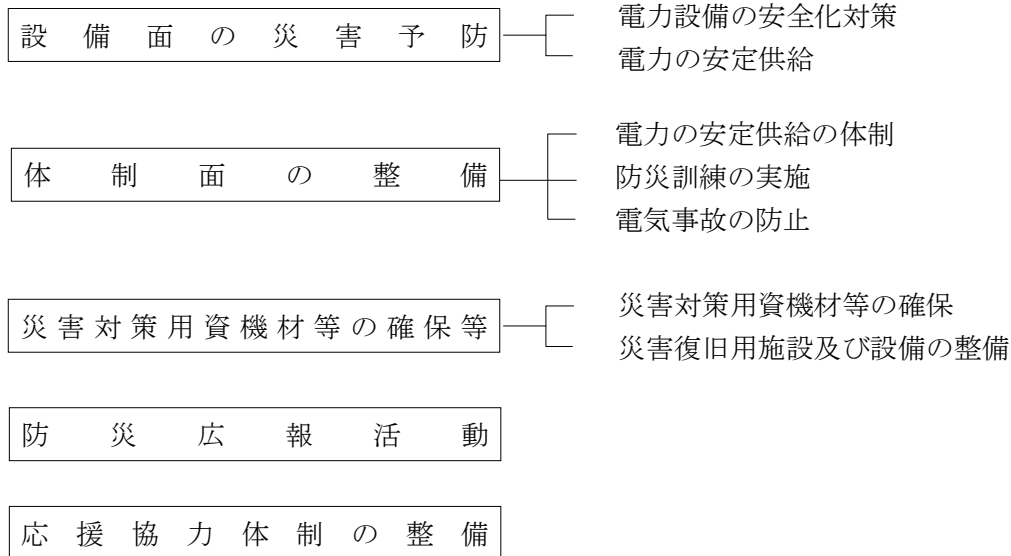
第13節 電力供給事業者の風水害対策

【主な関係課名等】総務課、各支所、電気通信事業者

1 計画の方針

電力供給事業者（東北電力ネットワーク株式会社）は、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

（1）電力設備の安全化対策

電力設備は、設備毎に計画・設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防措置を講じる。

（2）電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力ネットワーク系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線やループ化とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行い運用している。

4 体制面の整備

（1）電力の安定供給の体制

新潟系統給電指令所、各電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

第2章 災害予防計画

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上の防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の確保等

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力の確保に努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受け渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災広報活動

平時から災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第14節 ガス事業者の風水害対策

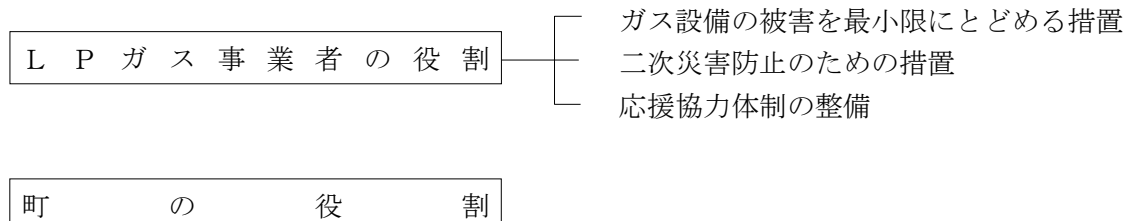
【主な関係課名等】総務課、各支所、LPガス充てん事業者、LPガス販売事業者

1 計画の方針

LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、本節において「LPガス事業者」という）は、LPガス充てん所（以下、本節において「LPガス供給設備」という）の風水害等に対する安全対策を講じるとともに、消費者に対して風水害等の発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

また、LPガス事業者は、避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

2 計画の体系



3 LPガス事業者の役割

ガス事業者は、風水害等による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

(1) ガス供給設備の被害を最小限にとどめる措置

- ア ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。
- イ 消費者に対してLPガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行う。

(2) 二次災害防止のための措置

- ア 消費者に対して風水害等の発生時にとるべき安全措置をあらかじめ周知する。
- イ 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- ウ LPガス事業者は、風水害等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

(3) 応援協力体制の整備

平時から、災害に対して速やかにガス供給設備を復旧するために必要な災害対策用資機材を備えとともに、応援協力体制を整備する。

4 町の役割

一般家庭や事業所に対して、風水害等の発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図るとともに、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対しても、風水害等の発生時における安全措置等の重要性について普及・啓発を図る。

また、防災訓練に際しては、町民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

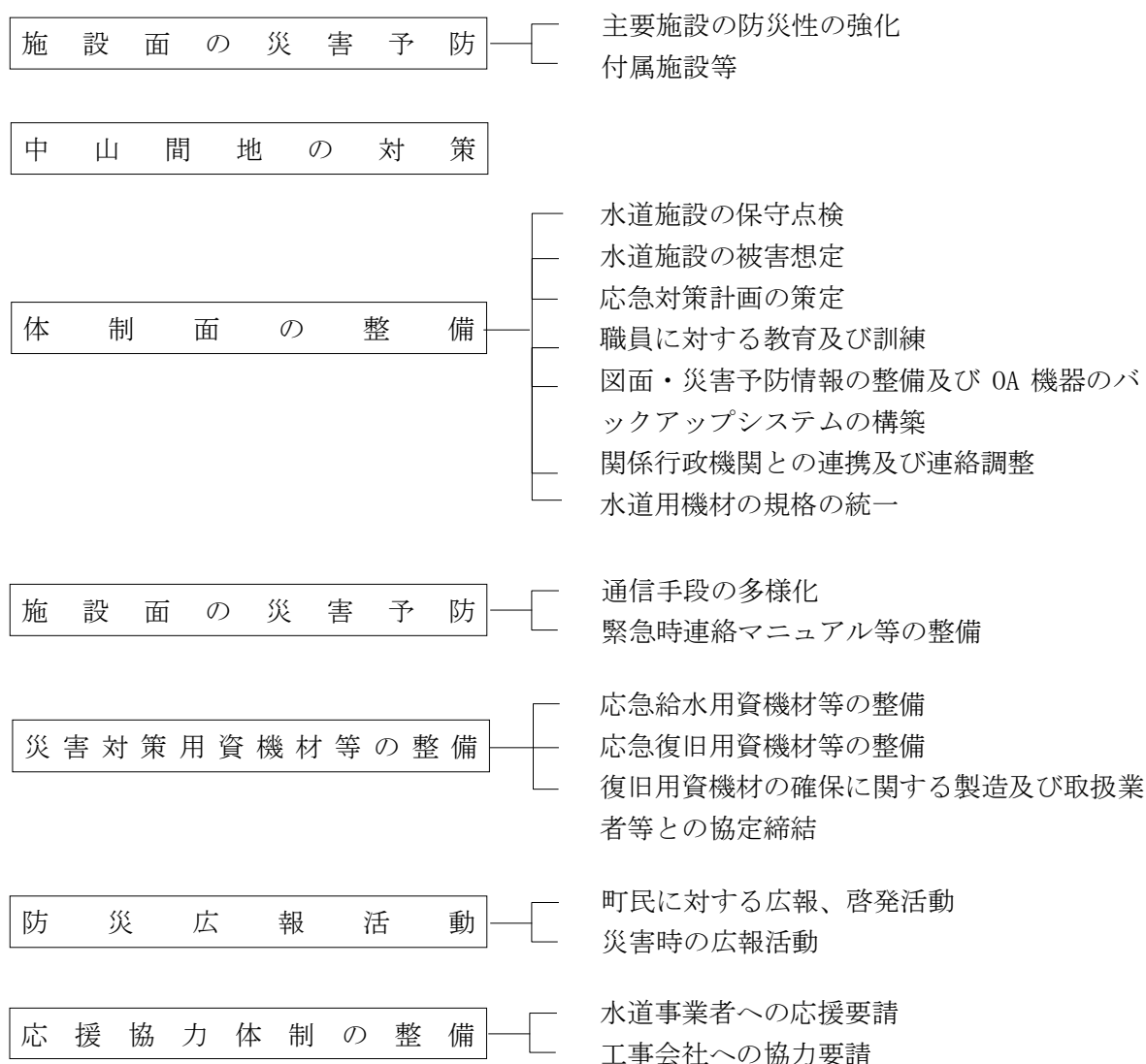
第15節 上水道施設の風水害対策

【主な関係課名等】上下水道課、各支所

1 計画の方針

上水道の供給機能の停止は、被災町民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、町は、風水害等による上水道の断滅水を最小限に抑えるとともに、緊急時における飲料水及び生活用水（以下、本節において「飲料水等」という）を確保するため、施設面での災害予防対策を強化するとともに、水道施設被災後における供給機能の回復を早期に達成できる体制の整備に努める。

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

町は、水道施設の防災対策（耐震化を含む）を計画的に推進するとともに、長寿命化に向けた計画作成及び実施による適切な維持管理を通して災害予防対策を推進する。

(1) 主要施設の防災性の強化

ア 貯水・取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

イ 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。

(2) 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備やテレメーター監視設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

4 中山間地での対策

地盤条件や周辺の地形条件によっては風水害等による土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあることから、水道施設の設置(又は建設)に当たっては、その位置や基礎構造の選定に配慮する。

5 体制面の整備

町は、平時から施設の構造耐力診断、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急・応援対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 水道施設の保守点検

現状の水道施設の構造耐力診断を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

(2) 水道施設の被害想定

ア 災害直後の被害状況を見積るため、きめ細かな情報を収集する体制を確立する。

イ 災害の規模、施設整備状況等から風水害等による被害を想定し、給水目標及び応急・応援対策計画の策定を検討する。

第2章 災害予防計画

(3) 応急対策計画の策定

ア 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

イ 応急給水計画

- (ア) 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- (イ) 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- (ウ) 応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

ウ 応急復旧計画

(ア) 応急復旧期間の設定

被災町民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

応急復旧	具 体 例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急復旧の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 <ul style="list-style-type: none"> ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

- (イ) 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルート等、復旧作業の優先順位を明確にし、応急復旧状況を町民に広報する体制を整備する。
- (ウ) 拠点給水場所、避難所、想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- (エ) 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(4) 職員に対する教育及び訓練

- ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び施工等の技術の向上、人材の育成に努める。
- イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

(5) 図面・災害予防情報の整備及びOA機器のバックアップシステムの構築

- ア 水道GISシステムに拠点給水地、避難所等の情報を盛り込み、緊急時に対応できるよう整備を図るものとし、定期的に情報の更新を行う。
- イ 水道事業者相互間で、災害予防情報の整備を図る。
- ウ パソコン等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

(6) 関係行政機関との連携及び連絡調整

- ア 耐震貯水槽の整備に当たっては消防、学校、公園等の関係課との役割分担、連絡調整を図る。
- イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

(7) 水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するとともに、応急復旧時に支障が生じないように予備資材を備蓄に努める。

6 災害時連絡体制の確立

(1) 通信手段の多様化

災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(2) 緊急時連絡マニュアル等の整備

町は、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材等の整備

町は、計画的に緊急浄水器、給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、仮設水槽、ポリ容器及びポリ袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材等の整備

町は、計画的に次の事項に配慮し、計画的に応急復旧用資機材の整備に努める。

- ア 排水ポンプ、発電機、漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- イ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ウ 広域応援体制の整備、備蓄の推進
- エ 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- オ 作業員の安全装備等の常備

(3) 復旧用資機材の確保に関する製造及び取扱業者等との協定締結

応急復旧用資機材の備蓄は、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は他水道事業者から借受ける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急調達を行う。

8 防災広報活動

(1) 町民に対する広報、啓発活動

町は、災害時の活動を円滑に進めるため、町民等に対し、平時から防災体制、飲料水の確保、衛生対策等の留意事項について周知徹底するよう、広報誌やパンフレットの配付等により広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（概ね3日分、一人一日3ℓ程度を目安）の確保及び備蓄の方法

第2章 災害予防計画

(容器、量、保管方法、交換時期等)

イ 浴槽の水のくみ置き

浴槽の残り湯を非常時の生活用水や防火用水に利用する。

ウ 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

(2) 災害時の広報活動

ア 応急給水対策を町民に周知し、協力が得られるようにする。

(ア) 給水方法 (給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等)

(イ) 給水場所 (地域ごとの給水場所の明示)

イ その他災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ確かな報道について協力を要請し、町民の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

9 応援協力体制の整備

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

(1) 水道事業者への応援要請

町は、災害により広範囲にわたり給水が停止し、応援が必要となる場合は、日本水道協会新潟県支部で定めている「水道災害相互応援要綱」に基づき応援要請を行う。

(2) 工事会社への協力要請

上下水道課は、災害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などと非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第16節 下水道施設の風水害対策

【主な関係課名等】総務課、消防本部、各支所

1 計画の方針

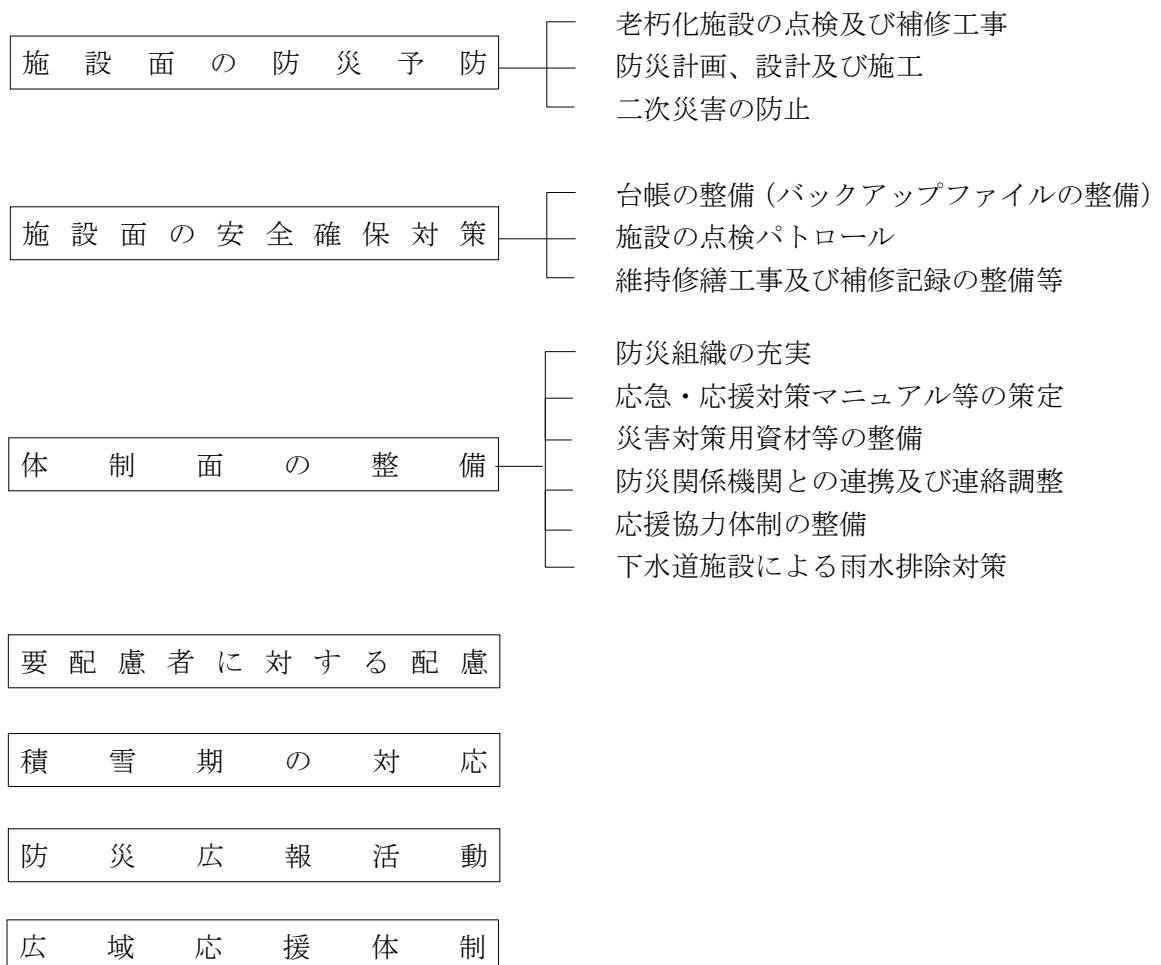
下水道施設は、ライフライン施設として町民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、町民へ与える影響が大きい。

したがって、町は災害時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平時において災害予防の向上のために施設等の被災予防の推進と災害対策資材の確保や他機関との協力体制の整備に努める。

2 計画の体系

下水道施設は、末端管きょから処理場まで広範囲に配置されており、各施設は多種多様の構造物、機器により、下水道施設のすべてを防災化することは技術的にも経済的にも困難であるが、できるだけ防災化を図る必要がある。

特に幹線管きょ、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、防災化対策を講じた施設整備を計画的に実施する。



3 施設面の災害予防

下水道施設の防災対策（耐震化を含む）を計画的に推進するとともに、長寿命化に向けた計画作成及び実施による適切な維持管理を通して災害予防対策を推進する。

(1) 老朽施設の点検及び補修工事

町は、下水道施設の維持管理に当たり、平時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所の改善に努める。

また、災害が発生した場合に、被害を低減又は防止するために、施設の弱点箇所について年次計画を立て、防災対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて補修工事を行う。

(2) 防災計画、設計及び施工

下水道施設は、計画時点から設計及び施工方法について防災化を検討する。

ア 計画

下水道施設が損傷した場合に、その機能を代替できるよう管きょ、ポンプ場及び下水処理場のネットワーク化を図る。

イ 設計

管路及び処理場・ポンプ場における施設の構造は、風水害対策を備えた構造として設計する。

(3) 二次災害の防止

町は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に食い止め、これらの被害に伴う二次災害（ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏えい等）が生じないように整備を図る。

4 施設面の安全確保対策

(1) 台帳の整備（バックアップファイルの整備）

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、町は資料の収納及びデータ管理を行う施設について、災害に強い構造や耐震化を図るとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して資料の安全性の向上を図るよう努める。

(2) 施設の点検パトロール

町は、下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し迅速かつ適切な措置が行えるよう、施設の機能状況の把握に努める。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

町は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時に有効に活用できるよう整備しておく。

5 体制面の整備

(1) 防災組織の充実

町は、下水道施設の防災対策に当たり、防災活動が円滑にできるよう防災関係課と調整・協議し、組織の整備を図る。

(2) 応急・応援対策マニュアル等の策定

町は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

また、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策が図れるよう努める。

(3) 災害対策用資材等の整備

町は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、(一社)新潟県建設業協会津川支部と協力し、災害対策用資材等の整備を図る。

災害対策用資材等は、想定される被害の内容を考慮して、平時から計画的に確保しておくことが重要である。特に独自に確保できない資材等については(一社)新潟県建設業協会津川支部及び(社)新潟県管工事工業協会等と協力を得るとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力も得ておく。

(4) 防災関係機関との連携及び連絡調整

町は、下水道施設の調査、復旧において、防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能なかぎり事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行う。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺地域の町民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後この広報等を検討する。

(5) 応援協力体制の整備

町は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について確立しておく。

- ア 災害対応組織
- イ 災害対応協力体制
- ウ 非常配備体制
- エ 緊急時における連絡手段の確保

6 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対しては、次のとおり配慮する。

- (1) 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。
- (2) 被災箇所にバリケード等設置し、要配慮者の進入等による事故防止に努める。

7 積雪期の対応

積雪期においては、次の対応に努める。

- (1) 輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り、災害発生前に各地区の避難所予定施設に事前配備するように努める。
- (2) 県と協力し積雪地域における下水道施設等の設置状況を把握し、道路除雪など必要な対応がとれるように準備しておく。

8 防災広報活動

町は、災害時の活動を円滑に進めるため、町民、各行政区長等に対し、平時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努める。

9 広域応援体制

町は、町単独では対応不可能な災害の発生に備え、近隣市町村の下水道関連業者との相互応援協定の締結に努める。

第17節 危険物等施設の風水害対策

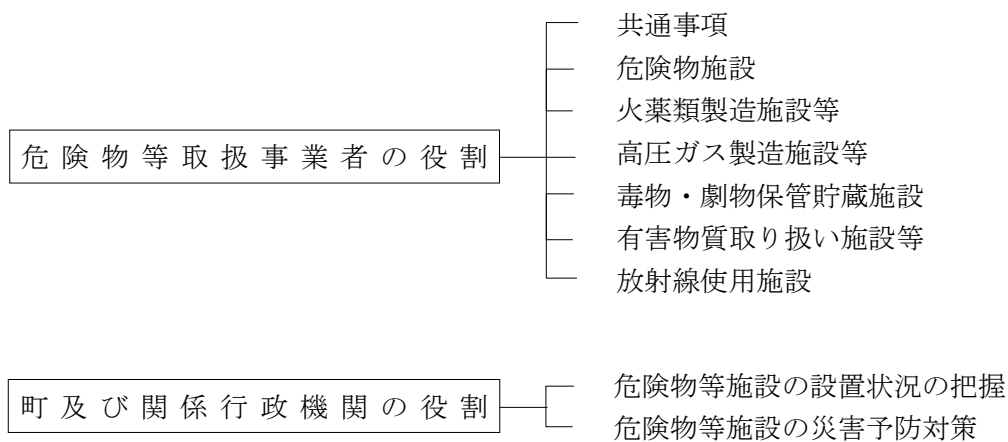
【主な関係課名等】消防本部、総務課、町民生活課、上下水道課、各支所

1 計画方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなり得る。これらを取り扱う施設の関係者は自主保安対策を講じることとし、消防機関は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導に当たる。

2 計画の体系

危険物等に対する安全対策の体系は次のとおりとする。



3 危険物等取扱事業者の役割

(1) 共通事項

事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害等による災害発生の未然防止を図る。

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

オ 降雪、融雪等による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じるとともに、積雪期においては除雪を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

(2) 危険物施設

危険物による災害は、大規模な自然災害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きな影響を及ぼすおそれがあることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は適正な措置を講じ、災害の未然防止を図る。

第2章 災害予防計画

- ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取り扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
 - イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
 - ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。
- (3) 火薬類製造施設等
- 火薬類取扱事業所では、災害時において被害の拡大が予想されることから、適正な措置を講じ、災害の未然防止を図る。
- ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し公共の安全を確保する。
 - イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
 - ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。
- (4) 高圧ガス製造施設等
- 高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その物性・化学的特性により、漏えいすると爆発性や毒性から大災害につながるおそれがあるため、高圧ガス取扱事業所は適正な措置を講じ、災害の未然防止を図る。
- ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取り扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
 - イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。
- (5) 毒物・劇物保管貯蔵施設
- 毒物及び劇物取締法の適用を受ける毒物・劇物は、その物性・化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定されるため、毒物劇物取扱事業所は危害防止のための必要な対策を講じる。
- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
 - イ 毒物又は劇物の取り扱いの実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。
- (6) 有害物質取り扱い施設等
- 有害物質は、その物性・化学的特性から、流出又は漏えいするとその有害性により人の健康及び生活環境に大きな被害が生じることが想定されるため、有害物質取扱事業所は、有害物質の飛散、公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策を徹底するとともに、事故時の連絡体制や応急措置体制をあらかじめ整備しておく。
- ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射線使用施設

放射性物質は、その特性から漏えいすることにより人体への影響や環境汚染等の被害が発生し、しかも長期間にわたって影響を及ぼすおそれがある。このため、放射線使用事業所は、適正な措置を講じ、災害の未然防止を図る。

ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

4 町及び関係行政機関の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握

危険物等は、経済活動及び町民の生活を支える基礎的な資材として活用されており、産業の発展と生活様式の高度化に伴って消費量は増加し、多様化している。

危険物等による災害は、被害が短時間で広範囲に及ぶおそれが予想されることから、町は、町内の危険物等施設の設置現況についての最新情報を把握しておく。

(2) 危険物等施設の災害予防対策

危険物等取扱事業者及び関係機関は、災害時に迅速・円滑な対応が図られるよう、以下により予防対策を講じるほか、第3章 第37節「危険物等施設応急対策」に準じて体制の整備を図る。

ア 指導の強化

(ア) 関係行政機関は、危険物等施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立ち入り検査を励行する等指導を強化する。

(イ) 関係行政機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いに係る技術上の基準の遵守、予防規定の作成等により危険物等施設の保安管理体制の確立を指導する。

イ 保安教育・保安訓練の実施強化

(ア) 関係行政機関は、(財)新潟県危険物安全協会等関係団体の協力のもとに、危険物等を取り扱う者に対し保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制に関する指導、啓発に努める。

(イ) 関係行政機関は、危険物等取扱事業者に対し、具体的な災害想定を基に隣接事業所との連携も考慮した、より実践的な消火訓練、通報訓練等の実施について指導する。

ウ 自主保安体制の整備

関係行政機関は、危険物等取扱事業者に対し、自衛消防組織の組織化を推進するとともに、自衛消防組織等の活動要領の制定、隣接事業所等との相互応援協定の締結等を指導するなどにより危険物等取扱事業者における自主保安体制の強化を促進する。

エ 防災資機材の整備

(ア) 町は、地域の実情に応じて小型動力ポンプ付積載車等の資機材を計画的に整備すると

第2章 災害予防計画

ともに、消防機関は化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。

- (イ) 消防機関は、危険物等取扱事業者に対し、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

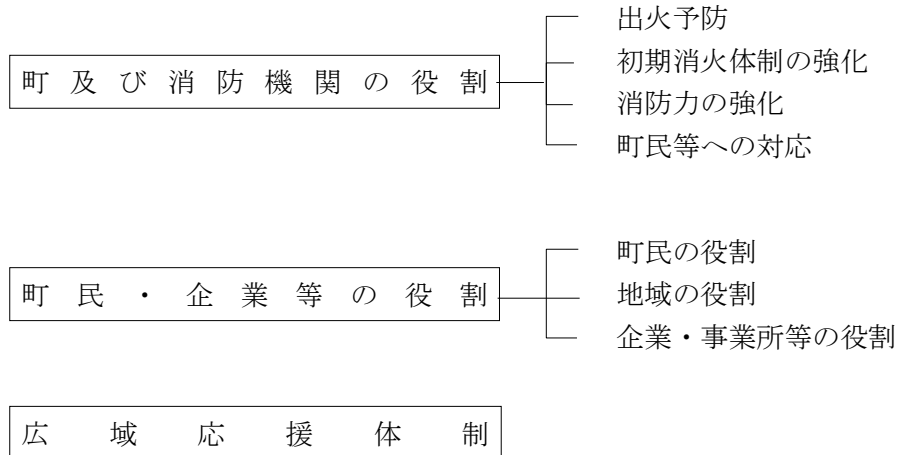
第18節 火災予防計画

【主な関係課名等】消防本部

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下における火災等の被害の未然防止及び軽減を図るため、町及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図る。

2 計画の体系



3 町及び消防機関の役割

(1) 出火予防

ア 出火の防止

火気使用設備・器具等からの火災の発生を予防するため、次の事項について対策の推進指導を行う。

- (ア) 火気使用設備・器具周囲の火災予防、安全な距離の順守
- (イ) 建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化
- (ウ) 火気使用設備・器具の保守・点検

イ 立入検査及び防火指導の実施

防火対策が必要な飲食店及び大規模小売店等の防火対象物、工場及び作業場等で火気を使用する防火対象物、構造上特殊性により避難や消火活動に困難が予想される建築物等に対し、重点的に立入検査を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火予防対策の徹底を図る。

ウ 防火管理者等に対する指導

事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

- (ア) 消防計画の整備と従業員に対する消防計画の周知徹底
- (イ) 一つの建物で管理権限者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化
- (ウ) 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

第2章 災害予防計画

- (エ) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (オ) 消防計画に基づく実践的かつ定期的な訓練の実施
- (カ) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理
- (キ) 要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

エ 町民に対する啓発・指導

町民の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の項目について啓発、指導に努める。

- (ア) 消火器、消火バケツ等、消火器具の整備
- (イ) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- (ウ) 住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底
- (エ) 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導
- (オ) 火気使用場所の不燃化の推進
- (カ) カーテン、じゅうたん及び寝具類等について防災製品の普及促進
- (キ) 灯油等危険物の安全管理
- (ク) 異常気象（乾燥、強風等）時における火気取扱いの制限
- (ケ) 「阿賀町火入れに関する条例」で、火入れに関する規則を定めていることの周知

(2) 初期消火体制の強化

初期消火体制の強化を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織、自衛消防組織等）に対して次の対策を指導する。

- ア 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画に基づく各種訓練等を通じた指導及び地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかける。
- イ ア以外の事業所及び町民に対する消防訓練、防火講習会等への参加促進及び防火関係の冊子等の配布により、防災意識及び初期消火行動力等（消火、避難、通報等）の向上を図る。

(3) 消防力の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

ア 消防体制の強化

(ア) 常備消防組織等の現況

阿賀町の消防組織の令和7年4月1日現在での状況は次のとおりである。

阿賀町 消防本部	消防本部	1	
	分遣所数	3	
	消防吏員数	64	人
	水槽付ポンプ自動車	5	台
	救急自動車	4	台
	救助工作車	1	台
	指令車	1	台
	支援車	1	台

(イ) 災害発生時における迅速な初動体制の確保

災害発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

(ウ) 消防力の整備

消防職員及び消防車両等の消防力の指針に対する充足率を満たすよう各種補助制度を活用し、その整備充実に努める。

イ 重要防火対象物等の把握

危険物施設、消火優先地域、重要防火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図を整備し、迅速な火災防ぎょ活動に努める。

ウ 消防水利の整備

(ア) 同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実に努めるため、多角的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した有効な消防水利の整備を図り災害に備える。

a 河川、池の利用

b 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水

(イ) 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努める。

(ウ) 消火栓の整備状況

町の消火栓は、令和7年4月1日現在、683基が設置されている。

(エ) 防火水槽の整備状況

町の防火水槽の令和7年4月1日現在での状況は次のとおりである。

防火水槽の規模		設置数（基）
100m ³ 以上		1 基
60m ³ 以上	100m ³ 未満	1 基
40m ³ 以上	60m ³ 未満	295 基
20m ³ 以上	40m ³ 未満	54 基
合 計		351 基

(オ) 積雪期の消防水利対策

積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

エ 消防団の体制強化

(ア) 消防団の現況

阿賀町消防団の令和7年4月1日現在での状況は次のとおりである。

第2章 災害予防計画

消防団数・分団数	1 団・5 分団
団員数	424 人
消防ポンプ自動車	2 台
小型動力ポンプ付積載車	63 台
小型動力ポンプ	66 台

(イ) 消防団の体制強化

同時多発火災及び大規模火災発生時は、消防団と常備消防の連携が重要となるため、消防団の体制の強化に努める。

- a 公募制導入による募集等、団員募集の多様化
- b 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等、青年層の入団促進
- c 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- d 女性消防団員の入団促進
- e 消防団協力事業所認定制度の推進
- f 報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等、団員の処遇改善
- g 消防団拠点施設の整備
- h 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- i 装備や設備の小型化、軽量化
- j 防火衣、防火帽等安全装備の充実
- k 地域との連携強化等による消防団のイメージアップ
- l 青年団、行政区長会、各種サークル等地域内諸団体との連携強化
- m 災害時における消防団広域応援体制の検討

オ 要配慮者に対する配慮

- (ア) 避難行動要支援者と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的に協力を働きかける。
- (イ) 避難行動要支援者が居住する住宅について、防火指導を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理を図る。

(4) 町民等への対応

- ア 町民等に対して、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を指導する。
- イ 町民等に対して、火災予防運動等あらゆる機会を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
- ウ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者及び防災管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

4 町民・企業等の役割

(1) 町民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取り扱いに注意する。

- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- ウ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- エ カーテン、じゅうたん及び寝具類等は、防災製品の使用に努める。
- オ 消防法で義務付けられた住宅用火災警報器を設置し、維持管理に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 行政区等が実施する防災訓練等へ積極的に参加する。
- ク 「阿賀町火入れに関する条例」に定める火入れに関する規則を守る。

(2) 地域の役割

地域は、防災訓練等を積極的に実施するなど、日頃から防火意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者を置く事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品・危険物等の転倒防止措置を講じる。
- エ 病院、社会福祉施設等の避難行動要支援者が多数居在・利用する施設及び物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

5 広域応援体制

- (1) 町単独では対処不可能な火災の発生に備え、隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結に努める。
- (2) 町長は、他の市町村長との消防相互応援協定等について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続き及び応援出動要領等を定めるなど迅速、効果的な応援体制の確立に努める。

第19節 水防活動の体制整備

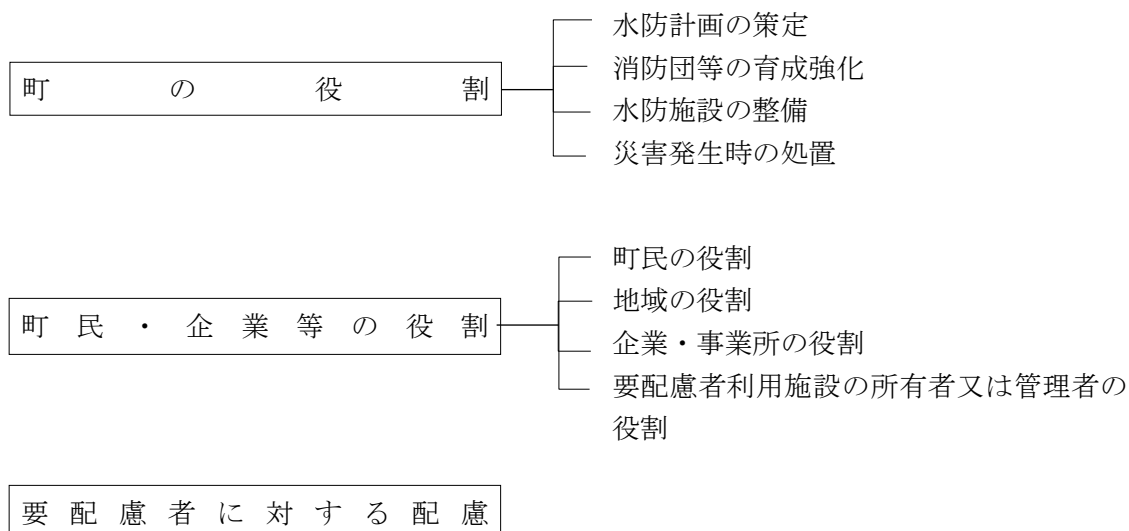
【主な関係課名等】 総務課、消防本部

1 計画の方針

水防管理団体である町は、町内における水防を十分に果たすため、阿賀町水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

県は、町が水防を十分に行えるよう、新潟県水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い関係機関へ周知する。

2 計画の体系



3 町の役割

(1) 水防組織の整備

水防管理者の町長は、県水防計画に応じて消防団等の水防組織を整備する。

(2) 消防団等の育成強化

ア 平時から消防団等の研修や訓練の計画を定め、水防組織の充実と習熟に努める。

イ 自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 毎年出水期前に1回以上水防訓練を行う。

(3) 水防施設の整備

水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(4) 災害発生時の処置

堤防が決壊又はこれに準じる事態が発生したときには、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合には、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

4 町民・企業等の役割

(1) 町民の役割

- ア 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性について認識を深める。
- イ 風水害等の発生時において、町又は消防機関から水防の協力要請があった場合は、可能な限り水防に協力する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては隣近所に声を掛け合い迅速に行動する。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策の円滑化を図るため、(一社)新潟県建設業協会津川支部は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

5 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者等が、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備に努める。

第20節 廃棄物処理体制の整備

【主な関係課名等】町民生活課

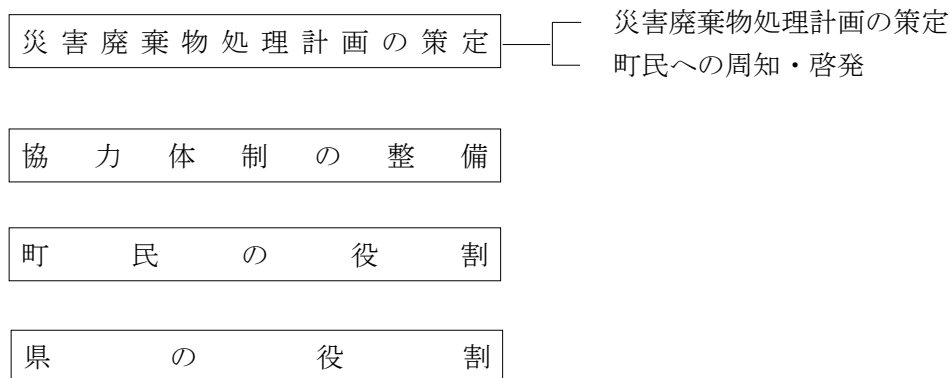
1 計画の方針

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など）や流失・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物などを適切かつ迅速に処理することは、町民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、町は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平時から町民に対し、協力を求める事項について周知する。また、あわせて一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。

県は、町からの要請に備え、市町村間の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 計画の体系



3 災害廃棄物処理計画の策定

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

町は、水害時に発生する廃棄物の処理を行うための組織体制、関係機関との連絡体制、町民へ広報する方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ・し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し町民に周知する

(2) 町民への周知・啓発

町民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会を通して啓発に努める。

4 協力体制の整備

町は、近隣市町村、関係機関等との災害時協定等により、災害廃棄物処理に関する協力体制を整備するとともに、地域の町民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

5 町民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 町が広報や防災訓練を通じて周知する水害時に発生する廃棄物の排出方法や仮設トイレの使用方法について理解し、水害時における廃棄物処理に協力できるよう努める。

6 県の役割

次に示す広域処理体制についての整備を図る。

- 県内市町村間の広域処理体制
- 関係団体との協力体制
- 近隣他県との協力体制

第2章－4 避難・救援・救護体制の整備

第21節 救急・救助体制の整備

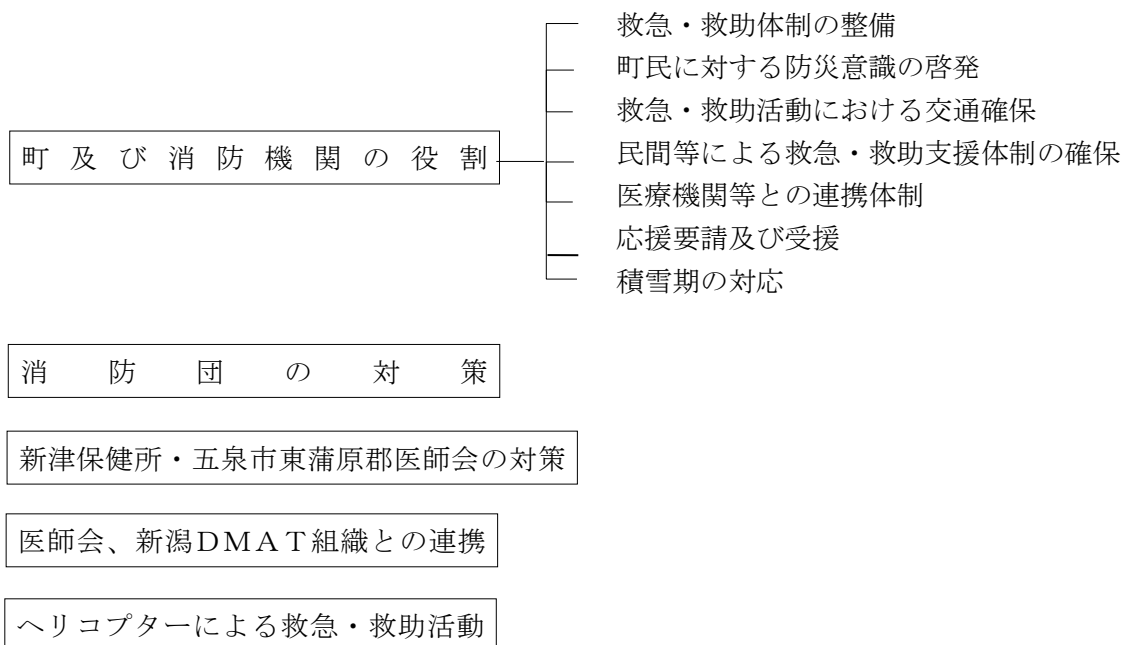
【主な関係課名等】消防本部、総務課、福祉介護課、こども・健康推進課

1 計画の方針

災害が発生し、浸水、埋没、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する被災者に対し、救急救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急・救助体制の整備を図る。

また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うための体制の整備を図る。

2 計画の体系



3 町及び消防機関の役割

町及び消防機関は、災害発生時の救助活動、救急搬送を行うに際して、町民と防災関係機関が連携して活動ができるよう体制の整備を図る。

(1) 救急・救助体制の整備

ア 常備消防組織の救急・救助体制の整備

消防本部は、救急隊員、救助隊員の質の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。

イ 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、火災発生時における初動体制組織となることから、消防本部は、団員の参集体制の整備を図るとともに、簡易救出器具等を有効に活用し地域の町民と協力して救急・

第2章 災害予防計画

救助活動を行えるよう体制の整備に努めるとともに、消防団に対して救急・救助活動についての指導を積極的に行う。

(ア) 消防団員の確保及び充実

町及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに町民の協力による初動体制の確保に努める。

(イ) 消防団員と消防機関の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防機関が直接連絡できる通信手段を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(2) 町民に対する防災意識の啓発

町及び消防機関は、避難訓練、応急手当の啓発普及活動等を実施し、町民の防災意識の向上を図る。

また、要配慮者（高齢者、乳幼児、身体障がい者等）が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、災害時において要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

(3) 救急・救助活動における交通確保

町は、洪水、浸水等による建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防機関、関係機関とあらかじめ協議し対策を講じておく。

(4) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から救急・救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(5) 医療機関との連携体制

ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

イ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急・救助活動を円滑に行うために、新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を確立し、救急搬送者の受け入れ体制を確保する。

ウ 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制

日本赤十字社新潟県支部、新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会、新潟市薬剤師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(6) 応援の要請及び受援

ア 広域消防相互応援の要請及び受援

消防機関は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

イ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防機関は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(7) 積雪期の対応

町及び消防機関は、地域の実情に応じ、積雪期の大規模災害等発生時における道路の除雪体制及び避難所等への町民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及びヘリコプターによる円滑な救急・救助活動が実施できるよう体制の整備に努める。

4 消防団の対策

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域の町民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日ごろから地域の町民との連携による初動体制の確保に努める。

5 新津保健所・五泉市東蒲原郡医師会の対策

町から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。また、新津保健所災害医療コーディネートチームとの連携・協力体制を整備する。

なお、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救援・救助活動を行うため、「災害時医療救護活動マニュアル」（新潟県福祉保健部）を基に行う。

6 医師会、新潟DMAT組織との連携

日頃から、五泉市東蒲原郡医師会、新潟DMAT（災害派遣医療チーム）組織等と、多数の傷病者が発生した場合などの相互連携体制等について十分に検討・協議し、防災訓練等において相互連携を図る。

7 ヘリコプターによる救急・救助活動

救急・救助活動を要請できるヘリコプター保有機関と連絡先は以下のとおりである。

① 新潟県消防防災航空隊

連絡先 電話 025-270-0263、025-270-0395
 (夜間) 025-285-5511 (県庁警備員室)

② 新潟県警察航空隊

連絡先 電話 025-285-0110 (内 5770 警備第二課)
 (夜間) 025-285-0110 (総合当直)

③ 航空自衛隊新潟救難隊

連絡先 電話 025-273-9211 (内 218 飛行班)
 (夜間) 025-273-9211 (内 213 救難隊直通)

④ ドクターヘリ

連絡先 消防本部に依頼

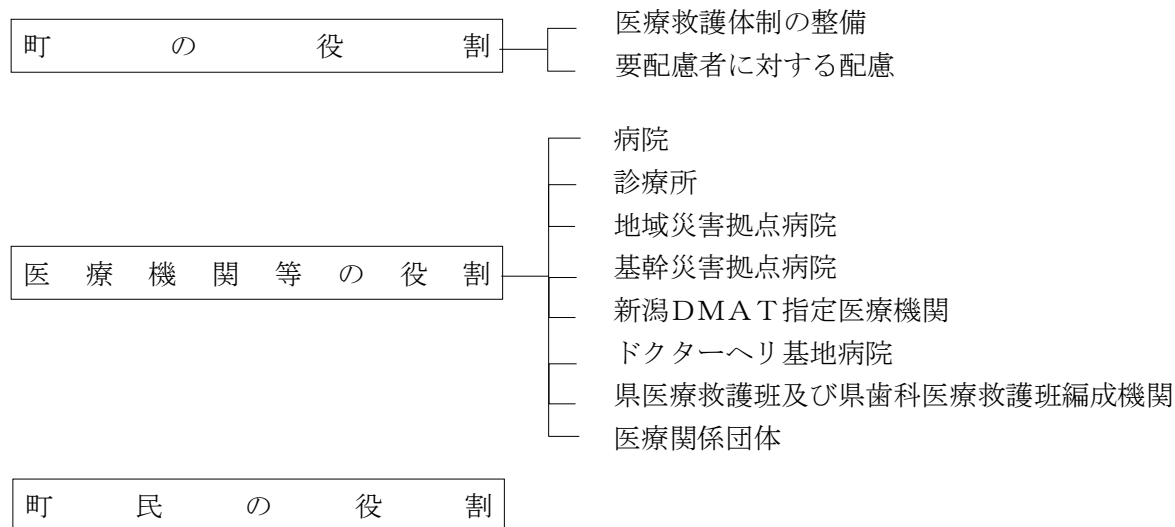
第22節 医療救護体制の整備

【主な関係課名等】 こども・健康推進課、福祉介護課

1 計画の方針

町は、県、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

2 計画の体系



なお、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「災害時医療救護活動マニュアル」（新潟県福祉保健部）を基に、新津保健所と連携をとりながら活動を行う。

3 町の役割

（1）医療救護体制の整備

町は、災害から町民の生命、健康を守るため、地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

また、負傷者が多数発生した場合には、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を行うことも想定した体制の整備を図る。

ア 救護所設置予定施設の指定

町は、避難所に指定した施設の中から救護所として使用可能な施設を検討の上、救護所設置予定施設として指定し、町民に周知する。

イ 救護所のスタッフの派遣体制の整備

町は、新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名）及び歯科医師救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画及び派遣体制を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

町は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。降雪期における雪下ろし、除雪

等の雪対策にも留意する。

エ 救護所等の医療資器材等の確保

町は、災害の発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保・備蓄に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、町及び消防機関は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

4 医療機関等の役割

(1) 病院

病院は、町及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定した病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。

病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

ア 災害対策委員会の設置

イ 防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等）

ウ 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

エ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

オ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

カ 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策

キ その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(2) 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(3) 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院（下越病院）は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じて自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

ア 災害発生時における後方病院として、被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

イ 地域災害拠点病院として災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(4) 基幹災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）は、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

イ 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星携帯電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備

第2章 災害予防計画

等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

(5) 新潟DMAT指定医療機関

新潟DMAT指定医療機関は、県から新潟DMATの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断で新潟DMATを直ちに派遣できるよう平時から体制を整えておく。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

(6) ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）は、災害発生時において県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう平時から体制を整えておく。

(7) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう平時から体制を整えておく。

(8) 医療関係団体

五泉市東蒲原郡医師会、新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアル等を作成するとともに、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

5 町民の役割

町民は、災害時に、定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるよう平時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図るよう努める。

第23節 避難体制の整備

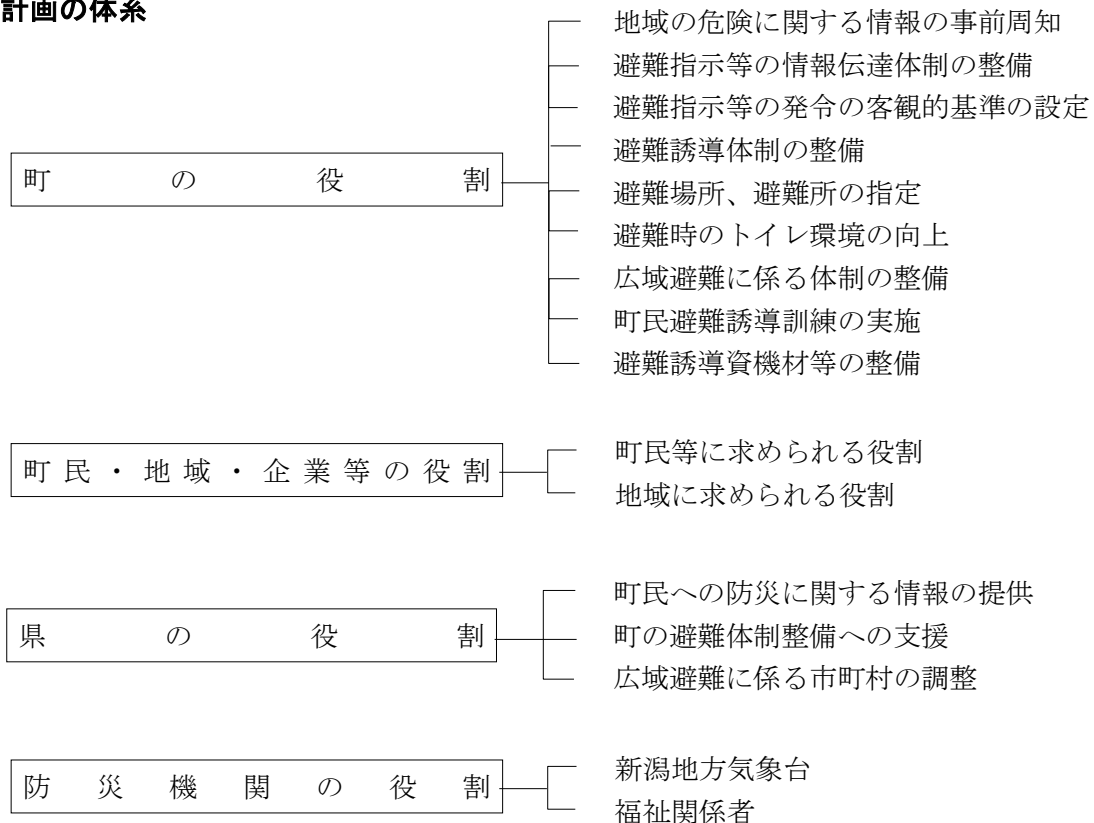
【関係課名等】全課（総務課）

1 計画の方針

災害は、二次災害とあいまって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ町民等の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

町は、この計画に基づき、あらかじめ避難場所を定め、町民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努める。

2 計画の体系



3 町の役割

町は、危険が差し迫った状態になる前に町民等が避難できるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の判断・情報伝達等のマニュアル化、避難誘導體制の整備、避難場所・避難所の指定と周知、即応体制の整備、在宅の避難行動要支援者の個別避難計画の策定及び福祉避難所の確保等に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 町民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の災害実績を基に、洪水による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所、避難所等を記したハザードマップ等を作成し、町民等に配布して周知を図る。

第2章 災害予防計画

ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、Lアラート、阿賀町アプリ「しらせあい」、速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等や、IP通信網等の活用を図るなど、町民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における町と保育園との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達については、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫し対応する。

オ 「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」等の意味及び自主的な避難等を含む町民等の取るべき行動についての正しい知識の普及を図るとともに、避難情報発令時の伝達に当たっては、町民等が危険の切迫性を認識できるよう伝え方を工夫し、避難行動を促す。

カ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

空振りをおそれずに遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び町民等に対して警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

ア 水防法上の水位周知河川（阿賀野川等）については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発令発出基準を設定する。

イ 中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水想定区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

エ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難指示等が発令された際、町民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を整備する。

イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して個別避難計画等の策定に努める。

ウ 避難所の一般避難スペース、福祉避難スペース、福祉避難所、介護施設等から、避難者に応じた最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原

則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合など、やむを得ないと自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から町民等への周知徹底を図る。

(5) 避難場所、避難所の指定

ア 指定と周知

(ア) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全が確保できる避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは、広報誌やハザードマップの配布、防災訓練等により町民にその位置等の周知徹底を図る。

イ 避難路

(ア) 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。

(イ) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓蒙及び指導を行う。

ウ 指定に当たっての注意点

(ア) 避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。

また、風水害等や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(イ) 避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。

(エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。

(オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。

(カ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

第2章 災害予防計画

- (キ) 避難所では、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。
- (ケ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (コ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とする。
- (カ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。

また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (シ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
- (ス) 飼い主による愛玩動物（ペット）との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (セ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域の町民等の関係者と調整を図る。
- (ソ) 避難所の良好な生活環境を継続的に確保するために、医療・保健の専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣の町民等に鍵の管理を委託する。
- (イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (ウ) 避難所開設・運営の初動対応マニュアルの作成やこれに基づく訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。また、町民等への普及に際しては、町民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。
- (エ) 避難所予定施設には、町民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の町民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (カ) 避難所の開設状況について、町民に速やかに伝達する。
- (キ) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

オ 福祉避難所の指定

- (ア) 町は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者

のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

- (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とするよう努める。
- (ウ) 町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

災害時の避難所では衛生環境の悪化が課題となることが多く、被災者の体調管理の面でも清潔で快適なトイレ環境の確保は不可欠である。

このため、町は、トイレカーの導入を検討する。トイレカーは自走式で、仮設トイレに比べ迅速に対応できるため、避難時におけるトイレ環境向上のための有効な手段となる。

(7) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 町は、避難の際に必要な町民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 町は、国・県及び他市町村と連携し、避難者を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受入に備えた体制整備

- (ア) 町は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難町民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 町は、避難町民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織及び防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(8) 町民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、町民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域の町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ等を作成し、町民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。

特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努める。

(9) 避難誘導資機材等の整備

町は、災害時の適切な避難誘導のため、自主防災組織等へ次の避難誘導、救助対策のための資機材等の整備を推進する。

ア 避難誘導に必要な資機材

第2章 災害予防計画

イ リヤカー、担架、救助工具などの救助資機材

4 町民・地域・企業等の役割

(1) 町民等に求められる役割

ア 町民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努める。

- (ア) 災害ハザードマップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に確認しておくこと。
- (イ) 避難場所、避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて町民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等の緊急時における報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉え行動すること。
- (オ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動を起こす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者下は、次の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。
- (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- (ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- (エ) 近隣の企業、町民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- (オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡方法や引渡し方法をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 地域の役割

町民相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項について平時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、避難場所、避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 町と共同で避難所を運営できるよう、防災訓練等へ積極的に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として、次により地域の避難対策への協力を努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

第2章 災害予防計画

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域の町民等に避難場所として提供すること。

5 県の役割

(1) 町民への防災に関する情報の提供

ア 災害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等について、インターネット等により町民に提供する。

(2) 町の避難体制整備への支援

ア 地域の危険情報の町への提供

(ア) 主要河川における氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。

(イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を町と共有する。

(ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域等を提供する。

イ 町による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ア) 県から町への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。

(イ) 町の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、町への情報支援体制を確立する。

(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に町が発令する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(オ) 町に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

(ア) 町の避難所に、学校等の県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し協力依頼を行う。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

(ア) 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(イ) あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ウ) 避難町民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、町に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の調整

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための町の体制整備の支援

町民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難町民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、町に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

町民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等を把握する。また、避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、町が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害発生時における具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 防災機関の役割

(1) 新潟地方気象台

ア 町が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 気象等の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する災害情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など、町民が自ら危険を察知し災害から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(2) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等の福祉関係者は、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について町と協議し、対応できる体制を定めておく。

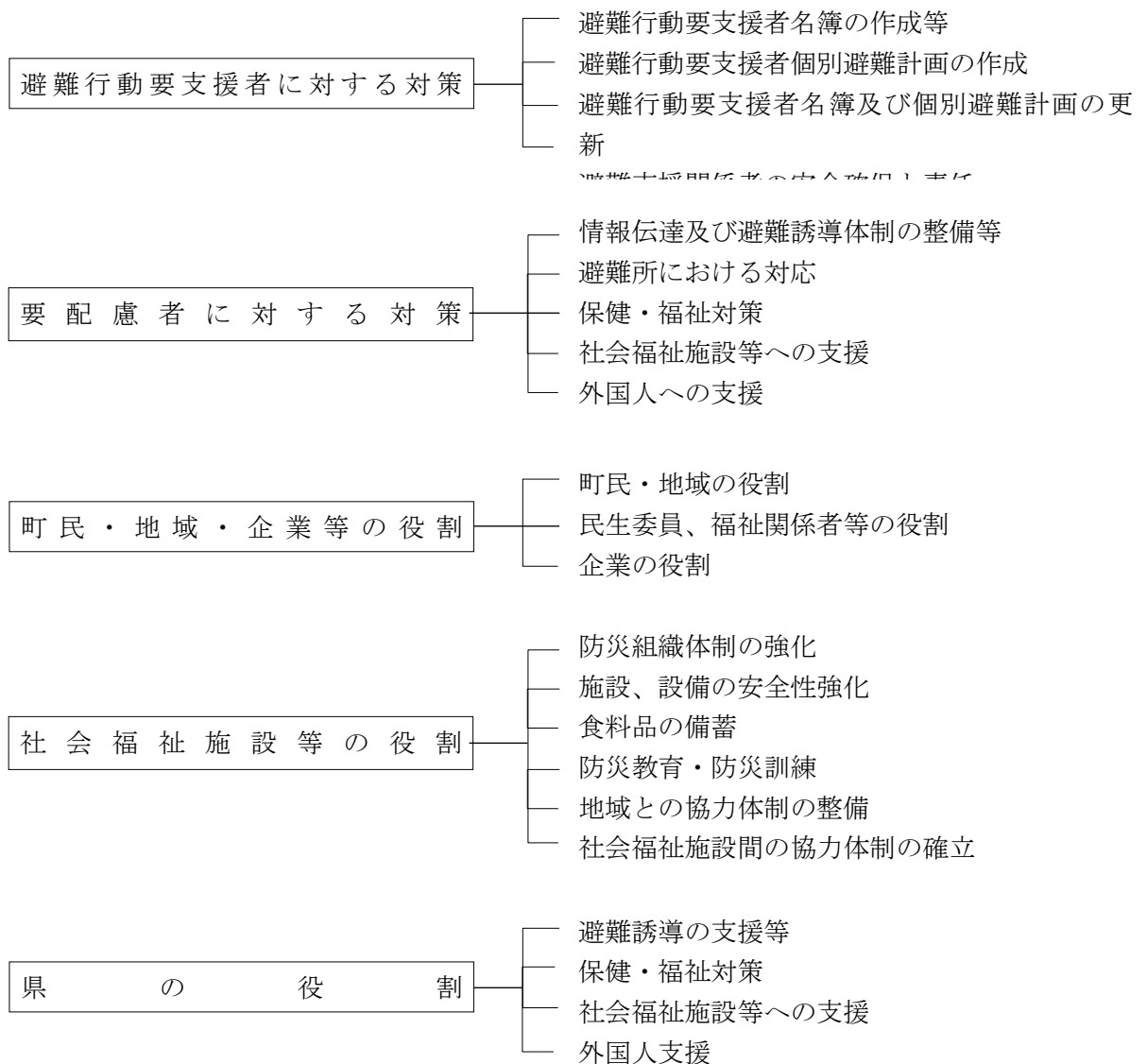
第24節 要配慮者の安全確保計画

【主な関係課名等】福祉介護課、こども・健康推進課、総務課、各支所

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、町は、日頃から要配慮者の身近にいる町民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）と協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

2 計画の体系



3 避難行動要支援者に対する対策

町は、災害発生時における要配慮者及び避難行動要支援者の安全を確保するため、以下の措置を講じる。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、避難行動要支援者の支援対策として、対象者に対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した避難行動要支援者名簿を作成するものとし、次の点に留意し避難支援等関係者と情報共有する。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成する。

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。

なお、名簿の作成に必要な個人情報については、災害対策基本法の規定により、町が保有する要配慮者の情報及び避難行動要支援者本人が提供する情報を、収集・利用して名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者の範囲

在宅の高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、以下の要件区分に該当する者を避難行動要支援者とする。

- (ア) 要介護認定（介護度：3、4、5）
- (イ) 身体障害者手帳（1級、2級）※心臓・腎臓機能障害のみの方を除く
- (ウ) 療育手帳A
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級で単身の方
- (オ) 難病患者 など

なお、要件については、避難指示等の災害関係情報の取得能力、避難そのものの必要や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な次に示す身体状況等を勘案して設定する。

- (ア) 寝たきり（歩行できない）
- (イ) 車いす（歩行できない）
- (ウ) 足が不自由
- (エ) 目や耳が不自由
- (オ) 避難の判断が困難 など

ウ 避難行動要支援者名簿による情報共有及び連絡体制

- (ア) 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平時からの提供は、避難行動要支援者の名簿に掲載された本人の同意により行う。また、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理が図られるよう、名簿の保管、使用方法及び守秘義務などについて十分説明する。
- (イ) 避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律や町の個

第2章 災害予防計画

個人情報保護条例に留意し、避難支援等関係者と町実施担当課が相互に情報共有を図り、連絡体制の確立に努める。

(ウ) 避難行動要支援者と近隣の町民とのコミュニケーションづくりの推進に努める。

(2) 避難行動要支援者個別避難計画の作成

町は、災害発生時における避難支援の実効性を高めるため、行政区や自主防災組織といった地域組織、町社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉専門職といった福祉関係者と協力・連携して、避難行動要支援者一人ひとりの「避難行動要支援者個別避難計画」の作成に努めるとともに、避難支援等関係者に対して事前に情報提供する。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得るものであることから、避難行動要支援者は、自身の状況に変化などが生じた場合には、速やかに町へ届け出る。

また、町は、避難行動要支援者の転居、転出、死亡等の情報や要介護認定、施設入所などの情報を把握し、定期的に名簿及び計画を更新する。

(4) 避難支援関係者の安全確保と責任

地域における避難支援は、避難支援者本人とその家族の安全を確保した上で、自らの身の危険を冒すような無理な支援は行わず、可能な範囲で行うことが大前提となることから、支援が行えなかった場合や支援活動中に不慮の事故が発生した場合でも避難支援者が責任を負うものではない。

町は、このことへの理解が深まるよう、避難行動要支援者及び避難支援関係者に対する周知に努める。

4 要配慮者に対する対策

(1) 情報伝達及び避難誘導體制の整備等

ア 避難誘導體制の整備

町は、情報の伝わり難い要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮した体制整備を構築する。また、避難・誘導に際しては、警察署、消防機関、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制をとる。

イ 避難情報等の伝達

町は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防本部及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な避難指示等がされるようTV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。

ウ 避難支援等

町は、避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿をもとに、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導體制などの避難支援等の整備を図る。

なお、町は重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定を締結している福祉避難所とする。

(2) 避難所における対応

町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者（町職員等）は、避難者名簿の作成に当たり、負傷や衰弱などで支援が必要な要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者に配慮した仮設トイレの設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して必要な情報が的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に努める。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特製食品等、要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保に努めるとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

エ 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等への収容・移送など、必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

町は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等の応援受入れ、町災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

ア 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師等は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

イ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

災害発生直後に、避難行動要支援者個別避難計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護事業者等の福祉関係者、行政区等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズの把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるようTV電話や阿賀町アプリ「しらせあい」の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平

第2章 災害予防計画

易で分かりやすい言葉や絵、写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(4) 社会福祉施設等への支援

町は、社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して、生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人への支援

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により必要な情報の伝達体制の整備に努める。

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

町は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル等の作成・配布のほか、ホームページなど、あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底に努める。

イ 多言語表示の推進

避難場所、避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化に努める。

ウ 防災体制の整備

町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人の参加に努めるとともに、外国人雇用企業等に対して防災教育等の実施を働きかける等、民間企業等と連携した防災体制の整備に努める。

5 町民・地域・企業等の役割

(1) 町民・地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等については、地域が果たす役割が極めて重要であることから、日頃から地域全体で取り組む意識を持ち、町、自主防災組織、民生委員、行政区等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、在宅の要配慮者の状況把握や地域全体で支援に取り組む意識を持ち、町、県及び防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 企業の役割

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

6 社会福祉施設等の役割

(1) 防災組織体制の強化

ア 自衛のための防災組織の設置

社会福祉施設等は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き防災業務を分担させる。

イ 情報連絡・応援体制の確保

社会福祉施設等と消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の救助及び協力体制の整備に努める。

ウ 防災管理体制の強化

施設管理者は、防火管理者制度の活用により施設の防災体制の強化を図る。特に夜間、休日等職員が少なくなった場合における防災体制に留意し、職員の動員体制、警察等関係機関への通報連絡体制について整備する。

(2) 施設、設備の安全性強化

消防法・建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

(3) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等は、災害時に備え概ね3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び、必要により井戸、耐震性貯水槽や備蓄用倉庫の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練

社会福祉施設等は、職員・入所者等に対し日ごろから防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災教育を実施する。

訓練は、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、避難行動要支援者の救出訓練に重点を置いた実施に努める。

(5) 地域との協力体制の構築

施設管理者は、施設の防災安全対策に関して、消防本部等に相談するとともに、施設相互間並びに他の施設、近隣の町民や地域の行政区等とも日常の連携を密にし、万一の場合における応援協力体制の確保を事前に十分準備しておく。

町は、避難行動要支援者と地域の町民との交流の場を設けるなど、地域での避難行動要支援者へのバックアップ体制の形成に努めるものとし、施設管理者の事前準備措置に対しては、連絡会議の開催等応援協力に関し必要な措置を講じる。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

災害時における緊急入所に備えるため、町及び県は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワーク形成に努める。

社会福祉施設等は近隣の施設と相互協力体制を整え、日ごろから受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

7 県の役割

(1) 避難誘導の支援等

町からの要請により、避難行動要支援者の移送に必要な車両等の確保支援体制の整備を図る。

(2) 保健・福祉対策

ア 実施体制の確保

県は、町からの応援要請に対して、保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要に応じて、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して、災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ 保健対策

町が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、町保健師等と協力して、巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

町が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設、ホテル等への緊急入所など）等に対して、人的又は情報提供等で支援する体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者に的確に情報提供がなされるよう、町を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等により情報提供が行われるよう、町等を支援する体制整備を図る。

また、児童・生徒等の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

(3) 社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して、生活必需品、マンパワー等の支援を行うための体制整備を図る。

(4) 外国人支援

県は、災害時の多言語支援窓口の設置、運営体制、及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等への情報伝達体制等の整備に努める。

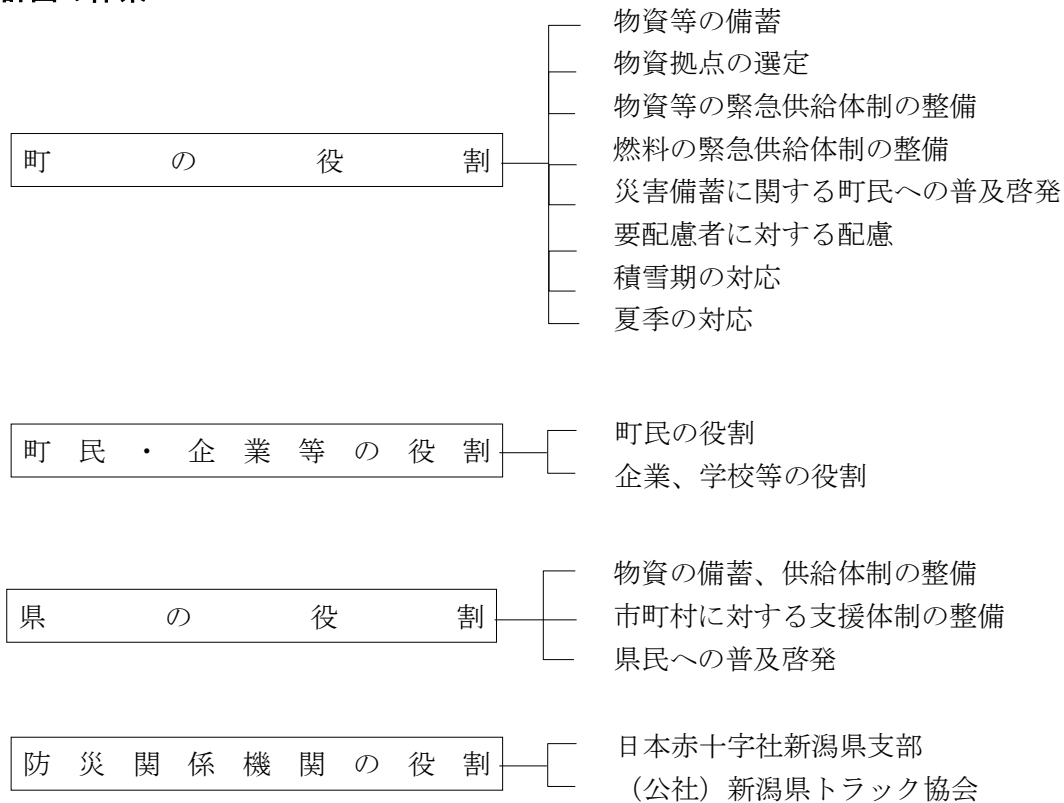
第25節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係課名等】全課（総務課）

1 計画の方針

災害発生時に備え、町民自らの各家庭での備蓄、町の避難所及び備蓄拠点での備蓄、県の備蓄拠点での備蓄並びに流通業者及び応援協定締結市町村等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日分相当の食料等の確保に努める。

2 計画の体系



3 町の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 災害時に備え、町及び県の備蓄分担割合に基づき、食料及び物資等を備蓄する。
- イ 災害時の必需品のうち、町民が通常の日常生活では使用しないため備蓄が難しい品目については、町での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力、避難所予定施設等に事前に配備し、災害時において避難者が直ぐに取り出して使用・配布できるよう配慮する。

(2) 物資拠点の選定

災害時において県及び関係機関等から物資を受け入れた場合に集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業、事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

第2章 災害予防計画

ウ 地域の町民組織及び町の災害ボランティアセンターとの物資等の緊急供給に関する協力を体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結をするなど緊急供給体制の整備を図るとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 災害備蓄に関する町民への普及啓発

ア 家庭、企業・事業所、学校に対して、災害備蓄の重要性及び災害時における食料・物資の供給計画についての普及啓発に努める。

イ 防災訓練に際して、町民とともに避難所に備蓄する物資等の確認及び使用配布に関する訓練を行う。

(6) 要配慮者に対する配慮

ア 町は、食料の供給に際しては、事前に高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮が必要な者を特定し、これらの者に必要な食料及び数量を把握の上、備蓄方法等について検討し、災害発生時に適切かつ速やかに提供し得る体制を整える。

イ その他、温食の提供や介護等で必要となる物資及びその数量についても事前に検討し、災害発生時に速やかに提供し得る体制を整え、県は町での体制整備を支援する。

(7) 積雪期の対応

ア 町は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 町は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ 町は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する

(8) 夏季の対応

町は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になると予想されることから、食料の提供に際しては、食中毒等の発生を防止する等の万全な衛生対策を整備する。

4 町民・企業等の役割

(1) 町民の役割

ア 各家庭において、平時から家族の3日分、出来れば1週間程度の分量の食料品・物資等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮が必要な者は、平時から少なくとも2週間程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ 停電時でも使用可能な石油ストーブ等の暖房器具及びその燃料の確保に努める。

(2) 企業、学校等の役割

ア 企業及び学校等は、長距離通勤・通学で災害時に帰宅が困難になる者を把握し、対象となる者が1～3日程度泊り込むのに必要程度の物資等の備蓄に努める。

イ 企業等は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めると

ともに、それに必要となる物資等の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）程度の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

5 県の役割

(1) 物資の備蓄、供給体制の整備

ア 物資等の備蓄

市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

イ 物資拠点の選定

災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

ウ 物資等の緊急供給体制の整備

(ア) 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

(イ) 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

(ウ) 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

(エ) 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

エ 燃料の緊急供給体制の整備

石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

(2) 市町村に対する支援体制の整備

市町村に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(3) 県民への普及啓発

家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して普及啓発する。

6 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、災害発生直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡を密にする。

(2) (公社) 新潟県トラック協会

ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど、必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第26節 学校・文教施設における災害予防計画

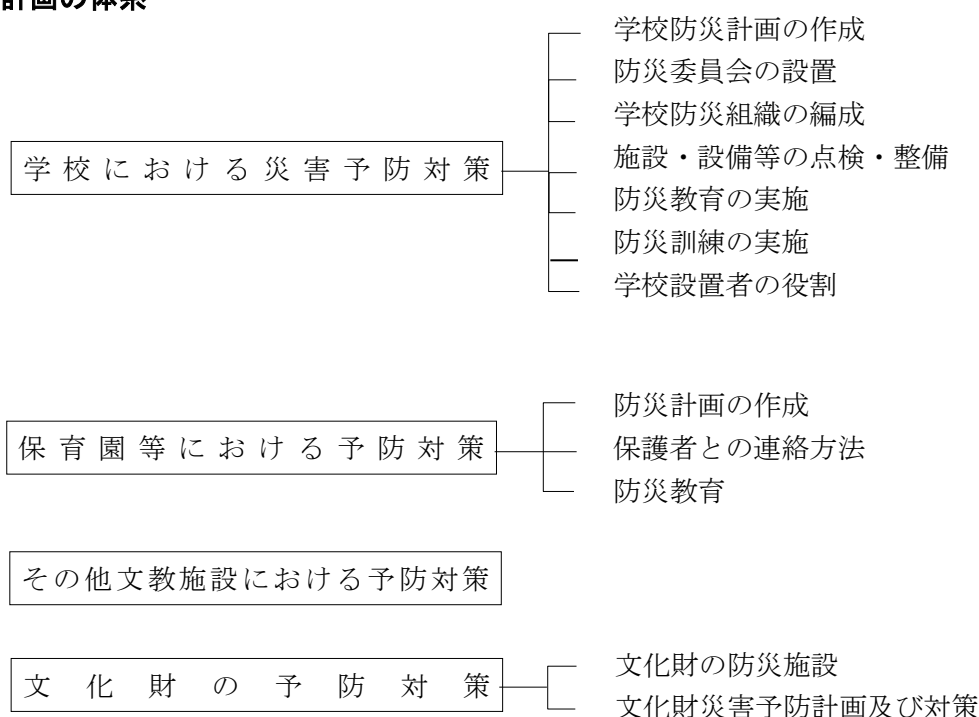
【主な関係課名等】学校教育課、社会教育課、こども・健康推進課

1 計画の方針

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合、学校をはじめとする文教施設等は甚大な被害を受けることが予想される。このため園児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）、教職員、入館者及び施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日頃から町及び教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の管理者は、本計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

2 計画の体系



3 学校における災害予防対策

(1) 学校防災計画の作成

学校は、災害発生に備えて本計画や災害ハザードマップ等を参考に学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、町教育委員会の指導に基づき、下表に示す内容を盛り込んだ「学校防災計画」を作成する。

町は、各学校について、学校防災計画を作成するよう指導・助言する。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備 など
応急対策	①災害発生が予想されるときへの事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の児童・生徒等の安全確保 ③避難誘導 ④児童・生徒の安全確認 ⑤気象情報の収集 ⑥被害状況等の把握と報告 ⑦下校又は保護継続 ⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開 ⑩児童・生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置

学校は、学校防災計画の作成や見直しについて検討するとともに、学校防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(3) 学校防災組織の編成

学校は、災害発生時に対応する教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(4) 施設・設備等の点検・整備

ア 学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等の必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

イ 積雪期においては、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。

ウ 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておく。

(イ) 児童・生徒等及び教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

エ 教職員等の緊急出動体制

校長（保育園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め教職員に周知しておく。

オ 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡名簿」を作成し教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

第2章 災害予防計画

(5) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、各学校の立地条件や施設の状況等を考慮して、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 児童・生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を行う。

- (ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。
- (イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自らで危険な環境を改善することができるようにすること。
- (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識し、学校、家庭及び地域社会の活動に進んで参加し貢献できるようにする。

なお、防災教育の実施に当たっては、児童・生徒等の発達段階に応じて、副読本、DVD、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用すること。

また、自然体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(6) 防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

- ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど、実践的に実施する。
- イ 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件等を考慮して、事前に災害に応じた避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。
- ウ 地域社会の一員として、児童・生徒等を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

(7) 学校設置者の役割

ア 施設の耐震性の強化

学校の設置者は、校舎、体育館等の学校施設の耐震化を図るとともに、吊天井や照明器具などの非構造部材の脱落対策等を推進する。

イ 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必

要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

(ア) 施設整備

- a 備蓄倉庫の整備
- b 避難場所の確保
 - ・和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備
- c 飲料水、生活用水等の確保
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
 - ・生活雑用水確保のための井戸等の整備

(イ) 設備整備

- a 断水時にも使用可能なトイレの整備
- b 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(ウ) 情報連絡体制

- a 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
- b インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- c 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 保育園等における予防対策

(1) 防災計画の作成

各園長は、災害発生に備え、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ防災計画を作成する。また、町は、防災計画を作成するための指導・助言を行う。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤職員の緊急出勤体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備 など
応急対策	①災害発生が予想されるとき事前休園、短縮措置等 ②災害発生直後の園児の安全確保 ③避難誘導 ④園児の安否確認 ⑤気象情報の収集 ⑥被害状況等の把握と報告 ⑦降園又は保護継続 ⑧保育活動の再開 ⑨園児の心のケア など

(2) 保護者との連絡方法

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡網」を作成し各園及び保護者が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先や園児の引渡方法について保護者と確認し徹底しておく。

(3) 防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

5 その他文教施設における予防対策

郷土資料館・公民館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。

これらの事情を考慮して施設の管理者は、町教育委員会の指導の下に防災計画を作成し、防災施設の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知する。

- (1) 施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やすなど不特定多数の利用者の迅速・安全な避難にも考慮する。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。
- (2) 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。
- (3) 災害発生時に対応できるよう、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

6 文化財の予防対策

貴重な文化財・蔵書等収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）及び阿賀町文化財保護条例（平成17年条例第80号）により、所有者及び管理者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助を行い、町民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献する。

また、所有者及び管理者が変更した場合又は指定を受けた文化財が、滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の所在の変更などの場合は、すべて町及び県教育委員会に届け出る。

(1) 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。

また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。

(2) 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他の風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施する。

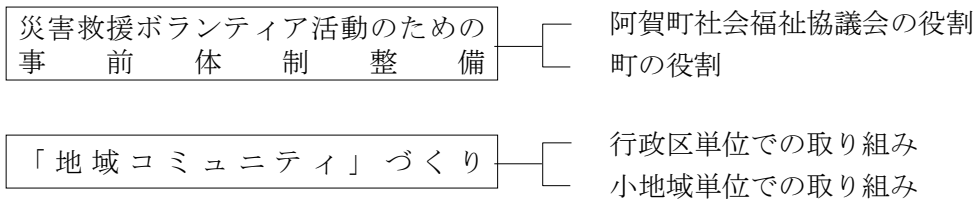
第27節 ボランティアの受入れ体制の整備

【主な関係課名等】福祉介護課

1 計画の方針

災害救助活動及び被災者の生活の維持・再建等、災害発生時には、多くの場面でボランティア活動の果たす役割は大きい。平時から地域におけるボランティアの育成を図るとともに、災害発生時において災害ボランティアが自主性・自立性を発揮しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立に努める。

2 計画の体系



3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

災害時には県内外のボランティア活動志望者が多いことが予想されるが、これを行政が調整することは、ボランティアの本質上適切でなく効果的でない。しかも災害が生じてからのこれらへの対応は困難であるため、あらかじめ災害救援ボランティアの登録や災害時における関係団体等との相互協力・連絡体制などを整えておく。

(1) 阿賀町社会福祉協議会の役割

ア 災害ボランティア受入れ計画の作成

- (ア) 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。
- (イ) ボランティアセンターの運営計画の作成に当たっては、町との協議を行う。

イ ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制を整備する。

(2) 町の役割

災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時に、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズの把握や具体的活動内容の指示等を行う町ボランティア活動現地本部が迅速に組織できる体制について、阿賀町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）等関係機関と連携を図りながら整備する。

ア 災害ボランティアの受入れ体制の整備

- (ア) 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前に指定する。
- (イ) ボランティアセンターの体制整備については、町社協と協議する。

イ ボランティアセンターの運営支援

- (ア) ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。
- (イ) ボランティアセンターと町災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

第2章 災害予防計画

ウ 災害ボランティア活動に対する町民への普及啓発

防災訓練等の機会を通じて、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を行う。また、普及啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。

4 「地域コミュニティ」づくり

災害が発生した場合、普段からの町民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取り組みが重要である。

(1) 行政区単位での取り組み

地域活動における最小単位である行政区による日常的な相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの基本となるものであり、日ごろから一層その自発的な取り組みが必要となる。町社協は、この取り組みに対し支援する。

(2) 小地域単位での取り組み

行政区を単位とした小地域での相互扶助活動は地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。町社協は、民生・児童委員等と協力して、日ごろからネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとし、町は、この取り組みに対し支援を検討する。

第28節 事業者等の業務継続

【主な関係課名等】総務課、まちづくり観光課

1 計画の方針

企業・事業者（以下、「事業者等」という。）は、災害時に自らの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業者等において防災活動の推進に努める。また、事業者等においては災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用する。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

2 事業者等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い事業継続の取組みを推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、町民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指すとともに、町や町民との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

第2章 災害予防計画

(2) 平時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平時における危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平時からの危機管理体制の構築に努める。

3 町の役割

事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。このため町は、次の取組みを進める。

(1) 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4 商工会の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、阿賀町商工会は、次の取組みを進める。

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員等への周知に協力する。

(4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第29節 町の業務継続計画

【主な関係課名等】総務課

1 計画の方針

災害発生時における町の行政業務の継続は、地域の機能が停止することなく継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、町は、業務継続計画（BCP）を作成するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより業務継続の確保に努める。

2 業務継続計画の策定

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することなどにより町の業務継続性の確保を図る。

3 業務執行体制の確保

災害発生時において、町は、災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、町長不在時の明確な代行順位を含め、職員の参集体制等について定める。

4 施設・設備の確保

施設や設備に関しては、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

5 教育・訓練等の実施

実効性のある業務継続体制を整備するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、訓練等を通して得た経験の蓄積等により、災害時の業務執行体制や必要な資源の継続的な確保等についての確認を行う。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

風水害等の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は被害状況の把握、次いで、その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助、救急・医療活動を進めることとなる。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生後の各段階に応じた作業の優先順位について、町、町民、防災関係機関が共に理解し、行動しなければならない。

風水害等発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に次のとおり示す。

(1) 気象警報等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
- 警戒体制の配備
- 職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
- 水防警報の伝達、河川等の警戒監視強化、土砂災害パトロール
- 避難所の開設準備・開設（施設の安全確認、職員の派遣）
- 高齢者等避難の発令
- 避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移送
- 避難指示の発令
- 避難者の受入れ
- 警戒区域の設定（立入りの制限又は禁止）

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生後（破堤・はん濫、浸水等）

- 災害対策本部の設置
- 被害情報の収集
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 町長の緊急アピール
- 緊急安全確保の発令
- 交通規制の実施
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所等での仮設トイレの設置

第3章 災害応急対策計画

- 救護所の設置
 - 避難所での要配慮者支援対策の実施
- (3) 避難指示等の解除から 24 時間以内
- 災害救助法の適用
 - 通信途絶地域への通信設備設置
 - 被災地外からの医療救護班の派遣受入れ
 - 避難所外避難者の状況把握
 - 町災害ボランティアセンターの設置
 - 義援金の受付
- (4) 避難指示等の解除から 72 時間（3 日）以内
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
 - 健康相談の実施
 - 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
 - 断水地域への給水車による給水
 - ボランティアの作業開始

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール 【風水害対策編】

No.	節	災害が予測される段階	避難指示	浸水・暴風雨等による災害発生後		
1	災害対策本部の組織・運営計画		・第1回本部会議の開催 ・災害対策本部の設置	・第2回本部会議の開催 ・防災会議連絡員室へ関係機関の設置・関係機関との連絡調整	・災害救助法適用に関する協議	
2	職員の配備・招集	・指定登庁職員の配備	・係長以上職員の配備	・全職員の配備		
3	防災関係機関の相互協力体制			・災害対策基本法に基づく応援要請 ・消防の派遣要請 ・自衛の派遣要請	・民間団体への応援要請	
4	気象情報等伝達計画	・気象情報の発表 ・注意報・警報の伝達				
5	洪水予報・水防警報伝達計画	・洪水特別警戒等の水位情報の周知 ・水防警報の伝達				
6	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画		・土砂災害警戒情報の伝達 ・土砂災害緊急情報の通知	・土砂災害緊急情報の通知		
7	災害時の通信確保			・TV電話の不通状況確認 ・町デジタル防災行政無線の災害時の運用	・電気通信事業者等の他機関への支援要請 ・アマチュア無線団体への協力要請	
8	被災状況等収集伝達計画			・ライフライン被害状況の把握 ・集落の孤立状況の把握 ・火災の発生状況の把握 ・医療機関の被災状況の把握	・人的被害の状況把握 ・建物被害の状況把握	・県への被害状況報告
9	広報計画	・避難情報（高齢者等避難）の伝達	・避難指示の伝達	・町長第一声 ・避難情報（避難所の開設等）の伝達	・避難、医療、救護等情報の継続伝達 ・ライフライン使用可能状況の伝達	・給水・炊き出し、物資配給等情報の伝達 ・消毒・衛生・医療救護、健康に関する情報の伝達
10	町民等避難計画	・避難の準備 ・避難行動要支援者の避難所への避難	・町民避難	・警戒区域の設定、立入制限等		
11	避難所運営計画	・避難所の開設 ・避難者数・内訳の把握	・避難所備蓄物資の提供	・要配慮者支援要員の配置 ・冷暖房器具の手配 ・仮設トイレ設置	・医療救護班の配置	・要配慮者の状況に応じた適切な施設への搬送
12	避難所外避難者の支援計画					
13	孤立集落対策計画			・孤立の実態把握	・救出・救助活動の実施	・通信手段の確保
14	自衛隊の災害派遣計画			・派遣要請準備及び派遣要請	・派遣部隊の受入れ	・救援活動の実施
15	輸送計画			・緊急交通路の確保（物資輸送拠点、ヘリポート、船舶） ・輸送車両の確保 ・医療物資・人員、患者等搬送	・食料等、生命・生活の維持に必要な物資の輸送	
16	警備・保安及び交通規制計画			・警備体制の確立 ・道路交通対策（交通規制等） ・警戒区域の設定及び被災地域の町民の避難誘導	・被害状況の把握 ・被災者、行方不明者の捜索及び救助	
17	消火活動計画			・町民、地域による消火 ・消防機関による消火 ・広域応援の要請	・緊急消防援助隊による消火	
18	水防活動計画	・水防体制の配備	・非常配備による巡視	・被害拡大防止活動		
19	救急・救助活動計画		・初期活動の実施	・消防、警察等による救助活動 ・応援の要請	・重傷者等の搬送	
20	医療救護活動計画		・医師会、医療機関との連絡調整 ・担当職員の招集	・医療機関の被災状況・受入可否 ・医療救護施設（救護所）の設置 ・医療救護活動の実施	・負傷者の状況把握 ・関係団体への要請 ・医療救護関係ボランティアの把握、支援要請	
21	防疫及び保健衛生計画			・保健チームによる保健活動、健康相談	・避難場所等の生活環境整備	・防疫活動体制の整備及び防疫活動の実施
22	こころのケア対策計画	・職員参集	・こころのケアチームの支援要請	・こころのケアに関する相談窓口の設置、巡回相談の実施	・要配慮者の状況把握 ・児童・生徒等の状況確認	・要配慮者、児童・生徒、職員等のこころのケア対策
23	トイレ対策計画			・簡易トイレによる応急対応 ・仮設トイレの調達	・仮設トイレ設置	
24	入浴対策計画					
25	廃棄物の処理計画			・収集体制の確立		
26	食料・生活必需品等供給計画		・食料供給量の把握 ・個人備蓄、避難所備蓄物資による対応	・調達食の配給 ・応援協定等に基づく食料等の調達 ・避難所への生活必需品の支給		
27	要配慮者の応急対策	・地域協力による避難誘導 ・福祉避難所の開設	・避難状況の把握	・要配慮者等の実態把握 ・避難所における対策の強化 ・社会福祉施設等における被災状況・受入れの確認	・二次避難所（社会福祉施設等）への搬送	

第3章 災害応急対策計画

No.	節	避難指示等解除	解除後 24 時間以内	解除後 72 時間以内	事後 1 週間以内	事後 1 ヶ月以内	事後 3 ヶ月以内
1	災害対策本部の組織・運営計画			・本部組織の見直し再編	・激甚法適用に関する協議		
2	職員の配備・招集						
3	防災関係機関の相互協力体制						
4	気象情報等伝達計画						
5	洪水予報・水防警報伝達計画						
6	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画						
7	災害時の通信確保						
8	被災状況等収集伝達計画		・被害状況の収集・把握		・情報の集約・整理		
9	広報計画		・町民への呼びかけ		・罹災証明書の発行	・生活再建に関する情報の伝達 ・災害応急対策及び・復旧に対する意見等の聴取り	・復興計画
10	町民等避難計画						
11	避難所運営計画		・閉鎖・期間延長の判断		・避難所の閉鎖		
12	避難所外避難者の支援計画			・避難所外避難者の状況(避難者数等)把握・支援			
13	孤立集落対策計画			・食料品等の生活必要物資の搬送			
14	自衛隊の災害派遣計画				▶		
15	輸送計画		・緊急輸送手段の確保				
16	警備・保安及び交通規制計画		・被災地・避難所の警備				
17	消火活動計画						
18	水防活動計画						
19	救急・救助活動計画						
20	医療救護活動計画						
21	防疫及び保健衛生計画			・避難所等での防疫対策 ・健康相談の実施 ・防疫資器材の調達 ・浸水地域等の感染症発症予防対策		・栄養指導チームによる巡回栄養指導	
22	こころのケア対策計画				▶		
23	トイレ対策計画						
24	入浴対策計画			・自衛隊への入浴支援要請	・旅館・公共入浴施設等への協力要請		
25	廃棄物の処理計画		・し尿収集開始	・ごみ収集開始		・がれき類の収集開始 ・廃棄物処理施設の応復旧 ・広域応援要請	
26	食料・生活必需品等供給計画		・おにぎり等米飯による食料の供給 ・その他生活必需品の供給	・炊き出し等による食料の供給			
27	要配慮者の応急対策						

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール 【風水害対策編】

No.	節	災害が予測される段階	避難指示	浸水・暴風雨による災害発生後		
28	学校・文教施設等における応急対策	・避難所開設・運営協力	・入館者への情報伝達	・避難及び安否確認 ・学校施設の被災状況把握 ・入館者の安全確保（建物の場合） ・文化財の被災状況の把握	・授業実施の判断・連絡 ・文化財の保護、救出	
29	障害物の処理対策					
30	遺体の捜索・処理・埋葬計画					・遺体等の捜索
31	愛玩動物の保護対策		・愛玩動物との同行避難への対応			
32	公衆通信施設応急対策			・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の確保 ・重要通信の確保 ・被災状況の広報	・仮復旧工事
33	電力供給施設応急対策			・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の確保 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・仮復旧工事
34	ガスの安全、供給対策			・被災状況の把握	・供給停止判断・措置 ・二次災害防止措置	・消費先の安全確認
35	給水・上水道施設応急対策			・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応		・町民への広報
36	下水道等施設応急対策			・処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置		・町民への広報（情報提供、使用制限）
37	危険物等施設応急対策			・施設等被災状況把握 ・取り扱い作業緊急停止 ・初期消火・流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置 ・周辺地域の町町民に対する広報	・応急措置 ・危険物流出の場合の応急対策
38	道路・橋梁・トンネル等の応急対策			・被災状況の把握 ・通行規制等の緊急措置	・道路啓閉による緊急交通路確保	・応急復旧
39	鉄道施設の応急対策			・運休等の措置・安全確認 ・乗客への広報 ・被災状況の把握	・応急復旧	
40	土砂災害・斜面災害応急対策	・土砂災害警戒区域等のパトロールによる警戒	・土砂災害緊急情報の通知	・被災概要調査 ・関係町民への状況の通知	・被災詳細調査 ・被害拡大可能性の確認調査	・避難指示
41	河川施設の応急対策	・施設の点検、巡視		・被災状況の把握		
42	農地・農業用施設等の応急対策	・施設の点検、監視		・被害状況の把握		
43	農林業の応急対策			・被害状況の把握		
44	商工業の応急対策			・被災状況調査の実施		
45	応急住宅対策					
46	ボランティア受入れ計画				・県災害ボランティア支援センターの設置	・災害ボランティア活動に係る情報の受発信
47	義援金・義援物資の受入れ・配分計画					
48	災害救助法による救助					

第3章 災害応急対策計画

No.	節	避難指示等解除	解除後 24 時間以内	解除後 72 時間以内	事後 1 週間以内	事後 1 ヶ月以内	事後 3 ヶ月以内
28	学校・文教施設等における応急対策						
29	障害物の処理対策		<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送関連施設（道路、河川、港湾）の障害物情報収集 緊急輸送関連施設の障害物除去 その他障害物の除去 				
30	遺体等の捜索・処理・埋火葬計画		<ul style="list-style-type: none"> 遺体等の収容・搬送 遺体の安置場所、輸送車両、柩等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検案・処理 埋葬 			
31	愛玩動物の保護対策				<ul style="list-style-type: none"> 動物救済本部の設置 		
32	公衆通信施設応急対策			<ul style="list-style-type: none"> 本復旧工事 			
33	電力供給施設応急対策						
34	ガスの安全、供給対策			<ul style="list-style-type: none"> 2日以内で消費先の緊急点検完了（LPガス） 充填所復旧・消費先安全確認完了（LPガス） 			
35	給水・上水道施設応急対策			<ul style="list-style-type: none"> 給水車による運搬給水 主要施設の復旧、通水 医療機関等への応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧 各戸1給水栓の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久復旧
36	下水道等施設応急対策			<ul style="list-style-type: none"> 応急調査 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の応急対策 本復旧調査 	<ul style="list-style-type: none"> 本復旧計画 	<ul style="list-style-type: none"> 本復旧着手
37	危険物等施設応急対策						
38	道路・橋梁・トンネル等の応急対策		<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事 			<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業 	
39	鉄道施設の応急対策			<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の広報 		<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業 	
40	土砂災害・斜面災害の応急対策		<ul style="list-style-type: none"> 応急対策工事 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の広報 		<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業 	
41	河川施設の応急対策		<ul style="list-style-type: none"> 応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の広報 		<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業 	
42	農地・農業用施設等の応急対策		<ul style="list-style-type: none"> 応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の広報 		<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業 	
43	農林業応急対策			<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止 	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策 		
44	商工業の応急対策			<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の把握 			
45	応急住宅対策		<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の空家の広報及び提供 民間賃貸住宅の紹介・あつせん 	<ul style="list-style-type: none"> 被災戸数の確定 供与対象者の確定 被災住宅の応急修理 		<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅の供与（2ヶ月以内）
46	ボランティア受入れ計画		<ul style="list-style-type: none"> 町災害ボランティアセンターの設置 ボランティアニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの活動 			
47	義援金・義援物資の受入れ・配分計画		<ul style="list-style-type: none"> 義援金受入口座の設定及び報道機関を通じた公表 義援物資の受入れ・保管管理 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の物資需要の把握 		<ul style="list-style-type: none"> 義援金配分委員会による配分 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への効果的配分
48	災害救助法による救助						

第3章－1 災害応急体制

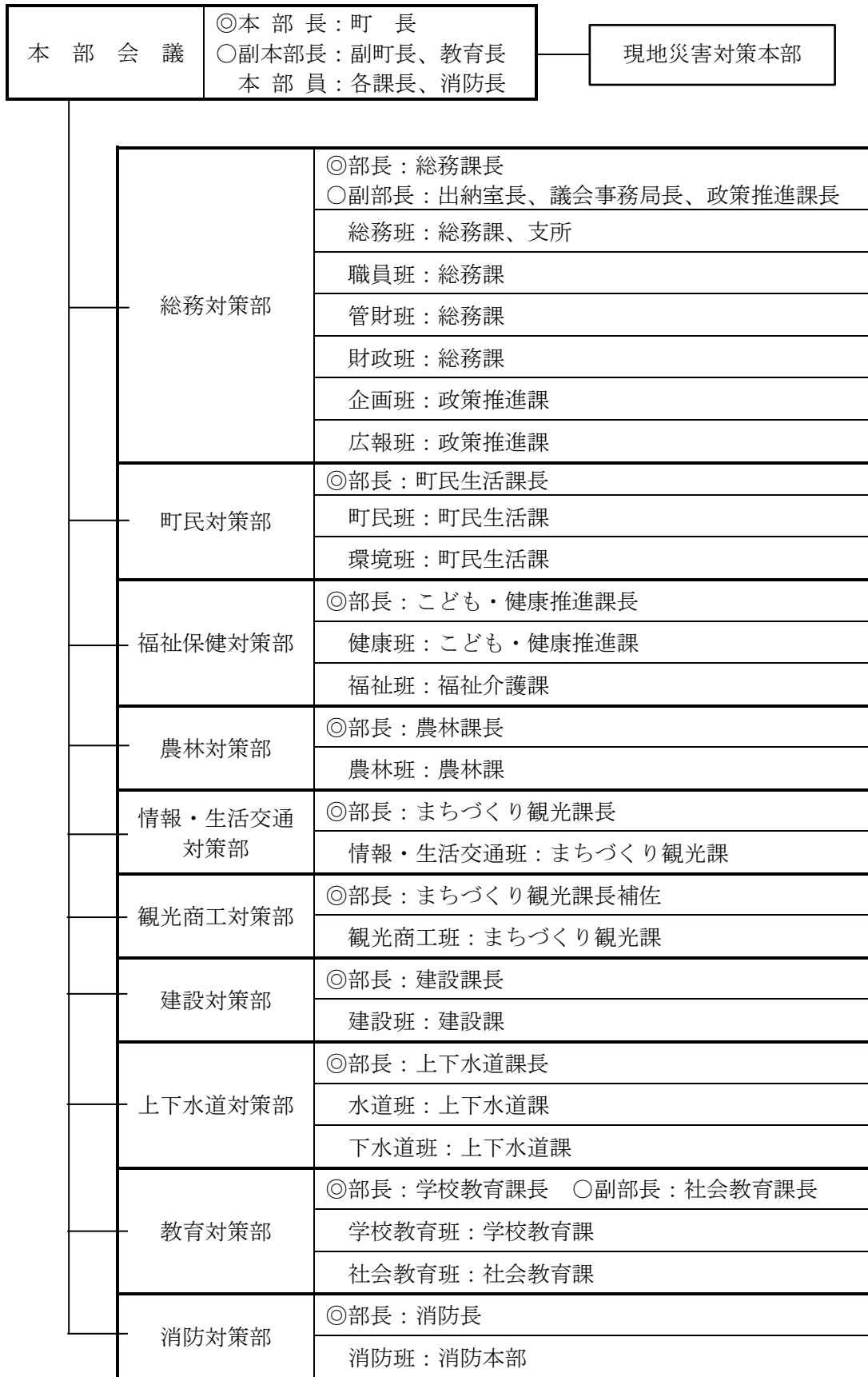
第1節 災害対策本部等の組織・運営計画

1 計画の方針

町内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、町をはじめとした防災関係機関は、相互に連携し、災害の発生を防ぎよ又は拡大を防止し、さらに被災者の救援救助を強力的に推進する体制を整える必要がある。

町は、災害対策基本法、阿賀町災害対策本部条例等の定めるところにより、町災害対策本部を設置する。本節では、阿賀町災害対策本部の組織、運営等について定める。

2 町災害対策本部全体組織図



3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

町長は、大規模な風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害対策基本法第23条の規定により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においても、災害に対する警戒のための警戒本部を設置することができる。

本部設置の目安

- ・町内において住家・公共施設等の床上浸水・損壊等甚大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合。
- ・関係する河川の水位観測所において危険水位に達し、破堤・越水等のおそれがあるため、沿川住民に対し避難指示を行う必要がある場合。

●本部の体制

設置者	町長
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部長の職務代理	副本部長が職務代理
本部員	各対策部長、各対策班長
事務局の名称	事務局（総務対策部）
事務局の長	総務対策部長（総務課長）

(2) 災害対策本部等の設置・廃止基準

町長は、次の基準（風水害等の場合）により、本部を設置し、又は廃止する。

●本部の設置・廃止基準

設置基準	<p>風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合 ● 台風情報で、暴風域が24時間以内に本町にかかると予想される、又は接近することが見込まれる場合 ● その他、町長が必要と認めた場合
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川水位の低下や気象情報、被害情報等から総合的に判断して廃止する。

第3章 災害応急対策計画

(3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を役場に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
県（危機対策課）	県防災行政無線、電話、FAX、メール、総合防災情報システム
庁内各課等	庁内放送、グループウェア
町 民	TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報車、報道機関による公表
報道機関	口頭、文書

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

(4) 災害対策本部の設置場所

役場（本庁）に設置する。なお、役場が被災し使用できない場合は、阿賀町公民館をその代替場所とし、その旨を職員ならびに関係機関に連絡する。

●災害対策本部の設置場所

順位	名称	所在地	電話番号
第1位	役 場	阿賀町津川580番地	0254-92-3111
第2位	公民館	阿賀町鹿瀬8931-1	0254-92-3334

4 災害対策本部の組織等

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）

ア 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副町長

第二順位 教育長

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

イ 本部員の構成は次のとおりとする。

(ア) 各部長

(イ) 本部長が指名する者

(4) 部及び班

役場の全組織をあげて災害対策を推進するため、本部に部及び班を置き、部に部長を、班に班長及び班員を置く。

ア 部長

(ア) 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

イ 各部の組織等

(ア) 部に班を置き、班は班長及び班員で組織する。

(イ) 各班の班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(ウ) 各班の班員は、別表に掲げる課に所属する職員とする。

(エ) 各班の主な分掌事務は、別表の当該欄記載のとおりとする。

ウ 部長及び班長の職務代理

部長若しくは班長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(5) 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者で構成する。

ウ 協議事項等は、次のとおりとする。

(ア) 町内の災害状況及び災害応急対策実施状況

(イ) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(ウ) 本部内各部の連絡調整に関する事項

(エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項

(オ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(カ) 他市町村及び公共機関に対する応援要請に関する事項

(キ) その他災害対策上重要な事項

(6) 現地災害対策本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の町民の要請等に基づき、適切な措置を講じる。

【別表】阿賀町災害対策本部の事務分掌

部・班	所属課等	事務分掌
<p>●総務対策部 部長 総務課長 副部長 出納室長 副部長 議会事務局長 副部長 政策推進課長</p>		
<p>■総務班 ◎班長 総務課長補佐 ○副班長 鹿瀬支所長 上川支所長 三川支所長</p>	<p>総務課 鹿瀬支所 上川支所 三川支所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置及び本部会議に関する事。 ・防災会議との連絡に関する事。 ・各班の総合連絡調整に関する事。 ・新潟県災害対策本部との連絡に関する事。 ・配備体制の決定を受けて関係職員の動員伝達に関する事。 ・町民への避難指示に関する事。 ・避難所の開設に関する事。 ・災害救助法の適用申請に関する事。 ・対外救助・救援の要請に関する事。 ・関係機関・民間団体等との連絡調整に関する事。 ・気象情報の受領伝達、緊急情報の伝達に関する事。 ・県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請及び受入れに関する事。 ・災害情報の収集及び取りまとめに関する事。 ・災害状況報告の作成及び報告に関する事。 ・町有車両の配車及び民間車両の借上げに関する事 ・非常用電源などの庁舎機能の確保に関する事 ・情報システムの機能確保に関する事。 ・行政区長との連絡に関する事。 <p>※支所に所属する職員は、関係課との連携を図ること。</p>
<p>■職員班 ◎班長 総務課長補佐</p>	<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び配備に関する事。 ・職員の被災状況の把握に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・災害派遣職員の身分取扱いに関する事。 ・公務災害補償に関する事。 ・秘書業務に関する事。 ・罹災地の各種陳情及び慰問、見舞に関する事。
<p>■管財班 ◎班長 管財係長</p>	<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。
<p>■財政班 ◎班長 財政係長</p>	<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策関係の予算措置に関する事。 ・救援物資の受入れ管理に関する事。
<p>■企画班 ◎班長 政策推進課長補佐</p>	<p>政策推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定等に関する要請・陳情の調整に関する事。 ・災害復興方針、計画に関する事。
<p>■広報班 ◎班長 企画係長</p>	<p>政策推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対する要請及び連絡調整に関する事。 ・災害記録写真・ビデオの撮影と整理に関する事。 ・災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関する事。 ・災害記録誌の編集に関する事。
<p>■議会班 ◎班長 議会事務局長</p>	<p>議会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会との連絡調整に関する事。 ・議員の招集に関する事。
<p>■出納班 ◎班長 出納室長</p>	<p>出納室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の出納に関する事。 ・義援金及び災害弔慰金に関する事。

部・班	所属課等	事務分掌
<p>●町民対策部 部長 町民生活課長</p>		
<p>■町民班 ◎班長 町民生活課長補佐</p>	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者名簿の作成に関する事。 ・行方不明者の名簿作成に関する事。 ・被災証明書に関する事。 ・遺体の埋（火）葬の許可に関する事。 ・被災者に対する町税の納税猶予、減免の調査に関する事。 ・家屋、宅地等の応急危険度調査に関する事。 ・住家の被害認定に関する事。 ・罹災証明書に関する事。 ・町民対策部の庶務に関する事。
<p>■環境班 ◎班長 戸籍町民係長</p>	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の衛生及び防疫に関する事。 ・遺体の収容及び埋火葬に関する事。 ・衛生材料の確保に関する事。 ・災害廃棄物の処理に関する事。 ・被災地内のし尿、ごみ処理に関する事。 ・仮設トイレに関する事。 ・清掃活動に関する事。
<p>●健康福祉対策部 部長 子ども・健康推進課長 副部長 福祉介護課長</p>		
<p>■健康班 ◎班長 子ども・健康推進課長補佐</p>	子ども・健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の避難及び安全確保に関する事。 ・園児の被害調査に関する事。 ・救護所の設置に関する事。 ・応急医療救護及び各種予防接種に関する事。 ・傷病者の収容に関する事。 ・救急医薬品の確保に関する事。 ・医療施設等の被害調査に関する事。 ・助産に関する事。 ・被災者の健康管理及び栄養指導に関する事。 ・新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会との連絡に関する事。 ・乳幼児・妊産婦・外国人の被災調査及び救護・相談に関する事。 ・こころのケアに関する事。 ・関係機関等との連絡調整に関する事。
<p>■福祉班 ◎班長 福祉介護課長</p>	福祉介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営に関する事。 ・避難所収容者の受付及び報告に関する事。 ・避難所等の設営状況及び収容状況の収集・整理に関する事。 ・避難所等への食料及び生活必需品の支給計画に関する事。 ・避難所等における総合調整に関する事。 ・要配慮者の安否確認に関する事。 ・要配慮者、在宅・避難所等避難者への福祉サービス調整、DWAT（災害派遣福祉チーム）等との調整に関する事。 ・福祉施設との連絡調整、収容状況等の情報収集整理、広域収容調整等に関する事。 ・炊き出しに関する事。 ・社会福祉施設及び老人福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・生活保護世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等の被災調査及び救護・相談に関する事。 ・社会福祉団体（日赤を含む）等との連絡調整に関する事。 ・ボランティアの受け入れに関する事。 ・救助救援物資の搬入及び配布に関する事 ・被災者の入浴支援に関する事。 ・義援物資の支給に関する事。

第3章 災害応急対策計画

部・班	所属課等	事務分掌
●農林対策部 部長 農林課長		
■農林班 ◎班長 農林課長補佐	農林課	<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設、農産物等の被害調査及び応急対策に関すること。 家畜及び畜産施設被害調査及び応急対策に関すること。 林産物、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 被災農家の災害融資に関すること。 被災農家の営農指導に関すること。
●情報・生活交通対策部 部長 まちづくり観光課長		
■情報・生活交通班 ◎班長 まちづくり定住係長	まちづくり観光課	<ul style="list-style-type: none"> 情報ネットワーク設備の被害調査及び応急対策に関すること。 生活交通確保事業に伴う被害調査及び連絡調整に関すること。 被災事業者の資金・融資に関すること。 避難情報をはじめ、町民に対する情報の発信及び伝達に関すること。
●観光商工対策部 部長 まちづくり観光課長補佐		
■観光商工班 ◎班長 観光商工係長	まちづくり観光課	<ul style="list-style-type: none"> 観光商工関係の被害調査及び応急対策に関すること。 観光客等の安全確保に関すること。 被災観光商工業者の資金・融資に関すること。 観光商工関係者との連絡調整に関すること。
●建設対策部 部長 建設課長		
■建設班 ◎班長 建設課長補佐	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 道路、トンネル、橋梁、河川、土砂災害警戒区域等、その他公共土木施設のパトロールに関すること。 同上施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 道路交通情報の収集、交通途絶箇所の把握及び交通規制に関すること。 緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 道路等の障害物除去に関すること。 除雪に関すること。 水防及び水防資材の備蓄調達に関すること。 建設業協会との連絡調整に関すること。 避難所の応急危険度調査に関すること。 応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関すること。 災害復興住宅資金の融資に関すること。
●上下水道対策部 部長 上下水道課長		
■水道班 ◎班長 水道係長	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 飲料水源の確保に関すること。 給水車の調達に関すること。 飲料水の給水に関すること。 応急復旧用資機材の確保に関すること。
■下水道班 ◎班長 上下水道課長補佐	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 応急汚水排除に関すること。 応急復旧用資機材の確保に関すること。 湛水排除に関すること。

部・班	所属課等	事務分掌
<p>●教育対策部 部長 学校教育課長 副部長 社会教育課長</p>		
<p>■学校教育班 ◎班長 学校教育課長補佐</p>	<p>学校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・児童生徒等の避難に関する事。 ・児童生徒等の被災状況調査に関する事。 ・応急教育及び学用品給与に関する事。 ・災害時の学校給食に関する事。 ・教育関係義援金品の受付及び配分に関する事。
<p>■社会教育班 ◎班長 社会教育課長補佐</p>	<p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設、文化財の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・施設利用者の安全確保に関する事。 ・社会体育施設の被害調査及び復旧に関する事。 ・災害復旧活動に協力するスポーツ団体等の連絡調整に関する事。
<p>●消防対策部 部長 消防長 副部長 次長</p>		
<p>■消防班 ◎班長 警防課長</p>	<p>警防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の消火活動、水防活動及び救急・救助活動に関する事。 ・避難情報の伝達周知及び避難誘導に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事。 ・行方不明者の捜索、手配及び収容活動に関する事。 ・消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの要請に関する事。 ・緊急消防援助隊の応援要請に関する事。 ・消防団との連携に関する事。
	<p>予防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出及び傷病者の緊急輸送に関する事。 ・災害時の危険物施設の保安に関する事。 ・救急救助活動に関する事。

第2節 職員の配備・招集

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

町内に大規模な風水害等の災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。

このため、町の関係機関による災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び、職員招集体制等を次のとおり定める。

2 職員の配備基準体制

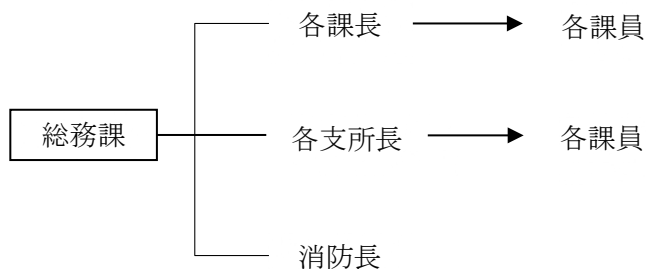
あらかじめ災害が起こる可能性が予測できる風水害等については、次の基準により配備体制をとる。

●風水害等の場合の配備基準

配備体制区分	配備基準
第1次配備体制 (警戒体制)	(1)大雨警報、洪水警報が発表された場合 (2)台風情報が発表され、影響が予想される場合 (3)水防本部（県土木部河川管理課）から洪水予報又は水防警報通報が伝達された場合 (4)その他町長が必要と認める場合
第2次配備体制 (本部設置準備体制)	(1)気象警報が発表され、かつ災害発生が確実と判断される場合 (2)局地的又は散発的に小災害が発生した場合 (3)その他町長が必要と認める場合
第3次配備体制 (本部設置体制)	(1)災害が発生し、被害が広範囲又は全域に及ぶ場合 (2)その他町長が必要と認める場合

3 勤務時間内における対応

(1) 災害情報の伝達



(注) 庁内放送又はグループウェアで伝達する。

(2) 各課における情報の把握

各課長は、上記(1)又は他の方法で災害の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努め、総務課長へ報告する。

(3) 緊急連絡会議の招集

総務課長は、必要に応じて災害対策に関する各課長をメンバーとする「連絡会議」を開催し、迅速な応急対策について協議する。

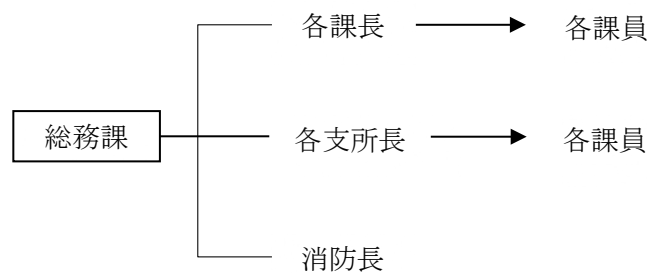
4 勤務時間外（夜間・休日等）における職員の招集

(1) 災害時登庁職員の指定

ア 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる各課長は、前記2の「配備体制」の配備基準に応じ、登庁させる職員（以下「指定登庁職員」という。）をあらかじめ指定しておく。

イ 指定登庁職員については、大規模な災害が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、役場までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

(2) 勤務時間外における災害情報の伝達



(3) 指定登庁職員の登庁

ア 指定登庁職員は、上記（2）の勤務時間外（夜間休日等）における伝達経路により災害の発生があったとき、若しくはテレビ、ラジオ等により災害の情報を知ったときは、速やかに登庁する。

この場合、自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

イ 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

(4) 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

5 配備体制

●災害時における職員等の配備体制

区 分	第1次配備体制 (警戒体制)	第2次配備体制 (本部設置準備体制)	第3次配備体制 (本部設置体制)
総務課	課長及び課長補佐 各係長 防災担当職員	全職員	全職員は災害応急対策に従事
	・情報収集 ・各課長、支所長との連絡調整 ・関係機関との連絡調整	・情報の収集 ・各課長、支所長との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・応急措置 ・第3次配備体制の指示	
応急対策が必要な課	建設課、上下水道課、農林課、各支所 課長及び課長補佐 所属長が指定する業務対応職員	建設課、上下水道課、農林課、こども・健康推進課、福祉介護課、まちづくり 観光課、教育委員会、各支所 課長及び課長補佐 所属長が指定する業務対応職員	災害応急対策に従事
	・情報の収集	・災害の状況について担当職員に周知し、所要人員の配備につき所掌業務に当たる	
当直者	情報の受理及び伝達	総務課長の指示に従う	災害応急対策に従事
施設管理者	職員又は警備員への情報伝達施設の安全点検（施錠・火気の点検）	施設管理者及び応急要員 ・施設の巡視・警備	
消防署	消防職員の防災体制による		

6 職員参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、名札、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう、必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から災害に備えるものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の被害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故などの緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

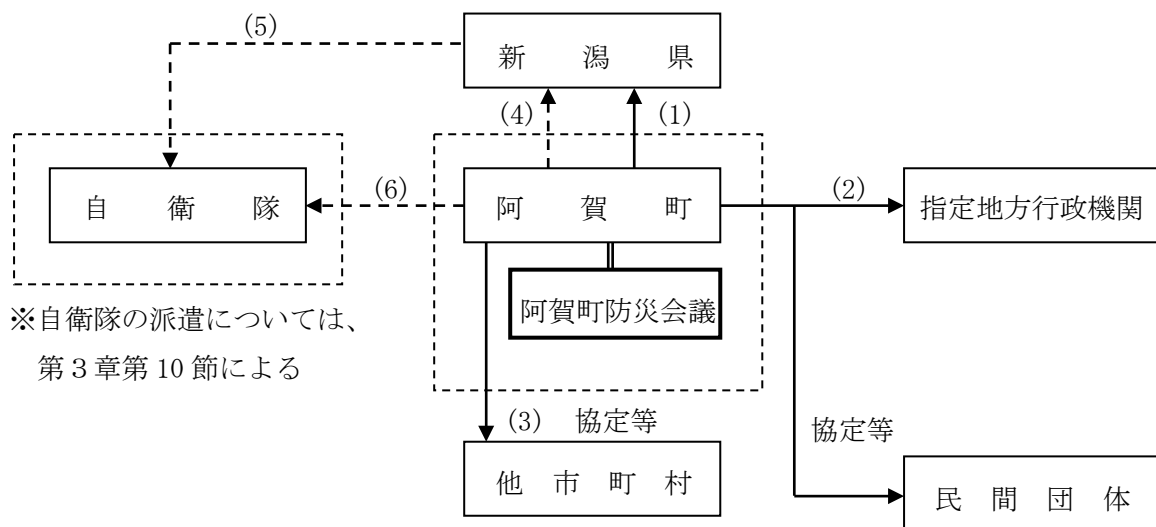
【主な関係課名等】 総務課、消防本部

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、町だけでは十分な応急対策行うことが困難となった場合には、国、県、被災していない他の市町村、民間企業等の協力を得て防災対策を行い、被害の拡大を抑止する。

このため、町は、あらかじめ県内外の防災関係機関等と相互応援協定を締結するなど、災害時における応援協力体制を構築する

2 防災関係機関の相互応援フロー図



- (1) 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）
災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- (2) 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- (3) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
地方自治法第252条の17（職員の派遣）
消防組織法第39条（市町村の消防の相互の応援）
- (4) 災害対策基本法第68条の2第1項（知事に対する自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請）
- (5) 自衛隊法第83条（災害派遣）
- (6) 災害対策基本法第68条の2第2項（防衛大臣又はその指定するものへの通知）

3 町からの応援要請

- (1) 他の市町村長に対する要請

ア 町長は、町内の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき応援を要請する。

「阿賀野市・阿賀町消防相互応援協定」

イ 町長は、上記協定締結市町村の応援でも、なお十分な応急対策が実施できないと認め

第3章 災害応急対策計画

たときは、協定以外の市町村長に対し次の事項を示し、応援を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間

(2) 県に対する要請

町長は、町内の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対し次により応援（あつせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

＜連絡先及び方法＞

危機対策課（災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）へ、口頭又は県防災行政無線、電話、FAXで行う。

口頭又は県防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等で処理する。

【応援要求事項】

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

【応急対策実施要請事項】

- ア 応急対策の内容
- イ 応急対策の実施場所
- ウ その他、応急対策の実施に関し必要な事項

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

町長は、町内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

【職員派遣要請事項】

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関に対する要請

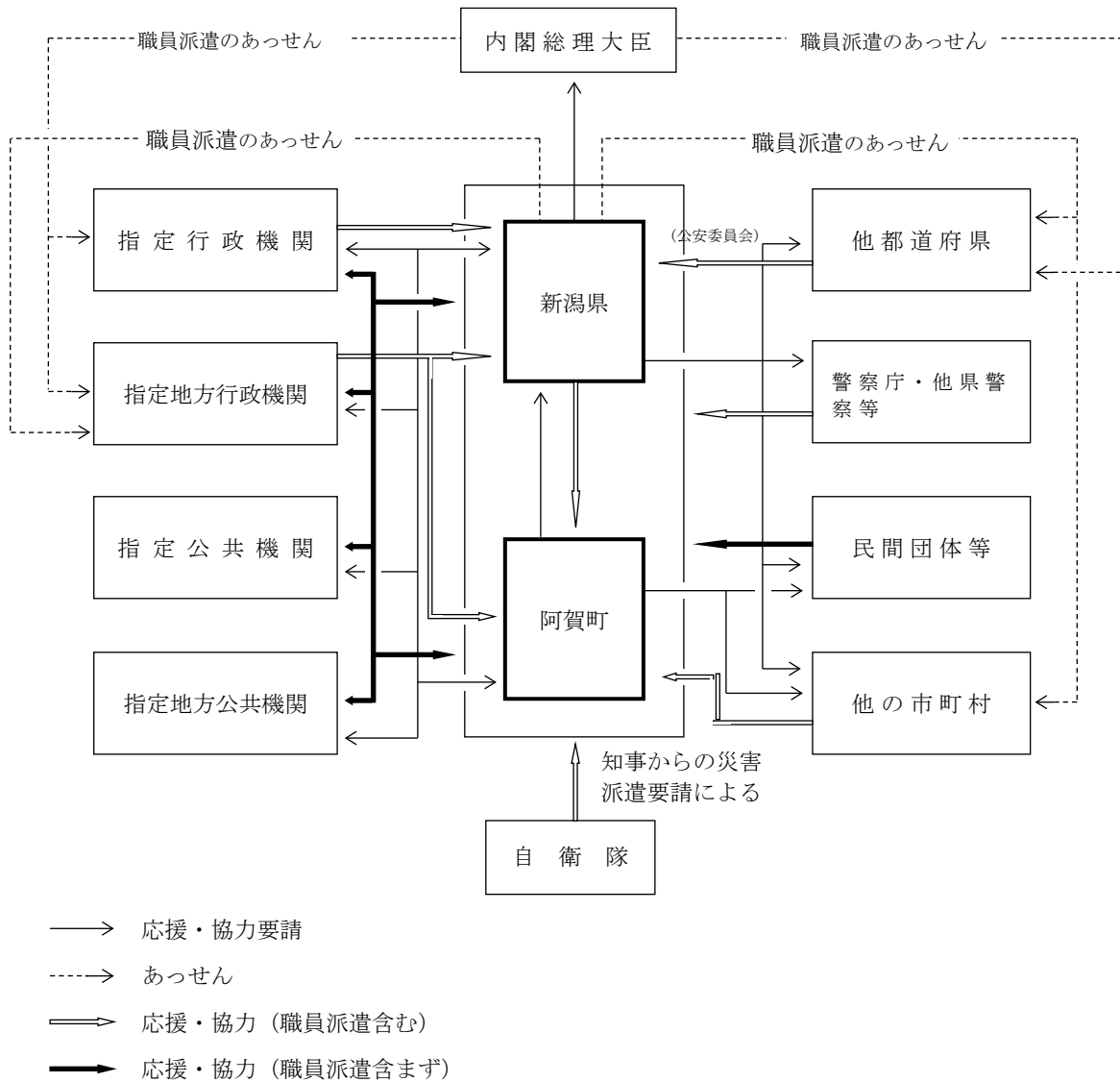
町長は、町内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に対し、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

町長は、町内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

●災害対策基本法等に基づく応援フロー図



4 自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の災害派遣要請の手続等については、本章第14節「自衛隊の災害派遣計画」の定めるところによるが、派遣要請の依頼は、おおむね次のとおりとする。

町長は、災害の発生に際し町民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ通信途絶等により県に連絡できない場合にかぎり、直接自衛隊に災害の状況を通知し、自衛隊の判断で部隊の自主的な派遣を受けることができる。この場合、町長は事後速やかに県に対し報告しなければならない。

5 消防の広域応援の要請

(1) 県内市町村相互の広域応援体制 (本章 第17節「消火活動計画」参照)

町は、自らの消防力では対応できない場合にあつては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請する。

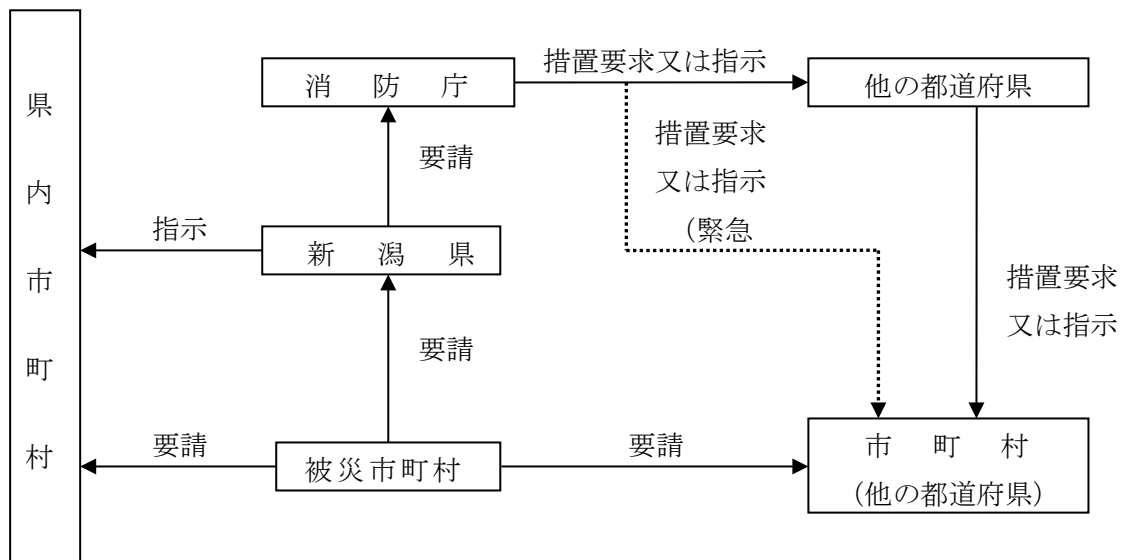
【消防相互応援協定】

- ア 阿賀野市・阿賀町消防相互応援協定
- イ 磐越自動車道消防相互応援協定（阿賀野市・喜多方地方広域市町村圏組合）
- ウ 新潟県広域消防相互応援協定
- エ 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定
- オ 阿賀町・新発田地域広域事務組合消防相互応援協定

(2) 他都道府県等に対する応援要請

町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

●消防組織法に基づく応援要請等



6 応援受入れ体制の確立

国、県及び関係市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入れ体制を確立する。

(1) 宿泊先

原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等をあっせんする。

(2) 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として町が行うが、災害の規模及び被災状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に相当日数の食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第3章－2 情報の収集・伝達・広報

第4節 気象情報等伝達計画

【主な関係課名等】総務課、消防本部

1 計画の方針

町は、気象等に関する特別警報・警報・注意報など、新潟地方気象台や県等から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときには、関係機関及び町民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や町民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより、特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い関係機関に通知し町民に周知させる。

その際、町民が風水害等による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

（1）特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

新潟地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれがあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。

ア 特別警報・警報・注意報の種類

●特別警報・警報・注意報の種類と概要

	種 類	概 要
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の発表地域区分

特別警報・警報・注意報の発表区域は阿賀町となる。テレビやラジオによる放送では下越や五泉地域の名称が用いられる場合がある。

●特別警報・警報・注意報の発表対象区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
上越	上越市	上越市
	糸魚川市	糸魚川市
	妙高市	妙高市
中越	三条地域	三条市、加茂市、田上町
	魚沼市	魚沼市
	長岡地域	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
	柏崎地域	柏崎市、刈羽村
	南魚沼地域	南魚沼市、湯沢町
下越	十日町地域	十日町市、津南町
	岩船地域	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田地域	新発田市、胎内市、聖籠町
	新潟地域	新潟市、燕市、阿賀野市、弥彦村
佐渡	五泉地域	五泉市、阿賀町
		佐渡市

ウ 特別警報・警報・注意報の発表基準

(ア) 特別警報の発表基準

●特別警報の発表基準

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注) 発表に当たっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

(イ) 警報・注意報発表基準

●警報・注意報発表基準(下越区域、五泉地域、阿賀町)

令和7年5月29日現在

種類	現象	発表基準	
警報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準	14
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	阿賀野川流域=79.7、五十母川流域=11.1、中ノ沢川流域=8.8、新谷川流域=23.9 西之沢川流域=6.8、姥堂川流域=7.6 常浪川(平堀)流域=34.2、中村川流域=6.6 馬取川流域=10、行地川流域=8.6 音無川流域=10.4、東小出川流域=13.1 滝沢川流域=5.9、柴倉川流域=19.1 戸沢川流域=13、常浪川(枅堀橋)流域=23.8 横沢川流域=6.9

		複合基準 *1	阿賀野川流域= (5, 50.3) 中ノ沢川流域= (8, 7.9) 新谷川流域= (5, 21.5) 姥堂川流域= (6, 6.8) 常浪川(平堀)流域= (10, 33.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 55cm	
注意報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準	7	
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	阿賀野川流域=63.3, 五十母川流域=8.8 中ノ沢川流域=7, 新谷川流域=19.1 西之沢川流域=5.4, 姥堂川流域=4.3 常浪川(平堀)流域=27.3, 中村川流域=5.2 馬取川流域=8, 行地川流域=6.8 音無川流域=8.3, 東小出川流域=10.4 滝沢川流域=4.7, 柴倉川流域=15.2 戸沢川流域=10.4, 常浪川(枋堀橋)流域=19 横沢川流域=4.9	
		複合基準 ※1	阿賀野川流域= (5, 45.3) 五十母川流域= (5, 8.8) 中ノ沢川流域= (6, 7) 新谷川流域= (5, 19.1) 姥堂川流域= (5, 4.3) 常浪川(平堀)流域= (6, 27.3) 行地川流域= (5, 6.4) 東小出川流域= (5, 10.4) 滝沢川流域= (6, 3.8) 戸沢川流域= (6, 8.3) 常浪川(枋堀橋)流域= (6, 15.2) 横沢川流域= (5, 4.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	4～9月 12m/s 12月～3月 15m/s	
	風雪	平均風速	4～9月 12m/s 12月～3月 15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風5m/s以上か日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		
	低温	5～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11～4月：最低気温-10℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪	1. 著しい着氷(雪)が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

(2) 気象情報等

ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合などに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけが行われる。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必要となる場合には、「除雪が困難となる積雪になっており」等表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

イ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域については、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ウ 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害、低地の浸水及び中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所についてキキクルで確認する必要がある。

エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

(ア) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(イ) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
---------------	---------------------------------------

(ウ) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(エ) 流域雨量指数の予測値

各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 気象警報・注意報等の伝達

ア 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く。）を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により、速やかに関係地域に放送しなければならない。

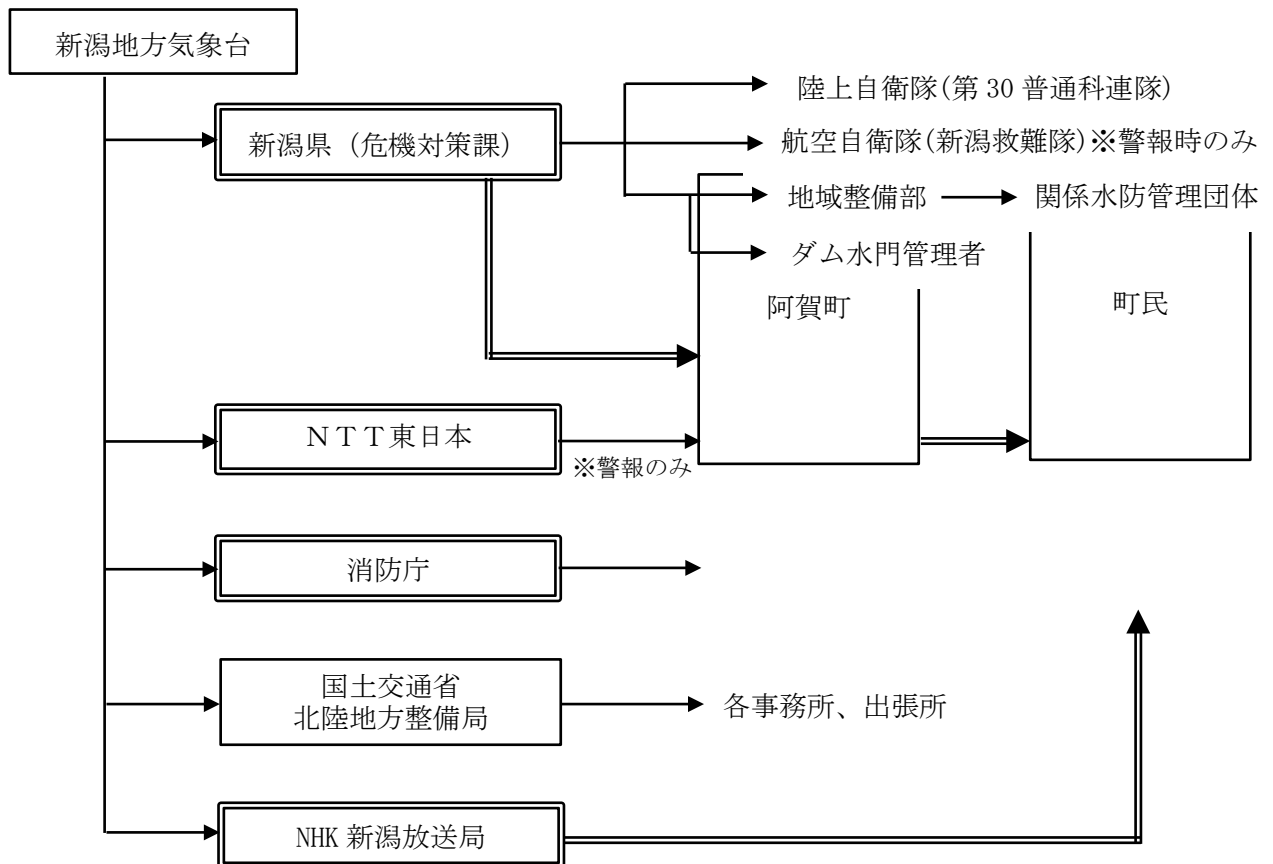
ウ 町は、関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講じるとともに、適切な方法により町民等に周知する。

(ア) 町は、気象注意報・警報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、T V電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、あらかじめ定められた信号（サイレン等）、消防職団員等の町内巡ら及び広報車の巡回等により町民に周知する。

(イ) 庁内への伝達は庁内放送又はグループウェア、電話、FAXで行う。また、夜間及び休日に気象警報等を受領した場合は、防災担当者に連絡する。

(ウ) その他関係各課等が、それぞれ必要と認める官公署、団体に伝達する方法は、電話等迅速かつ的確な方法により行う。

●気象状況の連絡系統図



二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

新潟地方気象台は、消防法第22条第1項の規定により、気象状況が火災の予防上危険であると認めるときには、火災気象通報を知事に対して通報する。知事は、新潟気象台から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて町に伝達する。

(火災気象通報の通報基準)

火災気象通報の通報基準
新潟地方気象台が定めた阿賀町の「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報

町長は、消防法第22条の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じる。

また、町長は、火災警報を発令又は解除したときは、町民に周知するとともに県消防課へ通報する。

第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

【主な関係課名等】総務課、消防本部

1 計画の方針

町は、町民が主体的かつ適切な避難行動がとれるよう、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、町民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防機関を準備又は出動させる。

2 水防法に定める水防警報等

(1) 次に掲げる河川については、国土交通大臣又は新潟県知事がそれぞれ洪水予報・水防警報・

水防情報を発するものとし、河川ごとに定めた河川事務所長又は地域振興局長が直接これを発表する。

ア 洪水予報が行われる河川

〔国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川〕

河川名	区 域	洪水予報基準点	担当官署名
阿賀野川	左岸 新潟県五泉市馬下字大沢から海まで 右岸 新潟県阿賀野市小松から海まで	馬 下 満願寺	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 新潟地方気象台

イ 水防警報等が行われる河川

〔国土交通大臣が水防警報を行う河川〕

河川名	区 域	発表者
阿賀野川 (幹川)	左岸 新潟県阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 } 右岸 新潟県阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 } から海まで	阿賀野川 河川事務所長

〔新潟県知事が水防警報を行う河川〕

河川名	観測所	区 域	発表者
阿賀野川	津川	左岸：福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸：福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	新潟地域 振興局長

ウ 水防情報が提供される河川

〔新潟県知事が水防情報の提供を行う河川〕

河川名	観測所	区 域	発表者
常浪川	常浪	左岸：柴倉川合流点から阿賀野川合流点まで 右岸：柴倉川合流点から阿賀野川合流点まで	新潟地域 振興局長
	広瀬	左岸：阿賀町神谷字手取甲1586地先から柴倉川合流点まで 右岸：阿賀町神谷字手取甲1395地先から柴倉川合流点まで	

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により発表する。

ア 第1段階（準備）

水防に関する情報連絡、水防資材器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関等に出動の準備を通知するもの。

イ 第2段階（出動）

水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

ウ 第3段階（状況）

洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

エ 第4段階（解除）

水防活動の終了を通知するもの。

なお、対象となる量水標（阿賀野川：津川・馬下・満願寺、常浪川：常浪・広瀬）における水防警戒範囲は次のとおりである。

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあり、又は、氾濫注意水位を越え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 但し、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

ア 水防警報及び水防提供情報の対象とする水位観測所

〔国土交通大臣所管〕

(標高表示、単位：m)

河川名	観測所名	地名		水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫 注意水位 (警戒 水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	堤防高	摘要
		市町村	大字						
阿賀野川	馬下 満願寺	五泉市	馬下	19.65	20.15	22.00	22.80	26.37	テレメーター
		新潟市	満願寺	5.80	6.50	8.45	8.70	12.30	

〔県知事所管〕

(標高表示、単位：m)

河川名	観測所名	地名		水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫 注意水位 (警戒 水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	堤防高	摘要
		市町村	大字						
阿賀野川	津川	阿賀町	津川	50.00	50.70	52.10	52.55	55.45	テレメーター
常浪川	常浪	阿賀町	天満	57.90	58.40	58.80	59.90	61.05	
	広瀬	阿賀町	広谷	106.95	107.65	108.05	108.55	111.67	

第3章 災害応急対策計画

イ 水防警報提供の対象とする水位観測所

〔県知事所管〕

(標高表示、単位：m)

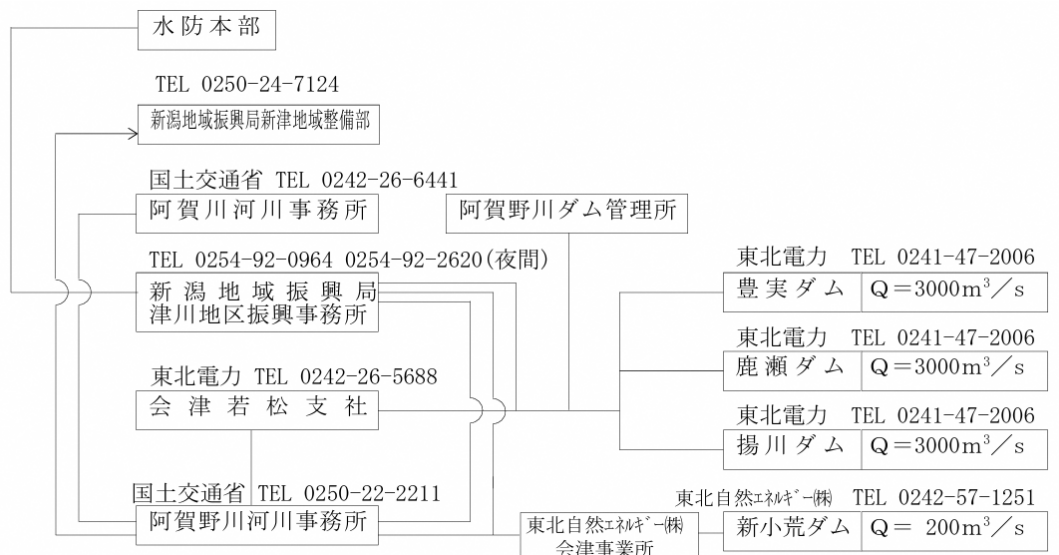
河川名	観測所名	地名		水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤防高	摘要
		市町村	大字						
常浪川	常浪	阿賀町	天満	57.90	58.40	58.80	59.90	61.05	
	広瀬	阿賀町	広谷	106.95	107.65	108.05	108.55	111.67	

(4) 町長は、国土交通大臣及び知事、新潟地域振興局長が水防警報を発しない中小河川の水防について、過去の水害等を考慮し、必要に応じて関係機関に警告する。

(5) ダム管理者からの通報

町には、豊実ダム、鹿瀬ダム、揚川ダム、新小荒ダムが設置されており、これらダムの通報系統は次のとおりである。

●ダム通報連絡系統図



ダム管理者からの通報は下記のとおりである。

なお、津川地区振興事務所においては、揚川ダムについては(3)洪水警戒体制令及び解除以降の各通報について県庁河川管理課及び新発田地域振興局・新潟地域振興局新津地域整備部へ連絡する。

揚川・豊実・鹿瀬ダム

- ①ダムの初放流
- ②予備警戒体制発令及び解除
- ③洪水警戒体制令及び解除
- ④洪水量1/2放流
- ⑤洪水量・3,000m³/s放流
- ⑥洪水量超過時1,000m³/s毎報告

新小荒ダム

- ①ダムの初放流
- ②予備警戒体制発令及び解除
- ③洪水警戒体制令及び解除
- ④洪水量1/2放流
- ⑤洪水発生・200m³/s放流
- ⑥最大洪水量

揚川ダムの基準数値

管理者	河川名	地点	設計洪水流量	洪水量	最大使用水量
東北電力(株)	阿賀野川	東蒲原郡 阿賀町黒岩	9,400m ³ /s	3,000m ³ /s	460m ³ /s

新小荒ダムの基準数値

管理者	河川名	地点	設計洪水流量	洪水量	最大使用水量
東北自然エネルギー(株)	実川	東蒲原郡 阿賀町豊実	1,670m ³ /s	200m ³ /s	17m ³ /s

(6) 情報収集について

町が関係するダム情報については、国土交通省及び東北電力の専用ホームページを活用し、

よりタイムリーな状況の把握に努める。

- 国土交通省ホームページ「川の防災情報」
- 東北電力ホームページ「災害に備えて」→ 阿賀野川水系ダム情報

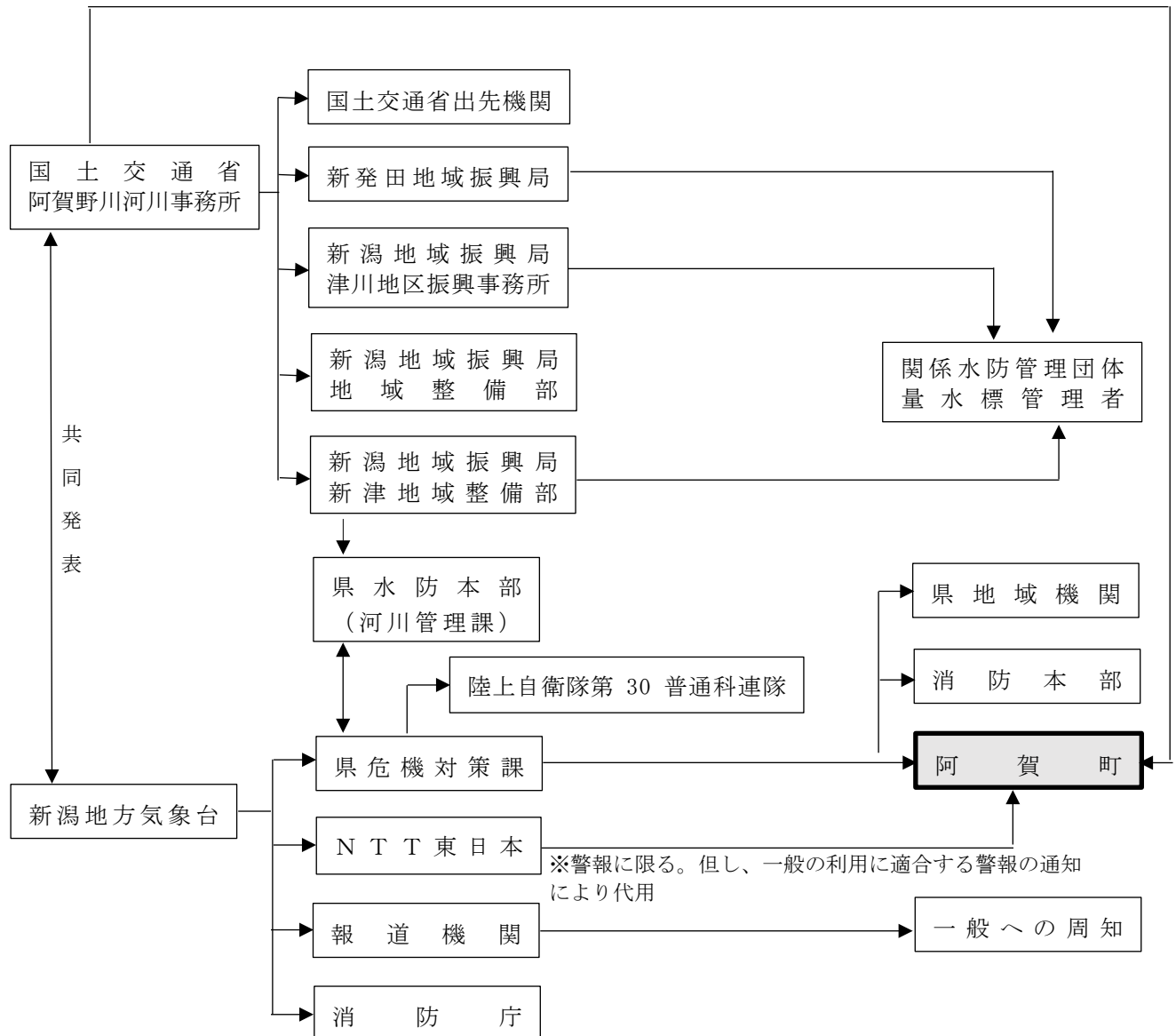
3 洪水予報警報等の伝達

(1) 阿賀野川洪水予報等の伝達

ア 伝達系統

北陸地方整備局と新潟地方気象台が共同で行う、阿賀野川洪水予報等（注意報・警報及び情報）の伝達系統は次のとおりとする。

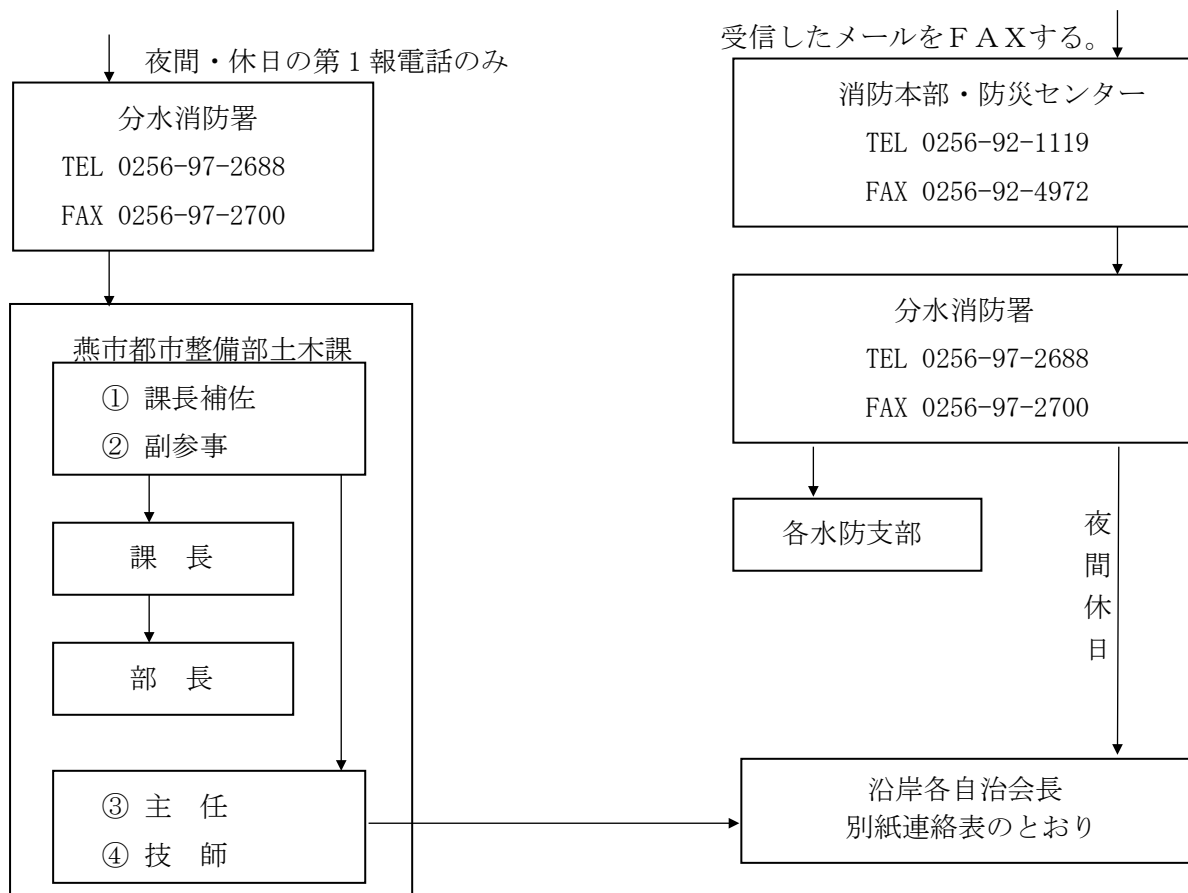
●阿賀野川洪水予報等伝達系統図



イ 伝達方法

- (ア) 町は、洪水予報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、あらかじめ定められた信号（サイレン等）、消防職団員等の町内巡ら及び広報車の巡回等により町民に周知する。
- (イ) 庁内への伝達は庁内放送又は電話、FAXで行う。また、夜間及び休日に気象警報等を受領した場合は、役場当直者が緊急の必要があると認めたとき防災担当者に連絡する。
- (ウ) その他関係各課等が、それぞれ必要と認める官公署、団体に伝達する方法は、電話

等迅速かつ的確な方法により行う。

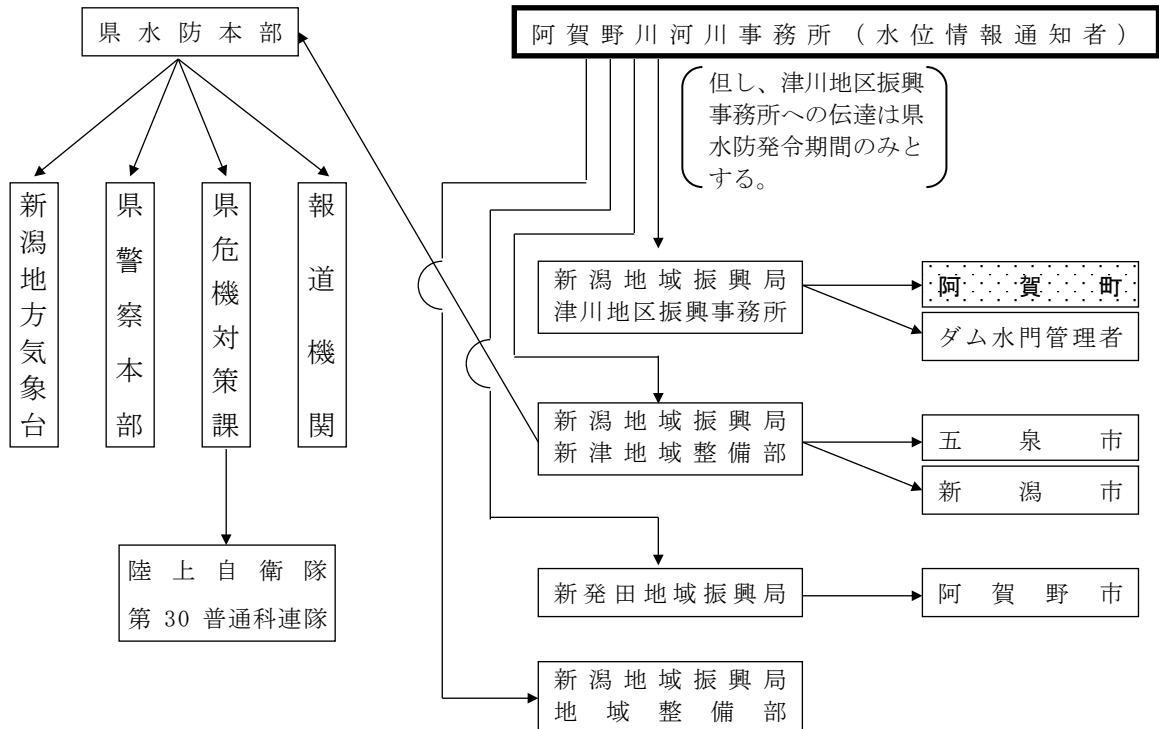


第3章 災害応急対策計画

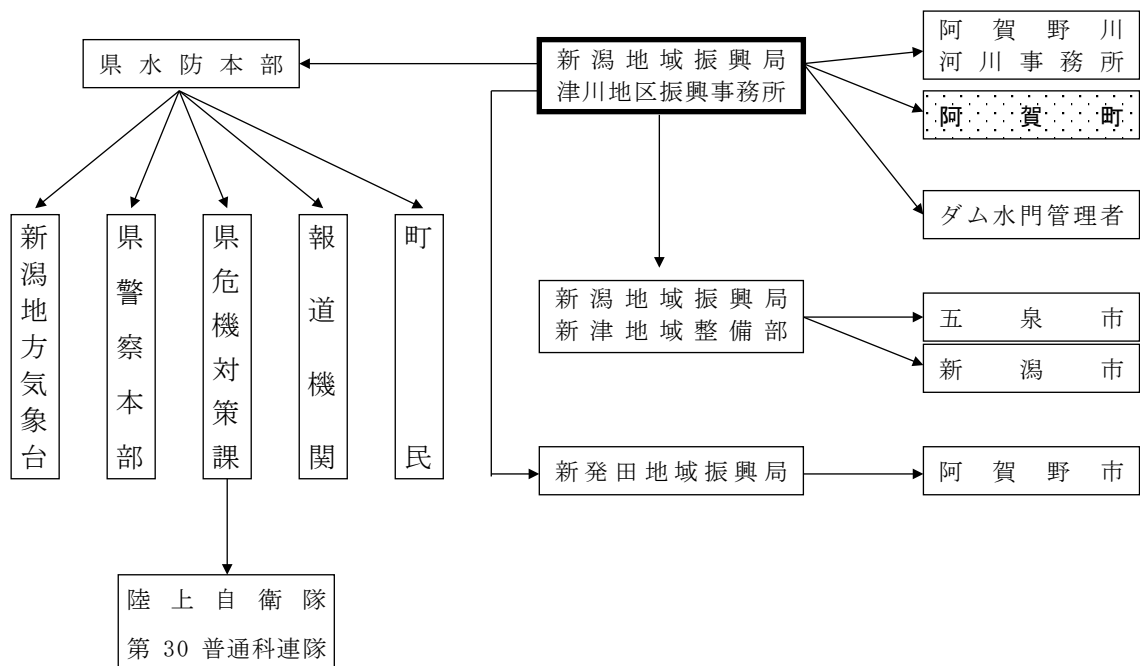
(2) 水防警報の伝達

水防警報連絡伝達系統は次のとおりとし、伝達方法は(1)のイに準ずる。

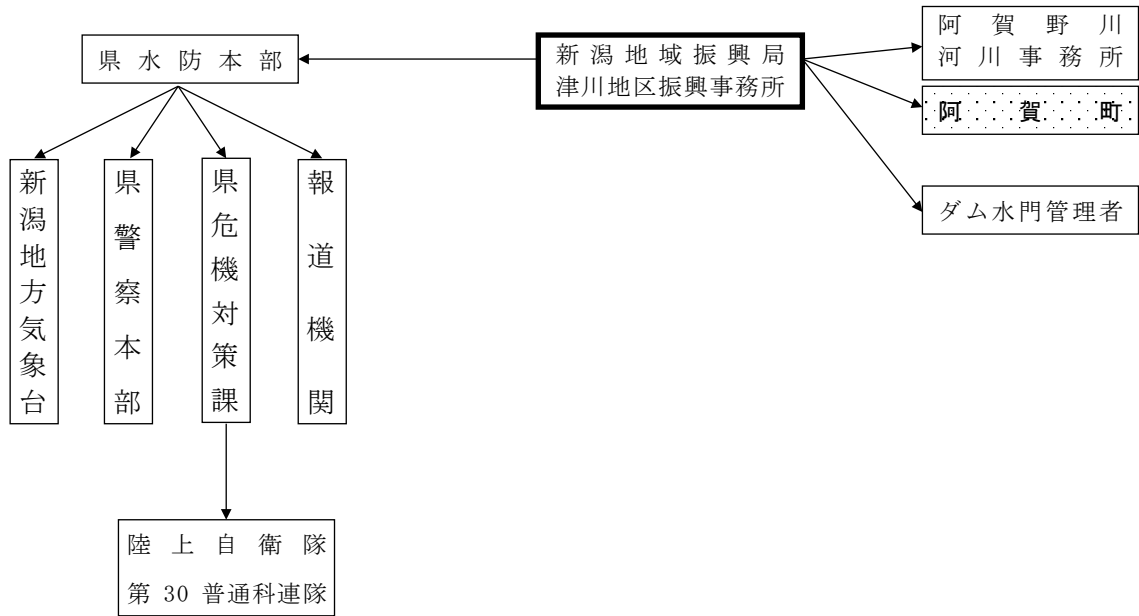
ア 阿賀野川（馬下、満願寺） 国土交通省



イ 阿賀野川（津川） 県



ウ 常浪川（常浪、広瀬） 県



第6節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【主な関係課名等】 総務課

1 計画の方針

町は、県と連携して土砂災害に関する情報を確実に伝達し、町民の確実な避難行動につなげるよう、また町民のすべてがイメージし易いよう、町民目線に立った土砂災害に関する情報として伝達する。

2 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	町
県・新潟地方気象台	土砂災害警戒情報とその補足情報の発表	
町	避難情報の発令	町民

(1) 国の業務

- ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県及び町に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県及び町に通知する。

(2) 県の業務

- ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を町に通知する。
- ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生危険度が高まったとき、町の防災活動や町民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、町長等に通知するとともに一般へ周知する。

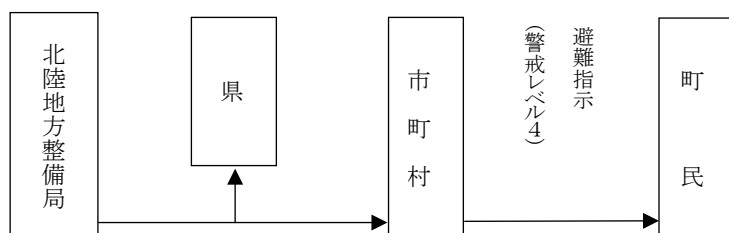
3 情報の伝達系統

(1) 土砂災害緊急情報の伝達

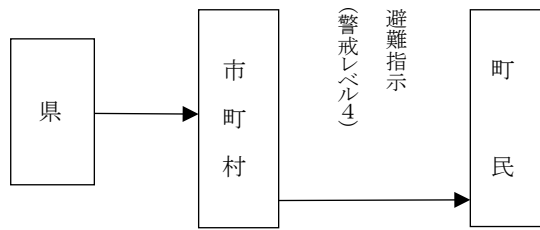
重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を町に通知する。

ア 国が行う緊急調査の場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が行う緊急調査の場合
地すべりの場合、県が行う。

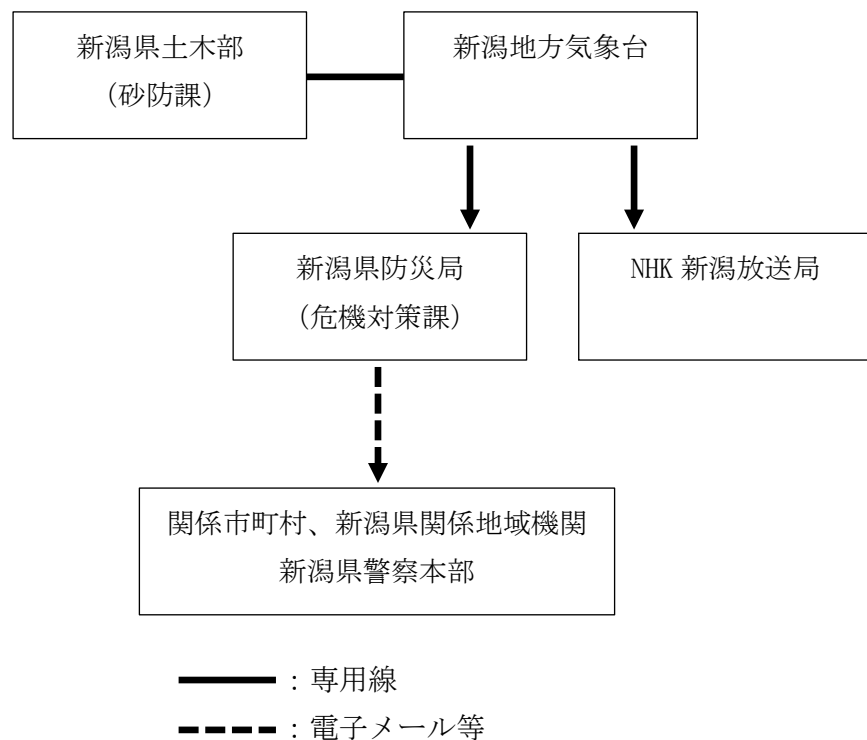


(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに市町村長の避難指示の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報であり、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ伝達する。

●土砂災害警戒情報の伝達系統



4 町の役割

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、町民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合には緊急安全確保が可能な範囲で発令する。

また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、とるべき避難行動が分かるように伝達するとともに適切な避難誘導を実施する。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

第7節 災害時の通信確保

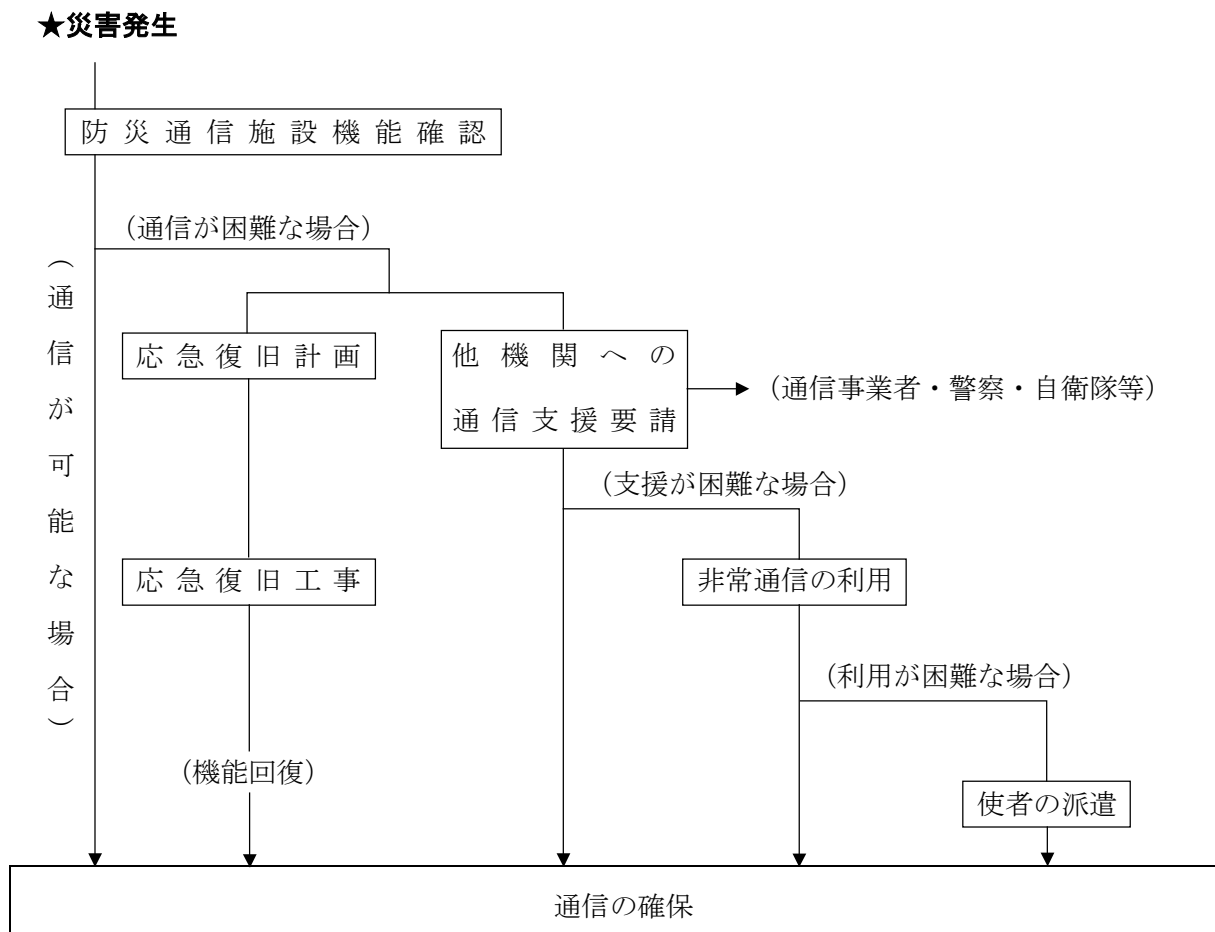
【主な関係課名等】総務課、消防本部、各支所

1 計画の方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。町及びその他の防災関係機関は、防災行政無線など各種の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

2 防災通信施設応急対策フロー図



3 災害時の通信確保

大規模な災害が発生した場合には、各種通信手段の被災状況を把握し、被害が確認された場合には、早期復旧と代替手段の確保に努める。

(1) 防災行政無線設備

所管する防災行政無線設備の被災状況を確認の上、いつでも運用できるよう準備する。

(2) 防災相互通信用無線設備

所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。

(3) 県総合防災情報システム

インターネット回線の通信状況などを確認し、いつでも運用できるよう準備する。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

衛星回線及びLG-WAN回線の通信状況などを確認し、緊急情報を受信後、瞬時に他媒体

に情報を送信できるよう機能を確保する。

(5) 県防災行政無線設備等

各通信手段の通信状況などの機能を確認し、いつでも運用できるよう体制を整備する。

ア 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

イ 衛星携帯電話 他

4 電気通信事業者の運営する設備の利用

(1) 災害発生時には、一般加入電話の回線が輻輳し、通話が困難となることが予想されるため、加入電話のうち、あらかじめNTT東日本に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を利用して通信を確保する。

(2) 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることはないように、電話番号の秘匿に努める。

5 他機関の通信設備の優先利用等

(1) 通信施設の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めるときは、電気通信事業法第8条第1項、災害対策基本法第56条、第57条、第79条、消防組織法第41条、災害救助法第28条により、町長は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

- ・警察通信設備
- ・国土交通省無線設備
- ・消防通信設備
- ・気象通信設備
- ・電力通信設備

(2) 水防機関の緊急通信

水防機関は、水防法第20条第2項に規程により、他の機関の通信施設を利用して緊急通信

を行うことができる。

6 自衛隊の通信支援

(1) 知事に対する派遣要請の依頼

町長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(2) 自衛隊に対する派遣要請

知事は、(1)の依頼を受けた場合、又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

7 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、災害発生により有線通信が使用できない、又はこれを利用することが著しく困難な場合においては非常通信を確保し、これを利用する。

(1) 非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートによる。

(2) アマチュア無線の活用

町は、被災地や避難場所、避難所等との連絡手段等の確保において、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。（（社）日本アマチュア無線連盟新潟県支部）

8 すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して必要な連絡を行う。

第8節 被災状況等収集伝達計画

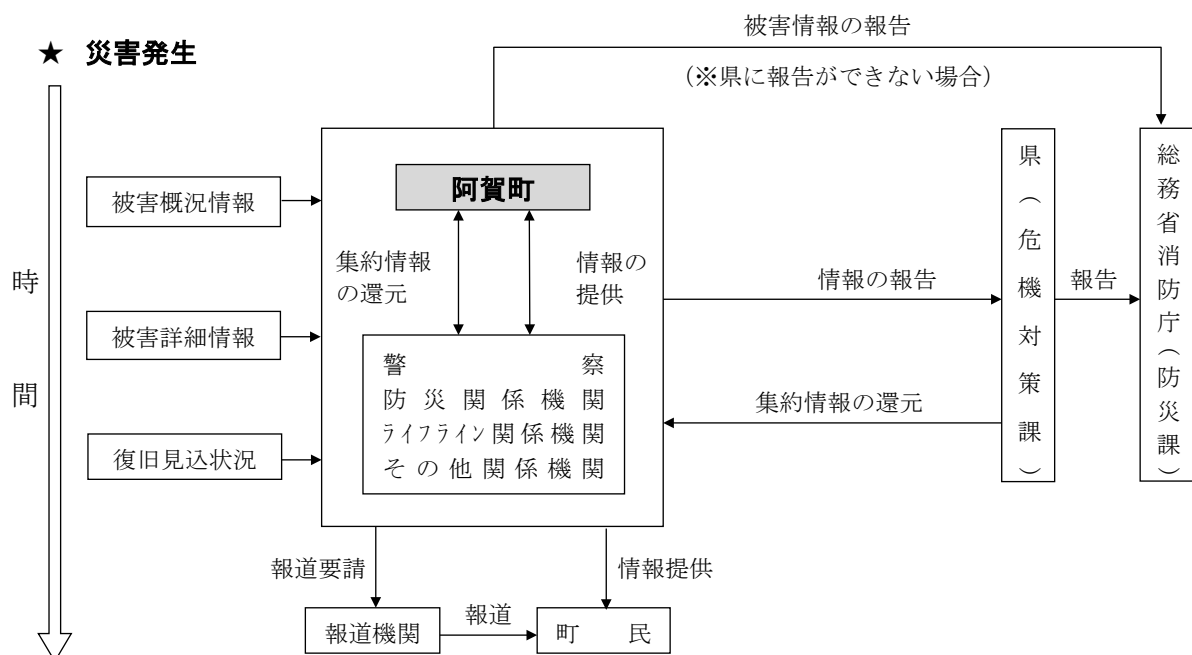
【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

町、県及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかに情報収集活動を開始する。町は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県や各防災機関及び被災地内外の町民に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」を図る。

2 被災状況等情報収集伝達フロー図



3 被害規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を次の活動を通じて収集し、町内の被害状況を把握する。

- (1) 災害発生を覚知した場合は、直ちに各関係機関と連絡をとるとともに、必要に応じて現地確認を行い、被災地の情報収集に当たる。また、災害発生直後においては、町職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、行政区及び町民等からの情報の収集を図る。
- (2) 消防本部と連携して、消防団等の巡視活動を通じた被害状況及び119番殺到状況等についても把握する。
- (3) 津川警察署は、パトカー・駐在所の無線を通じて被災地の情報を収集し、警察本部に報告するとともに、町、消防機関及び各関係機関との情報交換を実施し、情報の把握に努める。

第3章 災害応急対策計画

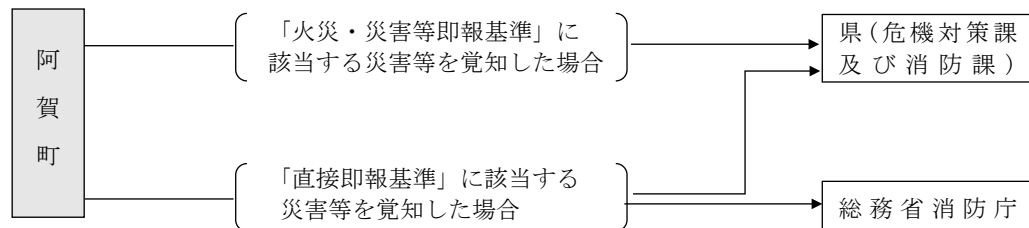
- (4) 災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。
- (5) 町長は、情報の収集が困難なときは、県防災局危機対策課長へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し情報の収集に努める。ただし、災害発生が夜間又は荒天等その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。

4 災害発生直後における被害の第一次情報の収集・伝達

(1) 県・消防庁への第一報

火災・災害等を覚知したときには、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（危機対策課及び消防課）へ報告する。

また、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県（危機対策課及び消防課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行う。



(2) 119番通報殺到時の報告

消防機関への119番通報等が殺到したことを覚知した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（消防課）へ報告する。

(3) 収集情報の報告

人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）へ報告する。

県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

5 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

消防機関、津川警察署、県、その他の関係機関の協力を得て、町内の詳細な被害状況について調査する。

把握した被害状況及び応急対策活動状況、町対策本部の設置状況並びに避難所の設置状況等について県（危機対策課）に逐次報告する。

また、避難指示を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に対しての報告・情報提供を行う。

避難所を開設したとき又は避難町民により自主的に避難所が開設されたときには、インターネット等の通信手段の確保に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報について効率的に収集する。

第9節 広報計画

【主な関係課名等】政策推進課

1 計画の方針

町・防災関係機関・報道機関等は、相互に協力して、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対策等の情報の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。

(1) 災害発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止。
- イ 被災者や関係者の避難・救援活動のための適切な判断を助けること。
- ウ 応急対策等の情報の伝達により、被災地域及び被災者の復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。
- エ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復旧事業に対する社会的な協力を得やすくすること。

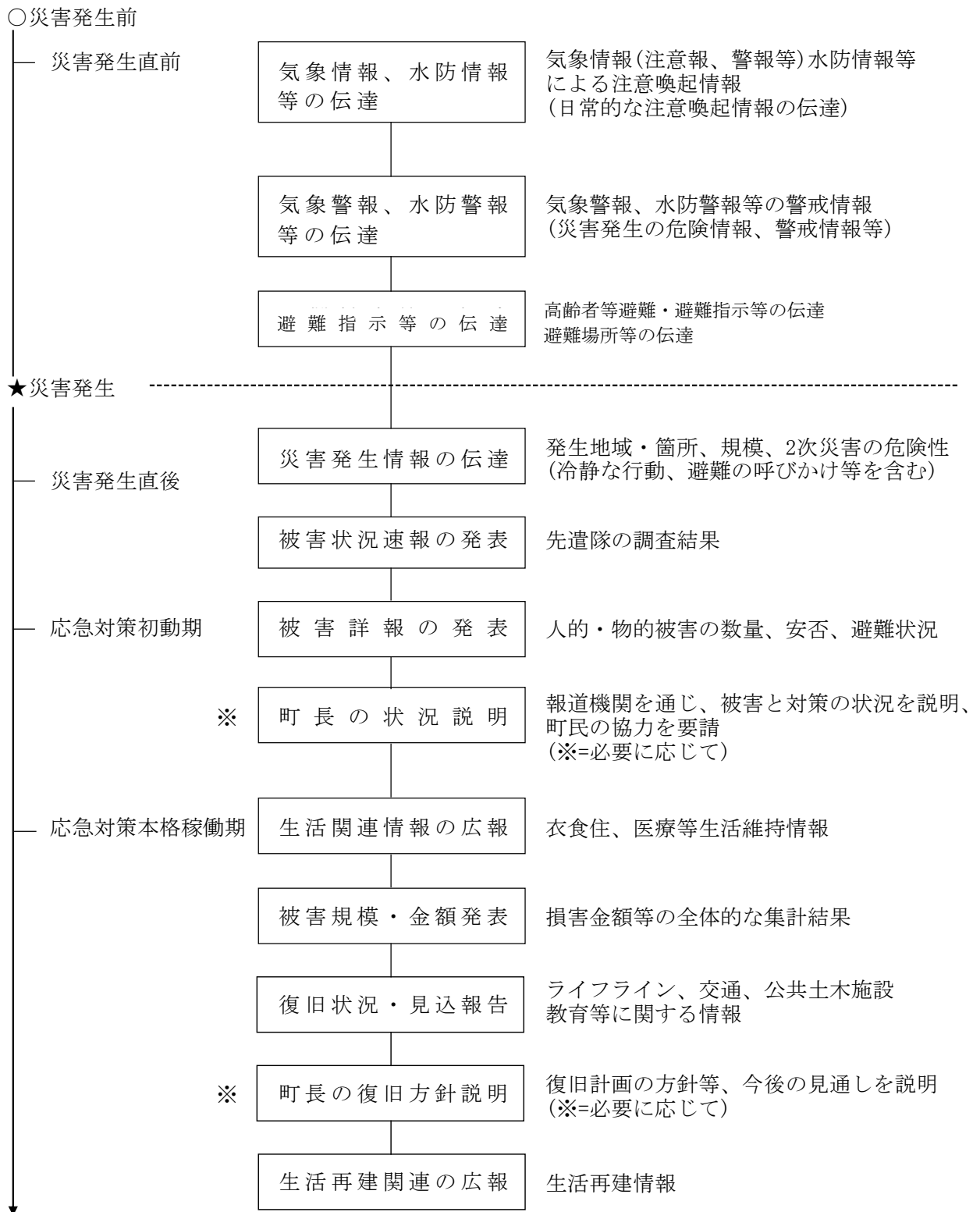
(2) 広報活動の対象

- ア 被災地の町民及び滞在者 (＝直接的な被災者)
- イ 被災地外の被災地関係者 (親せき、親類等) (＝間接的な被災者)

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧対策に反映させるため、さまざまな手段を使って広聴活動を実施する。

2 広報計画応急対策フロー図



3 避難指示等の伝達

町長は、阿賀野川の水位が上昇し危険と判断した場合は、対象区域の町民に対し避難情報を発令する。

避難情報の伝達はTV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、町及び消防署・消防団の広報車、サイレン、緊急速報エリアメール、データ放送等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関による報道を県を通じて要請し、当該区域の町民の安全確保を図る。

区域内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

ア 高齢者等避難

阿賀野川洪水注意報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ町長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める。

イ 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと町長が判断した場合は、避難指示に切り替える。

段 階	行 動
高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、町は避難所を開設する。
避難指示	全ての対象町民が避難する。

●阿賀野川洪水到達時間

阿賀野川洪水到達時間は、雨量の程度、出水の状況により多少の時間差があるが次のとおりである。なお、ここに示した時間は、上流ダムからの流入量ごとの、各ダムへのおおよその到達時間である。

本名ダムから揚川ダム間の到達時間の目安

500 m ³ /s の場合		1,000 m ³ /s の場合	
「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約4時間50分で到達		「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約4時間20分で到達	
■本名ダム	→ 新郷ダム 2時間40分	■本名ダム	→ 新郷ダム 2時間10分
■新郷ダム	→ 豊実ダム 1時間10分	■新郷ダム	→ 豊実ダム 1時間10分
■豊実ダム	→ 鹿瀬ダム 20分	■豊実ダム	→ 鹿瀬ダム 20分
■鹿瀬ダム	→ 揚川ダム 40分	■鹿瀬ダム	→ 揚川ダム 40分
2,000 m ³ /s の場合		3,000 m ³ /s の場合	
「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約3時間30分で到達		「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約3時間20分で到達	
■本名ダム	→ 新郷ダム 1時間50分	■本名ダム	→ 新郷ダム 1時間40分
■新郷ダム	→ 豊実ダム 50分	■新郷ダム	→ 豊実ダム 50分
■豊実ダム	→ 鹿瀬ダム 20分	■豊実ダム	→ 鹿瀬ダム 20分
■鹿瀬ダム	→ 揚川ダム 30分	■鹿瀬ダム	→ 揚川ダム 30分

4 広報活動における各機関の役割分担

(1) 町

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う

イ 手段

- (ア) TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」等による呼びかけ
- (イ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (ウ) 行政区等に対する緊急避難情報の伝達
- (エ) 町民相談窓口の開設
- (オ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (カ) 町ホームページ、緊急速報エリアメール、データ放送等による情報発信

ウ 項目

- (ア) 避難、医療、救護、衛生に関する情報
- (イ) 給水、炊き出し、物資配給の実施状況
- (ウ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (エ) 被災地の状況
- (オ) その他被災町民の避難行動や生活に密接な関係がある情報（通信、交通機関の復旧・運行状況など）

(2) ライフライン関係機関（電気・ガス・上水道・下水道・電気通信事業者）

ア 役割

主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) インターネットによる情報発信

ウ 項目

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び見込み

(3) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) インターネットによる情報発信

ウ 項目

第3章 災害応急対策計画

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取り止め
- (イ) 臨時ダイヤ
- (ウ) 復旧状況及び見込み

(4) 警 察

ア 役 割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供

イ 手 段

- (ア) 報道機関への報道依頼
- (イ) 警察官による現場広報
- (ウ) インターネットによる情報発信

ウ 項 目

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 町長から要求があった場合等の避難指示情報

(5) その他の行政機関

町民等に伝達が必要な事項を報道機関等を通じて公表する。

5 放送機関による災害時の放送

(1) 放送機関は、災害に関する情報を入手したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害に関する放送を行う。災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは基本的に各放送機関のマニュアル等により行う。

(2) 町は、災害のため電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する。(原則的には県を通じて要請)

ア 浸水、火災の延焼、危険物の流失等で町民に危険が及ぶことが予想される場合の避難の呼びかけ

イ 各放送機関の連絡先

機関名	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	責任者
NHK	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	放送部長
B S N	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	025-267-3469	報道担当部長
N S T	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-248-7234	025-249-8850	報道部長
T e N Y	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	同左	報道部長
U X	新潟市中央区下大川前通 六ノ町 2230-19	025-223-8608	同左	報道グループ長
F M新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311	025-246-2314	放送営業部次長

(3) 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、町が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により行う。

6 災害発生時の各段階における広報の基準

(1) 災害発生直前

- ア 新潟地方気象台は、気象情報の分析により災害が発生するおそれがある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を発表し、県及び放送機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。
- イ 国（新潟地方気象台、北陸地方整備局）及び地方公共団体（県、市町村）は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて町民に速やかに伝達する。その際、要配慮者にも配慮するとともに、町民にとって分かりやすい伝達に努める。
- ウ 放送機関は配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

(2) 災害発生直後

- ア 災害が発生した場合は、町は危険地域の町民に広報車等により避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。
- イ 国は、災害が大規模にかつ広域に発生する恐れがあるときは、防災行政無線等を使って県及び危険区域市町村の防災関係者に避難または警戒を呼びかけるものとし、また、県を通じて放送機関の協力を得て直ちに町民等に伝達する。
- ウ 町は、災害発生直後の偵察活動により報告を受けた被害状況等の情報を整理し、県を通して映像・画像等を含む被害状況速報を速やかに各放送機関に提供する。
- エ 各放送機関は、直ちに被害状況を放送し、町民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。

(3) 災害応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）

ア 町の広報事項

- (ア) 町民に対する避難指示・避難場所・避難経路等
- (イ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給
- (ウ) 避難所の開設等

イ 警察の広報事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 身元の確認できた死亡者の住所・氏名等

ウ ライフライン関係機関

- (ア) 被災による使用不能状況及び復旧見込み
- (イ) 町長から要求があった場合等の避難指示

エ 公共交通機関

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取り止め及び復旧見込み
- (イ) 臨時ダイヤ

- オ 町長は、災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、放送機関を通じて町の対応状況、他市町村からの応援、自衛隊の出動等の状況を随時自ら分かりやすく町民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

第3章 災害応急対策計画

(4) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日目以降）

ア 町の広報活動

- (ア) 消毒・衛生・医療救護
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居

イ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害時の特例措置の実施状況

ウ 町長は、必要に応じて災害の復旧計画の方針等、今後の見通し等を放送機関を通じて町民に分かりやすく説明する。

(5) 復旧対策期

ア 町の広報活動

- (ア) 罹災証明書の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

7 広報活動に当たっての留意点

- (1) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講じる。
- (2) 外国人の被災者のために、通訳の配置、パンフレットの配付等の措置を講じる。
- (3) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

8 安否情報の提供

町は、医療機関から報告を受けた災害による入院患者及び他の医療機関からの転送入院患者の情報について、家族等からの問い合わせに応じることができるよう整理する。

なお、これらの情報の取り扱いを徹底するとともに、回答に当たっては必要最小限にとどめる。

9 広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情等を受付け、適切な措置を行うとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、町の災害対応の参考とする。

(1) 町の広聴活動

- ア 自主防災組織及び行政区等からの相談・要望等の受付
- イ 被災者のための相談窓口の設置

(2) ライフライン関係機関の広聴活動

利用者相談窓口の開設

10 町民からの問い合わせの対応

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防活動や救助活動等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3章－3 避難・救援・救護

第10節 町民等避難計画

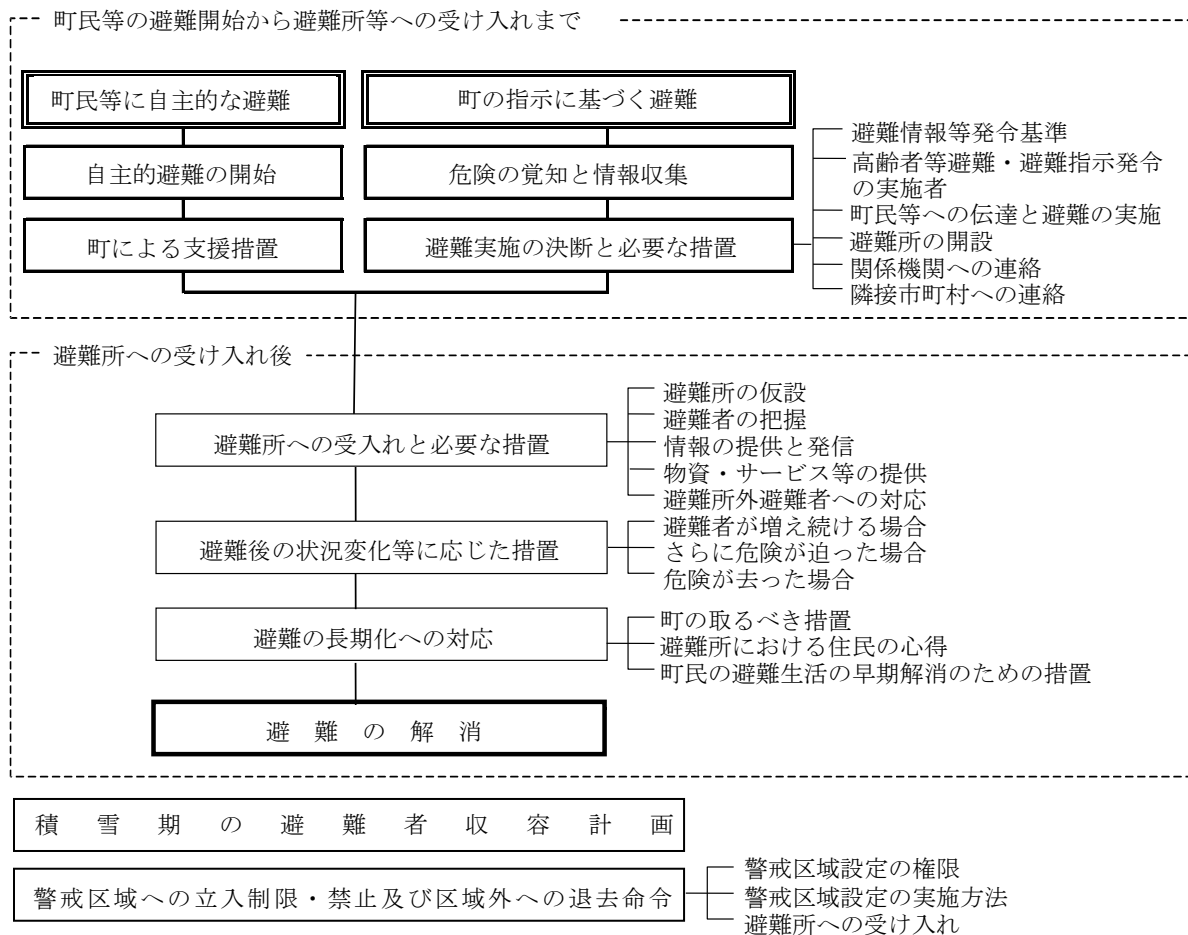
【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、町民を早期にかつ混乱することなく安全に避難させるための避難活動を実施する。

災害発生時の避難は、大別して町民等が浸水・火災の延焼・危険物の流出等切迫した危険を回避するための一時的な避難と、実際に住居を滅失し又は居住が困難になった者の当面の居住確保のための避難が考えられる。ここでは、これら両者を考慮した避難活動の計画とする。

2 避難及び避難所応急対策フロー図



3 町民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

自主防災組織及び町民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣の町民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ近隣の町民がまとまって行動し、高齢者等の避難行動要支援者の安全の確保と避難時

の介助等を心掛ける。

(2) 町による支援措置

町は、町民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣の町民に保管してもらう等、町民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにする。

また、町民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が支障なく避難生活を送れるよう配慮する。

4 避難情報の発令基準等

(1) 危険の覚知と情報収集

新潟地方気象台は、気象観測等により災害の発生が予測されるときは、町及び防災関係機関に的確に情報を伝達する。

町及び防災関係機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、町民等に警戒を呼びかける。

防災関係機関は、職員、町民等からの通報により具体的な被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。また、町民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに町に連絡する。

(2) 避難情報の発令基準

町長は、気象状況等により、災害が発生するおそれがある場合は、必要と認める地域に居住する町民及び滞在者等に対して「避難指示」を発令する。

特に、高齢者等の避難に時間を要する避難行動要支援者に対しては、早期の避難を促すため「高齢者等避難」を発令する。

●避難情報の発令基準等

避難情報等	発令時の状況	発令基準	町民に求める行動
<p>高齢者等避難 【警戒レベル 3】 (町長が発令)</p>	<p>避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>●河川災害 1 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合。 ・阿賀野川(津川水位観測所)水位：50.70m ・常浪川(広瀬水位観測所)水位：108.05m ・常浪川(常浪水位観測所)水位：58.80m 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次のア～イのいずれかにより急激な水位の上昇のおそれがある場合。 ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 イ 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合・軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>●土砂災害 大雨警報(土砂災害)発表中に土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越え、今後も引き続き降雨が予想される場合。</p>	<p>1 避難に時間のかかる避難行動要支援者等とその支援者は避難を開始する。 2 避難行動要支援者等以外の方は避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い必要に応じて自主的に避難を開始する。 3 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある上流河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</p>
<p>避難指示 【警戒レベル 4】 (町長が発令)</p>	<p>1 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 3 人的被害の発生した状況</p>	<p>●河川災害 1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合。 ・阿賀野川(津川水位観測所)水位：52.55m ・常浪川(広瀬水位観測所)水位：108.55m ・常浪川(常浪水位観測所)水位：59.90m 2 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>●土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報における予想雨量が「土砂災害警戒情報の基準」に到達した場合。</p> <p>●その他 特に町長が緊急の避難が必要と認めた場合。</p>	<p>1 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、避難行動要支援者等以外の方も避難を開始する。 2 指定緊急避難場所への立退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。</p>

(注1) 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

(注2) 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

5 避難指示等の発令

(1) 避難指示等発令の実施者

「高齢者等避難」及び「避難指示」の発令は、原則として町長が行う。

現状の気象状況が継続し、避難を要する状況となる可能性があると判断される場合は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する町民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう「高齢者等避難」を発令する。さらに、必要に応じて消防長に町民の避難誘導を指示し、津川警察署長に町民の避難誘導への協力を要請する。

区分	実施者	避難情報発令の基準	根拠法令
高齢者等 避難	町長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。	災害基本法 第56条第2項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の安全を確保するため、立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の必要があるとき。	災害対策基本法 第60条第1項
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいない場合に限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第94条
	知事	災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、町民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法 第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、町民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法 第29条

(2) 避難情報の発令及び町民等への伝達

ア 避難情報の発令

避難情報の発令は、原則として次の内容を明示して行う。

- (ア) 要避難対象地域（行政区名・集落名等）
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先（避難場所及び避難所）
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等（戸締り、家屋の補強、家財道具の処理、携行品、服装、自動車の使用制限、家族等への連絡方法の確認等）

イ 避難の広報

- (ア) 関係機関は、TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、サイレン、無線、標識、広報車及びテレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、町民等に対して迅速な周知・徹底を図る。
- (イ) 町は、高齢者等の避難行動要支援者への指示に当たっては、地域の消防団、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておく。
- (ウ) 通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に

依頼する。

ウ 避難誘導

町民が避難する場合、避難町民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難誘導に当たっては、避難を必要とする町民が、安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう、津川警察署、消防署及び消防団の協力を得て自主防災組織又は行政区単位に一時集合場所に避難町民を集合させたのち、必要によりあらかじめ指定してある避難所に誘導する。避難場所については、町が平時から町民に対し周知徹底しておくとともに、一時集合場所についてもは地元と協議して定めておく。

(ア) 避難経路の表示等

誘導に当たっては、事前に安全な経路を検討し、経路の要所ごとに表示板を掲示するよう努める。特に、危険箇所には標示、立ち入り禁止テープを張る等を行い、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。浸水等の場合は、船艇又はロープ等の資機材を利用して安全を期する。

(イ) 要配慮者の誘導

誘導員は、誘導に当たって、傷病者・老人・障がい者・幼児等の要配慮者を優先的に避難させるよう努める。

避難行動要支援者等に対する避難誘導については、周辺の町民及び自主防災組織等の協力を得るなどして避難場所への誘導に努める。

エ 避難路の安全確保

(ア) 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。

(イ) 町は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、町民を迅速・安全に避難させる。

(ウ) 町は、県に必要な応じて自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への協力を要請する。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

●警戒区域の設定

区 分		実 施 者	設 定 権	目 的
災害 対策 基本 法	第63条第1項	町長	災害時の一般的な警戒区域の設定権	町民等の生命・身体 の保護を目的とする
	第73条第1項	知事(町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認められるとき)		
	第63条第2項	警察官(町長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき)		
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官(町長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る)		
水 防 法	第14条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする
	第21条第2項	警察官(水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。)		
消 防 法	第28条第1項 第36条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	
	第28条第2項 第36条	警察官(消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき)		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域内の設定を行った場合、直ちにその旨を町長に通知する。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った町民等がある場合は、町長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

第11節 避難所運営計画

【主な関係課名等】総務課、福祉介護課、各支所

1 計画の方針

避難所は、災害発生後及び避難情報を発令する場合に、速やかに開設し、町民が帰宅又は応急仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発令がない場合でも、町民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は町が町民等の協力のもとに行い、避難所の運営に当たっては、避難者の安全確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全、愛玩動物（ペット）対策等について十分に配慮する。

2 避難所の開設、運営

(1) 避難所等の開設

町民に対して避難情報を発令した場合には、直ちに避難所等を開設する。また、町民が、一定の期間において避難生活を送る必要がある場合においても避難所等を開設し対応する。

避難所等については、避難所等施設が開設しているときは施設の管理責任者、施設が閉鎖しているときは災害対策本部があらかじめ指定する職員が主体となって開設に当たる。

夜間、休日の避難所の鍵開けは、職員又は施設管理者が行う。

特に、学校が避難所となった場合、避難所運営については、学校教職員の協力を得るものとするが、学校教育活動に支障とならないよう十分留意する。

(2) 避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を知事及び防災関係機関に報告する。

(3) 避難所管理責任者の指定

避難所を開設した場合は、避難所管理責任者を指定することとし、避難所開設当初においては、避難所を開設した職員が避難所管理責任者となり、その職務に当たる。

その後、全庁的な初動・応急対策体制が構築された場合には、その職務を各班（担当課等）に引き継ぐこととする。

(4) 避難所における主な活動

避難所管理責任者は、当該避難所の開設・運営、避難者の受入れを総括するとともに、次の応急対策活動を行う。

避難者名簿、避難者の人数及びその内訳については、災害対策本部（福祉班）に報告する。

ア 避難者に対する情報伝達及び避難者からの情報収集

イ 避難者名簿の作成

ウ 必要な食料、飲料水、日用品等の把握

エ 避難所の管理責任者を定める。

オ 避難所の運営に必要な資機材の整備

カ 避難所には収容者心得等を提示し、混乱の防止に努める。

キ トイレ、ゴミ処理等の衛生の保持

ク 被災者の人心安定を図るための相談業務

(5) 避難所運営の留意点

ア 一般事項

- (ア) 避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。
- (イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。
- (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- (エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がいの種類等に基づく様々なニーズに配慮するよう努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも対応する。
- (オ) 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド（簡易ベッド）等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。
- (カ) 風水害等の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
- (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。
 なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
- (ク) テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (ケ) 施設の管理は、町職員、行政区、自主防災組織等と協力し行うが、避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (カ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (シ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策の防犯対策に配慮する。
- (ス) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (セ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度を調整するとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
- (ソ) 町民の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れる。

第3章 災害応急対策計画

- (ク) 家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営
 - 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。
 - (ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
 - (イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
 - (ウ) 避難者による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
 - (エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
 - (オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
 - (カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。
 - (キ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - (ク) 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。
- (6) 要配慮者への配慮
 - ア 避難所等での配慮
 - 町は、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供などに十分配慮する。
 - (ア) 避難所施設内の段差解消など、バリアフリー化に努める。
 - (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、必要に応じて、手話・外国語通訳者への対応に努める等、要配慮者の情報環境に配慮する。
 - (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回等により要配慮者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、早い段階での、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。
 - イ 福祉避難所の開設
 - 施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
 - 福祉避難所では、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- (7) 積雪期の対応
 - ア 積雪期では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、町は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

イ 避難者を屋内への収容とし、避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

ウ 寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

3 避難所運営に係る業務の内容

避難所開設後における避難所運営に関する業務内容は、経過時間に沿って次のようになる。

避難所開設後の経過時間	避難所運営に係る業務の内容
～3時間	○避難所開設時の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ ・職員の配置及び避難所開設の報告 避難所担当職員は、職員の配置状況及び避難者の状況等を一般加入電話、携帯電話及び伝令等により災害対策本部へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認 ・避難者の受入れ、避難者名簿の作成 等
～6時間	○避難者の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・要配慮者の把握 ・避難所備蓄物資の提供
～12時間	○外部からの応援受入れ開始 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの受入れ準備 ・食料・生活必需品の提供開始 ・仮設トイレ等の設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具及び燃料の手配（冬季） ・医療スタッフの配置 ・要配慮者支援要員の配置
～24時間	○要配慮者の移動 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の医療機関への搬送 ・社会福祉施設等への緊急入所
～3日	○避難所の拡張・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外避難者へのテント等の提供 ・避難所環境の改善（パーテーション、段ボールベッド等の設置） ・避難者による自治組織の編成
3日～	○避難者サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯の開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請
7日～	○避難所・避難者の集約

～2か月	○避難所の解消 ・避難所での生活を概ね災害発生から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う
------	---

4 避難後の状況変化等に応じた措置

町は、避難後において状況が変化した場合、その状況に応じて、以下のとおり必要な措置を行う。

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握に努め、地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

町の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、移動のための車両を手配するとともに、県、警察等に協力を依頼する。あわせてヘリコプター等の提供を依頼し避難誘導に当たる。

また、町は必要に応じ、県を通じて自衛隊に協力を依頼する。

(3) 危険が去った場合

被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに町及び報道機関を通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理者は、避難者の退去状況を逐次、町に連絡する。

5 避難の長期化への対処

(1) 町のとるべき措置

町は、町民の避難が長期化した場合は、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、高齢者、障がい者、病人等の要配慮者の処遇について、十分に配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者のニーズに応じた栄養確保及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努める。

特に、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配付を行う。

(ウ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談などの対応についても配慮する。

あわせて、更衣室、授乳室等の設置についても配慮する。

エ 要配慮者への配慮

障がい者と一般避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により一時的に町内の社会福祉施設への入所を要請するとともに、保護すべき要配慮者が多数に及ぶときは、避難所のうち町長が指定する箇所に要配慮者専用区画を設け、ホームヘルパー、ボランティア等のスタッフを確保の上、福祉班が運営する。

さらに、これらの区画についてはバリアフリー化などを進める。

オ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対して、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、精神保健福祉センター、栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行う。

カ 災害救助法等が適用されている場合の措置

災害救助法又は災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

(2) 避難所における町民の心得

避難所に避難した町住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平時から避難所における生活上の心得について、町民に周知を図る。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの順守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 町民の避難生活の早期解消のための措置

県及び町は、住居を滅失又は長期間居住不能となった町民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住宅対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

第12節 避難所外避難者の支援計画

【主な関係課名等】 総務課、福祉介護課、各支所)

1 計画の方針

町は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施など保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、ここでの「避難所外避難者」とは、町が開設した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者のことをいう。

なお、町は、避難所外避難者の状況を、避難開始後3日以内に把握し、必要な支援を開始するよう努める。

2 避難所外避難者の把握

町は、避難所外避難者に対して必要な支援を行うため、町民の避難所外での避難状況（場所、人数、支援の要否・内容等）についての調査を実施し、災害発生後3日以内を目途に把握するよう努める。県は、町が行う避難所外避難者の状況調査等についての支援（人員、助言等）を行う。

なお、避難所外避難者については、行政区、自主防災組織等の協力及び避難所外避難者本人の申出により把握する。

3 必要な支援の実施

避難所外避難者への支援は、次の内容で実施する。

- 新たな避難先の提供（避難所等）
- 食料及び物資の供給
- 避難者の健康管理、健康指導

4 車中泊など避難所外避難者への支援

(1) 車中泊避難者及び避難所以外にいる避難者の状況調査

避難所以外の車、テント、公的施設等に避難する避難者について、行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる避難者の把握に努める。（場所、人数、支援の要否・内容等）

(2) 車中泊避難者及び避難所以外に避難した避難者への支援

車中泊避難者及び避難所以外に避難した避難者に対しても、柔軟に次のような必要な支援に努める。

- ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）
- イ 食糧・物資の供給
- ウ 避難者の健康管理、健康指導
- エ 避難者支援のための連絡体制の構築

(3) エコノミークラス症候群の予防

過去の大災害では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなど

からエコノミークラス症候群を発症する人も出た。

このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

- ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- イ 十分にこまめに水分を取る。
- ウ アルコールを控える。できれば禁煙する。
- エ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- オ かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもむ。
- カ 眠るときは足をあげる。
- キ その他必要事項

第13節 孤立集落対策計画

【主な関係課名等】総務課、建設課、消防本部、福祉介護課、各支所

1 計画の方針

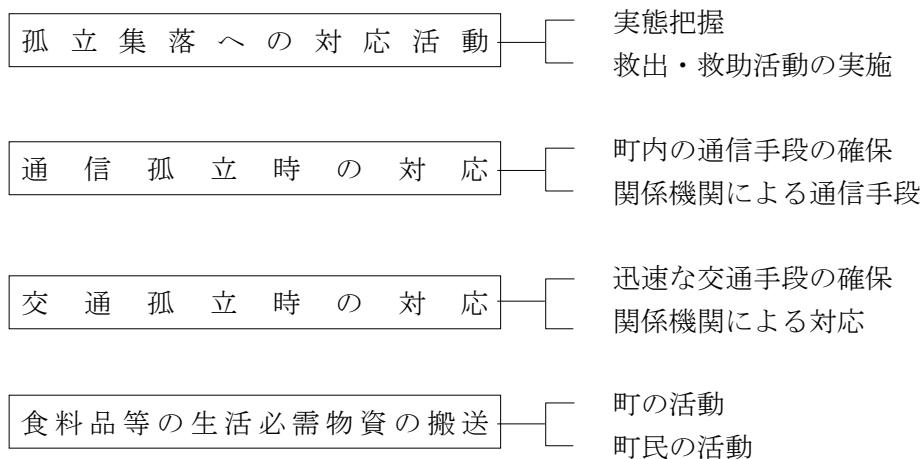
災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立にある。

情報通信の孤立は、救助期間における事案の認知を阻害して人命救助活動を困難にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに孤立集落の町民の生活に大きな影響を与える。

孤立集落の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たる。

- ① 被害実態の早期確認と、救急・救助活動の迅速実施
- ② 緊急物資等の輸送
- ③ 道路の応急復旧による生活の確保

2 計画の体系



3 孤立集落への対応活動

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。発災時には、平時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立集落からの救出活動を実施する。

(1) 実態把握

ア 孤立が予想される地域に対し、NTT回線及びTV電話等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ 孤立状況及び被害の概況をドローンでの情報収集を行った上で、県に対して直ちに報告を行う。

(2) 救出・救助活動の実施

ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。

イ 救助場所へのヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

4 通信孤立時の対応

(1) 町内の通信手段の確保

職員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(2) 関係機関による通信手段

ア 通信途絶状況の解消

災害応急復旧用無線電話機、孤立防止用無線機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ 応急通信設備の設置

避難場所等に、衛生通信方式車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

ウ 町民による通信手段

携帯電話、アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に協力する。

エ 電源の確保

通信途絶の原因に電源の喪失がある。可搬型無線機や携帯電話などの電源、電池の確保に努める。

5 交通孤立時の対応

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(1) 迅速な交通手段の確保

孤立地域に通ずる道路の状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 関係機関による対応

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行う。

6 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域の町民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(1) 町の活動

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、ドローン

第3章 災害応急対策計画

を活用するとともに、必要に応じ県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

(2) 町民の活動

ア 当面の生活必需品の確保

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活必需品の確保について協力し合う。

イ 近隣地域との連携

町民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

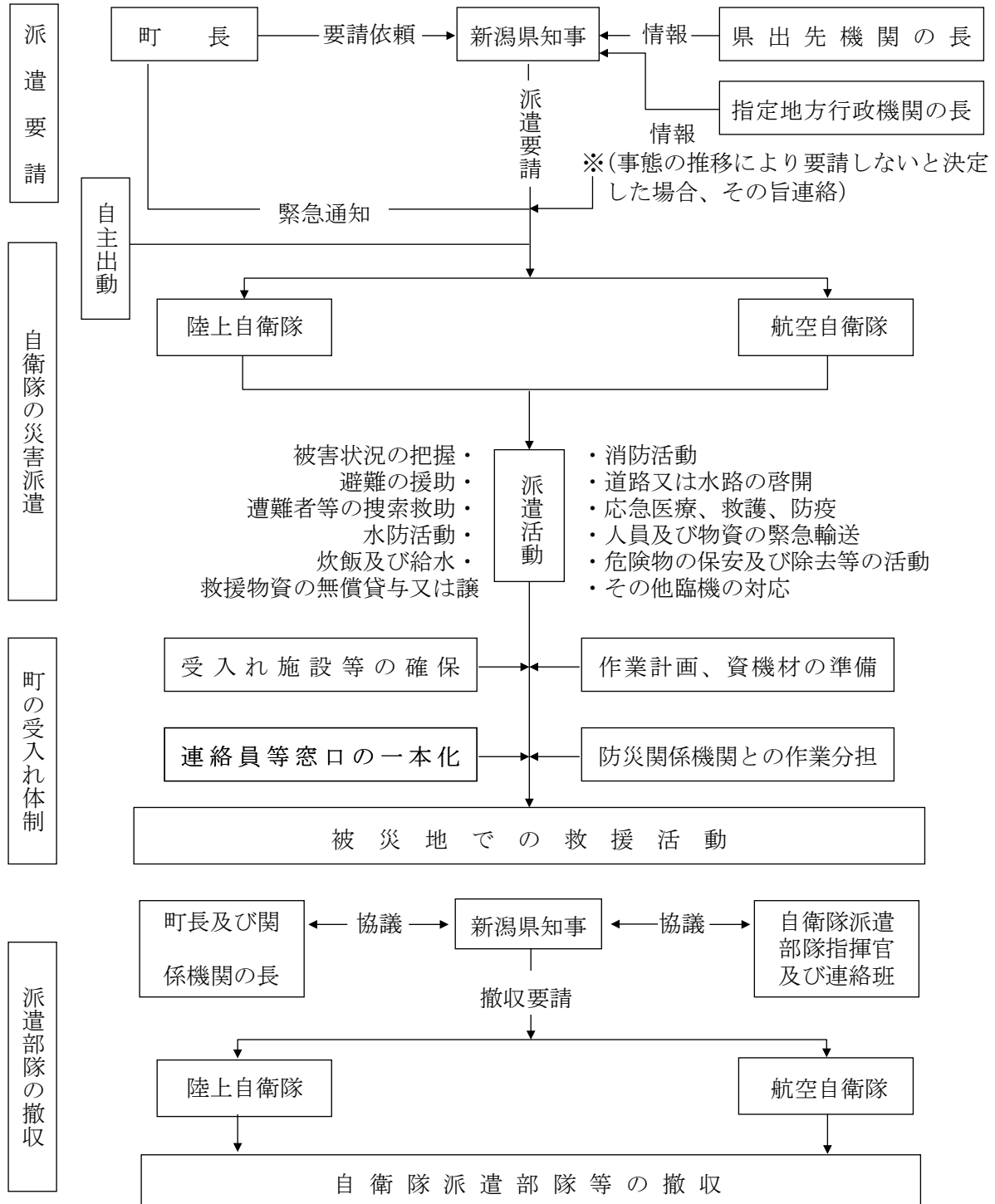
第14節 自衛隊の災害派遣計画

【主な関係課名等】 総務課、消防本部

1 計画の方針

風水害等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

自衛隊の災害派遣要請を要求するに当たっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりである。

(1) 救援活動の概要

救援活動区分	内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する)
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第2号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害等を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、船艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 知事に対する派遣要請

町長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書を県（防災局危機対策課）経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

●県の災害派遣担当窓口

担当	連絡先等
県防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511 (代) (内線 6434、6435、6436) 025-282-1638 (直通) 防災無線 (発信)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信)-401-881

(2) 自衛隊に対する緊急通知

ア 町長は、通信途絶等により(1)の知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は関係自衛隊に通知することができる。

イ 町長はアの通知を行ったときは、事後速やかに、その旨を知事に通知する。

●災害派遣の要請先

担当	連絡先等
新発田駐屯地指令 (第30普通科連隊長)	(連絡窓口) 第30普通科連隊第3科 住所 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 電話 0254-22-3151 (内線 235) NTT FAX 0254-22-3151 (FAX切替 内線 242)
航空自衛隊航空総監司 令官・航空支援集団司 令官・航空救難団司令	(連絡窓口) 航空自衛隊新潟救難隊飛行班 住所 〒950-0031 新潟市東区舟江町3丁目135 電話 025-273-9211 (内線 218、221) NTT FAX 025-273-9211 (FAX切替 内線 227)

6 自衛隊の自主出動

- (1) 各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣することができる。
 - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - エ その他、災害に際し、アからウまでに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できるかぎり早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- (3) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の能力を最大限に発揮するため、自衛隊と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、県、その他の防災関係機関と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能なかぎり調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面
 - エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所
- (3) 派遣部隊等の受入れ準備

町は、派遣部隊の活動が円滑に実施できるよう次の事項について配慮する。

 - ア 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
 - イ 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
 - ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
 - エ 派遣部隊の現地誘導及び町民等への協力要請

(4) 受入れ施設等の確保

町は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- ア 自衛隊事務室
- イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ウ 駐車場（派遣規模に応じた広さ、車1台の基準は3m×8m）
- エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

8 災害派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議して行う。

9 救援活動経費の負担

町は、自衛隊の災害派遣を受けた場合は、自衛隊の救援活動に要した経費は原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害については、県と派遣部隊の長において協議の上決定する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

10 新潟県内における陸上自衛隊第2普通科連隊と第30普通科連隊の管轄区分



自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	※ 新潟県防災局危機対策課 FAX 025-282-1640				
担当部課等名	部 課 係				
	担当者名				
	Tel	防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日				
	年 月 日から必要とする期間				
派遣を希望する区域	町 村 地内				
	施設等名称				
現地連絡員	部 課 係、担当者名				
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

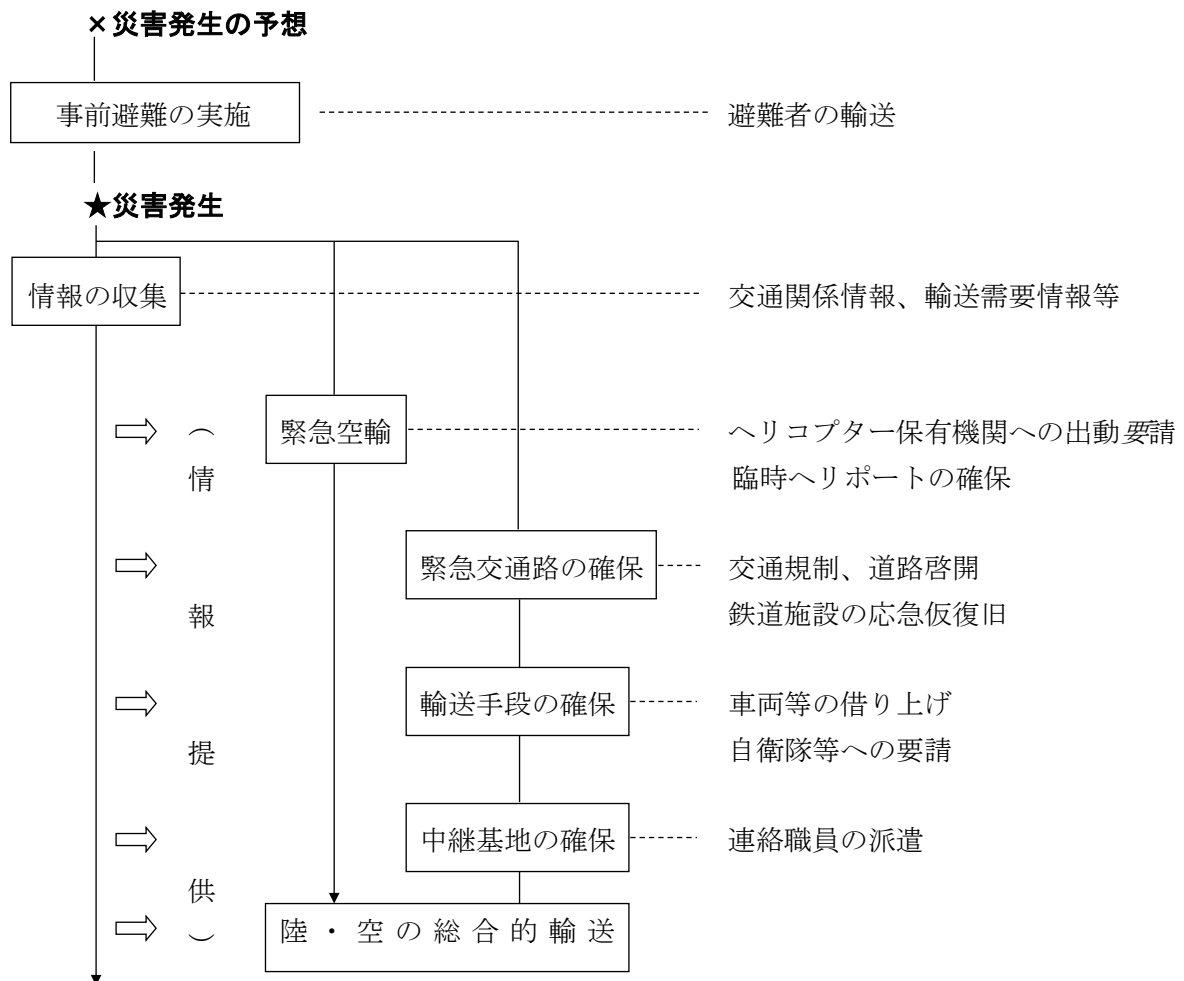
第15節 輸送計画

【主な関係課名等】総務課、建設課

1 計画の方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、町、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、緊急輸送を実施する。

2 緊急輸送応急対策フロー図



3 輸送活動の優先順位

災害時における緊急輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 総括的に優先されるもの
 - ア 人命の救助、安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 町の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 第1段階の続行
- (イ) 食料、水、燃料等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

4 事前避難の実施時の避難者の輸送

町は、災害の発生が予想され、町民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両又は状況によりヘリコプター等の出動を要請し、町民等を安全な地域へ輸送する。この場合は、県、警察本部並びに陸・空の各自衛隊との連携を強化して迅速、円滑に避難を行う。

また、災害発生後に、避難者輸送の必要が生じた場合も同様とする。

5 交通関係情報の収集・伝達

津川警察署及び道路管理者等は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (2) 渋滞の状況

6 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

津川警察署及び道路管理者は、消防機関・自衛隊との協力の下、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 被災地内での交通規制
- イ 被災地内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

第3章 災害応急対策計画

(2) 緊急交通路の啓開

ア 津川警察署及び道路管理者は、消防機関・自衛隊との協力の下、他の復旧作業に優先して原則として2車線（止むを得ない場合は1車線）の緊急輸送道路等を、次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点とを有機的に結び付ける。

(ア) 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

(イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は、強制撤去を行う）

(ウ) 仮設橋の架橋

イ 町及びその他の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておく。

(3) 緊急輸送手段及び輸送経路の決定

町及びその他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ津川警察署、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

7 町の輸送実施体制等

町は、災害の規模、状況等に応じ、適切な輸送手段を選択し、速やかに緊急輸送を実施する。

(1) 輸送力の確保

ア 車両による陸路輸送

(ア) 各班は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するが、災害の規模等により、必要に応じて総務班が集中管理して運用する。

(イ) 公用車両のみでは必要な輸送が困難な場合は、輸送関係機関等の協力を得て緊急輸送を実施する。

(ウ) 他市町村又は県等への要請

町内では必要とする車両が調達不能となった場合、又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。

なお、トラック等の車両については、必要に応じて、指定公共機関や指定地方公共機関並びに災害時応援協定を締結している企業等に借り上げを要請する。

要 請 先	明 示 事 項
○ 他市町村	1 輸送区間及び借上期間
○ 県防災局危機対策課	2 輸送人員又は輸送量
(県が災害対策本部を設置した場合は、統括調整部)	3 車両等の種類及び台数
	4 集積場所及び日時
	5 その他必要事項

(2) 救援物資集積場所

他市町村等から輸送される救援物資は、資料編に掲げる集積場所に集積、配分し、各避難所等に搬送する。

8 自動車による緊急輸送に必要な手続き

(1) 緊急通行車両の確認

町が使用する緊急通行車両の確認の申出は、津川警察署等に所定の様式を提出して行う。

申出を受けた警察署等は、確認後所定の標章及び証明書を交付する。緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

9 初動期における緊急空輸の実施

大規模な災害が発生した場合は、町内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、町長は、県危機対策課、その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

(1) 町の役割

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、各団体、機関にヘリコプターの出動を要請する。

(2) 県の役割

ア 町からの要請又は災害発生直後の空中偵察による判断に基づき、消防防災航空隊を被災地に出動させ、救急・救助活動、負傷者の搬送等を行う。

イ 航空自衛隊新潟救難隊に対し、ヘリコプターの出動を要請する。さらに増員が必要な場合は、陸上自衛隊に要請する。

ウ ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結県及びその他都府県に応援を要請する。

(3) 警察本部の役割

自らの情報に基づき、県警航空隊を被災地に出動させ、救急・救助活動、負傷者の搬送等を行う。

第16節 警備・保安及び交通規制計画

【主な関係課名等】 総務課、建設課

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、津川警察署は、関係機関と緊密な連携の下、早期に警備体制を確立して被害状況の収集等に努め、町民の生命及び身体の保護等に万全を期すため、的確な災害警備・保安活動及び交通規制を実施する。

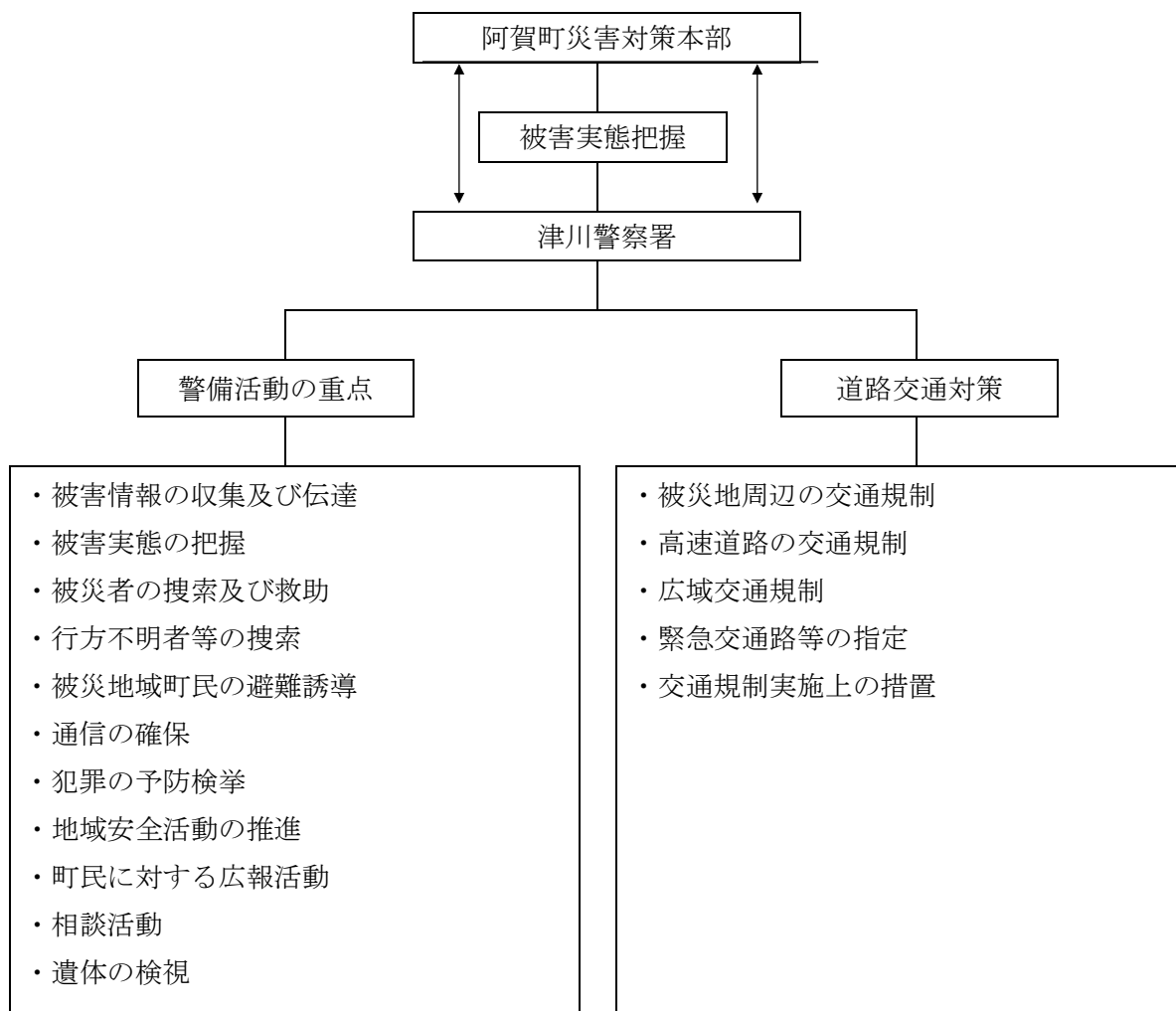
(2) 要配慮者に対する配慮

町民の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させるなど、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪時の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況、その他冬季における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 津川警察署における応急対策フロー図



3 津川警察署における警備活動

大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

大規模災害が発生した場合には、津川警察署に署警備本部等（以下「署警備本部等」という。）を設置して警備体制を確立する。

なお、町に災害対策本部が設置された場合、津川警察署長は、その本部員として町災害対策本部に加わり、町が行う応急対策との総合調整に当たるとともに、署警備本部等の指揮に当たる。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

気象予報(注意報、警報)、災害による被害の実態及び被害の拡大の見通しなど、災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに、速やかに関係機

関

へ伝達する。

イ 被害実態の把握

署警備本部は、パトロールカー、駐在所勤務員及び各班の活動により、管轄区域における次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、町災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

《初期段階における主な情報収集項目》

- (ア) 火災の発生状況
- (イ) 死傷者等人的被害の発生状況
- (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- (エ) 町民の避難状況
- (オ) 主要道路・トンネル・橋梁及び鉄道の被害状況
- (カ) 堤防等の損壊状況
- (キ) 町・消防等の活動状況
- (ク) 災害拡大の見通し
- (ケ) 危険物貯蔵所等の被害状況
- (コ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

《初期段階以降における主な情報収集項目》

- (ア) 「初期段階」に掲げる事項
- (イ) 火災の発生及び被害拡大の原因
- (ウ) 被災道路・トンネル・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- (エ) 町・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- (オ) 被災者の動向
- (カ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- (キ) 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
- (ク) 重要河川の復旧状況及び見通し

ウ 被災者の捜索及び救助

第3章 災害応急対策計画

搜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等を重点的に、各種救出機材を有効活用して実施する。負傷者については、応急措置をした後、町、県、消防機関、日本赤十字社新潟県支部等の救護班に引き継ぎ又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の搜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を行う。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、県警備本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行う。
- (イ) 行方不明者等の搜索等に関する相談に応じるため、津川警察署、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置する。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は町等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐ。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は、速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応できるようにする。

オ 被災地域町民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう町長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに町長に通知する。

(イ) 被災地域町民の避難誘導

- a 町、消防関係者等と協力し、避難誘導を実施する。なお、実施に当たっては、**本章第10節「町民等避難計画」**に基づいて実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、町民を早めに避難させる。また、町長と協議の上、高齢者、障がい者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる。
多数の町民を避難させる場合には、所要の人員を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件・事故の防止を図る。
- c 駅、学校、病院、福祉施設、その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により、所要の人員を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信の確保に万全を期すとともに、通信施設の被災状況の把握に努める。

キ 犯罪の予防・検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。
- (イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災町民に対す

る積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化し、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施し、慰労施設等の被災者が望んでいる安全安心情報を収集するとともに、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く町民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にし、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握して必要な措置をとらせるとともに、状況によって所要の人員を派遣するなど、必要な措置を実施する。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近町民の避難措置等を講じる。
- (ウ) 銃砲火薬類の所有者に対しては、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。
- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に処理し、被災者等の不安解消に努める。
- (オ) 行政区、商店会、消防団等の責任者に対し、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について徹底を図るように要請する。
- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び町やその他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって人員を派遣する。

ケ 町民に対する広報活動

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら、報道機関への情報提供、警察官による現場広報、インターネットによる情報発信等により広報活動を行う。

なお、広報すべき事項については次のとおりとする。（例示）

- ・災害に乗じた犯罪の抑止情報
- ・交通規制に関する情報
- ・町から要求があった場合等の避難指示広報

コ 相談活動

署警備本部等は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、行方不明者及び迷子等の照会、並びに外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等に基づき迅速かつ適正に行う。また、身元不明の遺体に対しては見分後、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに町に引き継ぐ。

4 道路交通対策

第3章 災害応急対策計画

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のために必要な交通規制を実施する。

併せて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、町民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

被災地域の周辺において、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者等と協力して、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

検問所の設置に当たっては、被災地域における道路の被害状況及び迂回路の確保等の交通状況、並びに積雪等の天候状況等を考慮して、必要な地点を選定して実施する。

エ 緊急交通路等の指定

(ア) 緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止を行う必要があるときは、道路管理者に対して緊急車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(イ) 幹線道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及び区間内の主要交差点において交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止する。

(ウ) 緊急交通路の指定に際しては、必要に応じて福島県警察等と調整を実施する。

(エ) 緊急交通路等における車両等の措置

a 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導撤去させる。

b 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、災害対策基本法第76条の3の規定により、直ちに立退き又は撤去の広報又は指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除する他、状況により必

要な措置を講じる。

第3章 災害応急対策計画

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生じる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力して必要な対策を講じる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講じるとともに、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両も確認

ア 緊急通行車両の確認手続

車両の使用者からの申出を受けた場合、当該車両が緊急通行車両の対象と認める際は、災害対策基本法施行規則第6条の2に基づく標章及び証明書を交付する。

なお、当該手続は、緊急交通路の指定の前後を問わず、平時から実施する。

また、緊急交通路の指定後に、事前届出済証を交付済みの車両使用者から確認の申出を受けた際は、速やかに災害対策基本法施行規則第6条の2に基づく標章及び証明書を交付する。

イ 規制除外車両の確認手続等

車両の使用者からの申出を受けた場合、当該車両が規制除外車両の対象と認める際は、緊急交通路の指定前にあつては事前届出済証を、緊急交通路の指定後にあつては災害対策基本法施行規則第6条の2に基づく標章及び証明書を交付する。

なお、緊急交通路の指定後に、事前届出済証を交付済みの車両使用者から確認の申出を受けた際は、速やかに災害対策基本法施行規則第6条の2に基づく標章及び証明書を交付する。

5 自動車運転者のとるべき措置

災害発生時に自動車運転者がとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

(1) 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所にはしないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る場合は次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

6 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と堅密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

7 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、町民等に対し、ラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

● 国管理道路

異常気象時における通行規制区間及び規制基準

(令和6年3月31日現在)

路線名	規制区間	延長 (km)	距離標	規制条件 (通行止)		気象等観測所 (モニター)	危険内容	担当出張所	指定 年度
				規制基準値 (mm)	通行注意 (時間雨量)				
国道49号	(栄山)阿賀町 八木山一花立	4.5	178.9 -183.4	連続雨量：150mm 雪崩の発生が予想されるとき		阿賀町八木山 国土交通省 栄山	土砂崩落 雪崩	新潟道事務所 水原維持出張所	S46
国道49号	(取上)阿賀町 五十島一取上	2.6	201.0 -203.6	連続雨量：180mm 雪崩の発生が予想されるとき		阿賀町取上 国土交通省 取上	落石等 雪崩	新潟道事務所 水原維持出張所	S46

● 県管理道路

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

(令和7年現在)

路線名	規制区間	延長 (km)	交通量 台/日	規制基準値 (mm)		気象観測所	危険内容	迂回路	道路 情報板	道路 モニター	指定 年度
				通行注意 (時間雨量)	通行止 (連続雨量)						
(県道17) 新潟村松三川線	阿賀町五十島 阿賀町五十島	2.5	1,100	40	120	津川地区振興 事務所 (河)	落石	なし			S54
(県道228) 柴倉津川線	阿賀町石畑 阿賀町相高島	3.2	1,000	40	120	津川地区振興 事務所 (河)	落石 路肩欠損	なし			S46

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(令和7年現在)

路線名	規制区間	延長 (km)	交通量 台/日	規制基準		危険内容	迂回路	道路 情報板	道路 モニター	指定 年度
国道459号	阿賀町角神 阿賀町水沢	3.5	700	パトロールにより 危険が予想される 場合		落石	なし		1	S51
(県道496) 二枚田狐窪線	阿賀町荒沢 阿賀町豊美	4.0	200	パトロールにより 危険が予想される 場合		落石	なし			S62
(県道513) 中ノ沢内川線	阿賀町中ノ沢 阿賀町内川	2.0	200	パトロールにより 危険が予想される 場合		落石	なし			S56

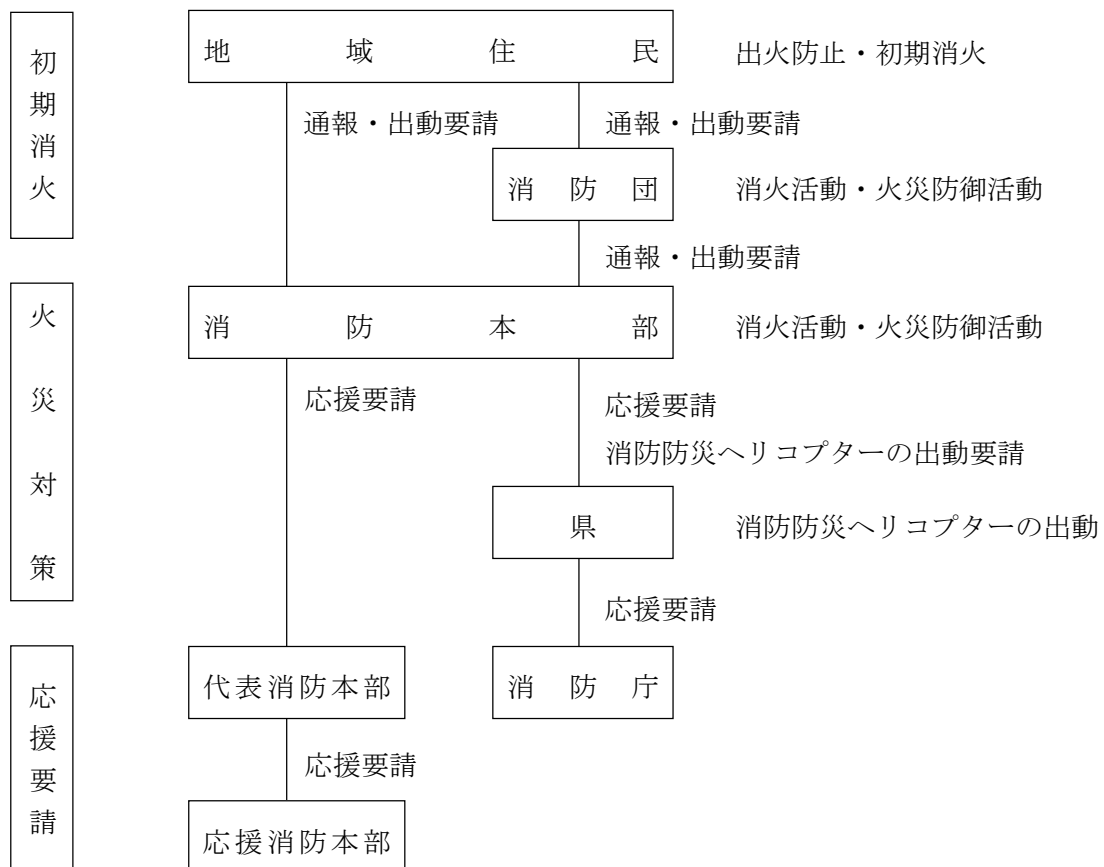
第17節 消火活動計画

【主な関係課名等】 消防本部、総務課

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下において発生した火災に対し、町民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速かつ効果的な消火活動及び応援要請による消防力の確保等により、災害の拡大防止・被害の極小化に努める。

2 消火活動フロー図



3 町民及び自主防災組織等の活動

(1) 町 民

町民（各家庭、企業、学校等）は、家庭及び職場等において、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。

ア 電気器具、暖房機具、ガスコンロ等の火の元を消す。

イ 電気ブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。

ウ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。

エ 近隣で発生した火災に対する初期消火活動の実施及び消防団の消火活動への協力を行う。

オ 消防機関への迅速な通報を行う。

第3章 災害応急対策計画

(2) 自主防災組織等

地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力、自力での初期消火及び救助活動を行う。

4 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として消防本部等と緊密な連携の下に、火災防ぎょ活動等に努める。

(1) 消防団員の参集等

消防団員は、災害が発生し、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防屯所へ参集し、消防資機材等を準備する。

(2) 初期消火の広報

出動に際しては、周辺の町民に対し、拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(3) 情報の収集、伝達

現地の火災発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災情報を収集し、消防本部、町災害対策本部、警察へ伝達する。

(4) 消火活動

消防本部の消防部隊が到着するまでの間、町民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。消防本部の部隊の到着後は、部隊の長の総括的な統制の下、協力して消火活動に当たる。

(5) 救急、救助

要救助者を発見した場合には、速やかに救出・救助を行うとともに、負傷者に対して止血その他の応急手当を行い安全な場所に搬送する。

(6) 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、これを該当地域の町民等に伝達するとともに、避難場所及び避難所まで安全に避難誘導する。

5 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

(1) 消防職員の招集

火災警報発令時における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。

(2) 火災情報の収集

ア 119番による情報収集

イ あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集

ウ 消防団、自主防災組織等による情報収集

(3) 緊急車両等の通行路の確保

ア 消防本部は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じ警察に対して交通規制、道路管理者に対して道路啓開を要請する。

イ 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

(4) 火災防ぎょ活動

ア 火災の延焼状況に応じた消防力の配置を図り、火災の拡大防止に努める。

イ 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講じる。

ウ 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。

エ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、町民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。

(5) 消防水利の確保

ア 消防機関は、利用可能な消防水源を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・適格な消防水利の確保に努める。

イ 水利マップ等で把握する消防水利

河川・農業用水・消雪用井戸・下水処理水・プール水・消火栓・防火水槽、耐震貯水槽・防火用井戸等

6 広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

ア 町は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づく協定締結市町村に応援要請する。

イ 新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。(代表消防本部に応援要請を行うことができない場合、副代表消防本部)

(2) 他都道府県等に対する応援体制

ア 町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対して次の事項を明らかにして電話等により他都道府県に対する応援要請を行う。(事後に速やかに文書を提出する。)

(ア) 火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

(イ) 応援要請消防隊の種類と人員

(ウ) 町への進入路及び結集場所

イ 県は、町長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁に対して緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 県消防防災ヘリコプターの緊急要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「新潟県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき新潟県消防防災航空隊に電話でヘリコプターの緊急運航の要請を速報連

第3章 災害応急対策計画

絡する。

速報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、FAXで（夜間の場合は翌朝）航空隊事務所へ送付する。

ア 緊急運航の要請連絡先

新潟県消防 防災航空隊	住 所	電 話	FAX
日の出から 日没まで	新潟市東区松浜町 新潟空港内	025-270-0263, 0264 090-8943-9409, 9410	025-270-0265
日没から 日の出まで	① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話番号に連絡する。 ② 夜間運航等を要請する場合 県庁警備員室 電話：025-285-5511		

イ 緊急運航活動の内容

(ア) 災害応急対策活動

災害の状況把握、物資搬送等

(イ) 火災防ぎょ活動

火災等の消火、火災情報等の収集及び伝達、町民への避難誘導等の広報

(ウ) 救急活動

傷病者等の搬送

(エ) 救助活動

災害・事故等における被災者の捜索・救助

7 積雪期における対応

積雪期は、通常でも消火活動に困難をきたすことが多い。特に、災害が発生した場合においては、倒壊家屋からの出火拡大や、積雪や落雪による道路の混乱で、消防隊の現場到着が遅れるため、被害が拡大する可能性が大きい。このため、町民及び消防機関は、次の事項に留意して火災対策に当たる。

(1) 町民等の対応

ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底する。また保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

ウ 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

(2) 消防本部の対応

ア 放送機関等を通じた広報により、町民等に出火防止の徹底を呼びかける。

イ 火災発生現場への消防用緊急車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

ウ 火災発生時において速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の適切な維持管理（除雪、点検）に努める。

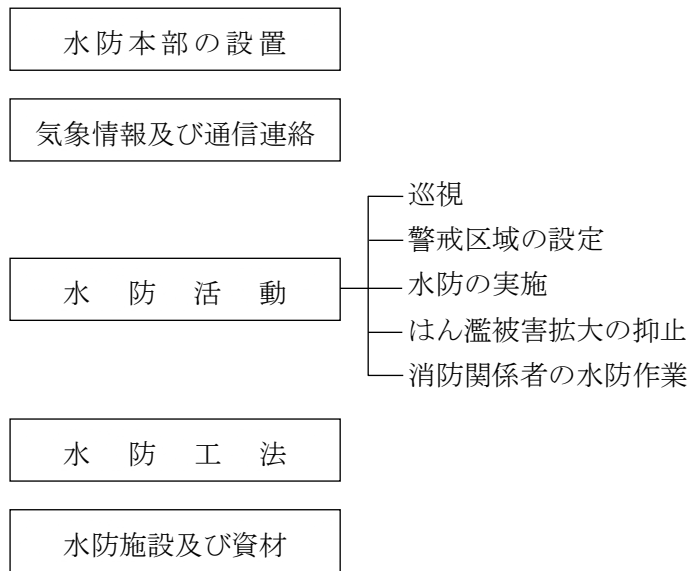
第18節 水防活動計画

【主な関係課名等】 総務課、消防本部

1 計画の方針

町は、指定水防管理団体として、洪水の発生またはおそれのある場合において、水害に対する警戒及び水防活動を的確に実施し、水害の防止並びに義骸の軽減を図る。

2 水防活動計画の体系



3 水防本部の設置

町の地域内に浸水のおそれがある場合は、水防本部を設置する。

水防本部は、災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織で、災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合される。

4 気象情報及び通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、町は、消防本部、その他関係機関と連携して、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報又は伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努める。

5 水防活動

町及び消防本部は、浸水又は内水氾濫等による大規模な水害が発生する危険があるとき、又は発生したときは、関係機関等との連携の下に被害の拡大防止のための活動を実施する。

(1) 巡視

河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

第3章 災害応急対策計画

(2) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、消防本部及び消防団に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

(3) 水防の実施

消防長及び消防団長は、水防上必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させることができる。

(4) 氾濫被害拡大の抑止

護岸その他の施設が決壊したときは、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(5) 消防関係者の水防作業

消防長及び消防団長は、水防管理者（町長）から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行わなければならない。

6 水防工法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、適切な水防工法等を単独又は併用して実施する。

7 水防施設及び資材

水防管理者（町長）は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、水防管理者（町長）は、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておく。

第19節 救急・救助活動計画

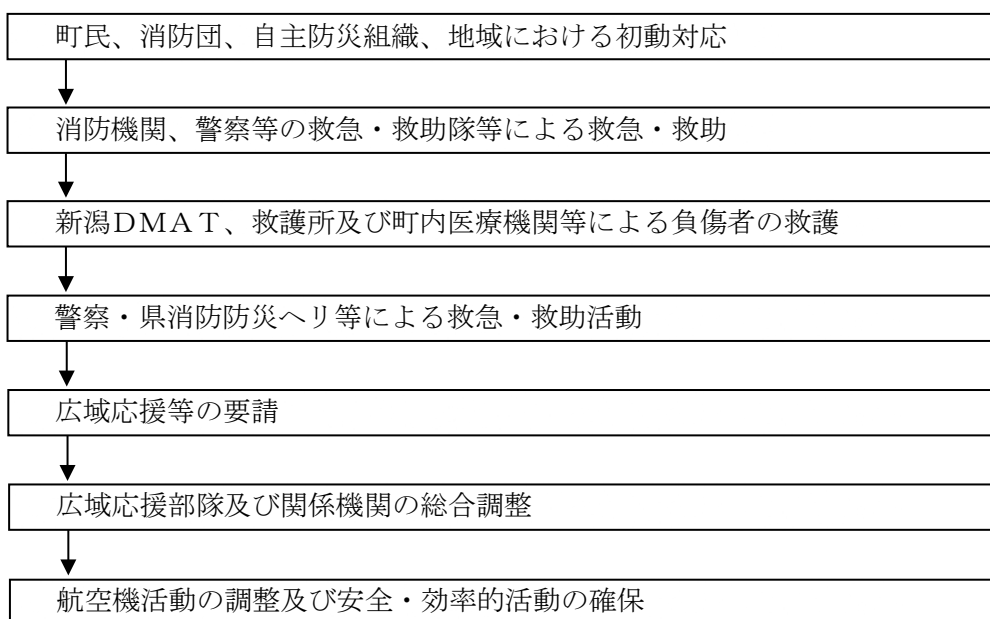
【主な関係課名等】消防本部、総務課、福祉介護課、こども・健康推進課

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

災害により被災した町民等に対しては、一刻も早い救急・救助活動が必要であることから、町、町民、自主防災組織、消防機関、警察、医療機関等は、相互に連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行い、被災者の救護に当たる。

2 計画の体系



3 地域における初動活動

(1) 町民の初動活動

大規模な災害が発生した場合は、道路の通行支障や救急需要の同時多発等により、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、初動活動には近隣の町民等による救急・救助活動が不可欠なものとなる。

このため、町民は、消防機関等の関係機関が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で協力して次に掲げる初動活動に当たる。

ア 関係機関への通報

救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。

イ 消防機関等への協力

災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能なかぎりこれに応じる。

第3章 災害応急対策計画

(2) 消防団の初動活動

消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、町民の協力を得て初動時の救急・救助活動を実施する。また、救出した負傷者等に対して救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸、必要に応じて医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

(3) 町及び消防本部の初動活動

町及び消防本部は、消防団等から現地の被災情報を収集、関係機関に伝達し必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(4) 県及び警察の初動活動

県及び警察は、町、消防機関等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して救急・救助活動に係る必要な総合調整を行う。

4 町、消防機関、警察等の救助活動

(1) 救急救助隊（消防本部・警察）による救急・救助活動

ア 消防本部の活動

- (ア) 消防職員は、自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。
- (イ) 消防本部は、現地で活動中の消防団等から情報を収集し、必要な救急・救助体制を確立する。
- (ウ) 出動対象の選定と優先順位の設定、現地における町民の労力の活用状況等を踏まえ、効率的な救助活動の実施に努める。

イ 警察の活動

町から救急・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救急・救助活動を実施する。

(2) 救護所及び医療機関等による負傷者の救護活動

ア 町の対応

- (ア) 迅速に医療救護活動を行うため、五泉市東蒲原郡医師会等と連携の上、救護所を開設し、負傷者等への救護に当たる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。
- (イ) 負傷者等の手当は、できるだけ町が開設した救護所等、現地で行う。
- (ウ) 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、これを最優先に迅速・的確な搬送を実施する。搬送に当たっては、道路交通の混乱状況等を考慮し、必要に応じて警察等に協力を求める。

イ 消防本部の対応

広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。

ウ 災害派遣医療チーム(新潟DMA T)の対応

県等からの要請、又は自らの判断により災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

- (ア) 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。
 - (イ) 患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。
 - (ウ) 被災地内で支援が必要な病院の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。
 - (エ) 必要に応じて、被災地内では対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。
- (3) 県警察及び県消防防災ヘリコプター等による救急・救護活動
- ア 町、消防本部、医療機関等は、救急車で搬送が困難と判断される場合など、必要に応じて、県警察ヘリコプター及び県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。
 - イ 県及び津川警察署（警察本部）は、町等からの要請があった場合、又は自らの判断により、保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。
- (4) ドクターヘリによる救命・救急活動
- ア 町、消防本部、医療機関等は、必要に応じて県にドクターヘリの派遣を要請する。
 - イ 県は、町等からの要請に応じて、内容を検討の上、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。
 - ウ ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は町等からの派遣要請があった場合等において、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合には、消防本部と十分な調整を図った上でドクターヘリを出動する。

5 応援の要請

(1) 応援協定に基づく応援要請

町消防本部は、災害の規模が大きく管内の消防力だけでは対処できないと判断した場合は、速やかに、「新潟県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を行う。

更なる応援が必要と判断した場合は、「新潟県緊急消防救助隊受援計画」に基づき緊急消防救助隊の応援出動を要請し、応援部隊を受入れる。

(2) 自衛隊の派遣要請

町は、緊急消防救助隊等の広域消防応援をもってしても救急・救助活動に対応できない場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

6 要配慮者に対する配慮

町民、津川警察署、町及び消防本部等は、要配慮者（障がい者、傷病者、要介護高齢者、妊婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

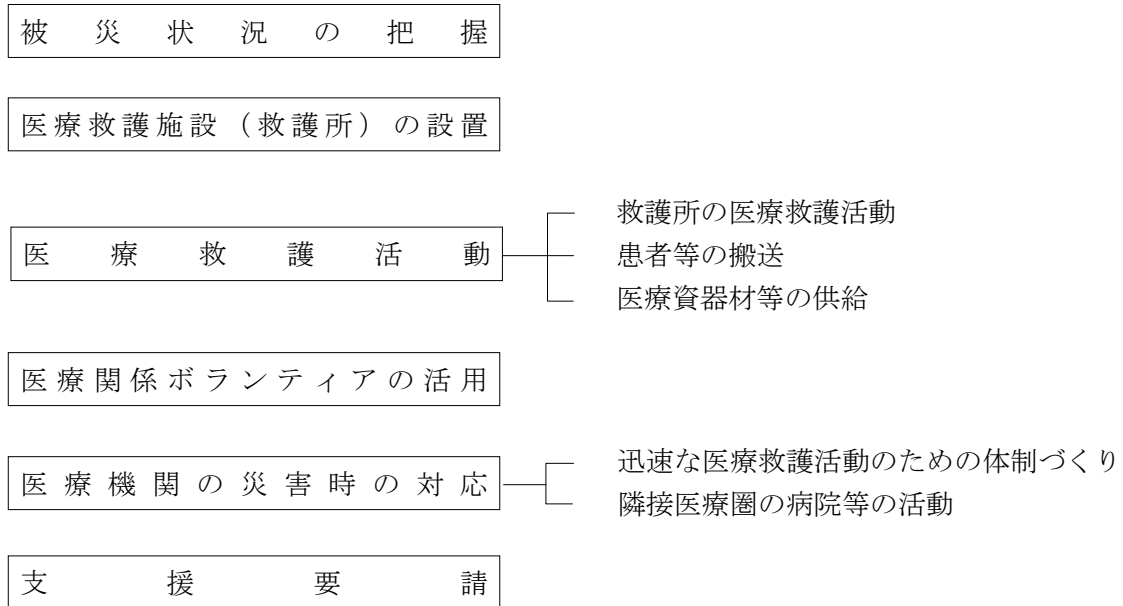
第20節 医療救護活動計画

【主な関係課名等】 こども・健康推進課、消防本部

1 計画の方針

町は、県、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2 計画の体系



なお、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「災害時医療救護活動マニュアル」（新潟県福祉保健部）を基に、新津保健所と連携をとりながら活動を行う。

3 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ確かな医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、町は、発災直後に医療機関、消防本部等から以下の事項について情報収集を行う。

- ・医療機関の施設・設備の被害状況
- ・負傷者等の状況
- ・診療（施設）機能の稼働状況

（人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込みを含む。）

- ・医療従事者の確保状況
- ・医療機関への交通状況
- ・医療資器材等の需給状況

4 医療救護施設（救護所）の設置

町は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置し、救護チームを配置する。

設置に当たっては五泉市東蒲原郡医師会に協力を依頼する。救護所については、新潟DMA T（災害派遣医療チーム）の活動拠点としても機能するよう留意する。

また、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

5 医療救護活動

町は、被害の発生状況に応じて、災害医療コーディネーターを中心として、五泉市東蒲原郡医師会等の医療関係団体及び災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）等との連携の下、医療救護活動を行う。

※ 災害医療コーディネーター

新津保健所長は、災害医療コーディネーターとして、被災地での医療救護の窓口となり医療需給（医療資器材を含む。）の調整等を行う。

また、五泉市東蒲原郡医師会などの医療関係団体、災害拠点病院（下越病院）、県（医薬課）等の担当者が、コーディネートチームとして災害医療コーディネーターを支援

(1) 救護所の医療救護活動

- ア 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動）
- イ 診断及び応急処置（救急病院等への搬送の必要性の判断を含む。）
- ウ 災害拠点病院等への移送手配
- エ 医療救護活動の記録
- オ 死亡の確認
- カ 町への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告
- キ その他必要な事項

(2) 患者等の搬送

救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、収容する必要がある者を県立津川病院等医療機関に収容するが、処置が不能な重症者が発生した場合は、次の方法により災害拠点病院に搬送する。なお、ここには、災害時においても定期通院が必要な人工透析者等を含めて対応する。

- ア 消防本部に配車・搬送を要請する。
- イ 町公用車又は救護班が使用している自動車搬送する。
- ウ 応援協定締結市町村等に車両の提供又はあつせんを要請し、搬送する。
- エ 県及び警察に配車・搬送を要請する。
- オ ドクターヘリを要請する。

(3) 医療資器材等の供給

町は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を次の方法により行う。

- ア 応援協定締結市町村に物資の提供又はあつせんを要請する。
- イ 町内の業者から調達する。
- ウ 県に供給の応援を要請する。

6 医療関係ボランティアの活用

町は、県及び県災害ボランティア支援センター等の協力を得て、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行うとともに、町災害ボランティアセンターとの情報共有に努め、救護所等における医療救護活動に当たっては、必要に応じてこれら医療関係ボランティアの支援を有効に活用する。

7 医療機関の災害時の対応

(1) 迅速な医療救護活動のための体制づくり

災害時においては、医療救護活動を可能なかぎり早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(2) 隣接医療圏の病院等の活動

被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院等は受け入れ可能患者数の状況を新潟地域振興局新津保健所に報告するとともに後方病院として医療救護活動を行う。

8 支援要請

町は、負傷者多数で地元医師会だけでは対処できない場合は、新津保健所を通じて、日本赤十字社新潟県支部及び県医師会へ医療救護班の派遣を要請する。

第21節 防疫及び保健衛生計画

【主な関係課名等】 こども・健康推進課、町民生活課

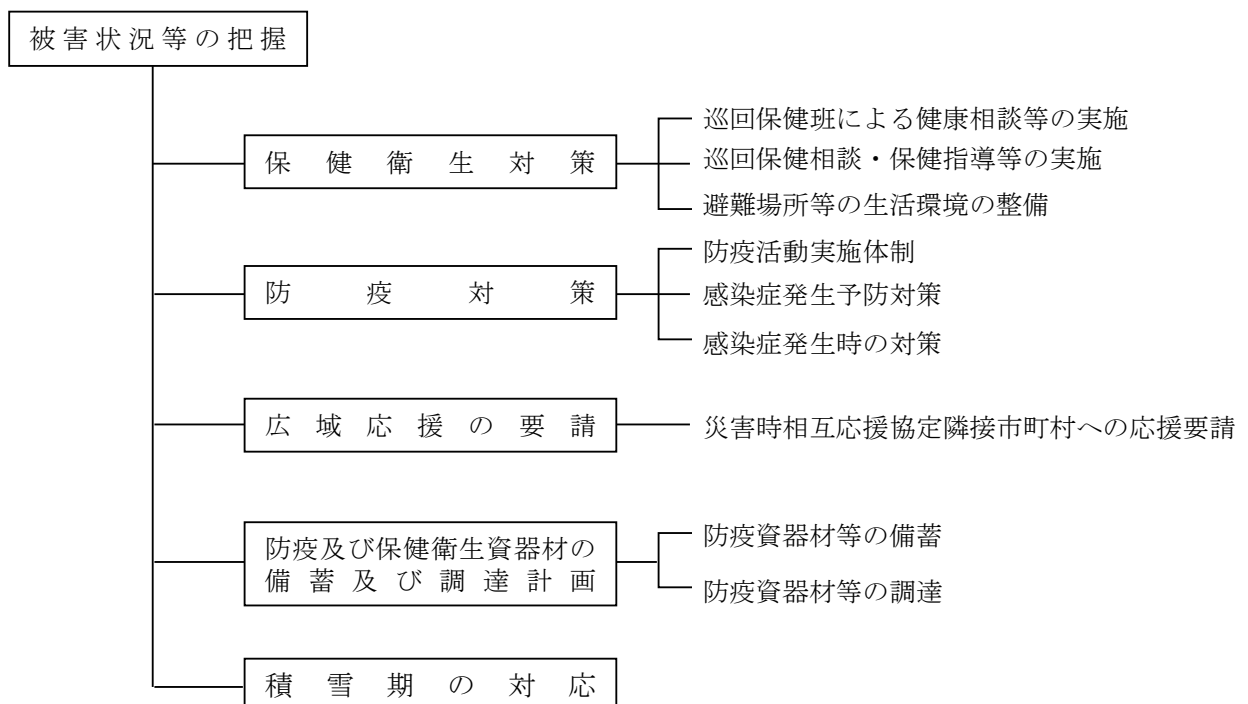
1 計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症等の疾病患者が発生しやすくなる。

このため町は、被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒、感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

また、町民は、医療・保健の情報を積極的に収集・活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

2 計画の体系



3 被害状況等の把握

風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を迅速かつ的確に実施するために、町は以下の事項について、被害状況等の把握を行う。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫及び保健衛生資器材等取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

4 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により町だけで対応できない場合、新津保健所と連携し、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回保健班による健康相談等の実施

ア 新津保健所と連携し、保健師を中心として、必要に応じて医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。

イ 巡回保健班員は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう、新津保健所と連携し、巡回計画を立てる。

(2) 巡回健康相談・保健指導等の実施

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、要配慮者の健康状態への適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、こころのケア及び福祉対策関係者等と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(3) 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに新津保健所と連携して生活環境の整備に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境及び夏冬の冷暖房の配慮

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、トイレ等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持

キ プライバシーの保護

ク 更衣室、授乳室の整備

ケ バリアフリー化の推進

5 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、町は、防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

(1) 防疫活動実施体制

ア 町は被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫活動の組織を明確にし、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動が行えるようにする。

イ 災害の規模により、町のみで対応できない場合は、県に対し防疫活動の応援を要請する。

(2) 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施する。

なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

ウ トイレ、台所等を中心に消毒を実施する。

エ 県が定めた地域内でねずみ類や昆虫等の駆除を行う。

(3) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 感染症患者等の隔離

県は、感染症患者等が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとし、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。

イ 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

県は、濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者等）に対し、疫学調査、検便等の健康診断を実施し、また、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行う。

ウ 家屋、台所、トイレ、排水口等の消毒の実施

町は、県の指示により台所、トイレ、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

エ 疾病のまん延予防上必要があるときは、県の指示により新津保健所が臨時予防接種を実施する。町が実施することが特に適当と認めるときは、県の指示により町が実施する。

オ 県が、感染症の病原体に汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限又は禁止した場合には、県の指示により水の利用者に対し給水を行う。

6 広域応援の要請

町は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、町だけでは体制の確保ができない場合は、災害時相互応援協定を締結している隣接市町村に対して応援を要請する。

7 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達計画

町は、災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるために、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫資器材等」という。）の備蓄及び調達について計画を樹立しておく。

（1）防疫資器材等の備蓄

ア 町は、防疫資器材等の整備・充実に努める。なお、薬品を備蓄する場合、管理責任者を定め、管理に万全を期する。

イ 町は、防疫資器材等の整備状況を新津保健所に報告する。

（2）防疫資器材等の調達

町は、防疫資器材等が不足の場合、新津保健所に確保を要請する。

8 積雪期の対応

冬季は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、避難所等の採暖に配慮する。また、雪が障害となり防疫資器材搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

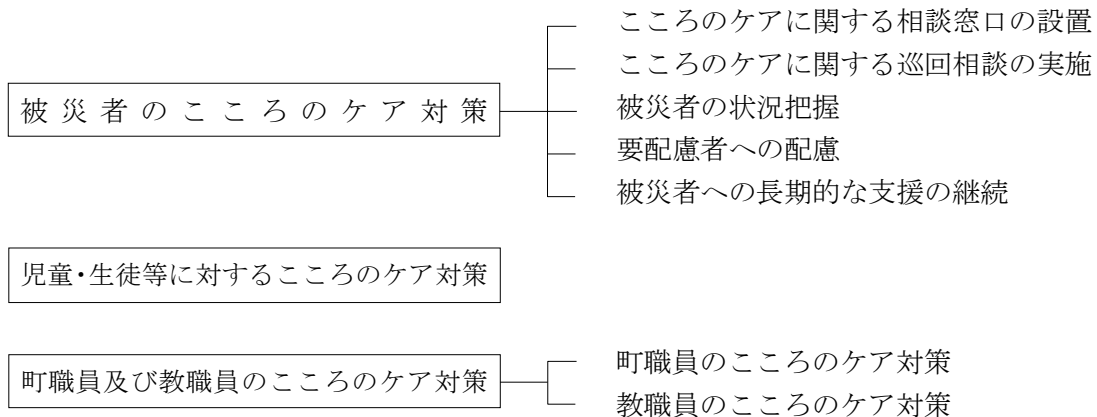
第22節 こころのケア対策計画

【主な関係課名等】 こども・健康推進課、学校教育課

1 計画の方針

避難所等における被災町民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレスやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災町民のこころの健康の保持・増進に努める。

2 計画の体系



3 被災者のこころのケア対策

町は、こころのケア対策が円滑に実施できるよう、町保健師を中心とした体制整備に努める。

なお、被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員が確保できない場合は、県又は応援協定締結市町村等に、支援要請を行う。

(1) こころのケアに関する相談窓口の設置

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、被災者のこころのケアが必要なことを念頭に置き、町は、避難所に救護所ができた時点からこころのケアに関する相談窓口を設置する。

(2) こころのケアに関する巡回相談の実施

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行いながら、相談に応じて不安の軽減に努める。

(3) 被災者の状況把握

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、次の状況についての情報収集に努める。

ア 被災者の精神的健康状態

イ 災害時にダメージを受けやすい被災者（要配慮者等）の状況

(4) 要配慮者への配慮

特に、災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、次に示すきめ細かな支援を行うよう配慮する。

ア 被災精神障がい者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援

第3章 災害応急対策計画

イ 避難所での精神疾患の急発、急変への救急対応

ウ 関係者（医療機関、民生委員、介護支援専門員等）と連携をとり援助に当たる。

(5) 被災者への長期的な支援の継続

避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、こころのケアが必要となる。

慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール依存症、PTSD等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

4 児童・生徒等に対するこころのケア対策

町教育委員会は、県教育委員会と連携して、避難所・学校等における被災児童・生徒等の精神的健康状況を迅速かつ適切に把握し、PTSD等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等に的確に対応して、被災児童・生徒等のこころの健康の保持・増進に努める。

また、必要に応じて、こころのケアチームの派遣等の支援を、県教育委員会に要請する。

なお、学校においては、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で児童・生徒等の観察や見守り、保護者との情報交換を行い、こころのケアが早急に必要な児童・生徒等の把握に努める。

5 町職員及び教職員のこころのケア対策

(1) 町職員のこころのケア対策

災害対応業務に従事する町職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境下での業務は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、被災対応に当たる職員においても、災害対応での惨事ストレスや急性ストレス障害、うつ等の精神的な問題が生じるということを想定し、町職員に対してのこころの健康保持・増進に努める。

(2) 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童・生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するため、さまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での業務は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、教職員に対するこころの健康のため、県教育委員会等の支援を得ながら、休養が確保できる勤務体制を早期に確立し、こころの健康保持・増進に努める。

第23節 トイレ対策計画

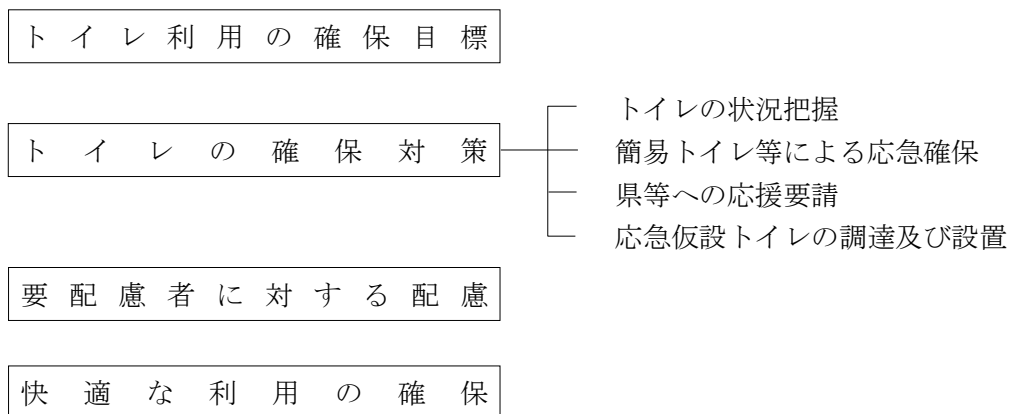
【主な関係課名等】 町民生活課、福祉介護課、総務課

1 計画の方針

町は、風水害等の災害発生時には、多くの既設トイレが使用できなくなることが予想されることから、避難所及びトイレ使用困難地域において被災者が利用するトイレの確保に努める。

なお、町民及び企業等は、災害発生から「最低3日間」分の必要な携帯トイレ等を、原則として各家庭及び企業等において備蓄するよう努める。

2 計画の体系



3 トイレ利用の確保目標

トイレ利用の確保については、概ね次の計画を目安とする。

避難所開設後～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に公共トイレを設置 ・備蓄の簡易トイレによるトイレ利用の確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを調達
〃 ～1日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等から仮設トイレ等を調達 (県内流通在庫による)
〃 ～12時間から 2日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等から仮設トイレ等を調達 (県内外流通在庫)
〃 ～2日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じて、トイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

※ トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、災害発生後24時間以内に行う。

※ トイレを衛生的に管理する避難所運営体制等を、災害発生後24時間以内に確立する。

4 トイレの確保対策

(1) トイレの状況把握

避難所管理責任者又は避難所指定職員からの報告等により、避難所のトイレの状況を把握する。

また、避難所以外の公共施設のトイレの状況についても、施設管理者と連携し把握に努めるとともに、上下水道等の利用可能状況について調査し被災者のトイレ利用に関する需要を

把握する。

(2) 簡易トイレ等による応急確保

町は、避難所等へ職員を派遣しトイレ使用の可否及び避難者の概数を把握し、トイレが使用できない避難所に対して町が備蓄する携帯トイレ及び洋式便座を供給する。

また、避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法についても周知する。

(3) 県等への応援要請

避難所等でトイレが不足する場合には、町内取扱業者、協定締結市町村、県等からの緊急供給で補う。

(4) 応急仮設トイレの調達及び設置

ア 災害時応援協定締結者からの調達

町は、企業・団体等の協定締結者に対して、避難所等への応急仮設トイレの供給を依頼する。

イ 県への応援要請

町において調達が困難な場合には、県に調達の代行を依頼する。

5 要配慮者に対する配慮

(1) 避難所に要配慮者（高齢者、障がい者等）用のトイレが設置されていない又は使用できない場合には、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。

(2) 避難所では、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) トイレの設置に当たっては、要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないように配慮する。

6 快適な利用の確保

町は、トイレに関して次の点に配慮し、トイレ利用の快適性を確保する。

(1) 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法について周知し、トイレの円滑な利用を図る。

(2) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を調達・供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、清潔なトイレを保持する。

(3) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

(4) 避難所の運営が長期化する場合、避難所の状況に応じてトイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレ（バイオトイレ等）を設置する。

(5) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮、必要な物資の供給に努める。

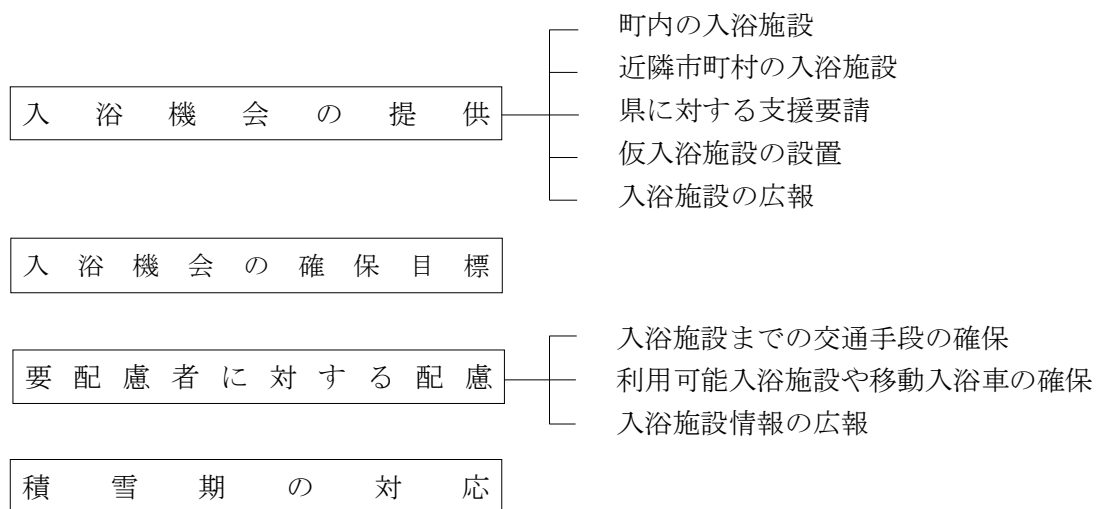
第24節 入浴対策計画

【主な関係課名等】福祉介護課、こども・健康推進課

1 計画の方針

風水害等の災害による避難所生活が長引く場合、入浴機会が確保されないと衛生面での不安や精神的ストレスなどの二次被害を招く恐れがある。そのため風水害等の発生時において、町は、自宅の被災やライフラインの長期停止により入浴ができなくなった被災者に対して、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状況の維持と心身の疲労回復を図る。

2 計画の体系



3 入浴機会の提供

町は、風水害等の災害時に、被災者に対して入浴サービスを提供するため、入浴施設管理者への施設提供を要請するとともに、県に対しても支援を要請する。

(1) 町内の入浴施設

被災を免れた町内の入浴施設管理者へ施設の開放・提供を要請する。

(2) 近隣市町村の入浴施設

町内の入浴施設で被災者の入浴需要の確保が困難な場合は、入浴施設を有する近隣市町村への協力を要請する。

(3) 県に対する支援要請

近隣市町村へ協力要請しても被災者の入浴需要の確保が困難な場合は、県内市町村や隣接県への協力について、県に要請する。

(4) 仮入浴施設の設置

町は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設の設置を県に要請し、県は、町のと要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。

(5) 入浴施設の広報

提供要請に入浴施設が応じた場合は、随時、被災者へTV電話等を通じて広報する。

4 入浴機会の確保目標

入浴機会の確保は、風水害等の災害発生から概ね3日以内を目標として実施する。

5 要配慮者に対する配慮

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

要配慮者が入浴施設まで移動する手段については、福祉事業者等の協力を得ながら確保する。

(2) 利用可能入浴施設や移動入浴車の確保

要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保についても、福祉事業者等の協力を得ながら行う。

(3) 入浴施設情報の広報

要配慮者が利用できる入浴施設に関する情報については、TV電話等の媒体を通して要配慮者（家族を含む）への伝達を徹底し行う。

6 積雪期の対応

冬期間においては、特に入浴後の保温対策に努める。

第25節 廃棄物の処理計画

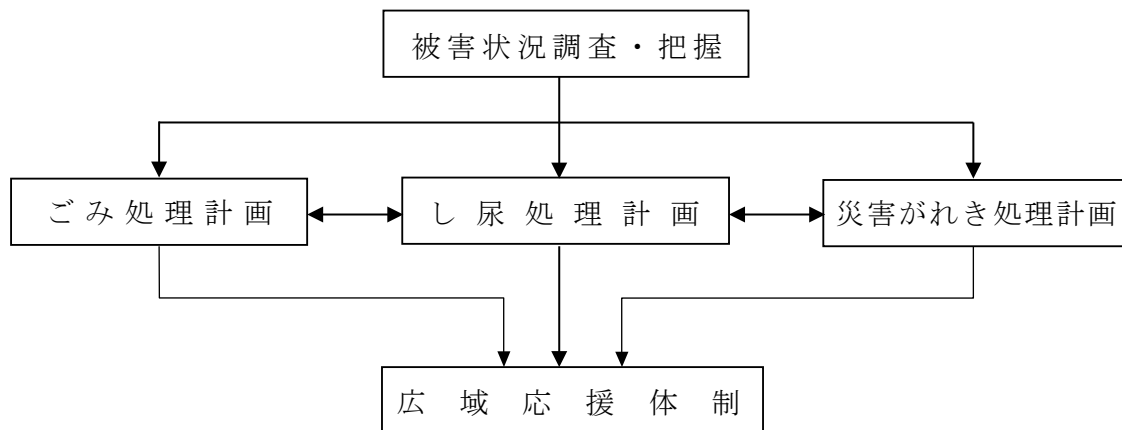
【主な関係課名等】町民生活課

1 計画の方針

災害時には、家屋の倒壊、浸水等により大量のごみの排出が予想されるため、町は、これら災害によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い、生活環境の保全並びに生活基盤の早期回復に努めることが重要である。

このため、町は、環境の保全及び町民の衛生等を図り町民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善がされるよう、それぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を策定する。

2 廃棄物処理応急対策フロー図



3 被災状況調査・把握

- (1) 町は、速やかに被災状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被災状況報告を早急に取りまとめ、所轄の新津保健所へ連絡する体制を整備する。

4 ごみ処理計画

- (1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、被災地域や避難所における町民の生活活動から生じる生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定するとともに、避難所におけるごみの収集体制についても整備する。
- (2) 町は、町民に対して家庭からのごみの分別、排出方法等について周知し、避難所ならびに家庭におけるごみの分別及び排出のルールを守るよう協力を呼びかけるとともに、必要に応じて適切な指導を行う。
- (3) 災害の規模によっては、ごみが大量に出されるため、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられる。このような場合には、町は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に

第3章 災害応急対策計画

積み置きできる仮置き場を設置し管理するとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートの確保に努める。

- (4) ごみの収集、処理が町のみで対応困難と見込まれる場合には、近隣市町村及び県への応援を要請する。
- (5) ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配付する。

5 し尿処理計画

- (1) 町は、損壊家屋、焼失家屋、流失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日から、できるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、町は地域別の被災状況を調査し、緊急汲み取り必要箇所及び仮設・簡易トイレの設置必要箇所の把握に努め、し尿処理の収集処理計画を策定する。

- (2) 町は、町民に対して仮設トイレの使用方法、し尿収集等に関する情報を周知し、町民への仮設トイレの維持管理や町のし尿収集に対しての協力を求める。
- (3) し尿処理が町のみでの対応が困難な状況となり、広域支援が必要となった場合には、近隣市町村及び県への応援を要請する。
- (4) 風水害等の場合には、便槽からし尿が流出するおそれがあるが、この場合の対策は、「第21節 防疫及び保健衛生計画」による。

6 災害がれき処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、建築物の倒壊・浸水等から生じる災害がれきの発生量を推計するとともに、処理の実施計画を策定する。
- (2) 損壊した家屋等の解体・除去は原則として所有者が行うが、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じて県を通じて自衛隊に要請し対応する。
- (3) 町は、町民に対して災害がれき処理方法を周知し、損壊家屋解体後の災害がれき処理への協力を求めるとともに、必要に応じて適切な指示を行う。
- (4) 災害がれきが、町の処理能力を大幅に超えて搬出された場合等においては、必要に応じ公用地又は町民生活に支障のない場所の中から、災害がれきの仮置き場を設置し管理するとともに、町民に広報等を通じて協力を求める。
- (5) 災害がれきの収集、処理が町のみで対応困難な場合には、近隣市町村及び県への応援を要請する。

7 広域応援体制

- (1) 町は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

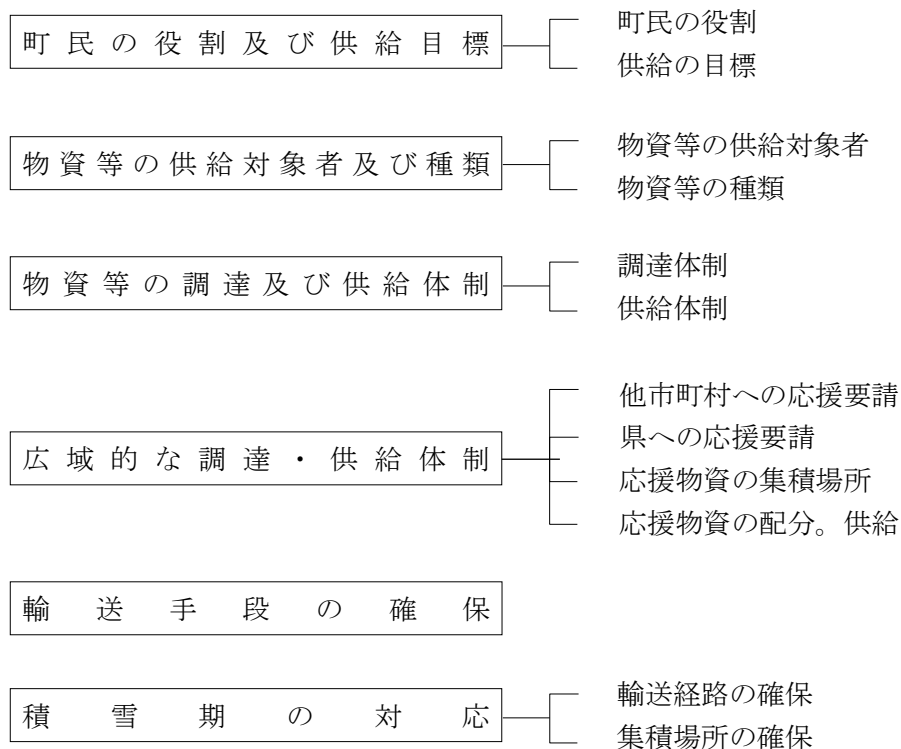
第26節 食料・生活必需品等供給計画

【主な関係課名等】総務課、こども・健康推進課、各支所

1 計画の方針

町は、被災者及び災害応急事業現地従事者に食料・生活必需品等を供給する必要がある場合は、県、防災関係機関の相互連携により、公的な物資等の輸送・配布を迅速、的確に実施する。

2 計画の体系



3 町民の役割及び供給目標

(1) 町民の役割

災害発生から流通機構の復旧が見込まれる「最低3日間、推奨1週間」の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品は、原則として各家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(2) 供給の目標

ア 飲料水、食料

飲料水、食料は、原則として1日3回の提供とし、供給の目安は次のとおりとする。なお、時間については災害発生後の経過時間を表す。

●飲料水、食料供給の目標（目安）

災害発生後	～12時間以内	● 町民による自己確保
	12時間後～	● おにぎり、ビスケット等の簡単な調達食
	24時間後～	● 自衛隊等の配送食（暖かいもの）
	72時間後～	● 自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、町民等による現地炊飯（炊き出し）

イ 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルク・使い捨て哺乳瓶、おむつ（小児用・成人用）、毛布、簡易トイレなどの供給は、需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

4 物資等の供給対象者及び種類

(1) 物資等の供給対象者

- ア 避難所等に避難した者
- イ 住家の被害（全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水等）により、炊事のできない者
- ウ 床下浸水であっても、炊事道具が流出又は炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者
- エ 旅行者、一般家庭の来訪者、観光客等であって、食料の持参又は調達ができない者
- オ 被害を受け、一時縁故先等に避難するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- カ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者
- キ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

(2) 物資等の種類

- ア 食料、飲料水
 - (ア) 飲料水
 - (イ) 主食（米穀）
 - (ウ) 副食（ビスケット、野菜ジュース等）
 - (エ) その他（粉ミルク等）
- イ 生活必需品
 - (ア) 寝具（毛布、布団、段ボールベッド等）
 - (イ) 被服（外衣、肌着）
 - (ウ) 身の回り品（タオル、手ぬぐい、運動靴、サンダル等）
 - (エ) 炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）
 - (オ) 食器（はし、茶わん、皿、汁わん等）
 - (カ) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等）
 - (キ) 光熱材料
 - (ク) その他（おむつ、生理用品、簡易トイレ等）

5 物資等の調達及び供給体制

(1) 調達体制

ア 町備蓄

- (ア) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、上記2を参考に「災害備蓄計画」を定め、必要とされる食料、生活必需品等の備蓄に努める。
- (イ) 備蓄に当たっては、避難場所を勘案した分散備蓄について配慮する。
併せて、発災後の時間経過に対応した給食計画とリンクした備蓄とする。

イ 調達

- (ア) 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておく。
- (イ) 町のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達・供給を要請する。
- (ウ) 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

(2) 供給体制

ア 配分

町は、被災者への物資等の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 各避難所等にそれぞれ責任者を定め、受入れ確認及び管理を行い需給の適正化を図る。
- (イ) 町民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。

イ 炊き出し

町は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- (ア) 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- (イ) 炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。

ウ 要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事を提供する。また、乳幼児や子どもに対応して、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等の物資を提供する。

エ 災害による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう努める。

●段階に応じた物資等の供給

第一段階 (生命の維持)	<ul style="list-style-type: none"> ● おにぎり等すぐに食べられるものの配給を優先する。
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ● 温かい食べ物、生鮮野菜、野菜ジュース等、心理面・身体面に配慮した配給に努める。
第三段階 (避難者の自立)	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材の配給による避難者自身の炊き出し等を進める。

6 広域的な調達・供給体制

(1) 他市町村への応援要請

ア 町は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するとともに、応援協定を締結した民間企業から調達する。

イ 応援要請をするときは、下記の事項を明示して行う。

(ア) 飲料水、食料、生活必需品の応援要請時

品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考事項等

(イ) 炊き出し要員、用具の応援要請時

人数、器具、燃料、数量、期日及び場所、貸与期間、その他参考事項等

(2) 県への応援要請

町は、他市町村等の応援でも十分に食料の調達・供給ができない場合は、前(1)イの事項を明示し、県に応援を要請するとともに、応援協定を締結した民間企業からも調達する。

(3) 応援物資の集積場所

応援協定締結市町村等から調達した応援物資は、次の集積所に一時集積し、配分して避難所等へ搬送する。

施設名	住 所	電話番号
役場本庁	津川580番地	0254-92-3111 (代表)
鹿瀬支所	鹿瀬8931-1	0254-92-3330 (代表)
上川支所	豊川甲236	0254-95-2211 (代表)
三川支所	白崎1182	0254-99-2311 (代表)

(4) 応援物資の配分・供給

町への受入れ物資については、町職員のほか、行政区、ボランティア等の協力を得て、配分・供給を行う。なお、状況に応じて、物資が過剰とならないよう品目などを含めて報道機関等を通じて情報の発信を行う。

7 輸送手段の確保

町は、食料供給の円滑を図るため、輸送経路の交通規制、輸送車輛の確保等を行い、併せ受け要員、集積場所の確保を行う。また、輸送に関しては、民間の流通業者の協力を得られるよう、災害時応援協定の締結を推進する。

8 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

町は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

町は、積雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置をとる。

第27節 要配慮者の応急対策

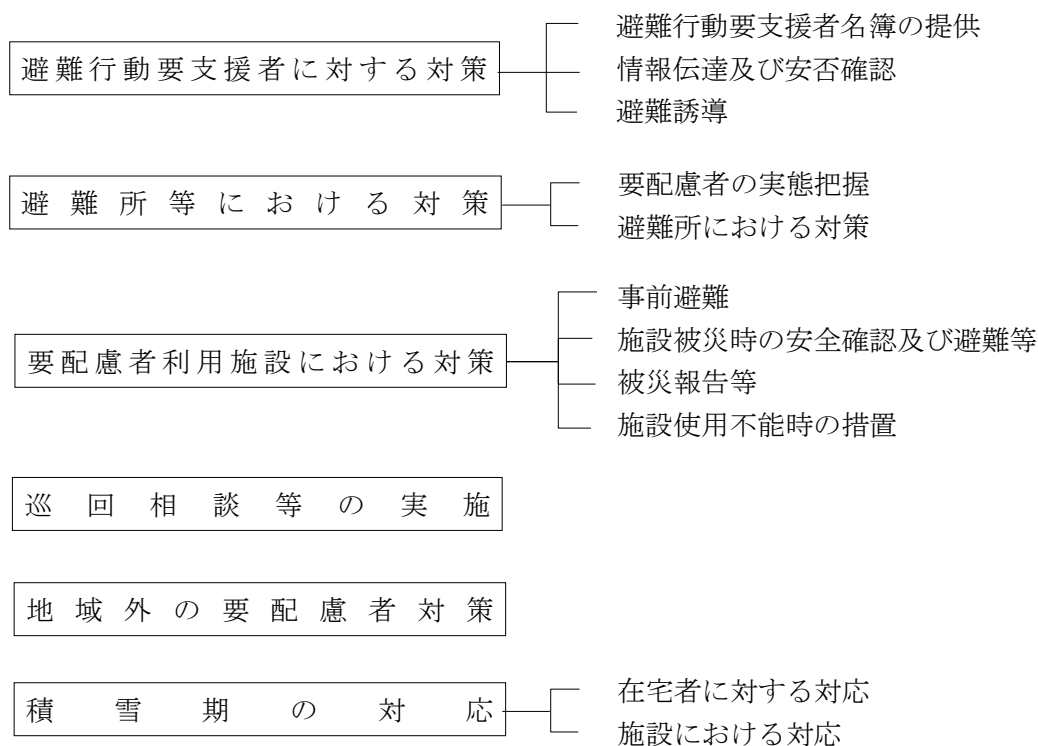
【主な関係課名等】福祉介護課、こども・健康推進課、総務課、各支所

1 計画の方針

風水害等の発生時においては、障がい者、高齢者、傷病者等の避難行動要支援者を含む要配慮者は、災害の認識や災害情報の把握、自力避難などが困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、町民や自主防災組織の協力を得て迅速、適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

2 計画の体系



3 避難行動要支援者に対する対策

町は、災害発生時における避難行動要支援者に対する対応について次のとおり行う。

(1) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、災害対策基本法に基づき、個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿（同意者名簿）を平時から避難支援等関係者に提供し、災害発生時には避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて全体名簿を提供する。

(2) 情報伝達及び安否確認

町は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、速やかに避難情報等の情報伝達を行うとともに、災害発生後においては、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

安否確認に当たっては、必要に応じ行政区長、民生委員・児童委員、近隣の町民、自主防

第3章 災害応急対策計画

災組織等の協力を得る。

(3) 避難誘導

ア 地域による避難誘導

行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、「個別避難計画」等に基づき、避難行動要支援者の避難所までの避難誘導を行う。

イ 防災関係機関による避難誘導

消防機関、警察等は、行政区や自主防災組織、近隣の町民等の協力を得て、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

災害により避難が必要となった場合、町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣の町民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する行政区等を単位とした集団避難を行うよう努める。避難の誘導に際しては、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

4 避難所等における対策

(1) 要配慮者の実態把握

町は、避難所及び自宅等における要配慮者の実態把握に努める。

なお、要配慮者の実態把握は、48時間以内に実施するよう努める。

●要配慮者の実態把握事項

- | | | |
|------------|---------------|-----------|
| ・要配慮者の身体状況 | ・家族(介護者)の被災状況 | ・介護の必要性 |
| ・施設入所の必要性 | ・日常生活用具の状況 | ・その他生活環境等 |

(2) 避難所における対策

ア 避難所管理責任者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や要配慮者の把握に努める。また、災害により介助者がいなくなった要配慮者や保護者がいなくなった乳幼児等についても確認し、支援を行う。

避難所において、要配慮者に対しては、必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置等、良好な生活環境の確保に十分配慮する。

イ 情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字・大活字・音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等により、外国人に対しては多言語表示シート等による情報提供を行う。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等、要配慮者の特性に応じた食料・生活必需品等の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事提供や介助者確保等の支援を行う。

エ 一般避難所の居住スペースでの生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等への緊急入所や入院、福祉避難所や公的住宅等へ一時的に避難させる。

5 要配慮者利用施設における対策

(1) 事前避難

ア 避難指示等があった場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、避難体制を整える。避

難誘導に当たっては、入（通）所者に不安を抱かせないよう配慮する。

イ 施設長は風水害等の状況に応じ、適切な避難場所（屋内、屋外、指定場所）を判断し、避難誘導を行う。

ウ 夜間、休日等で施設職員数が少数のときは、日ごろより連携を図っている周辺地域の町民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設が被災した場合、施設長は、直ちに入（通）所者の安全を確保し、施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、施設職員又は近隣の町民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請する。

ウ 被災の状況により、入（通）所者の避難が必要になった場合は、前（1）に準じ避難する。

(3) 被災報告等

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に対しても、入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設使用不能時の措置

ア 施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の手続きを講じる。

イ 町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 巡回相談等の実施

町は、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講じる。

巡回福祉相談は、必要に応じ町と新津保健所が実施する巡回保健相談・保健指導と連携し実施する。

7 地域外の要配慮者対策

避難所等における要配慮者の確認の際に把握した地域外の要配慮者に対しては、福祉班等において居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うよう努める。

8 積雪期の対応

(1) 在宅者に対する対応

町は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

(2) 施設における対応

社会福祉施設等は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努める。これに対し、町は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

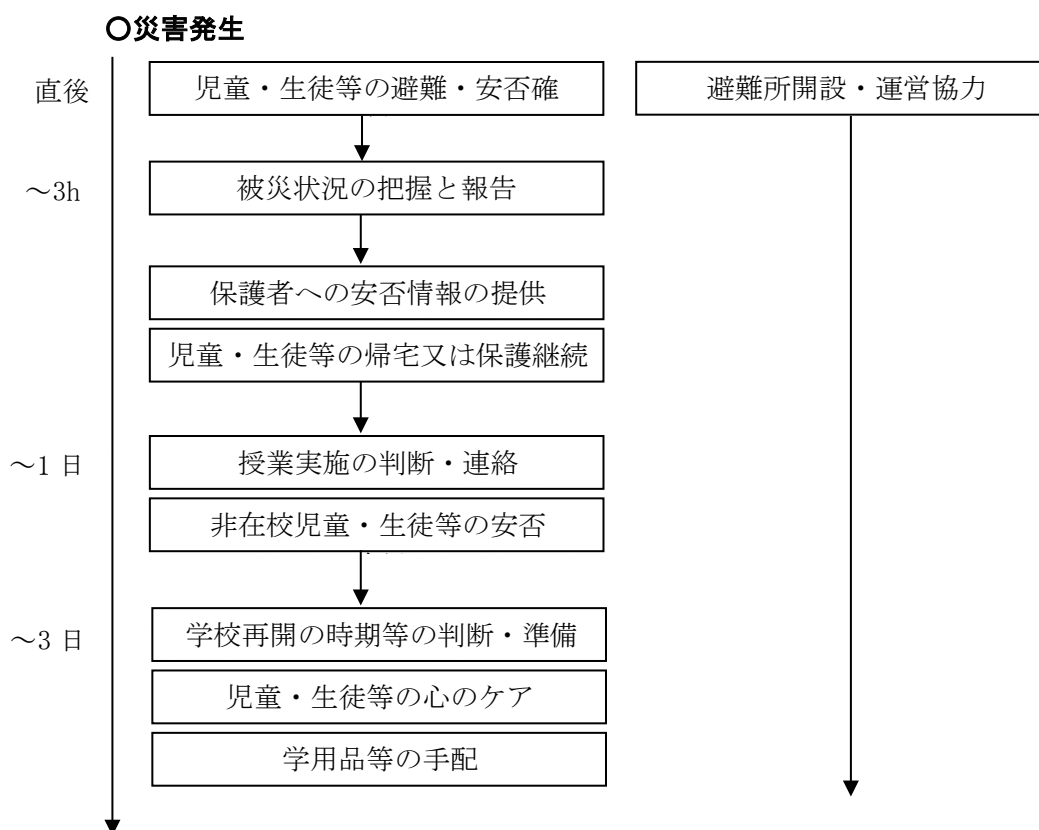
第28節 学校・文教施設における災害応急対策

【主な関係課名等】学校教育課、社会教育課、こども・健康推進課

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、学校をはじめとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、園児・児童・生徒等（以下「児童・生徒等」という。）、教職員、各種文教施設利用者等の安全を確保するとともに、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

2 計画の体系



3 学校の災害応急対策

(1) 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

- (ア) 町教育委員会及び校長（園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとるなど、児童・生徒等の安全を確保するための措置を講じる。
- (イ) 下校等の措置に当たっては、中学生については集団下校、園児・小学生については、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。なお、保護者と連絡のつかない及び帰宅しても保護者が家にいない園児・小学生については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

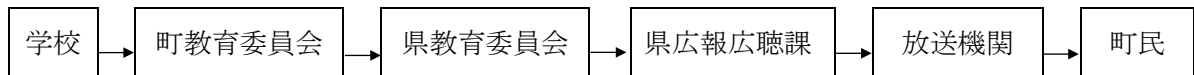
引率教職員は活動を中止して学校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

ウ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの連絡経路

校長は町教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告を受けた内容について県広報広聴課を通じて放送機関に連絡し、報道を要請する。

●連絡経路



(2) 災害発生時の安全確保

ア 在校時に災害が発生した場合の措置

(ア) 児童・生徒等の掌握及び避難

直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際には、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。

(イ) 避難児童・生徒等の安全確保等

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確認した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合には、直ちに消防機関に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索活動を行う。

イ 登下校時間に災害が発生した場合の措置

(ア) 児童・生徒等の掌握・避難・安全確保

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。

(イ) 児童・生徒等の安否確認

避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関・警察等に通報するとともに現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

また、登下校中で学校の掌握下に入っていない児童・生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

ウ 勤務時間外に災害が発生した場合の措置

(ア) 教職員の対応

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めるとともに、被災状況を集約する。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

災害により大きな被害が見込まれる場合は、校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査するとともに、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして

第3章 災害応急対策計画

安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置を検討する。

(3) 被災状況等の報告と広報

校長は、在校する児童・生徒等、避難している児童・生徒等及び教職員の安否を確認し、学校施設の被災状況とともに速やかに前(1)と同じ経路で町教育委員会に報告。~~（この報告は人的・物的被害の有無にかかわらず行う。）~~し、町教育委員会は被災状況等を取りまとめの上、県教育委員会に報告する。

(4) 危険箇所の安全点検等

学校等は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、浸水被害を受けた場合には、トイレ、手洗い場等の防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

(5) 保護者への安否情報の提供

学校等は、必要に応じて当該状況下で可能な方法で保護者に安否情報を提供するとともに、ホームページ等により被害状況等を公開するよう努める。

(6) 下校措置等

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、保育園、小学校については、下校措置について保護者に連絡し、できる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童・生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで学校の保護下におく。

(7) 授業実施の判断・連絡

学校等は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童・生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めている連絡手段で児童・生徒等及び保護者に連絡する。

(8) 非在校児童・生徒等の安否確認

災害により大きな被害が見込まれる場合において、災害発生時に欠席等で在校していなかった児童・生徒等については、保護者等に連絡を取り、安否及び所在等を確認する。

4 避難所開設・運営への協力

校長は、町長から指示があったとき又は近隣の町民等が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

(1) 教職員の基本的役割

教職員は、町職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所の初期対応や避難所の施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

校 長 施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

教頭・教諭 校長の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。

養護教諭 学校医と連絡をとり、避難所の救援活動を支援する。

栄養職員等 学校の家庭科室等を利用した炊き出しに協力する。

事務職員等 町との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

(2) 校舎等を避難場所として使用するときの注意

ア 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、避難者等の協力が得られるようにする。

イ 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室等には関係者以外、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。

ウ 要配慮者には、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

エ 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、当人の希望を確認した上、町に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

5 教育活動の再開

(1) 再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、

再開に向けて準備を進める。

(2) 児童・生徒等の心のケア

臨時休校等が続く場合は、教職員が分担して児童・生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、町教育委員会等の支援を得て、必要に応じて、カウンセリングを行うなど心のケア対策を継続する。

(3) 学用品等の手配

各学校等は、児童・生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合には、不足する教科書又は学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、教育活動を速やかに再開するため、教職員の派遣、教科書・学用品の調達・あつせんを行う。

6 町の役割

(1) 情報の集約・伝達

町内の学校等の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達する。また、県からの情報については各学校へ伝達する。

なお、学校の被害の状況、児童・生徒等の安否、臨時休校、児童・生徒等の下校措置などの情報については、町の広報媒体などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

第3章 災害応急対策計画

以下の点等について、学校の取組みを支援する。

- ア 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又はあつせんする。
- イ 必要に応じて、教職員に児童・生徒等のこころのケアについて指導し、また、こころのケアの専門家を各学校に派遣するなど、支援を行う。
- ウ 避難等で通学が困難になった児童・生徒等がいる場合には、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。教科書及び教材の支給に関しては、災害発生の日から1ヵ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から15日以内に完了する。

7 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合は、各施設の防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の軽減に努める。

- (1) 館内放送等により施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じて施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は消防機関・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵品、展示品、蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止の措置をとる。
- (4) 人的・物的被害状況等を集約し、直ちに施設の設置者に（被害がなくても）報告する。
- (5) 町長から指示があったとき又は近隣の町民等が施設に避難してきたときは可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

8 文化財の応急対策

(1) 管理者の措置

文化財の管理者は、災害が発生したときは当該文化財の被災防止に努める。観覧者がいる場合は人命の安全確保の措置を行う。また、被災した場合は直ちに町教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

(2) 町の措置

文化財の被害状況の把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。

併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて、所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

第29節 障害物の処理対策

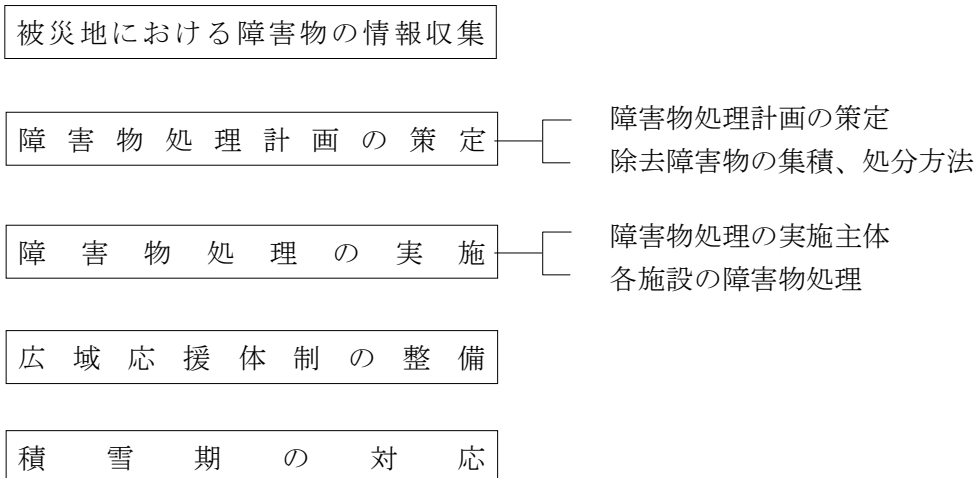
【主な関係課名等】建設課、総務課、町民生活課

1 計画の方針

風水災害等により発生した倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（役場庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、臨時ヘリポート）及び防災備蓄拠点（防災倉庫等）を連絡する緊急輸送路を確保する。

なお、確保すべき緊急輸送路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。

2 計画の体系



3 被災地における障害物の情報収集

町は、被災地域全体の状況把握の他、救命・救助・緊急輸送のため、障害物除去を必要とする道路等の情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、町災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国・県等の関係機関との連携を図りながら効率的に障害物の除去を実施する。

4 障害物処理計画の策定

(1) 障害物処理計画の策定

町は、被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断した場合、国・県等の関係機関と協議を行い、次の内容を盛り込んだ「障害物処理計画」を策定する。

- ア 使用可能機械の把握（クレーン類・バックホウ・ダンプトラック・ショベルローダー等）
- イ 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）
- ウ 実施箇所及びその優先順位（緊急輸送ネットワーク路線に留意）
- エ 廃棄物集積場所・処分方法の指定
- オ 建設業協会等協定民間団体の支援要請（不足する資機材・作業人員等）

第3章 災害応急対策計画

(2) 除去障害物の集積、処分方法

町は、災害時の障害物の集積場所（仮置場等）をあらかじめ定めておく。

災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の定めるところにより他人の土地を一時使用して措置する。

なお、除去障害物の処分方法については、「**本章 第25節 廃棄物の処理計画**」に定めるところによる。

5 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

国：北陸地方整備局新潟国道事務所

県：津川地区振興事務所

町：建設課、農林課

その他：東日本高速道路株式会社

イ 河川管理者

県：津川地区振興事務所

町：建設課

エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか、連携を図る必要のある関係機関）

警察、自衛隊、JR東日本、NTT東日本、東北電力ネットワーク（株）、消防機関等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物の除去

(ア) 町及び道路管理者は、その管理区域の道路上の障害物の状況を調査し、町災害対策本部に報告するとともに、町内建設業者等に協力を依頼して速やかに路上障害物を除去する。特に緊急輸送道路に指定されている磐越自動車道及び一般国道49号については最優先に道路障害物の除去を実施する。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、警察（津川警察署）の協力を得て排除する。

イ 河川関係障害物除去

町は、災害時に管内河川、排水路等を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物その他の障害物を、各管理者との連携の下、除去作業を実施する。

ウ 住宅関係障害物の除去（災害救助法の適用）

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、次の基準に基づき町が関係機関（町内建設業者等）と連携し除去する。

(ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

(イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの

(ウ) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができないもの

(エ) 住宅が全壊、半壊又は床上浸水したもの

(オ) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

6 広域応援体制の整備

町は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国・県の関係出先機関、自衛隊及び近隣市町村との連携協力体制を強化するほか、建設業協会等ともあらかじめ人員・機械・資材等についての応援協定を締結し広域応援体制の整備を図っておく。

7 積雪期の対応

町は、緊急輸送ルート確保を図るため、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図る。積雪及び被災状況に応じて、国・県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。

第30節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

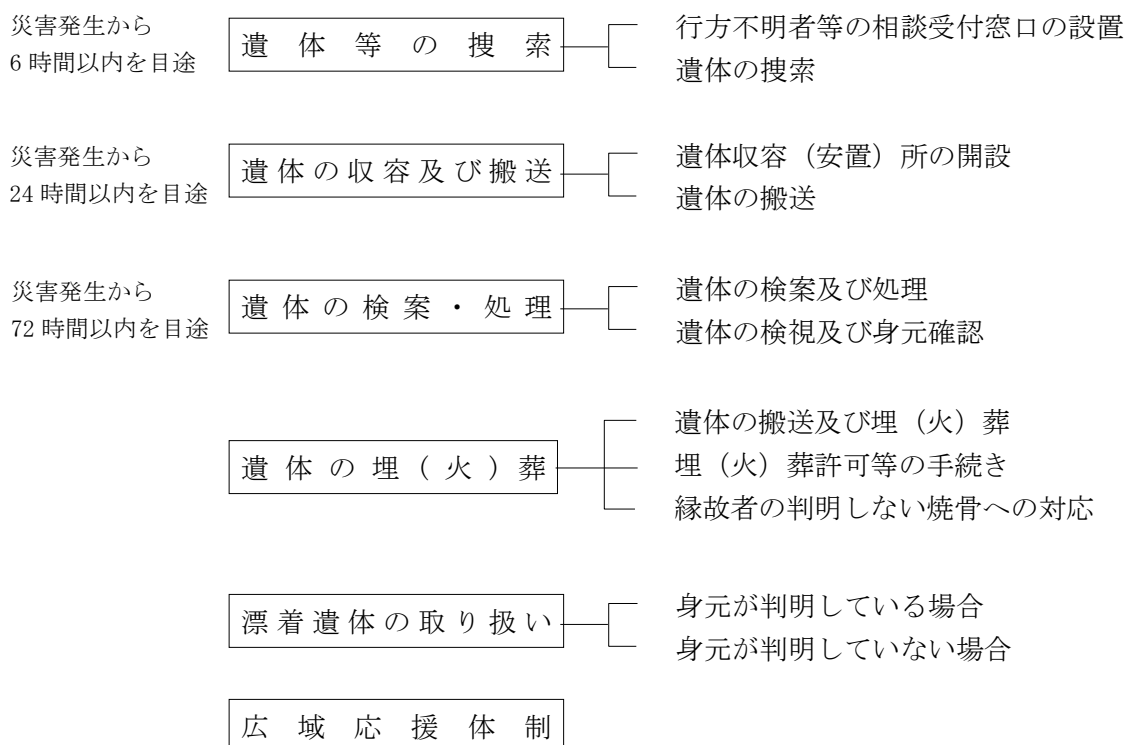
【主な関係課名等】町民生活課

1 計画の方針

風水害等では、建造物の倒壊、火災等により、多くの死者を出すことがある。

町は、関係機関との連携強化を図り、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等の一連の業務を迅速に行う。

2 計画の体系



3 遺体等の捜索

（1）行方不明者等の相談受付窓口の設置

ア 町は、行方不明者の安否等に関する相談窓口を設置する。

イ 受付の際には、受付票に行方不明者等の住所、氏名、年齢、性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴、その他必要事項を記載するとともに、写真があれば添付する。

（2）遺体の捜索

遺体の捜索は、津川警察署をもって捜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。この場合、町の協力（消防団等）を得て作業の円滑化を図る。状況により自衛隊の応援が求められるよう県に依頼する。また、防災関係機関等の協力により車両、船艇、機械器具の借上げ等を行い、早期発見に努める。

4 遺体の収容及び搬送

遺体については、まずは検視を行う必要があることから、遺体を発見した場合、遺体の発見者は、町に報告するとともに、警察に通報する。

通常、遺体は警察により警察署内の検視場所に搬送されるが、大規模災害により一度に多数の遺体の検視が必要となった場合には、警察署内だけでは対応ができなくなることが想定される。このため町は、必要に応じて、遺体収容安置所を設置し、警察と連携して、検視、検案、安置等を円滑に行う体制を整備する。

(1) 遺体収容（安置）所の開設

死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、町は遺体収容（安置）所を確保し、関係機関に連絡する。

遺体収容（安置）所は、被害現場付近の適当な場所（病院、診療所、寺院、神社等）等、遺体の状態を公衆の目にさらすことのない場所を選定し、開設する。

遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等の必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置して開設する。

柩、ドライアイス等は、町内関係業者等から調達するが、不足する場合には葬祭関係団体に手配するよう県に支援を要請するなど、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

(2) 遺体の搬送

遺体収容（安置）所までの遺体の搬送は、町保有の車両又は関係業者等の車両により行うが、搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請する。

5 遺体の検案・処理

町は、遺体の検視をする場合は次のように行う。

(1) 遺体の検案及び処理

県医師会及び日本赤十字社新潟県支部の協力を得て、死因及びその他の医学的検査を行い、検視及び医学的検査を終えた遺体については、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(2) 遺体の検視及び身元確認

津川警察署は、収容された遺体について各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行うとともに、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

6 遺体の埋（火）葬

(1) 遺体の搬送及び埋（火）葬

遺体は、関係業者に依頼し、霊柩車により遺体収容（安置）所から阿賀町火葬場へ搬送し、火葬する。

なお、霊柩車が不足する場合は、新潟県トラック協会に、骨壺等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。

施設名	火葬場の電話番号	火葬炉数	運営
阿賀町火葬場	0254-92-4746	2	阿賀町

(2) 埋（火）葬許可等の手続き

埋（火）葬許可証は、町が発行する。なお、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、埋（火）葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨への対応

縁故者の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き渡す。

7 漂着遺体の取り扱い

(1) 身元が判明している場合

遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で身元が判明している場合には、原則としてその遺族、親せき縁者又は法適用地の市町村長に連絡し、引き渡すものであるが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町長は知事の行う救助を補助する立場において埋葬を実施（費用は県負担）する。

(2) 身元が判明していない場合

遺体の身元が判明していない場合で被災地から漂流してきたと推定できる場合には、町が津川警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるとともに遺体を撮影する等記録しておく。
被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取り扱う。

8 広域応援体制

(1) 町は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

(2) 町は、(1) の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付する。

- ア 遺体処理実施場所
- イ 対象人員概数
- ウ 施設設備の状況
- エ 応援を求める職種別人員数
- オ 応援を求める物資等の種別及び数量
- カ 処理期間
- キ その他参考事項

第31節 愛玩動物の保護対策

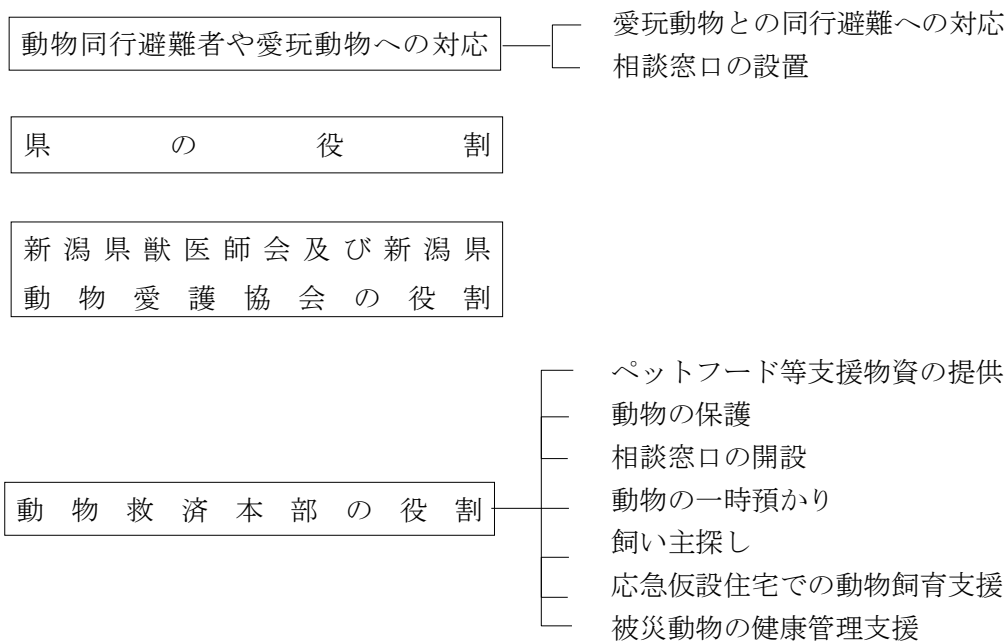
【主な関係課名等】町民生活課

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの町民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 計画の体系



3 動物同行避難者や愛玩動物への対応

(1) 愛玩動物との同行避難への対応

町は、愛玩動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置し、動物救済本部等から必要な支援を受けられるよう連携に努めるとともに、避難者に動物飼育関連物資を配布する。

また、避難所での愛玩動物の飼養状況などについて、県及び動物救済本部に情報提供するとともに、町民に対しても動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。

なお、仮設住宅の設置に当たっても、被災者の愛玩動物の飼育について配慮する。

(2) 相談窓口の設置

被災地や避難所、応急仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。また、仮設住宅の設置に当たっても、被災者の愛玩動物の飼育について配慮する。

4 県の役割

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による町民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、町民が避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、町、関係機関や県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、町への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、他都道府県、ペット災害支援協議会及び緊急災害時動物救済本部への連絡調整及び要請を行う。

5 新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 発災直後の要請に応じて被災地の避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。

6 動物救済本部の役割

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で「動物救済本部」を立ち上げ、動物救済活動を実施する。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう町災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県・町の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、応急仮設住宅などでの適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。
- (5) 飼い主探し
被災のため飼えなくなった動物や飼い主が分からなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報収集と情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅での動物飼育支援
応急仮設住宅で適正に愛玩動物が飼育できるよう支援を行う。
- (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間での感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

第3章－4 施設応急対策

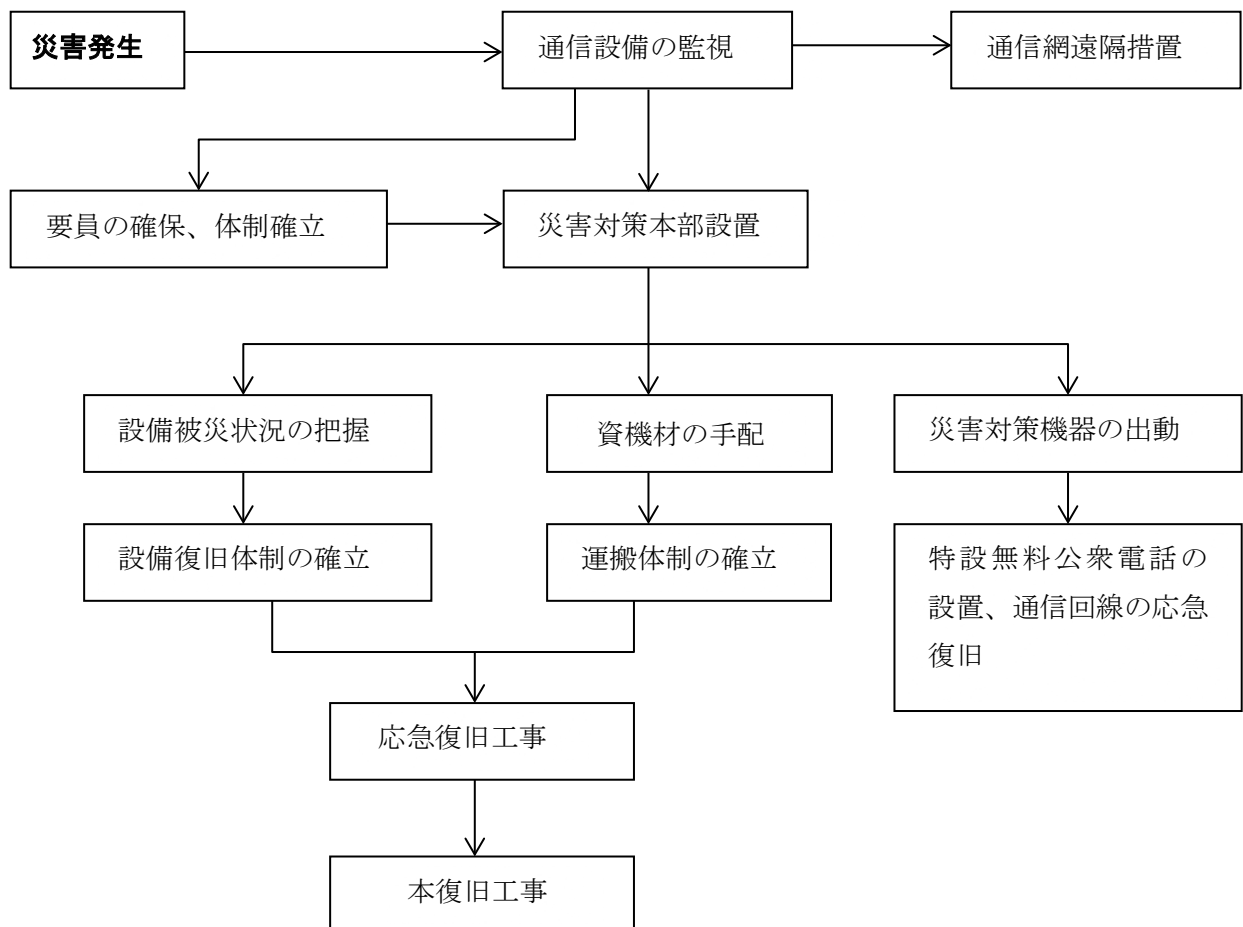
第32節 公衆通信施設応急対策

【主な関係課名等】総務課、各支所、電気通信事業者

1 計画の方針

電気通信事業者は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、町、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

町内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳（ふくそう）による規制、利用者に対する自動音声案内挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店の設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

第3章 災害応急対策計画

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

また運搬方法については、道路通行が不可能な場合はドローンを活用するとともに、必要に応じ県や自衛隊等ヘリコプターの出動要請を行い空輸する。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請する。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じて、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時及び災害の発生により安否確認のための通話等が増加し被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を提供する。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機

材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じた下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

復旧順位	通信役務の提供先
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関
第二順位	輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関
第三順位	電力の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体
第四順位	全ての利用者

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設無料公衆）電話設置場所の周知
- (4) 町民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービスの提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

被災した支店は、電気通信設備の被災状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策本部災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して要請する。

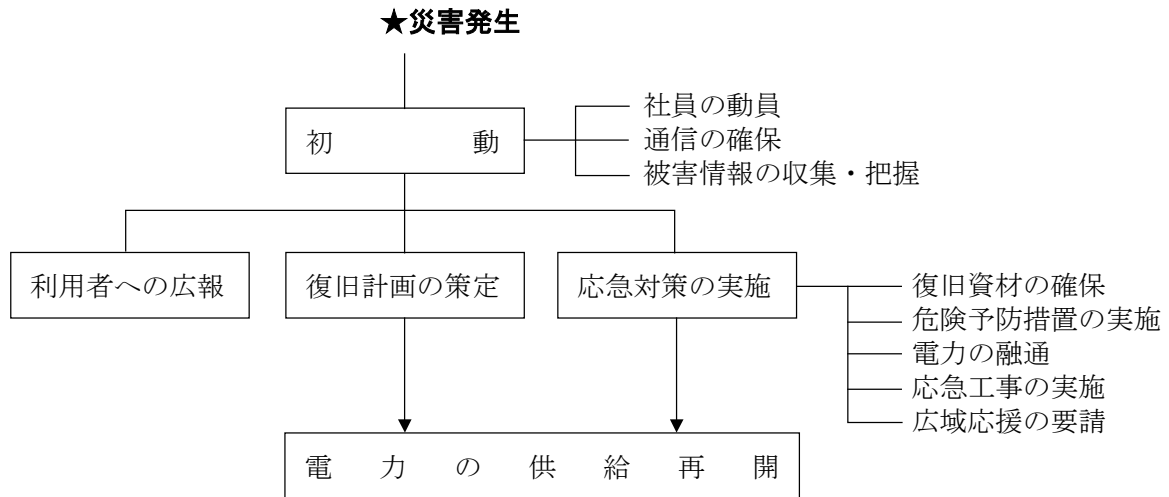
第33節 電力供給施設応急対策

【主な関係課名等】 総務課、各支所、電気通信事業者

1 計画の方針

電力供給事業者（東北電力ネットワーク㈱）は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から町民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施する。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

電力供給事業者は、災害が発生したときは非常対策本部（連絡室）を設置する。その本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

● 防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	● 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	● 事業所管内において大規模な災害が発生した場合 ● 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合
第2非常体制	● 被害が拡大して長期化が懸念され、他複数事業所の応援による復旧体制で対応する場合

(2) 動員体制

ア 対策本部及び各班の長は、防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。

イ 夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

ウ 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。

エ 復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急車両の指定措置を関係機関に要

請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

町が災害対策本部を設置した場合には、電力供給事業者は必要に応じリエゾンを町に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり各種調整を図る。

また、被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用の資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、町災害対策本部並びに自衛隊に依頼して確保する。

(2) 危険予防措置の実施

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、町、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(3) 電力の融通

非常災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運用推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(4) 応急工事の実施

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には町、県の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて広報車及びチラシ等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等により、電力設備の被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報し周知を図る。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社間で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第34節 ガスの安全、供給対策

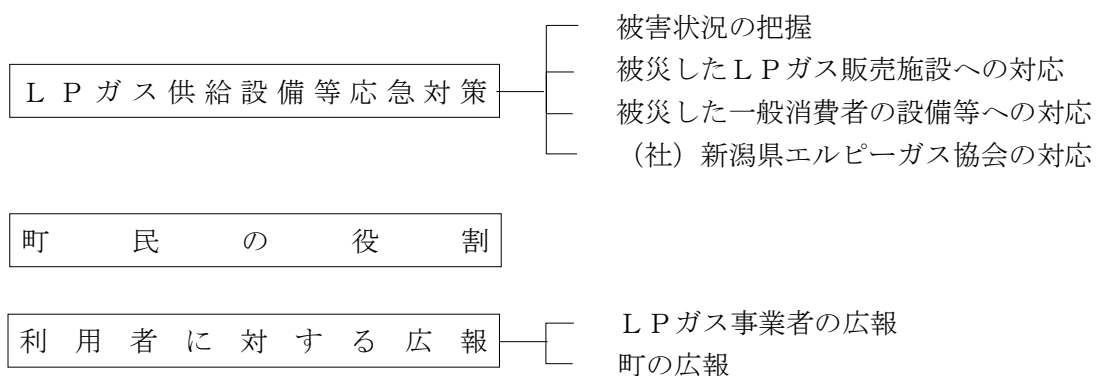
【主な関係課名等】 総務課、各支所、LPガス充てん事業者、LPガス販売事業者

1 計画の方針

町におけるガス供給は、LPガス充てん事業者、LPガス取扱事業者（以下、本節において「LPガス事業者」という）が対応している。災害による応急対策は、供給側の被害を最小限に食い止めるとともに、被害への迅速な対応が重要となる。

LPガス取扱事業者は、災害発生後速やかに被災状況等について調査を実施し、火災、ガス漏えい等への対応を図る。

2 計画の体系



3 LPガス供給設備等応急対策

被災した供給設備及び消費設備については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの設備の修復を行うものとし、次の措置をとる。

(1) 被害状況の把握

LPガス事業者及び関係機関は緊急連絡体制により、被害状況の把握に努める。

(2) 被災したLPガス販売施設への対応

LPガス事業者は、販売施設（容器置場）を巡回してガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏えい等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

(3) 被災した一般消費者の設備等への対応

LPガス事業所者は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

(4) (社)新潟県エルピーガス協会の対応

各支会の取りまとめ、LPガス事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス事業者からの要請に対応する。

4 町民の役割

- (1) 災害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）をとり、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- (2) 避難時に避難行動要支援者等の誘導等を行う町民は、要配慮者世帯の安全措置の実施状況を確認する。
- (3) ガス漏れ、供給支障等の情報を認めた場合には、LPガス事業者に通知する。

5 利用者に対する広報

(1) LPガス事業者の広報

LPガス事業者は、販売施設の被害の状況により、法令に基づいて近隣の町民に対して広報を行う。また、販売先の消費者にも供給施設及び消費施設の二次災害防止についての広報を行う。LPガスにより災害が引き起こされる可能性がある場合は、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 町の広報

LPガスによる災害（火災、爆発等）が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに付近の町民に災害の状況や避難の必要性、二次災害の防止についての広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第35節 給水・上水道施設応急対策

【主な関係課名等】上下水道課、各支所

1 計画の方針

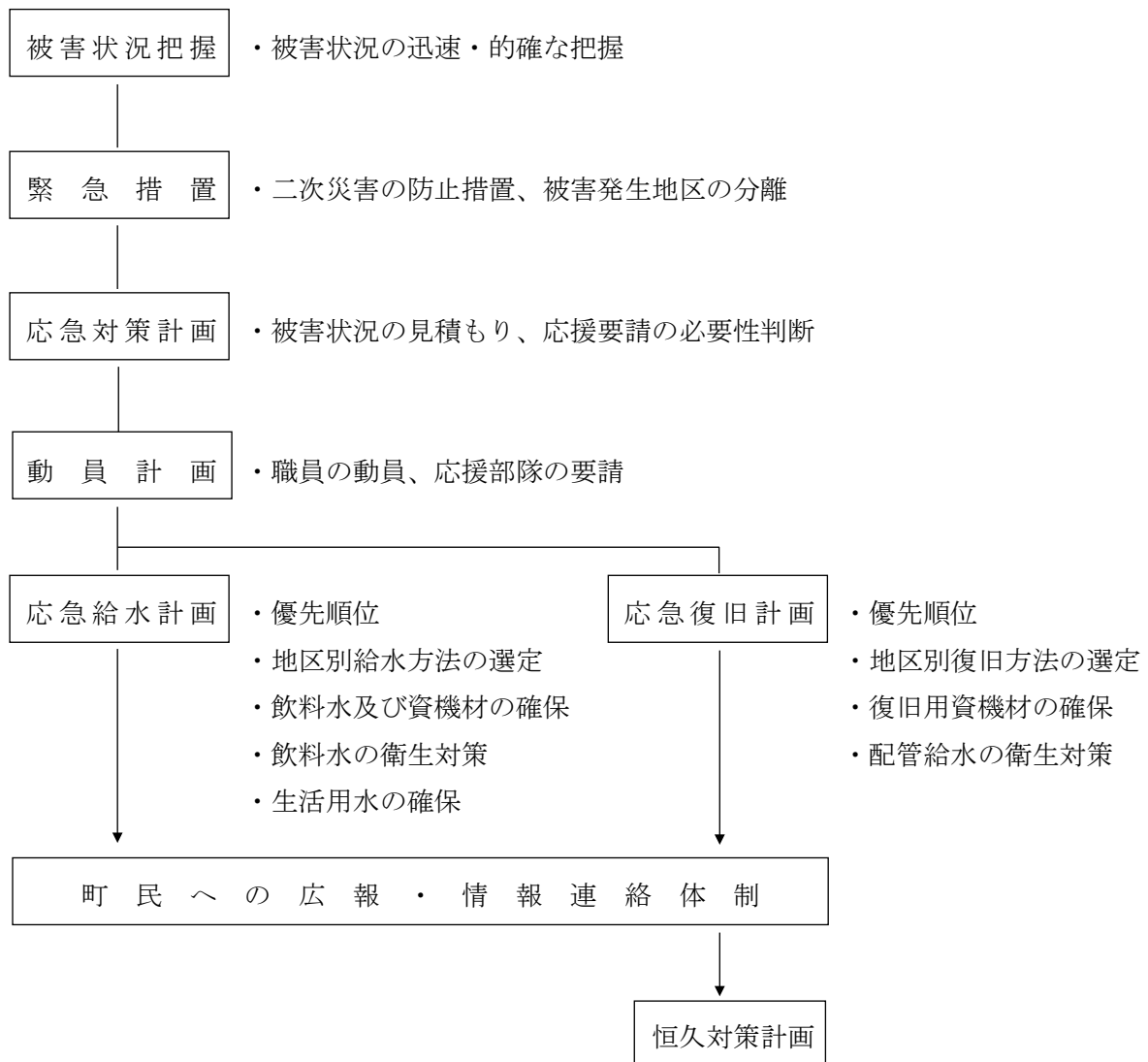
災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

町は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

町民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、不安解消に努める。

また、町の個別の被害状況等に関する報道機関への対応については、町で対応することを基本とする。

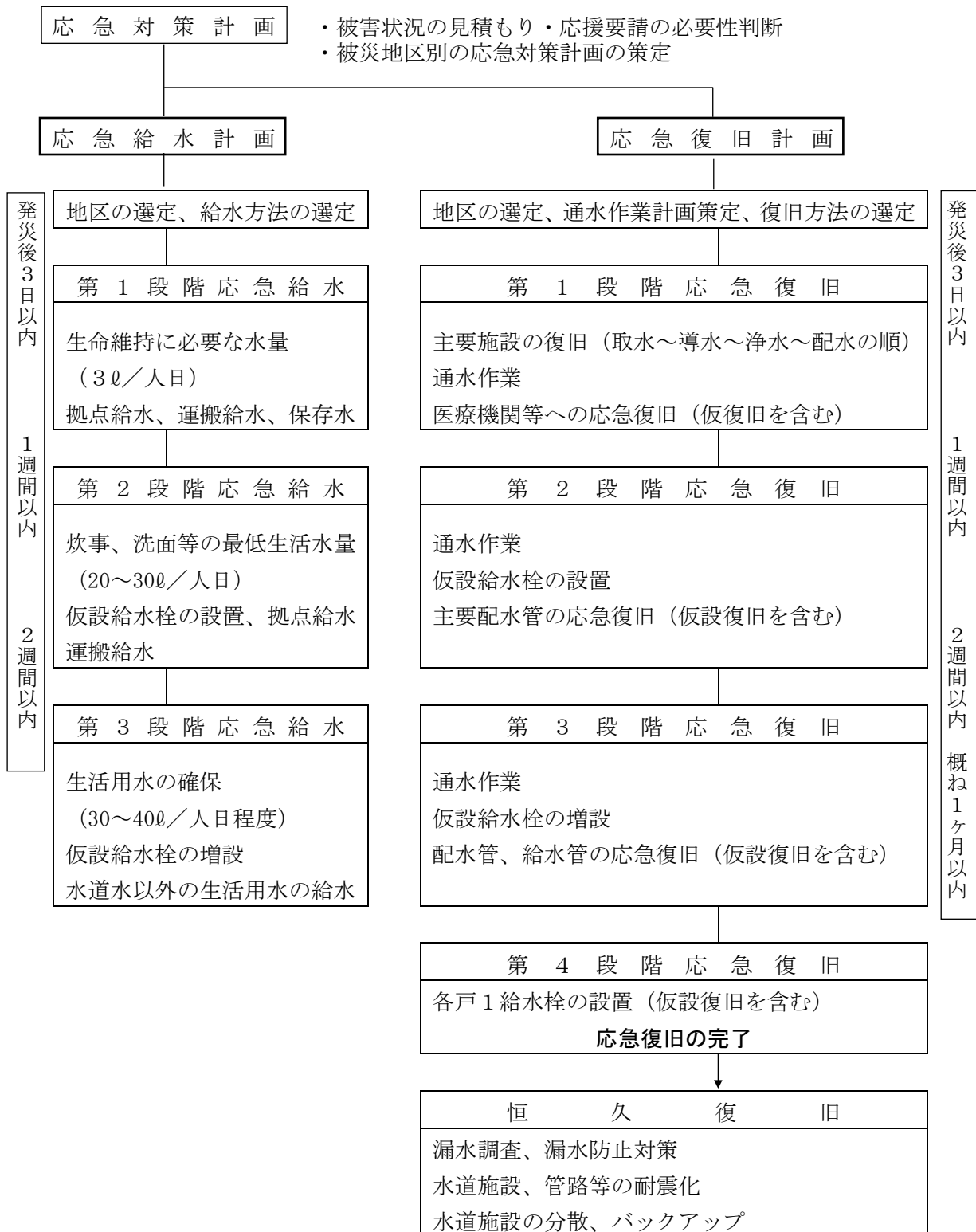
2 給水、上水道施設応急対策フロー図



3 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

町は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定に当たっては段階的に目標水準を定め、災害直後は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行ない、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保しつつできるだけ速やかに（2週間程度）全戸へ配管給水することを目標とする。



4 被害状況の把握

町は、水道事業者と連絡をとり、居住地域全域における水道施設、配水管路、道路等の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

- (1) テレメータ監視設備による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設等）の被災状況の確認
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の確認と日報、写真等による記録
- (3) 町民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 他のライフライン関係機関等からの情報収集

5 町民への広報

町は、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（避難所等における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水等）について、町民に広報・周知し、町民の不安の解消に努める。

- (1) 第1段階の広報
 - ア 局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報をTV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報誌、チラシ、広報車等により広報する。
 - イ 報道機関等の協力を得て、多角的に広報するよう努める。
- (2) 第2段階の広報

長期的、広域的な復旧計画等の情報をついて、広報誌、報道機関、インターネット通信等を利用し広報する。

6 緊急措置（被害の拡大防止）

町は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

- (1) 二次被害の防止措置
 - ア 水道施設において火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - イ 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保
 - ウ 消毒用、水質調整用薬品類の漏出防止措置
 - エ 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置
- (2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

7 応急対策の方針決定

町は、応急対策計画に基づき、速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災者に逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める

(1) 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

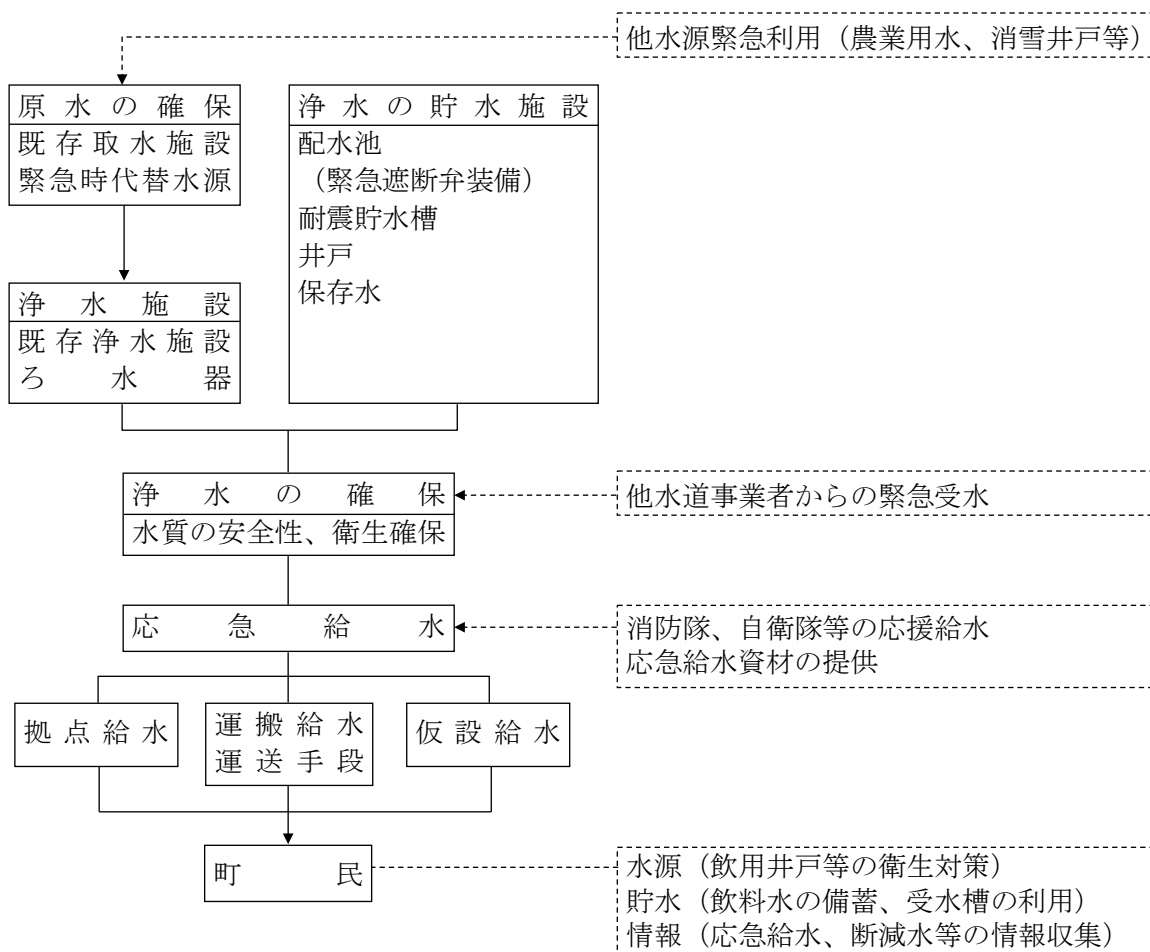
動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

8 応急給水活動

町は、衛生対策及び地域性、積雪期、要配慮者等に十分に配慮しながら優先順位を定める。

地区別に、被害状況に応じた給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 計画フロー図



(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 配水池、耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。 ● 緊急浄水器を稼働し、給水基地を設営し、給水する。
運搬給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ● 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(3) 優先順位

医療施設、避難所、社会福祉施設等へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池や耐震貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害を免れた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。

(ウ) 町内で必要量の飲料水が確保できない場合は、「広域市町村における災害時の相互応援に関する協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

イ 応急給水用資材、作業車の確保

町が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材、作業車を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加した上で飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

(6) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

(7) 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

ア 供給対象者は現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者とする。

イ 適用基準、内容等については「災害救助法による救助」による。

(8) 生活水の確保

ア 町は、町民が所有する井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

イ 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗

第3章 災害応急対策計画

水等への利用を図る。

(9) 積雪期への配慮

積雪期における給水は給水車による運搬給水が困難となることが予想されるため、代替水源として河川水や消雪用井戸水等の生活用水への利用を検討しておく。

また、河川水は基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は濁度15度以下の原水を緊急浄水器で処理し、煮沸消毒するか、消毒剤を添加した上で飲用に供する方法も検討しておく。

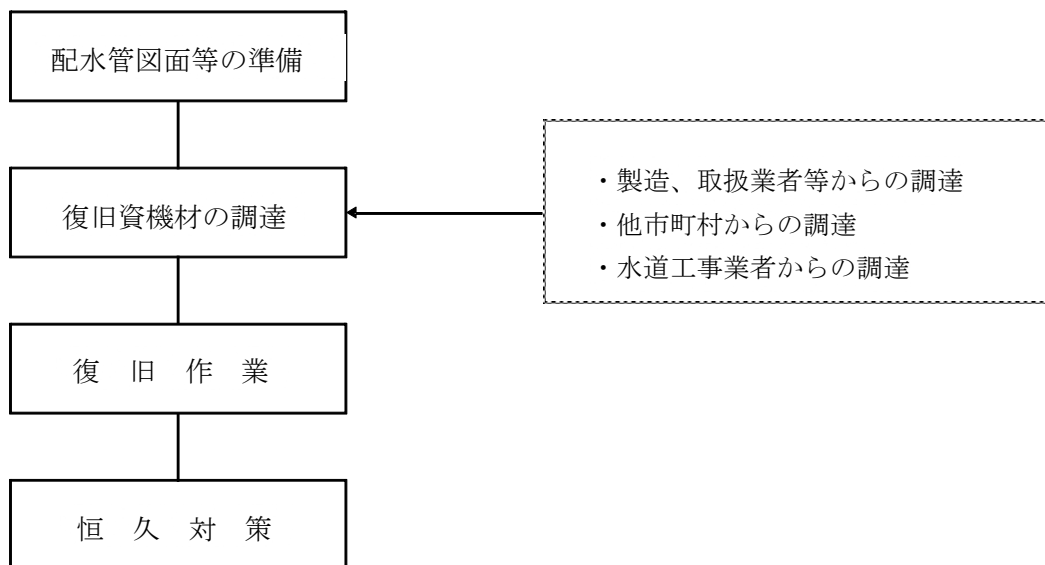
(10) 要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や町民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

9 応急復旧活動

町は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能なかぎり速やかに応急復旧を行う。

(1) 計画フロー図



(2) 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

(4) 優先順位

ア 医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(5) 応急復旧資機材の確保

町が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(6) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

(7) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg/l以上（結合残留塩素の場合は1.5mg/l以上）となるよう消毒を強化する。

(8) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

他のライフライン関係機関等（道路、下水道等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。

10 恒久対策計画

町は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の近代化の向上を図る。特に、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

11 実施体制・広域応援体制

応急給水の実施に当たっては、水道班が中心となって必要な措置を講じるとともに、関係機関との連絡調整を図る。町だけでは給水、復旧活動が困難な場合は、必要に応じて、関係機関（県、(社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道工事業協同組合連合会、(社)新潟県空調衛生工事業協会等）に応援を要請し、応急体制を確立する。町は相互に連絡調整を図りながら、必要に応じ、関係機関に応急協力を要請し、応急体制を確立する。

第36節 下水道等施設応急対策

【主な関係課名等】上下水道課、各支所

1 計画の方針

下水道施設は、ライフライン施設として被災者の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

災害時において、町は応急対策実施のための組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により迅速・的確な応急復旧措置を講じる。ポンプ施設・処理場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を図る。

2 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

(1) 被災町民の対応

マンホール、路面状況又は処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合は、町へ報告する。

(2) 緊急点検・緊急調査

町は、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施する。

ア 処理場、ポンプ場施設の被害調査

処理場、ポンプ場については、被害状況の概要を把握するとともに、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

イ 管渠施設の被害調査

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、点検を踏まえ下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(3) 緊急措置

緊急点検及び緊急調査の結果を基に、必要に応じて機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための措置を実施する。

町だけでは対応が困難な場合には、県、日本下水道事業団、日本下水道協会、協定事業者等に協力を依頼する。

3 応急復旧による対応

(1) 応急復旧計画の策定

緊急点検及び緊急調査の結果に基づき、次の事項に留意して応急対策が必要かどうかの判定を行う。必要があると認められた場合には、応急復旧計画を策定し適切な処置を行う。

なお、下水道施設の復旧に当たっては、避難所等に連結する下水道を優先して行う。

ア 下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場）の構造的な被害の程度

イ 下水道施設の機能的な被害の程度

ウ 下水道施設の被害が他施設に与える影響の程度

(2) 応急復旧対策

応急復旧計画に基づき応急復旧を行い下水道施設等の利用を再開する。町だけでは対応が

困難な場合には、県、日本下水道事業団、日本下水道協会、協定事業者等に協力を依頼する。

ア ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。

応急復旧工事は本復旧工事までの暫定的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的に行う。

イ 管きょ施設の応急対策

管きょの応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

(3) 仮設用資材等の調達

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設用資機材等が確保できない場合には、近隣市町村、協定締結機関、県等に支援を要請する。

(4) 広報の実施

町は、応急復旧の見通し等について、TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、町だより等により広報する。

(5) 県等関係機関への報告

下水道施設の被災状況、復旧状況等については、適宜、県土木部都市局下水道課へ報告を行う。

(6) 下水道の優先的復旧

下水道施設の復旧に当たっては、避難所等に連結する下水道を優先して行う。

4 外部応援依頼による対応

町だけでは対応が困難な場合には、県、協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し災害対応業務を実施する。

そのため、町では連絡担当者を定め、駐車場、資機材置場の確保等、受入れ体制を確保する。

5 本復旧による対応

- (1) 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。
- (2) 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。
- (3) 本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。
- (4) 町民等に本復旧状況等を周知する。

(5) 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

6 町民への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、町は、町民に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、広報活動の際、町民が下水道施設の異常を発見した場合には、町へ通報するよう町民に呼びかけを行う。

7 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第37節 危険物等施設応急対策

【主な関係課名等】消防本部、総務課、町民生活課、上下水道課、各支所

1 計画の方針

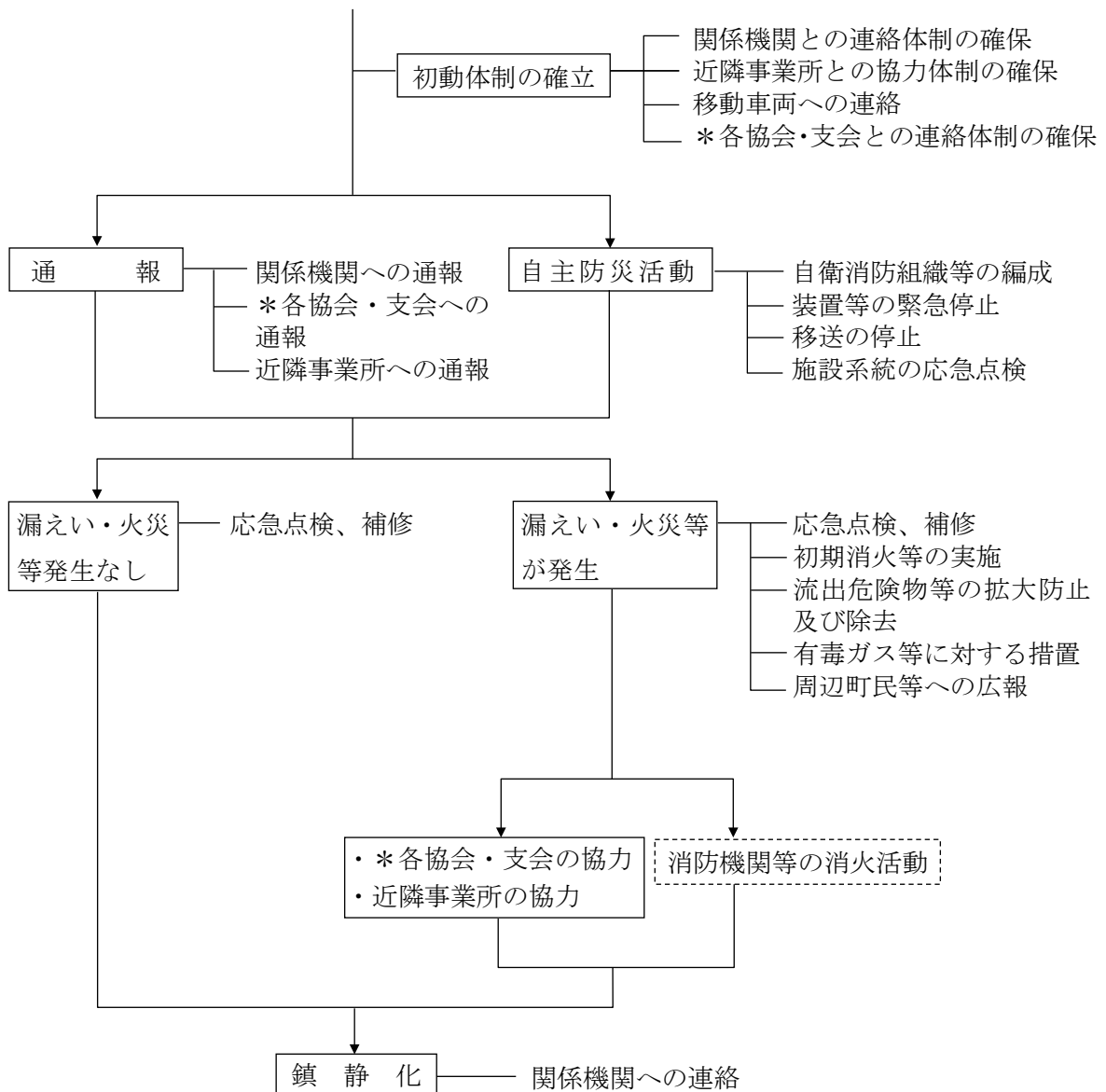
危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下、本節において「危険物等」という）は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺の町民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

このため、危険物等取扱施設が被災した場合には、被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺に居住する町民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所が相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための応急対策を実施する。

2 危険物等施設の応急対策フロー

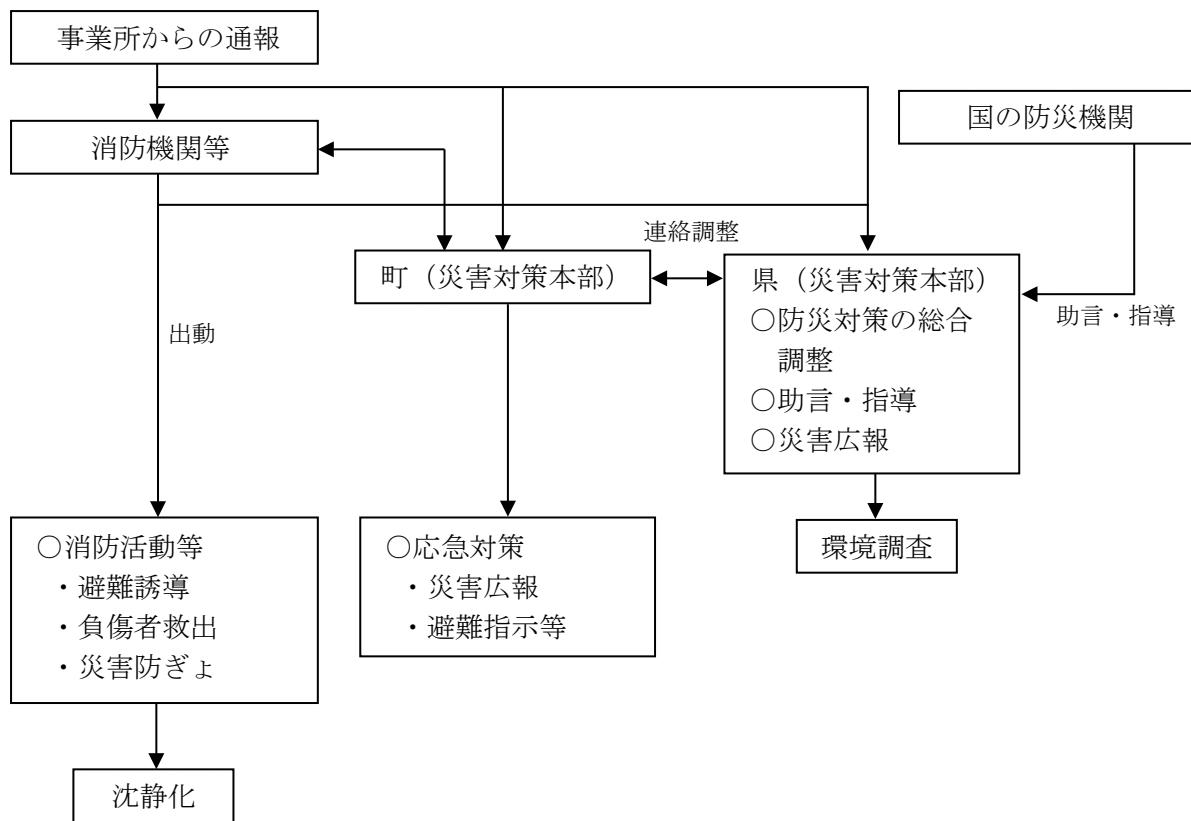
(1) 事業所における応急対策フロー（*は高圧ガスのみ）

★災害発生



第3章 災害応急対策計画

(2) 国、県及び町における応急対策フロー



3 危険物等施設の応急対策

危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、災害時において危険物等の火災、流出等の二次災害の発生防止のため、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、町、消防機関及び県と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等の関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取り扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の応急点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講じる。

(ア) 危険物施設等に損傷等の異常が発見されたときは、危険物等の除去及び損傷箇所の補修等を行い、被害の拡大防止に努める。

- (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

オ 周辺の町民に対する広報等

- (ア) 危険物等取扱事業所は、周辺に居住する町民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、町等の関係機関に町民への広報や避難誘導等の協力を求める。

- (イ) 町は、危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により町民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を発令する。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

(2) 個別の応急対策

ア 有害物質取扱事業所

有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、町等への通報、周辺町民等の避難指示、誘導及び被害状況調査を行う。

イ 高圧ガス取扱事業所

- (ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、被災施設周辺の高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行い、災害の拡大防止措置を講じるとともに、町等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等の連絡を行う。

また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、町等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等の連絡を行う。

- (イ) 高圧ガス関係協会の対応

a (一社)新潟県エルピーガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対応する。

b 新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対応する。

c 新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対応する。

ウ 放射線使用施設等の管理者

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講

じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、関係機関（文部科学省、消防関係機関等）への通報を行う。
- (イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
- (ウ) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出するとともに、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
- (エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨を表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の拡大防止に努める。

- (1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町又は県、消防機関、河川管理者等の関係機関に通報・連絡する。また、関係機関は、事故実態を把握し、応急対応体制を確立するとともに関係機関相互の情報共有に努める。
- (2) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
- (3) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。
- (5) 飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- (6) 有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者、新発田地域振興局健康福祉環境部は人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境調査を実施し、その結果を町民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

5 町民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、周辺に居住する町民の生命、身体の安全確保と不安を取り除くため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この広報活動は、「本章 第10節 町民等避難計画」と密接な関連の下で実施する。

(1) 事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、周辺に居住する町民等に迅速・的確に広報するとともに、町等の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 町の広報

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、直ちに居住する町民に災害の状況や避難の必要性などの広報をTV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報車、チラシ等により行うとともに、県及び報道機関の協力を得て更なる周知を図る。

第38節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

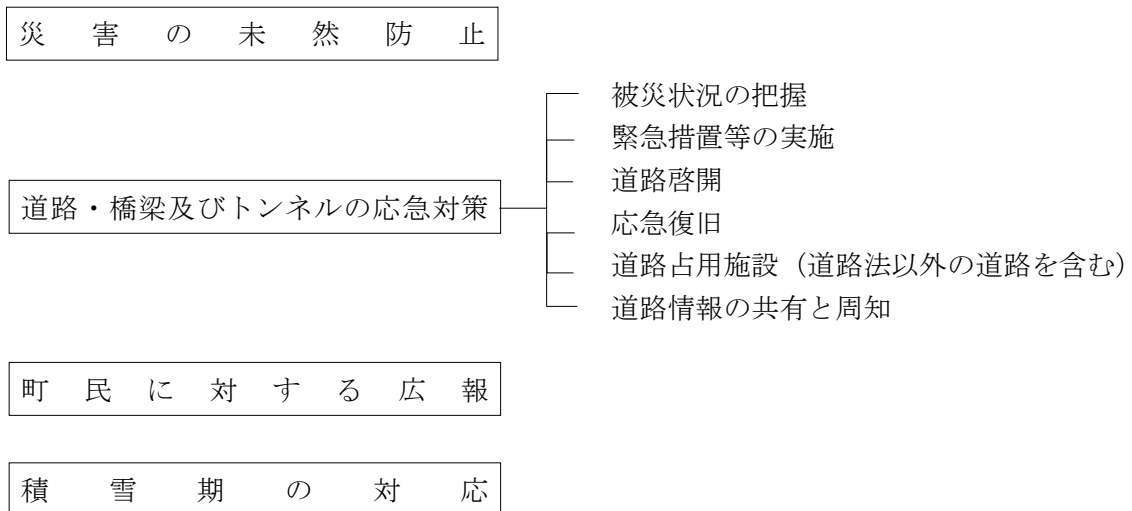
【主な関係課名等】建設課、農林課

1 計画の方針

風水害等の発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、飲料水・食料などの緊急物資の輸送など、その意義は極めて重要である。

町及び道路管理者等は、道路・トンネル及び橋梁の被害状況の把握及び応急復旧を迅速・的確に行い、道路機能を確保する。

2 計画の体系



3 災害の未然防止

道路施設の各管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主体に点検・巡視を行い、危険性が高いと認められる箇所については、安全確保のための通行規制措置等を実施する。

4 道路・橋梁及びトンネルの応急対策

道路管理者は、緊急輸送道路等に指定された路線の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺に居住する町民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、各々が管理する道路について関係機関及び建設業協会等と密接な連携の下に応急対策を迅速かつ的確に行う。

(1) 被災状況の把握

風水害等が発生した場合は、直ちに道路パトロールを実施し、道路施設（橋梁やトンネル等の主要な構造物）、異常気象における事前通行規制区間、土砂崩壊等の危険箇所等について緊急点検を行い、被害状況に関する情報を収集する。また、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについての情報も収集する。

また、必要に応じて消防防災ヘリコプター等を要請し被害状況把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等から道路情報を収集する。

(2) 緊急措置等の実施

ア 交通規制措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて関係機関と調整し、迂回路の選定及び誘導等の措置をとり、交通路の確保に努める。

イ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミへの協力要請、道路情報板、TV電話、町ホームページ等を活用し、道路情報を町民や関係機関等に迅速に周知する。

(3) 道路啓開

ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路等を優先して行う。

イ 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路の啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、町災害対策本部を通して知事に派遣要請を依頼する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、道路管理者等として対象区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

エ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

オ 路上の障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等が、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(4) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。また、集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮して取り組む。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、道路管理者への周知等、町民の安全確保のための措置をとり、速やかに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力・支援等を行う。

(6) 道路情報の共有と周知

町は、国や県、他の市町村、その他関係機関との連絡体制を確立し、災害時の道路情報を共有する体制を整備する。

把握した道路情報については、必要に応じて、(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し町民や関係機関に周知する。

5 町民に対する広報

町は、他の道路管理者と連携して、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施等のため、次に掲げる事項に関し適時・適切な広報活動を行う。

- (1) 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他広報を行う必要がある事項

6 積雪期の対応

各道路管理者等は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。

また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、通常時と比較して多くの困難を伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について事前に協議し、円滑・的確な応急対策に繋げる。

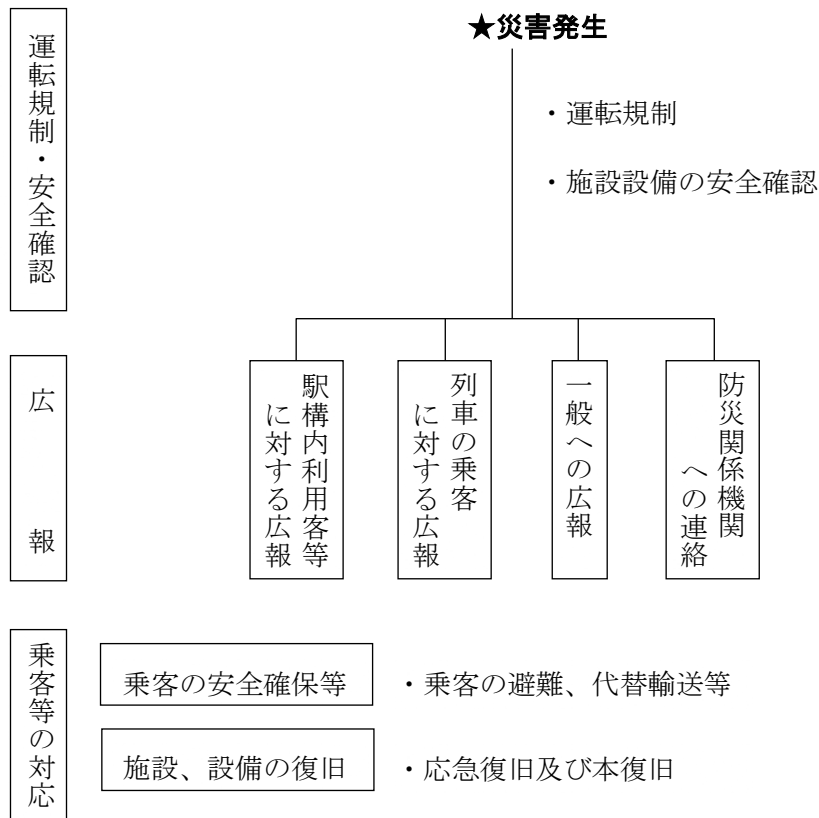
第39節 鉄道施設の応急対策

【主な関係課名等】総務課、鉄道事業者

1 計画の方針

鉄道事業者（JR東日本、JR貨物）は、風水害等が発生した場合は、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 災害対策本部の設置

風水害等により鉄道施設が損壊・流出するなど重大な被害が発生又は予想される場合、災害対策本部を設置する。

(2) 運転規制

風水害等発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

第3章 災害応急対策計画

ア 強風の取扱い

風速20m/s以上	早日運転規制区間	注意運転	一般運転規制区間	通常運転
風速25m/s以上	早日運転規制区間	運転中止	一般運転規制区間	注意運転
風速30m/s以上	早日運転規制区間	運転中止	一般運転規制区間	運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの速度中止警報表示	運転中止

ウ なだれ発生時の取扱い

防災情報システムの運転中止及び なだれ用停止信号の表示	運転中止
--------------------------------	------

(3) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用者に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等への避難に必要な器具等を整備する。

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等の適切な処置を講じ

る。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防機関等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等の迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう北陸信越運輸局に調整を求める。

(7) 町民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図るとともに、町にも積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

●情報収集・伝達先

区 分		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R東日本 新潟支社	企画総務部 経営戦略 ユニット	025-248-5104	025-248-5165 鉄道事業部指令サービス 品質改革ユニット(運送指令)	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
J R貨物 新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
総 務 課		0254-92-3113	0254-92-3111	0254-92-5479

第40節 土砂災害・斜面災害の応急対策

【主な関係課名等】建設課、農林課、総務課、各支所

1 計画の方針

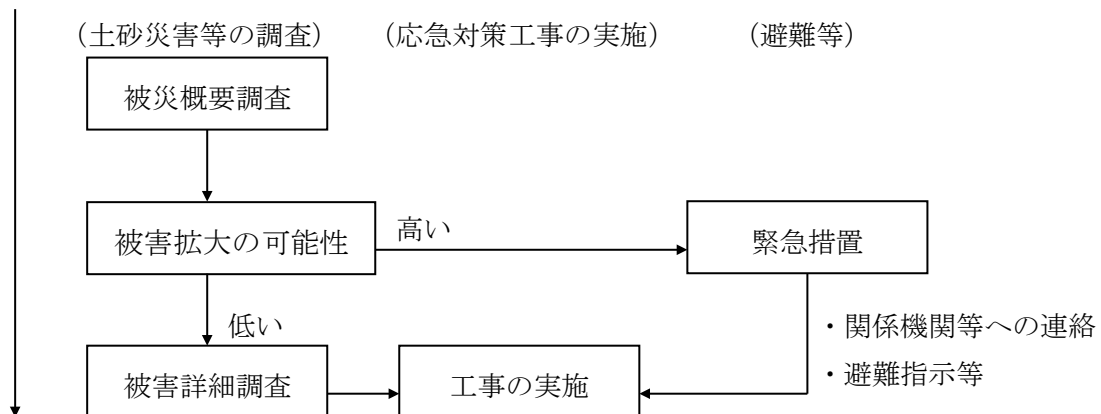
町民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく町、警察等へ連絡する。

町は、町民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等の発生を確認したときは、県及び関係機関に連絡する。また、町民に被害が及ぶおそれがある場合は、町民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、町及び関係機関と迅速かつ確かな情報の共有化を図り、応急対策を実施する。また、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

2 土砂災害等の応急対策のフロー

★土砂災害等の発生



3 土砂災害等の調査

町は、県の協力の下、次の調査を行う。

(1) 被災概要調査

土砂災害発生連絡を受けたときは、被災状況を把握するため速やかに被災概要調査を行い、その結果及び状況の推移を関係町民に連絡する。

(2) 被害拡大の可能性に関する調査

被災概要調査をもとに被害拡大の可能性について確認し、被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施について検討する。

(3) 被害詳細調査

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

4 応急対策工事の実施

国及び県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

また、ワイヤーセンサーや伸縮計など感知器とそれに連動する警報機の設置や監視員等の配備により、異常時に関係町民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示及び避難誘導等の実施

(1) 県による対応

県は、町において迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、町へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

(2) 町による対応

ア 町は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係町民に調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

ウ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努める。

エ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

6 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に対して迅速かつ適確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

7 積雪期の対応

町は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

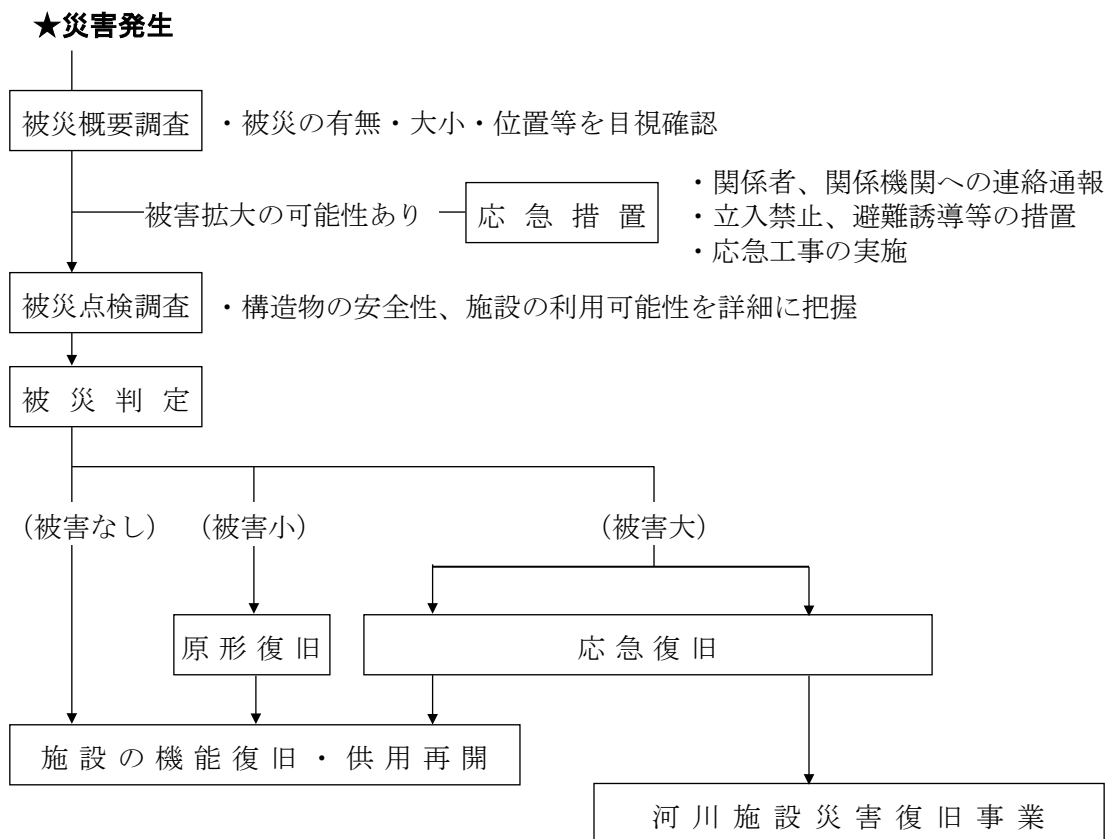
第41節 河川施設の応急対策

【主な関係課名等】建設課、農林課、総務課、消防本部、各支所

1 計画の方針

河川施設等の管理者は、風水害等の発生時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

2 河川施設応急対策フロー図



3 災害の未然防止

(1) 点検・巡視

河川の管理者及び水防管理者は、気象状況により風水害等が発生するおそれがある場合、又は河川の水位が上昇し警戒水位を越えるおそれがある場合、次により施設の点検、巡視を行う。

- ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害が生じた箇所
- ウ 地形地質上の脆弱箇所
- エ 土地利用上からの弱堤箇所
- オ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

(2) 異状を発見した場合の措置

点検・巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により町民の安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により町民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、町民に対する適切な避難指示及び避難誘導等を実施する。

4 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関等と密接な連携の下に、被害の拡大及び二次災害の防止等の観点からの必要な応急対策を実施する。

(1) 河川管理施設

ア 町民の安全確保

浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所に立入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて町民へ周知を図る等の対策を講じる。

イ 被災箇所の応急措置

堤防等の河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。

ウ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等の災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を講じるとともに、河川管理者及び施設管理者と協議を行い二次災害の発生防止に努める。

オ 油や危険物等の流出時の措置

油、危険物等が河川に流出した場合は、二次的な被害を防止するため下流の町民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ 倒木や流木等の処理

倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかに対象木の除去に努める。

キ 被災個所の監視

施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(2) ダム施設

- ア 被災箇所での応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。
- イ 放流時の措置放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。

(3) その他河川管理に関する事項の調整

災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できるかぎりライフライン並びに町民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

5 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

6 町民等に対する広報

- (1) 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、町民へ逐次連絡する。
- (2) 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各河川施設の管理者は、施設の被災状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等を町、警察、消防機関、町民へ逐次連絡する。
- (3) 風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められたときは、適時、避難指示等を発令する。

7 積雪期の対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴うので、各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議しておく。

第42節 農地・農業用施設等の応急対策

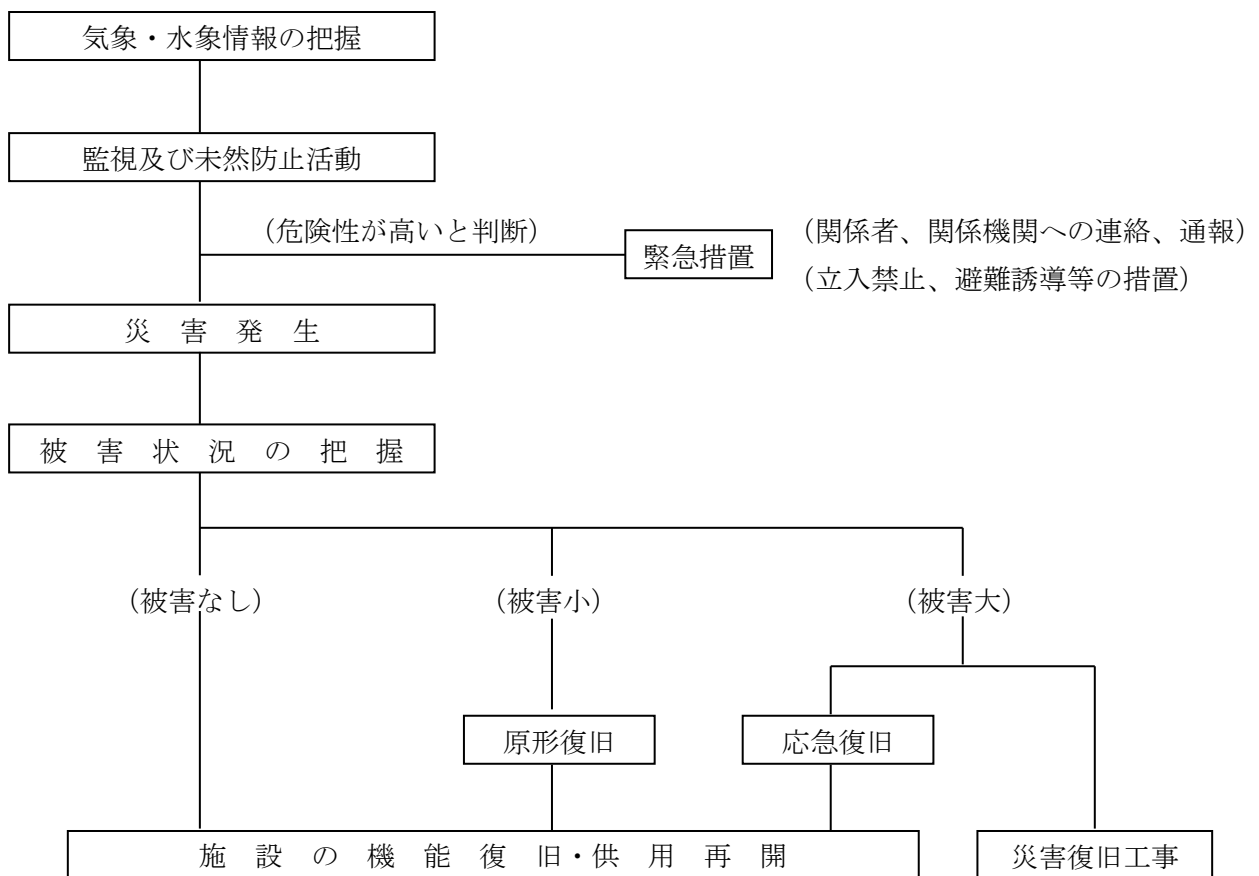
【主な関係課名等】農林課

1 計画の方針

風水害等が発生した場合は、農地や農道、頭首工、揚水機、その他取水施設、用排水施設、ため池（防災重点ため池）等の農業用施設の損壊等が予想される。

町、県、農業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況を把握するとともに、応急対策を速やかに実施し施設の機能確保に努める。

2 応急対策フロー図



3 災害発生時の未然防止

(1) 平時からの施設管理

施設管理者は平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

(2) 施設の点検、監視等

ア 施設の点検、監視

施設管理者は、風水害等の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

ため池（防災重点ため池）については、確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、速やかに対象の緊急点検を実施するものとする。緊急点検は、ため池の堤体、洪水吐、取水設備、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検とする。

イ 町民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と判断した場合は町へ連絡し、町は町民に対する避難指示等を行うとともに関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施する。

ウ 災害未然防止活動

施設管理者は、天気予報等により洪水が予想される場合には、ため池（防災重点ため池）、頭首工、揚水機、その他取水施設等、関連施設の適切な操作を行う。その操作に危害防止の必要があるときは町へ連絡するとともに、関係農家へも周知を図る。

4 災害の拡大防止と二次災害の防止

(1) 被害状況の把握

町は、阿賀町津川土地改良区、農家組合等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を県に報告する。

(2) 応急対策の実施

施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア 農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、優先して応急復旧と障害物の除去を実施し、通行に危険な道路については、町及び警察等に通報し、通行止め等の措置を講じる。

イ 町は、風水害等により、ため池（防災重点ため池）の決壊や、農業用施設が起因し浸水被害の拡大する恐れがある区域については、その原因となる箇所をのりきり可能な工事を行うとともに、県が保有するポンプ貸与等の協議・要請を行い、必要台数を確保する。

ウ 施設管理者は、被災後の降雨等による二次的な被害の発生のおそれがある場合には、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に周知を図り、応急工事等、適切な警戒避難体制の整備、避難誘導等の応急対策を行い、二次災害の防止に努める。

エ 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じる。

オ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所を巡回・監視による危険防止の措置を講じる。

カ 施設管理者は被害の状況を確認し町に報告する。町は被害の拡大防止に重点を置き、本復旧までの工期、施工規模等を考慮して、応急工事が必要な場合、適切な工法により実施する。

(3) 緊急的措置

町は、農地及び農業用施設等の被害状況を確認し、緊急的に応急工事が必要な場合は、県等と協議し復旧工事を実施する。

第43節 農林業の応急対策

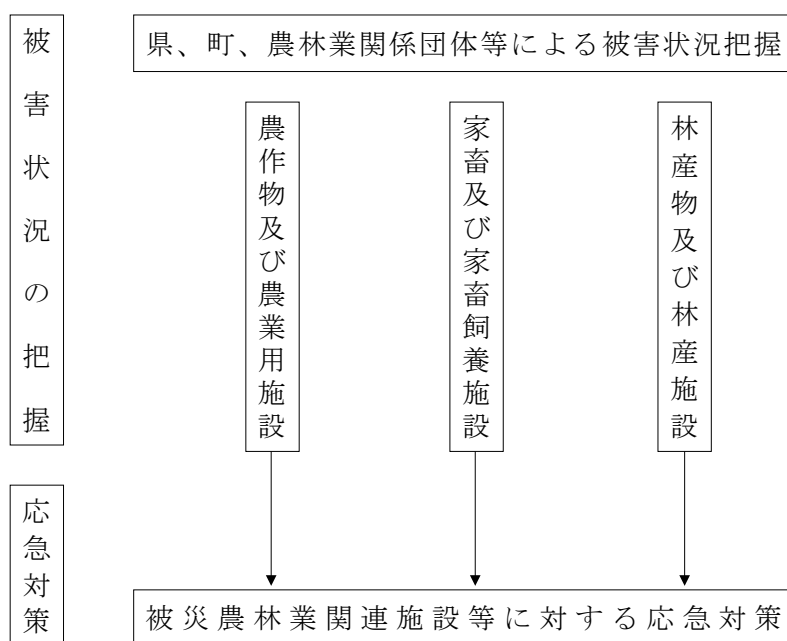
【主な関係課名等】農林課

1 計画の方針

風水害等の発生時には、農作物等の被害や家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産施設の被害等が予想される。

町、県、農林業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努める。

2 農業施設等応急対策フロー図



3 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

ア 町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況（雪害時には、あわせて降雪、積雪の状況も把握）を把握するとともに、新潟地域振興局農林振興部に報告する。

イ 県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 風水害等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置
- エ 農舎、農業施設等の火災防止措置
- オ 農薬の漏出防止措置

(3) 応急対策

ア 新潟地域振興局農林振興部、県農業普及指導センター及び町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じるとともに関係者を指導する。

- (ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置
- (イ) 害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (オ) 種苗の供給体制の確保
- (カ) 農地の湛水を排除するための措置
- (キ) 消雪促進のための措置
- (ク) 農業用施設の応急工事等の措置

イ 県農林水産部は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

4 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

ア 新潟地域振興局農林振興部、県家畜保健衛生所及び町は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握する。

イ 町は、被害状況等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。

ウ 県農林水産部は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び家畜飼養者に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 畜舎の二次倒壊防止措置
- イ 停電発生農場への電源供給
- ウ 生存家畜の救出
- エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による町民への危害防止措置

(3) 応急対策

町は、農業協同組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受入れ体制の確保…………… 新潟県化製興業㈱
 - (イ) 家畜死体の埋却許可…………… 新潟県福祉保健部
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査…………… 長岡食肉衛生検査センター
 - (エ) 家畜廃用認定…………… 新潟県農業共済組合連合会
 - (オ) 家畜緊急輸送車両…………… 新潟県家畜商協同組合

第3章 災害応急対策計画

イ	家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等	
（ア）	家畜飼養農家に対する指導	下越家畜保健衛生所
（イ）	被災家畜の健康診断及び畜舎消毒	〃
（ウ）	家畜伝染病予防接種体制の確保	新潟県畜産協会
ウ	動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給	新潟県動物薬品器材協会
エ	家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給	JA全農にいがた 新潟県酪連、飼料卸組合

5 林産物及び林産施設への対応

（1）被害状況の把握

町は、災害が発生した場合、林業関係団体等の協力を得ながら、林産物及び林産施設の被害状況について速やかに把握し、新潟地域振興局津川地区振興事務所林業振興課を通じ、被害情報を農林水産部に報告する。

（2）二次災害防止のための緊急対応

林業関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、生産者や関係団体等に対して次の指導等を行う。

- ア 倒木等の除去
- イ 林業等関係施設の倒壊防止措置
- ウ 燃料、ガス等漏出防止措置

（3）応急対策

町は、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次に示す応急対策を講じるとともに、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

- ア 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所に対しての拡大防止措置（シートで覆う等）
- イ 苗木、立木等及び林産物の病虫害発生予防のための措置
- ウ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導
- カ きのご等の特用林産物生産施設への対応

これを受けて、森林組合等は、林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。

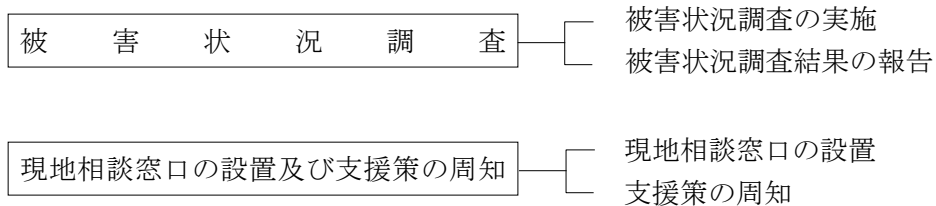
第44節 商工業の応急対策

【主な関係課名等】 まちづくり観光課

1 計画の方針

町は、災害発生後の早急な地域経済の安定化のため、商工業に関する被害調査を迅速に実施し、食料や生活関連物資の安定供給を図るとともに、被災からの復旧に向けた労働者の確保や被災商工業者（以下「被災事業所」という。）への融資対策等の早期実施に取り組む。

2 計画の体系



3 被害状況調査

(1) 被害状況調査の実施

災害発生後における商工業の災害復旧支援（災害融資対策等）に資するため、全ての被災事業所の被害状況を調査・把握する。

調査の対象範囲は、町内における全ての被災事業所（※ここでの事業所とは、物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）とする。

ただし、日本標準産業分類「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する事業所は除外する。（※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所）

(2) 被害状況調査結果の報告

町内の商工業に関する被災状況の調査結果は、県に報告する。なお、県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に国に報告する。

4 現地相談窓口の設置及び支援策の周知

(1) 現地相談窓口の設置

町は、県が実施する被災事業所の相談に応じるための現地相談窓口の設置に協力する。

(2) 支援策の周知

町や県などの行政等で対応できる支援策について、町内の被災事業所等に対して周知する。

第45節 応急住宅対策

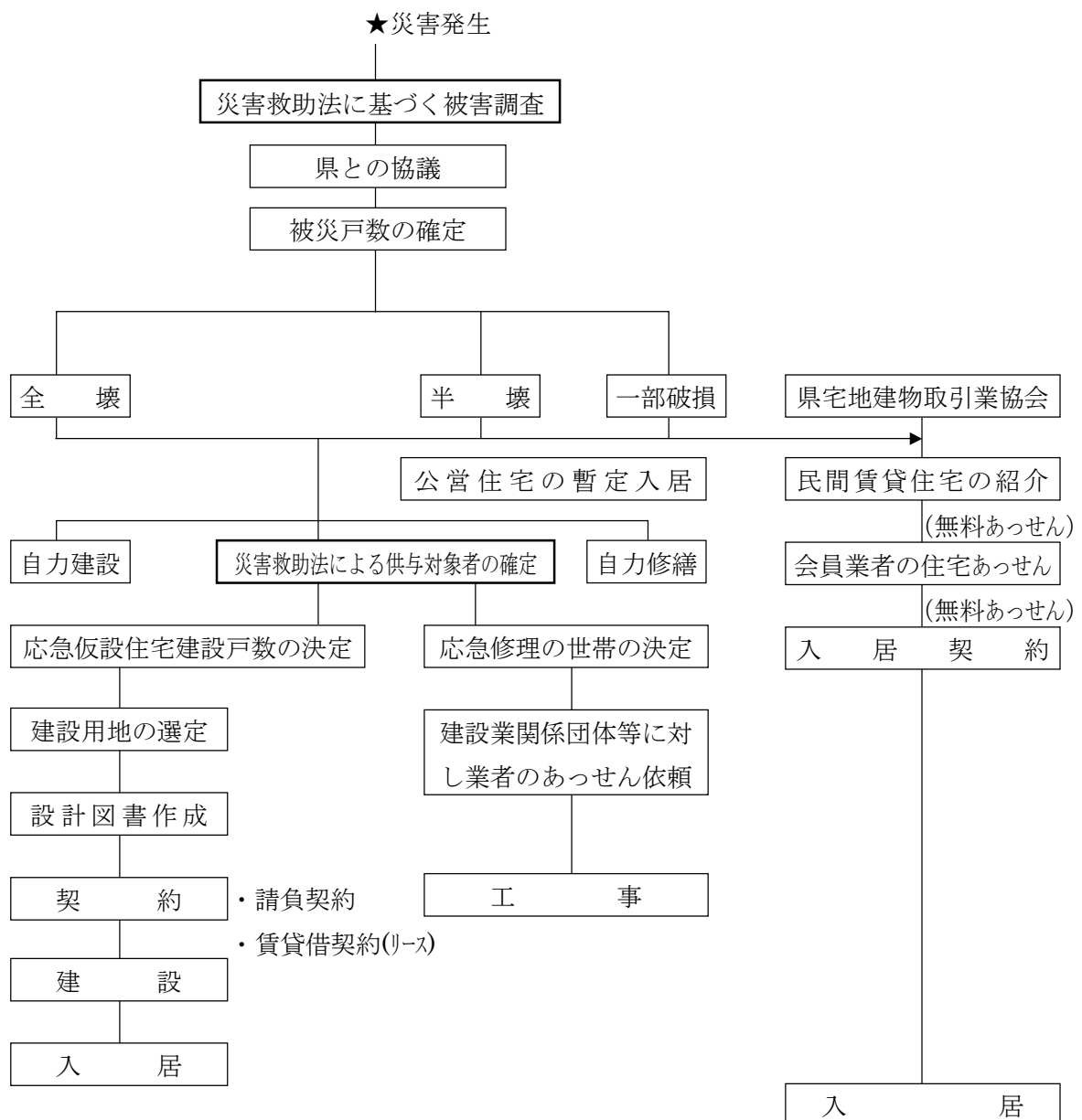
【主な関係課名等】総務課、建設課、町民生活課、各支所

1 計画の方針

風水害等の災害により、住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を設置して被災者を収容する。また、住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

さらに、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空き家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して利便を図る。なお、災害救助法に基づく応急住宅対策については、県が実施し、町はこれに協力する。

2 応急住宅対策フロー図



3 被災住宅調査

町は、応急危険度判定の結果等から、災害により被災した住宅及び宅地の把握を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途)

【調査事項】

- ① 住宅及び宅地の被害状況
- ② 被災地における町民の動向
- ③ 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望

4 応急仮設住宅の供与

(1) 建設候補地の選定

ア 町は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。

建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

イ 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。

(2) 入居者の選定及び管理

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

ア 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- (イ) 居住する住宅がない者
- (ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者

イ 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、次の要件のいずれかに該当するものを優先する。

- (ア) 生活保護の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
- (オ) 前各号に準じる経済的弱者

ウ 応急仮設住宅の管理

町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入れ等に配慮し、運営・管理に努める。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理については、町が、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

(1) 応急修理の対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住宅を有すること。
- (イ) 大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。
- (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

前年の世帯収入が、原則として、以下のいずれかの要件を満たす世帯とする。

- (ア) （収入額） \leq 500万円の世帯
- (イ) 500万円 $<$ （収入額） \leq 700万円、かつ、世帯主が45歳以上又は要配慮者世帯
- (ウ) 700万円 $<$ （収入額） \leq 800万円、かつ、世帯主が60歳以上又は要配慮者世帯

災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、所得証明書等により資力を把握し客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合はローン等の個別事情を勘案し判断するものとする。

(2) 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。

(3) 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、「新潟県災害救助法施行細則」による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

(4) 修理の期間

風水害等が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）に完了させること。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に県知事を通じ内閣総理大臣と協議の上、承認を受けて必要最小限渡の期間を延長することができる。

(5) 応急修理の手続

別紙「応急修理事務手続き」により行う。

(6) 制度の広報

T V電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報誌、SNS等を通じ広報に努める。

6 公営住宅の特例使用

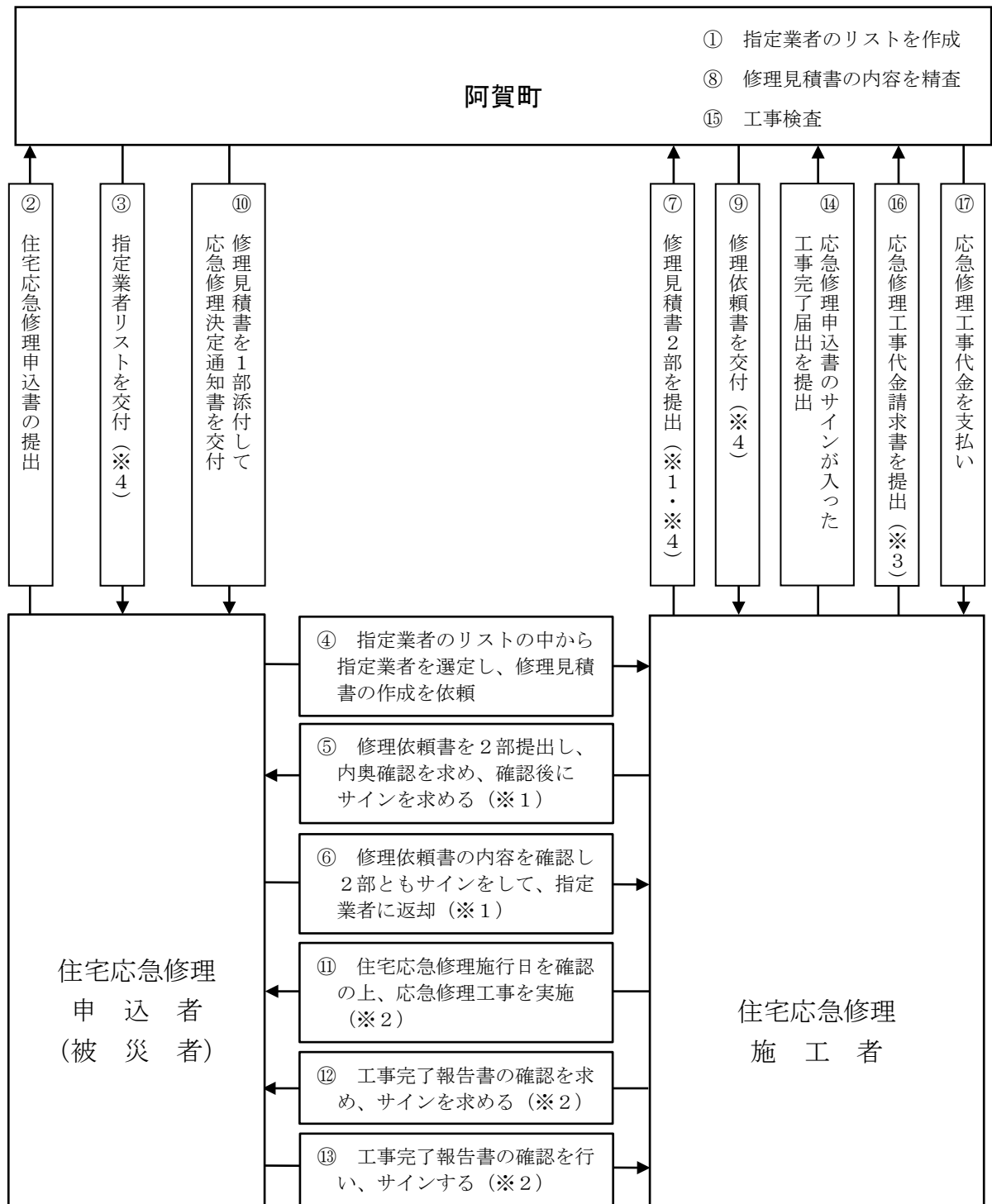
- (1) 町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き部屋を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）
- (2) 対象公営住宅は、町内の町営住宅とする。町内の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。
- (3) 町は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を町ホームページ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

7 民間賃貸借住宅の紹介・あっせん

町は、(公社)新潟県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に、物件情報の集約を依頼し、宅建協会は、町等が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件の紹介、あっせんを行う。

また、会員業者は媒介手数料を無料で物件をあっせんする。

●別紙「応急修理事務手続き」



- ※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等、部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施行前の写真を貼付すること。
- ※2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を貼付すること。
- ※3 「⑯応急修理工事代金請求書」は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。
- ※4 町の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日に「⑦修理見積書2部を提出」とすることもできる。

第3章－5 援助等の受入れ

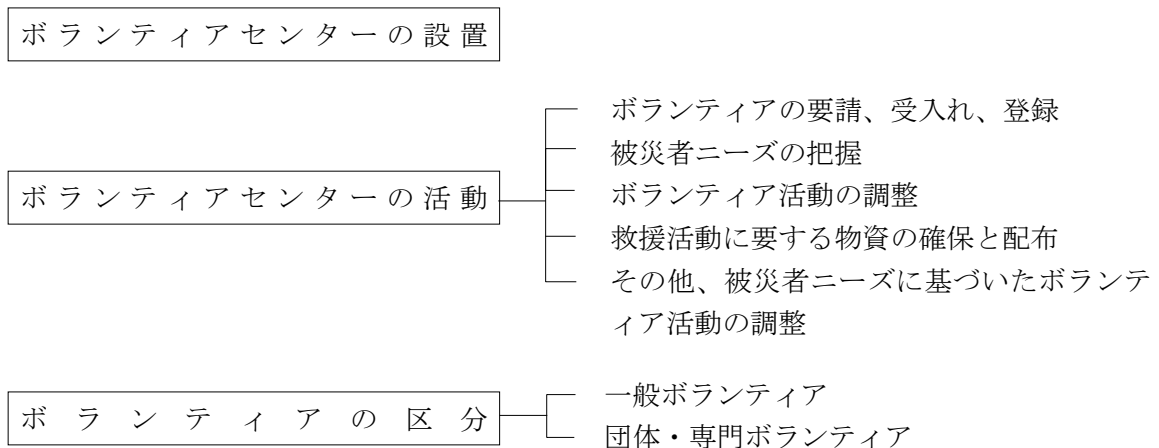
第46節 ボランティア受入れ計画

【主な関係課名等】福祉介護課

1 計画の方針

被災者や被災地支援のために活動する災害ボランティアを円滑に受け入れ、災害発生時における効果的なボランティア活動が円滑に行われるよう、阿賀町社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部、その他ボランティア団体等との連携体制を構築し、災害時における町災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

2 計画の体系



3 ボランティアセンターの設置

災害が発生したときは、阿賀町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は町災害対策本部と密接な連絡の下に、必要に応じボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターは、町社協が中心となって運営し、町はその運営を支援する。

また、ボランティアセンターは、相当の広さを有し、かつ電話や情報端末機器が設置可能な場所（役場庁舎、養護老人ホームきりん荘等）とする。

4 ボランティアセンターの活動

(1) ボランティアの要請、受入れ、登録

ア ボランティアニーズを把握し、必要に応じて県支援センターにボランティアの派遣要請を行う。

イ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等必要な協力要請を行う。

第3章 災害応急対策計画

(2) 被災者のニーズの把握

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握や被災者からの相談対応を行う。

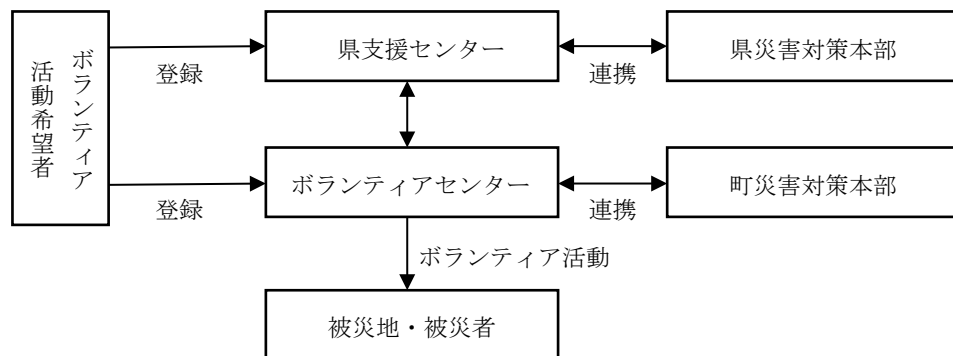
(3) ボランティア活動の調整

(4) 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

(5) その他、被災地ニーズに基づいたボランティア活動の調整

● ボランティアセンターの位置づけ



5 ボランティアの区分

(1) 一般ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

(2) 団体・専門ボランティア

ア 団体ボランティア

特定非営利活動法人（認定NPO法人）、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（VOAD）等

イ 専門ボランティア

DMA T、JMA T（日本医師会）、GPA T（精神医療）、DWAT等

第47節 義援金・義援物資の受入れ・配分計画

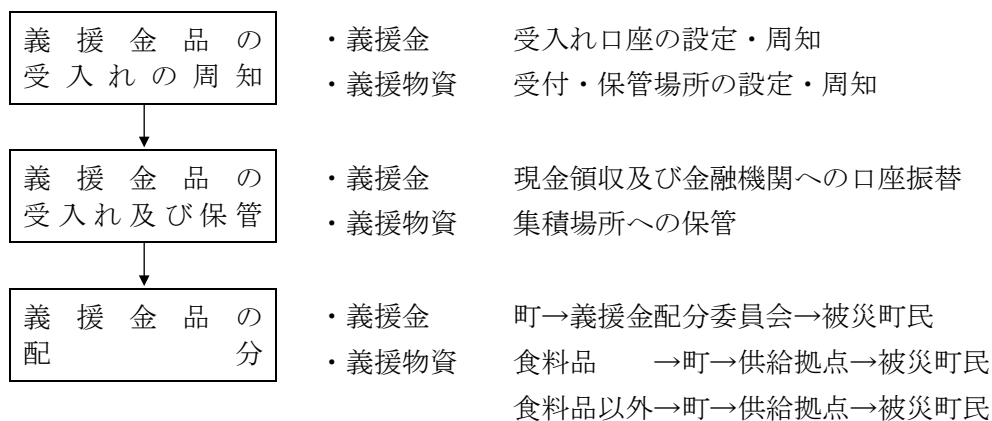
【主な関係課名等】福祉介護課、総務課、出納室

1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

また、全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者が必要としているものを的確に情報発信し、民間業者と連携を図り、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

2 義援金品の受け入れ、配分フロー図



3 義援金の受入れ、配分

(1) 義援金の受入れ（県）

県は、義援金の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会等の協力を得て、ホームページ及び報道機関を通じ、次の事項を公表する。

ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 受入窓口

(2) 義援金の受入れ（町）

町は、一般の方からの義援金の受入れ、国又は地方公共団体から町長宛の見舞金の受入窓口を設置する。

ア 現金の受入れ

(ア) 一般の方から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。

(イ) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計収入として入金する。

イ 義援金の管理

(ア) 一般の方からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

(イ) 国又は地方公共団体から町長宛の見舞金は、一般会計として管理する。

(3) 義援金の配分

ア 義援金配分委員会の設置

町は、県、義援金受付団体及び寄託者に寄託された義援金について、「町義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

イ 配分計画

義援金配分委員は、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格等を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を策定し、適正かつ円滑に配分を行う。

4 義援物資の受入れ、配分

(1) 義援物資の受入れ

ア 町は、義援物資の受入・照会窓口を開設する。

イ 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等を作成して管理するとともに、受払簿を備え、授受の状況を記録する。

(2) 義援物資の配分

町は、救援を必要としている被災者に対し、自己調達物資、応援要請物資等の義援物資を調整し、効果的な配分を行う。

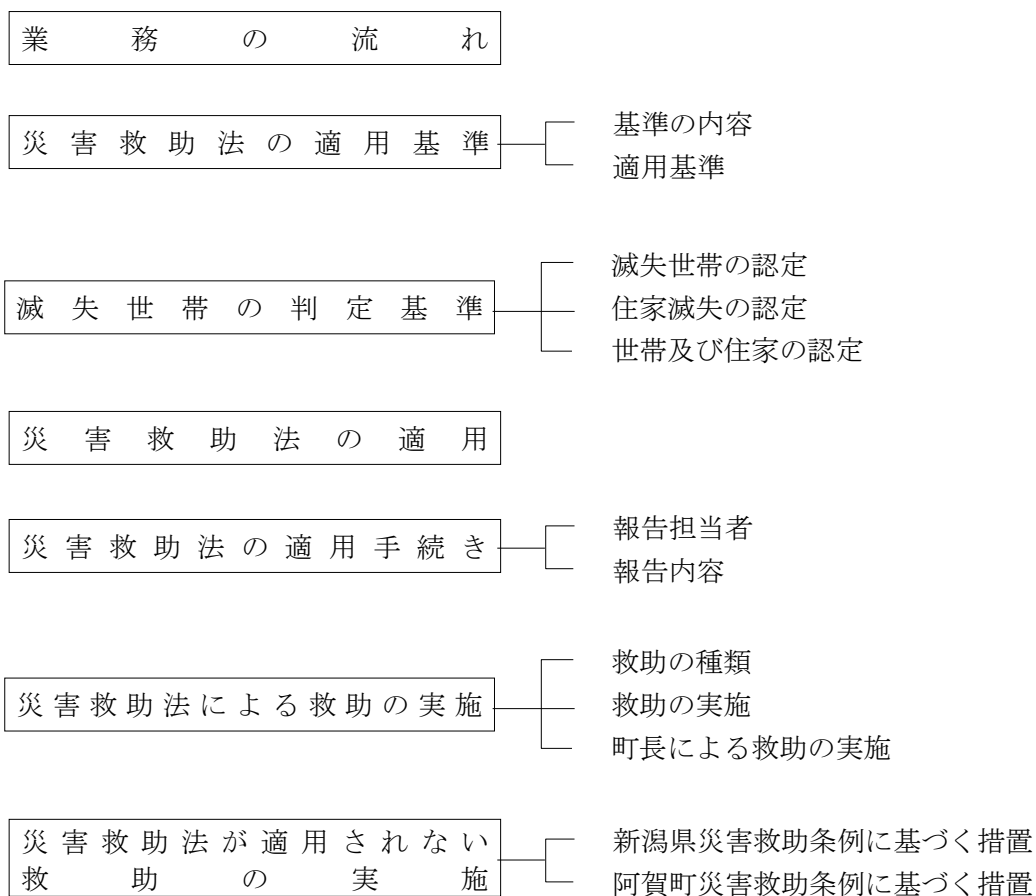
第48節 災害救助法による救助

【関係課名等】 全課（総務課）

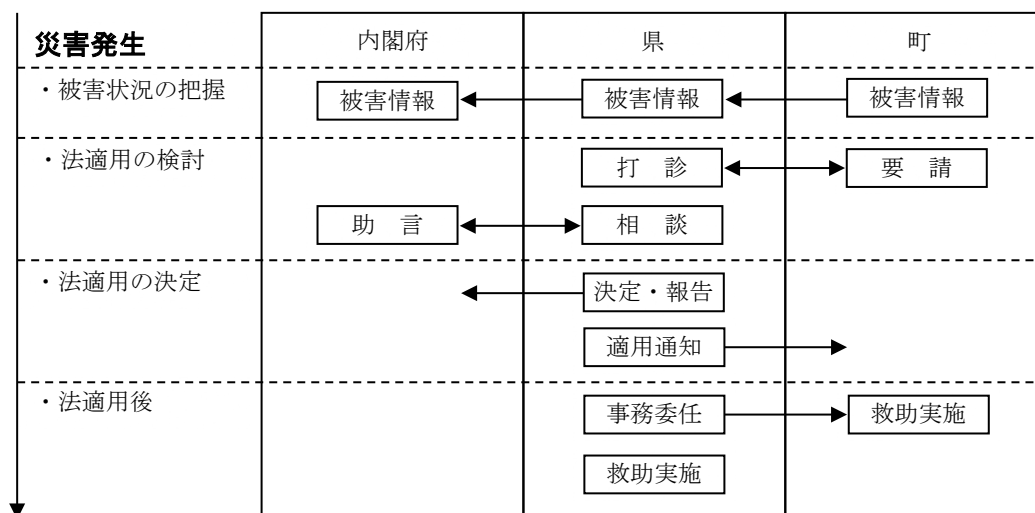
1 計画の方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、町は、町内において大規模な災害が発生し、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2 計画の体系



3 業務の流れ



4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

- ア 適用単位は、町の区域単位とする。
- イ 同一災害によることを原則とする。

[例外として]

- (ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
- (イ) 時間的に接近して、本町の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
- ウ 町又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法が適用されることとなる。

- ア 町内の住家滅失世帯数が、50世帯以上であるとき。
- イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が25世帯以上であるとき。
- ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

5 滅失世帯の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とする。
- イ 住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって住家滅失世帯とみなす。
- ウ 住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家滅失世帯とみなす。

●滅失世帯の認定

$$\text{滅失世帯} = (\text{全壊 (焼)} + \text{流失}) + (\text{半壊 (焼)} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3)$$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家全壊 (焼) ・流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没もしくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次のいずれかのもの。

- (ア) 住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素 (壁、柱、はり、屋根、階段等) の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表したとき、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家半壊 (焼)

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のいずれかのもの。

- (ア) 住家の損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素 (壁、柱、はり、屋根、階段等) の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表したとき、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

第3章 災害応急対策計画

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

6 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第1条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、新潟県災害救助法施行細則第17条)
- (3) 町長は、上記(2)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。(法第13条第2項、新潟県災害救助法施行細則第17条)
- (4) 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(新潟県災害救助法施行細則第3条)

7 災害救助法の適用手続き

町長は、災害が前記「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。

- (1) 報告担当者
災害報告の適確性を期するため、報告主任及び副任を定める。
- (2) 報告内容
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の概況
 - ウ 被害状況調べ
 - エ すでに行った救助措置及び取ろうとする措置
 - オ その他の必要事項

8 災害救助法による救助の実施

法による救助は、国の責任において行われるが、その実施については知事に全面的に委任されていることから、知事は国の機関として救助にあたる。また、知事は救助を迅速に行うため、救助の実施に関する職権の一部を、町長に委任することができる。(法第13条、新潟県災害救助法施行細則第17条)

(1) 救助の種類

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 町長による救助の実施

- ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。
- イ 知事は、前記アにより町長に救助事務の一部を行わせるときは、事務の内容及び実施期間を町長に通知する。
- ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時に、これらの救助を町長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に町長が実施したこれらの救助は、法に基づいて実施したものとみなす。
- エ 知事は、前記イ以外の救助についても、必要に応じて町長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

9 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 新潟県災害救助条例に基づく措置

知事は、法が適用されない災害に際して、町長が応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。（救助の実施基準等については、次の「新潟県災害救助条例・阿賀町災害救助条例に基づく救助」のとおり。）

(2) 阿賀町災害救助条例に基づく措置

町長は、法又は新潟県災害救助条例に適用されない災害に対しては、阿賀町災害救助条例に基づき応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図る。（救助の実施基準等については、次の「新潟県災害救助条例・阿賀町災害救助条例に基づく救助」のとおり。）

●新潟県災害救助条例・阿賀町災害救助条例に基づく救助

	新潟県災害救助条例	阿賀町災害救助条例
救助の実施要件	<p>○災害救助法が適用されない災害に際し、町が応急的に必要な救助を行う場合、県が費用の一部を負担することによって被災者の保護を図ることを目的とし、町の被害が次に該当する場合に適用される。</p> <p>(1)20世帯以上の世帯が滅失した場合 (2)特に知事が必要と認めた場合</p>	<p>○この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。</p> <p>(1)住家が滅失した世帯数が5以上に達した場合 (2)(1)の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合 (3)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</p>
救助の種類等	<p>○救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1)炊き出しその他による食品の給与 (2)被服、寝具その他生活必需品の給与 (3)応急仮設住宅の供与 (4)被災した住宅の応急修理 (5)被災者の救出 (6)知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給 ただし、(3)、(4)については生活困窮者を対象とする。</p>	<p>○救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)避難所の設置 (2)炊き出しその他による食品の給与 (3)被服、寝具その他生活必需品の給与 (4)応急仮設住宅の設置 (5)災害にかかった住宅の応急修理 (6)災害にかかった者の救出 (7)障害物の除去 (8)学用品の給与 (5)、(6)、(7)については、生活困窮者を対象とする。 (8)については、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことができない学用品を喪失し、又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校及び中学校の児童、生徒に対して必要最少限度の学用品を給与する。</p>

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

町、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系

区 分	内 容
被災者のための相談、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設 ・相談所の運営 ・被災者情報の共有
罹災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の作成 ・住家被害認定調査の実施 ・罹災証明書の交付
雇用の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・特別相談窓口等の設置 ・被災者の雇用促進 ・特別措置の要請及び実施
応急金融措置	<ul style="list-style-type: none"> ・通貨の円滑な供給の確保 ・金融機関の業務運営の確保
生活必需品安定供給の確保及び価格の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・適正価格の確保 ・関係者への協力要請 ・情報の提供
住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅復旧のための資材調達 ・被災者入居のための公営住宅の建設
租税の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・期限の延長 ・徴収の猶予 ・滞納処分の執行停止等 ・租税の減免
公共料金等の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被災証明書の発行等 ・各種公共料金等の特例措置
町民への制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報誌等を活用して周知

3 被災者のための相談、支援

(1) 相談所の開設

町は、避難所及び役場に被災者のための相談所を速やかに開設する。また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談所の運営

町は、被災者からの幅広い相談、支援に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連

第4章 災害復旧計画

携し、相談業務を実施する。また、被害の状況に応じて、避難所等への巡回相談や専門家による相談体制を整備する。

(3) 被災者情報の共有

町及び県は、被災者台帳を作成し、被災者情報の共有化を図ることで、迅速かつ的確な支援に努めるとともに、被災した町民への支援漏れを防ぐ。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを確実に提供できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有できる仕組みの円滑な運用・強化を図る。

4 罹災証明書の発行

(1) 実行計画の作成

町は、被害の概況等から被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行できるよう、住家被害認定調査及び罹災証明書交付に関する実施計画（実施体制・調査区域・調査手法・広域応援体制など）を作成する。

なお、県は、市町村が行う住家被害認定調査及び罹災証明書発行に係る技術的・人的支援（大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定）を行うとともに、必要に応じて、市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。

(2) 住家被害認定調査の実施

実施計画に基づき、第1次調査（外観調査）・第2次調査（内部調査）を行い、調査結果に対し疑義等があった場合には再調査を行う。

(3) 罹災証明書の交付

被害認定調査後、被害の程度が確定したものから速やかに罹災証明書を発行する。

なお、第1次調査に基づく罹災証明書の交付については、発災後、概ね1箇月以内に完了するよう努める。

5 雇用の安定

町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、公共職業安定所等を通じて次の対策を実施する。

(1) 特別相談窓口等の設置

阿賀町を管轄する新津職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣のハローワークとの連携による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

- ア 被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人確保し、広域にわたる職業紹介を行う。
- イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する新潟職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する新潟職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

新潟労働局長は、被災地の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業：2/3、中小企業：3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

新潟労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融措置

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び町内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により町内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 町内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関

第4章 災害復旧計画

等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備）の復旧と要員確保及び所要現金の確保等に努める。

イ 町は、災害発生後、金融に関する町民の需要（預貯金の払戻・解約、融資等）に混乱が生じないように、金融機関と連携を取り、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を町民に広報し、周知する。

7 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

(1) 適正価格の確保

町は、「災害救助法」が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じたり、継続的な不足が生じることが予想され、町内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講じる。

(2) 関係業者への協力要請

町は、買い占め、売り惜しみにより生活関連物資の物価が高騰しないよう、町商工会等関係業者に協力要請する。

(3) 情報の提供

町は、県が行う生活関連物資の需給・価格状況等の情報を消費者に提供し、消費者による買い漁りなどの心理的パニックの防止に努める。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための資材調達

町は、必要に応じ、新潟県建築組合連合会東蒲原支部（商工会内）と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

9 租税の特例措置

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、阿賀町税条例又は阿賀町国民健康保険税条例により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる町税の納税緩和措置を適切に講じる。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出又は町税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長す

る。

ア 災害が町の全部又は広範囲の地域にわたる場合、町長は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

イ その他の場合、納税義務者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

(2) 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を越えない範囲内で延長する。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 租税の減免

被災した納税義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

ア 個人町民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 固定資産税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 特別土地保有税

課税対象となる土地が被害により著しく価値を減じた場合、一定割合を減免する。

エ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

10 公共料金等の特例措置

(1) 被災証明書の発行等

町は、被災した町民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講じる。

(2) 各種公共料金等の特例措置

関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

ア 郵政事業

(ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付

(イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

イ 電気事業

電気料金の支払期限の延伸、不使用月の電気料金の免除等

ウ 電信電話事業

避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金や被災者の電話移転工事費の減免

エ その他

水道、下水道、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

11 町民への制度の周知

町、県、防災関係機関、その他関係機関等は、災害復旧についてとられている特例措置等について、次の手段により町民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ及び地元新聞掲載等により広報活動を積極的に行い、町民への周知に努める。

(1) TV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ、広報誌

(2) 広報車、チラシ等

(3) 報道機関との協力による放送、新聞広報等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布 他

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

風水害等により被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、風水害等により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

各資金の詳細は、資料編を参照のこと。

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	福祉介護課
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	福祉介護課
	(3) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	総務課
	(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	総務課
貸付	(5) 生活福祉資金 ア 福祉費(災害援護: 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費) イ 福祉費(住宅: 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費)	低所得世帯等	福祉介護課
	(6) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	津川地区振興事務所
	(7) 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関
	(8) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	建設課、金融機関
	(9) 天災融資制度	被害農林漁業者で町長の認定を受けた者	農協、金融機関
	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関
	(11) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	まちづくり観光課 阿賀町商工会 金融機関 県信用保証協会

3 制度の町民への広報

町及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

町及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報誌・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

町及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、広報誌・チラシ等の配布及び新聞により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 町災害対策本部が実施するもの

広報誌・チラシ等の作成及び配布

(県等の支援制度及び町個別制度の周知)

イ 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報誌・チラシ等の作成及び配布

(イ) 新聞による周知

(ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ 金融機関等

広報誌・チラシ等による所管制度の周知

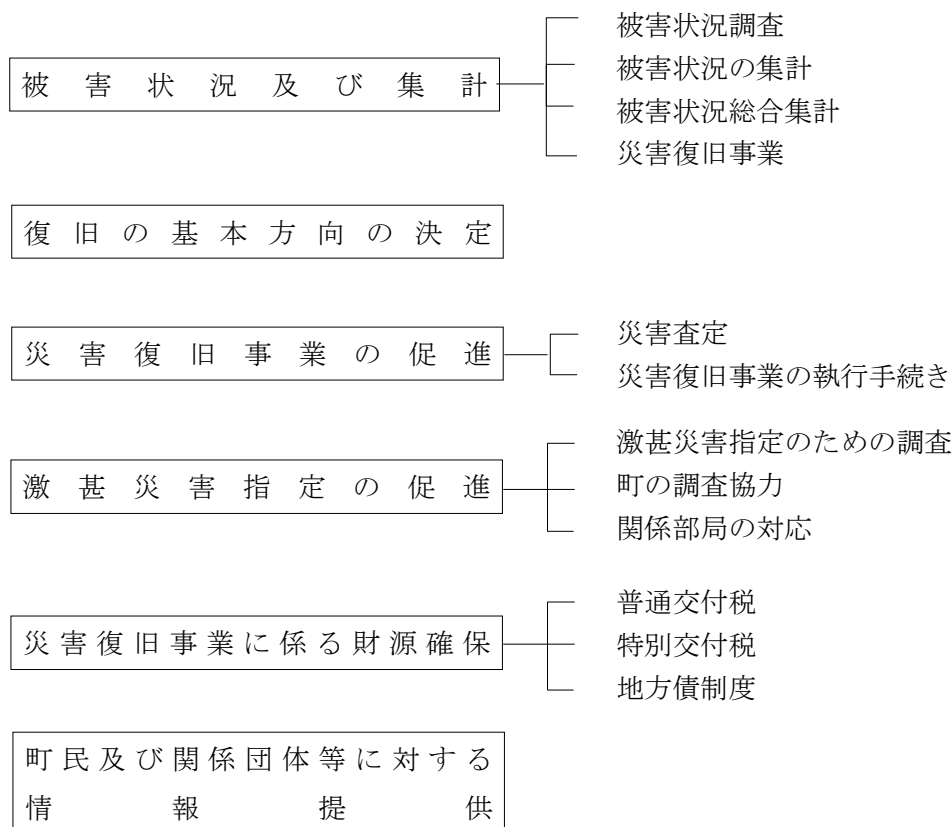
第3節 公共施設等の災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の風水害等による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を調査・把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業を実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の復旧に対する財政援助・助成制度の内容とそれぞれの担当窓口を明確にするとともに、併せて町民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

風水害等により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、所管課を通して町災害対策本部にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた町災害対策本部は、町全体の被害状況を集計するとともに、集計結果を速やかに県災害対策本部（危機対策課）に報告する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報を提供する。

第4章 災害復旧計画

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
1 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係 (津川地区振興事務所)
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係 (津川地区振興事務所)
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (津川地区振興事務所)
	地すべり防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (津川地区振興事務所)
		農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (津川地区振興事務所)
		農林水産省	農地部農地建設課 (新潟地域振興局農林振興部)
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (津川地区振興事務所)
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係 (津川地区振興事務所)
	下水道公園	国土交通省 国土交通省	土木部都市局下水道課 土木部都市局都市整備課 (津川地区振興事務所)
	(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)	水道施設	国土交通省
2 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課 (新潟地域振興局農林振興部)
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (津川地区振興事務所)
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室指導第1係 (新潟地域振興局農林振興部)
	(林業用共同利用施設)		農林水産部林政課計画調整係 (津川地区振興事務所)

3 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁財務課財務管理係・助成係 教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係 総務管理部大学・私学振興課支援班(私学担当) 観光文化スポーツ部文化課文化財係
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
4 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係 (新潟地域振興局健康福祉部) 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係 (新潟地域振興局健康福祉部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (新潟地域振興局健康福祉部) 福祉保健部こども家庭課家庭福祉係 (新潟地域振興局健康福祉部)
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課医療企画班 (新潟地域振興局健康福祉部)
(児童福祉施設等災害復旧費補助金)	児童福祉施設等	こども家庭庁	福祉保健部障害福祉課自立支援係 (新潟地域振興局健康福祉部)
(保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金)	感染症指定医療機関	厚生労働省	福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 (新潟地域振興局健康福祉部)
(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	環境局資源循環推進課資源循環企画係 (新潟地域振興局健康福祉部)
5 都市災害復旧事業(都市施設等)、堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等(都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課街路係 (新潟地域振興局地域整備部)
6 公営住宅等災害復旧事業(公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課住宅整備係 (新潟地域振興局地域整備部)

第4章 災害復旧計画

<p>7 その他の災害 復旧事業・中小企業 (激甚法)</p>	<p>中小企業共同施 設</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産業労働観光部産業政策課経営支援 室</p>
<p>8 災害復旧に係る 町に対する財政支援 措置 (1) 特別交付税に係 る業務 (2) 普通交付税に係 る業務 (3) 地方債に係る業 務</p>		<p>総務省 総務省 総務省</p>	<p>総務対策部 (財政班) 総務対策部 (財政班) 総務対策部 (財政班)</p>

4 復旧の基本方向の決定

町は、被災の状況及び地域の特性、被災施設管理者及び町民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方針を定める。

施設管理者は、この基本方針に基づき速やかに災害復旧事業計画を作成し、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

5 災害復旧事業の促進

(1) 災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、応急仮工事や応急本工事着手を検討するなど必要な措置を講じる。

(2) 災害復旧事業の執行手続き

災害復旧事業の執行手続きは、それぞれ法令、要綱等に基づき進める。

6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に指定が受けられるよう措置し、町の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 激甚災害指定のための調査

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。

(2) 町の調査協力

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 関係部局の対応

関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

7 災害復旧事業に係る財源確保

町は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県市町村課に次の措置の実施を要請する。

(1) 普通交付税

ア 繰上交付

イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

第4章 災害復旧計画

(2) 特別交付税

(3) 地方債制度

ア 激甚災害以外

(ア) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業債

(イ) 単独災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(エ) 火災復旧事業債

イ 激甚災害

(ア) 歳入欠かん債

(イ) 災害対策債

(ウ) 小災害債

a 公共土木等小災害債

b 公立学校施設小災害債

c 農地等小災害債

8 町民及び関係団体等に対する情報提供

町及び県は、町民や関係団体に対し、町ホームページ、阿賀町アプリ「しらせあい」、広報誌・チラシ、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、町民の生活や産業活動に密接にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活の、迅速かつ円滑な再建・復興を図るため、町は、町民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興の基本方針を定め、復興計画を作成する。

また、町、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、町民の合意を得るよう努めつつ、再度の災害防止と、より快適な住居環境の確保を目指した効果的な復興対策と防災対策を早急に実施する。

なお、計画の策定にあたっては、広く町民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、町は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の円滑な実施を期すため、町は、役場内部だけでなく外部の有識者や専門家及び町民等を含めた復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ 復興対策の遂行にあたり、町及び県は、必要に応じて、国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

エ 県は、町から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、町に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画等の決定等を行う。

(2) 復興基本方向の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、町民の意向を尊重しつつ協同して行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。

(3) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可能な限り速やかに実施するため、町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 復興計画の作成にあたり、町及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは災害復興基金の設立

等の推進方法について検討する。

3 防災まちづくり

- (1) 町及び県は、再度の災害防止と、より快適な地域環境を目指し、また、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の町民のみならず、将来の町民のためのものという理念の基に、計画作成段階でのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を得られるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向性について、できるだけ速やかに町民のコンセンサス（合意）を得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町及び県は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用等の防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分町民に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- (4) 町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的に行う。
- (5) 町及び県は、町民等に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等の情報提供を行う。
- (6) 町及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地のモノ・心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

阿賀町地域防災計画（風水害等対策編）

作成日：平成19年3月30日

施行日：平成19年4月1日

修正日：平成25年3月31日

修正日：令和8年2月26日

発行	新潟県阿賀町
企画・編集	新潟県阿賀町総務課
	〒959-4495
	新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
	TEL (0254) 92-3113
	URL http://www.town.aga.niigata.jp/